

【震災編】

第3部

災害復興計画

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

第3部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

震災発生後、区は、速やかに災害対策本部を設置し、応急対策業務及び復旧業務を実施する。一方、次の段階である復興業務についても、対策の遅れはさまざまな分野に影響を及ぼすおそれがある。そこで、復興事業を速やかにかつ計画的に実施するため、できるだけ早い時期に災害復興本部を設置する必要がある。災害復興本部は、被害状況により復興に係る基本方針（災害復興基本方針）を策定するとともに、被災後6か月以内をめどに復興計画（災害復興計画）を策定することとなる。これらの基本方針、復興計画を策定し、震災復興を速やかにかつ円滑に実施するため、次のことを基本的な方針として復興業務を実施するものとする。

1 区民生活の再建

区は被災者の物心両面の被害を速やかに回復するため、住宅の確保をはじめとして、保健福祉サービスや教育の再開、雇用の確保等、生活基盤をできるだけ早く再建し、一日も早く被災者の暮らしを震災前の状態に戻し、その安定を図ることを重視する。

2 被災前よりも安全で安心なまちづくりの実現

再び大地震が起きても被害を最小限にとどめることができるよう、ハード・ソフトの両面から災害に強く安心してらせるまちづくりを推進する。

3 自立・共助・公助の理念に基づく復興の推進

区は復興過程において、被災者は、基本的には自らの責任において再建に努めることを原則とする。また、地域での協働や協力が必要な課題については、区民同士が互いに支えあい、連携して再建を図るものとする。区は、被災者が自らの力を十分に発揮して速やかに再建ができるよう、支援していく。

4 区民、関係機関等との連携・協働

区は再建を迅速かつ効果的に進めるとともに、より活力ある地域社会を築くため、区民、町会・自治会等の地域団体、区議会、事業者、国、都、他の地方公共団体、関係機関、NPO、ボランティア等との連携、協働による復興を推進する。

第2章 復興本部

1 復興本部の設置

区長は、地震により被害を受けた地域が都の地域内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、世田谷区災害復興本部を設置する。

なお、災害復興本部を設置した場合は、各部、都及び関係機関にその旨を通知する。

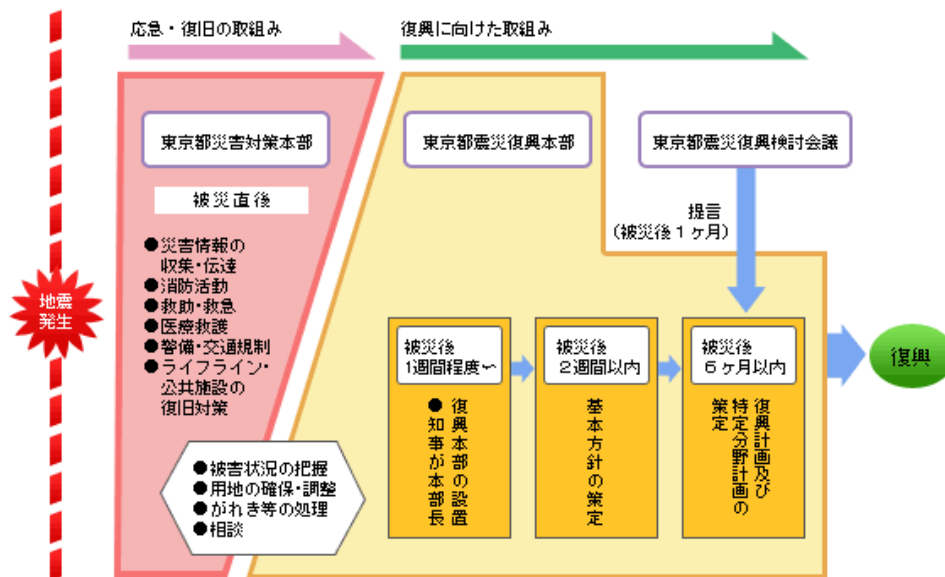
* 世田谷区災害対策条例〔資料編資料第124・P258〕

2 復興本部の役割及び災害対策本部との関係

災害復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業のうち、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

【震災時における都の取組み図】



3 復興本部の関連組織

- 本部に本部長（区長）、副本部長（副区長、教育長）及び本部員（災害対策本部員）を置く。
- 震災の状況に応じ、本部長が必要と認める者を本部員として指名することができる。
- 本部員の職責は、本部長の命を受け、又は復興本部会議の決定に従い、震災復興に係る

事務事業を企画立案し、実施すること、担当事務事業の執行状況を本部長又は本部会議に報告すること及び本部長の特命に関することとする。

- 災害復興本部を設置した場合は、各部、都及び関係機関にその旨を通知する。

4 復興本部の廃止

- 本部長は、区の地域において、災害復旧・復興対策がおおむね完了し、区が支援を行うことを必要とする区民の生活や都市の復興が成し遂げられたと認めたときは、復興本部を廃止する。
- 復興本部の廃止の通知等については、設置の場合に準じて処理する。

第3章 災害復興計画の策定

区長は、震災発生後、世田谷区震災復興本部を設置し、被害状況により、復興に係る基本方針（世田谷区災害復興基本方針）を策定するとともに、被災後6か月以内を目途に世田谷区災害復興計画を策定する。

1 世田谷区災害復興基本方針の策定

- 震災後の復興に関して、本部長は速やかに、復興後の区民のくらしや都市の再生について、そのあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにするため、震災発生後2週間程度を目途に、世田谷区災害復興本部会議の審議を経て、「世田谷区災害復興基本方針」を策定し、公表する。
- この基本方針に基づき災害復興本部は、災害復興計画及び特定分野災害復興計画を策定する。
- 世田谷区災害復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。

- ① 区民のくらしのいち早い復興と安定
- ② 災害に強く、安心してくらせる都市づくり
- ③ 保健福祉、医療、教育など誰もが快適にくらせる生活環境づくり
- ④ 地域社会の復興の推進力となる雇用の確保や事業再開に向けた取組み

2 世田谷区災害復興計画の策定

復興を迅速かつ適切に推進するため、「世田谷区災害復興計画」を策定する。

① 災害復興計画の位置づけ

災害後の区の復興に係る最上位の総合計画として位置付ける。

② 計画の内容

- 区が実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする。
- 区民の生活再建、生活基盤であるまちの再生等に必要なソフト、ハードの両面を含める計画内容とする。
- 今後も起こりうる大災害に耐えうる都市の創造をめざし、長期的視点に立った計画とする。

③ 計画期間

今年度を初年度とする10か年とする。

④ 災害復興計画の策定手順

- 2週間～1か月 …… 災害復興本部における、災害復興基本方針の審議
- 1か月 …… 災害復興基本方針の策定
- 4か月～5か月 …… 区民等への災害復興計画素案の公表、意見集約
- 6か月 …… 災害復興計画の策定

3 特定分野計画の策定

復興に当たっては、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

(1) 都市復興基本計画

① 計画内容

都市復興の理念・目標、土地利用の方針、都市施設の整備方針、市街地の整備方針など、区が取り組む具体的な復興施策を示す。

(2) 住宅復興計画

① 計画内容

応急的な住宅の供給計画（被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給）、恒久的な住宅の供給計画（住宅の取得等に対する都の支援への協力、マンション等再建の支援、民間住宅の供給促進）について、復興施策を示す。

第4章 災害復興計画

第1節 住宅の確保

【実施主体】区災対都市整備部、都都市整備局

災害により被害を受けた住宅の復興は、被災した区民の生活復興のために最も重要な課題である。民間住宅の復興は自主再建が基本となるが、区・都及び関係機関は、区民の自力再建を支援する施策の充実を図る。また、自立再建の困難な被災者のための公的住宅を都と連携して供給する。

* 世田谷区震災復興マニュアル

1 応急仮設住宅の運営

応急仮設住宅の入居者の募集・選定・入居に係る手続きを実施するとともに、応急仮設住宅内のコミュニティ形成等の支援や、自治会創設の支援を行う。

2 マンション等再建の支援

① 所有者の合意形成の支援

被害を受けたマンションの再建に必要な居住者の合意形成などを支援する。

② マンションの建替えの支援

マンションの建替え等の円滑化に関する法律を活用した支援を行う。また、被害マンションが既存不適格建築物である場合等においては、建築基準法第52条第8項の区域指定、総合設計制度等の活用により、再建を支援する。

3 民間住宅の供給促進

① 良質の民間住宅の早期・大量供給を図るため、生産者団体、不動産業界団体、消費者団体、国、都、区などから構成する「復興住宅供給協議会（仮称）」において、狭小・欠陥住宅の建設防止や、劣悪な住環境形成の防止に係る協力体制について検討する。

② 市街地再開発事業等により、まちづくりと一体になって、良質な住宅供給に努める。

4 公的住宅の供給

① 自力再建の困難な被災者のための公的住宅を、都及び都住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得て供給する。

② 区営住宅等の被害状況に応じて実施計画を策定し、補修・補強工事、建替え等の工事を実施する。

第2節 保健福祉の充実

【実施主体】区災対保健福祉部、区災対地域本部

災害によりサービス供給事業者や福祉施設も被災しサービス供給の激減や混乱が予想される。区は、区民生活の早急な生活復興を支援するため、サービス提供事業者と連携して保健福祉サービス提供体制の早期回復に向け、最大限の努力を払う。

介護保険及び高齢者福祉サービス、または障害福祉サービスが必要な方に、効率よくサービスを提供するため、利用調整を行う。

また、実態調査や地域での安否確認、保健師による避難所訪問等により特別な注意が必要と認められる高齢者・障害者に対しては、都と連携のうえ定期的な巡回体制をとる。

第3節 地域医療の再建

【実施主体】区災対医療衛生部、区災対地域本部

災害時には、東京都、地区医師会などから情報を収集するとともに診療所、歯科診療所の実態把握に努め、区民が適切な医療を受けられるよう広報を行う。

第4節 地域産業の復興

【実施主体】区災対区民支援部

被災した事業所等の事業継続・再開は、当該事業主の生活復興だけでなく、雇用の確保や地域社会の復興の推進力となる。区は、中小企業に対し、被災状況に応じた支援方針を策定し、区内中小企業等の事業復興を支援する。

第5節 離職者の就労・生活支援

【実施主体】区災対区民支援部、区災対地域本部

区民生活を再建するためには、経済的な基盤である就業の確保、事業の存続が不可欠である。区は応急的に窓口を開設し、災害により失職した区民に対し、再就職に関する情報提供や労働・雇用に関する相談を関係機関の協力をもとに実施する。

第6節 教育の復興

【実施主体】区災対教育部

区は、区立学校施設の被害程度の把握に努め、被災状況に応じた校舎の補修・改修・再建計画を策定する。また、計画に基づいて仮設校舎の建設や補修工事等を進め、代替施設の調査・検討も含め、授業の早期再開に取り組む。

併せて、被災児童・生徒等への学用品等の支給等の支援施策を実施する。

第7節 都市の復興

震災編 第1部
総則

【実施主体】区災対都市整備部

*世田谷区災害対策条例〔資料編資料第124・P258〕

1 都市復興基本方針

災害により市街地が大規模な被害を受けたときは、区はその復興に際し、都及びその他関係地方公共団体と連携を図りつつ、速やかに「世田谷区都市復興方針（区の市街地の復興に関する基本的方針）」を策定する。

この方針に基づき、市街地の復興に関する事業（以下「市街地復興事業」という。）を推進し、その他必要な施策を実施するものとする。

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

2 復興対象地区の指定

区長は、市街地復興事業を推進するため、復興対象地区を指定することができる。なお、この指定をしたときは、その旨を告示する。

名称	内容	指定の基準
重点復興地区	災害により、建築物等の集中的倒壊若しくは大規模な焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を受け、都市基盤施設の整備等を緊急かつ重点的に行うことが必要な区域	基盤未整備地区であって、大被害地区であるもの
復興促進地区	災害により、相当数の建築物等が倒壊し、又は焼失し、さらに、その区域内の一部の地域が建築物等の集中的破壊若しくは大規模な焼失又は都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を受け、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な区域	基盤未整備地区であって、中被害地区であるもの 基盤整備済み地区であって、大被害地区又は中被害地区であるもの
復興誘導地区	災害により、建築物等が倒壊し、又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な区域	基盤未整備地区又は基盤整備済み地区であって、小被害地区であるもの

(備考)

- (1) 「都市基盤施設の整備等」とは、災害に強いまちづくりを推進するために耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築又は増築を行うこと、及び、都市基盤施設の整備を行うことをいう。
- (2) 「基盤整備済み地区」とは、区長が基盤の整備済みと認めた区域をいう。
- (3) 「基盤未整備地区」とは、基盤整備済み地区に該当しない区域をいう。
- (4) 「大被害地区」とは、被害度（一の街区における全家屋棟数に占める全壊家屋、半壊家屋、

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

- 全焼家屋及び半焼家屋の棟数を合算した棟数の割合の百分比をいう。以下同じ。)がおおむね80%以上である街区が連なり、かつ、当該面積がおおむね1ha以上である区域をいう。
- (5)「中被害地区」とは、被害度がおおむね50%以上80%未満である街区が連なり、かつ、当該面積がおおむね1ha以上である区域をいう。
- (6)「小被害地区」とは、被害度がおおむね50%未満の部分的な被害が見られる街区が連なり、かつ、当該面積がおおむね1ha以上である区域をいう。
- (7)その他、指定の基準に関することは、「世田谷区災害対策条例施行規則」の例による。

3 都市復興基本計画

区は、「東京都都市復興基本計画」との整合を図り、「世田谷区都市復興基本方針」に基づき、「世田谷区都市復興基本計画」を策定する。

4 市街地復興事業の推進

(1) 重点復興地区及び復興促進地区

区は、「世田谷区都市復興基本計画」に基づき、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 復興誘導地区

区は、「世田谷区都市復興基本計画」に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努める。

5 被災市街地復興推進地域

区長は、重点復興地区及び復興促進地区において、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築を制限する必要がある区域については、「被災市街地復興特別措置法」の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

6 復興訓練の継続的な実施（平常時の取組み）

震災後の復興に向けてすみやかな行動ができるよう、区民・専門家・職員等による復興訓練を実践的・継続的に進め、災害時の協力体制を構築する。

(備考)

区では、復興訓練を「世田谷区都市復興プログラム」に則して実施することとしている。

※「世田谷区都市復興プログラム」は、本計画及び本計画の復興にかかる部分を具体化する「世田谷区震災復興マニュアル」のうちハード面の計画としての都市復興について、自助・共助・公助の基本理念に立ち、区民、事業者、区が協働して震災後の復興に取り組むための方針や行動手順等を、街づくりの視点から復興プロセスの時間経過とともに分かりやすくまとめたものである。

第8節 世田谷区震災復興マニュアルの策定

【実施主体】区災対財政・広報部、区災対統括部

区は、区民生活の復興を支援するための基本問題及び取り組みの基本的方向や、事前に検討・準備すべき事項及び検討手順、実際時の手続や態勢等を示した「世田谷区震災復興マニュアル」を平成14年7月に策定した。

さらに、東京都「区市町村震災復興標準マニュアル（平成29年3月）」等の修正を踏まえ、都の支援・連携内容との整合を図り、平成30年3月に修正した。

同マニュアルは、被災後、混乱期から復興期にかけて区民生活の再建と安定に必要とされる区の復興対策業務を遅滞なく、かつ混乱のないように行うための震災復興活動の指針として作成するものであり、行政のとるべき施策や必要な事業についてのチェックリストとしての役割と、復興事務遂行上の手引書としての役割を持つ。

また、同マニュアルは、各部課において個別に作成、管理している分野別マニュアルの総括編としてまとめており、区取るべき行動や実施すべき事業、復旧すべき施設等についての全体的なチェック機能の強化を図るものとする。

なお、同マニュアルは、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

(項目例示)

策定担当部課／マニュアルの概要・目的／具体的行動名／所管部課／内容、方法等／準備状況／検討課題／関連する物品・データ・様式等／都との連携

【震災編】

第4部

南海トラフ地震等防災対策

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

第4部 南海トラフ地震等防災対策

第1章 対策の方針

第4部では、南海トラフ沿い等で発生する大規模な海溝型地震への対策を定める。

1 南海トラフ地震等防災対策（第2章）

都地域防災計画（令和元年7月修正）では、南海トラフ地震等防災対策について、平成25年5月公表の「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等で明らかになった南海トラフ巨大地震等が引き起こす島しょ部における津波への対策を中心に定めている。

ただし、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等で明らかになったのは、島しょ部における津波被害が中心であり、区内陸部においては震度5強程度（東側ケース）と予測されている。そのため、区は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」での対策推進地域には指定されていない。

そこで、南海トラフ地震等防災対策については、平成24年4月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」を前提とした震災編第1部から第3部を準用するものとする。

2 東海地震事前対策（第3章）

第3章において、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めるものとし、その目的及び基本的な考え方は、第3章第2節「2 基本的な考え方」で定める。

第2章 南海トラフ地震等防災対策

南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度や津波などの想定は、平成24年4月18日に都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、区における対策は、第1部から第3部に記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。

第3章 東海地震事前対策

第1節 策定の趣旨

世田谷区の地域は、東海地震が発生した場合、震度5強以下と予想されることから、強化地域として指定されていないため、区は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5強程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるとともに、東京は、高度に人口及び都市機能等が集中していることから、社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、世田谷区防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、「世田谷区地域防災計画」の付編として「警戒宣言に伴う対応措置」を策定したものである。

*東海地震に関連する情報〔資料編資料第105・P224〕

【世田谷区地域防災計画（令和3年修正）における東海地震事前対策の取扱いについて】

東京都地域防災計画 震災編（令和元年修正）では、南海トラフ地震等防災対策（第4部第1章第1節1）及び東海地震事前対策（同2）において、暫定的な取扱いについて次のとおりとしている。

【都計画 p.638】

※ 南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合に、地方公共団体等がとるべき防災対応をあらかじめ定めることが規定された、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日付変更）（以下「変更後の基本計画」という。）を受けた対応については、別途定めることとする。

【都計画 p.638～639】

※ 変更後の基本計画を踏まえ、気象庁は令和元年5月31日から「南海トラフ地震に関連する情報」を公表することとした。このため、本章においては変更後の基本計画を受けた対応を別途定めるまでの間、気象庁が公表することとしていた「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた上で、本章の規定を基本として対応することとする。

世田谷区地域防災計画（令和3年修正）では、東京都地域防災計画 震災編（令和元年修正）に準拠し、「東海地震に関連する調査情報（臨時）」及び「東海地震注意情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えた上で、本章の規定を基本として対応することとする。

第3章 東海地震事前対策

第1節 策定の趣旨

震災編 第1部
総則

【参考】南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

■「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表します。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

■「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

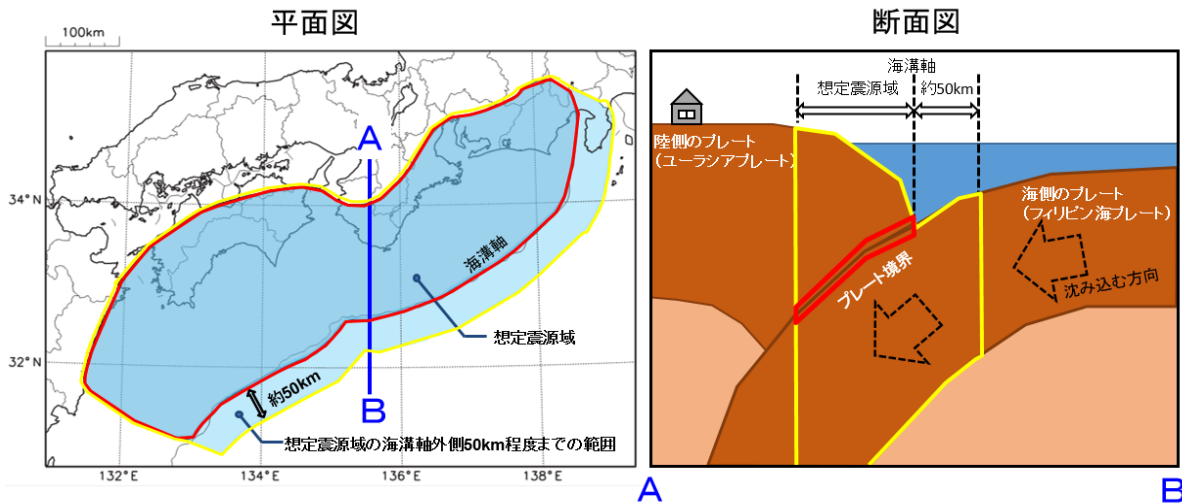
情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上（※1）の地震（※2）が発生 ・1箇所以上のひずみ計（※3）での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※2が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

<監視領域とプレート境界>

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策



想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013）のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中黄枠部）

- (※1) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。
- (※2) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。
- (※3) 当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用します。
- (※4) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。
- 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあります。
- 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要です。
- 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行っていません。

（出典）気象庁ホームページ：南海トラフ地震について 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

第2節 事前対策の目的等

1 対策の目的

東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報等が発令された場合に、区、都及び各防災機関が一体となって地震被害の発生の防止又は被害の軽減を図ろうとするものである。

この対策は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条に基づき都防災会議が策定する地震防災強化計画を中心とするが、都地域防災計画において、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されていない地域における応急対策及びその他の予防対策についても必要な事項が定められている。

- (1) この対策は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、都内全域を対象とし区、都及び防災機関等のとるべき事前対策の基本的事項を定める。
- (2) 区及び防災機関等は、この対策に基づいてそれぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策を実施するものとする。

2 基本的な考え方

(1) 東海地震とは、南海トラフ巨大地震の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震である。この章では、東海地震の発災前に、被害の防止や軽減を図るための事前対策をまとめたものである。

(2) 東海地震発生の際、世田谷区の予想震度は震度5弱（中小河川沿いは震度5強）とされていることから、警戒宣言が発せられた場合においても、区内においては都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、「警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置」「東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置」を講じることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に対策を講じる。

(3) 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時やこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込む。

(4) 世田谷区災害対策条例に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が区民意識のなかにより浸透するための支援策等を講じる。

(5) この章に記載のない東海地震の事前対策については、第2部に基づき実施する。

(6) この章における事前対策は、次の事項に留意し策定した。

ア 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。ただし、各機関において対策計画上、特に考慮すべき時刻があれば、対応するものとする。

* 東海地震の震度分布予想図〔資料編資料第106・P225〕

イ 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。

ウ 警戒宣言が発せられた時点には、地震の発生の可能性があるため、人命の安全の確保を

第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。

エ 都及び各防災機関等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

(7) 調査情報、注意情報、予知情報、警戒宣言などが発せられた場合においても、区の都市機能を極力平常どおり確保することを基本とする。

ア 平常時

区民が東海地震に対する知識を持ち、的確な行動がとれるような広報及び教育を行い、意識啓発を図る。

イ 調査情報から、注意情報を経て、警戒宣言発令まで

(ア) 社会的混乱の発生を防止するための対応措置をとる。

(イ) 都市機能を極力平常どおり確保するため、区役所等の窓口業務等は平常どおり行う。

ウ 警戒宣言の発令から、地震が発生するか又は警戒宣言が解除されるまで

(ア) 社会的混乱を防止するための対応措置をとる。

(イ) 都市機能を極力平常どおり確保するため、区役所等の窓口業務等は平常どおり行う。

(ウ) 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置をとる。東海地震に係る予防対策は、第2部第2章～第12章第5節「第1 予防対策」で対処する。

エ 東海地震の発災後の対応措置

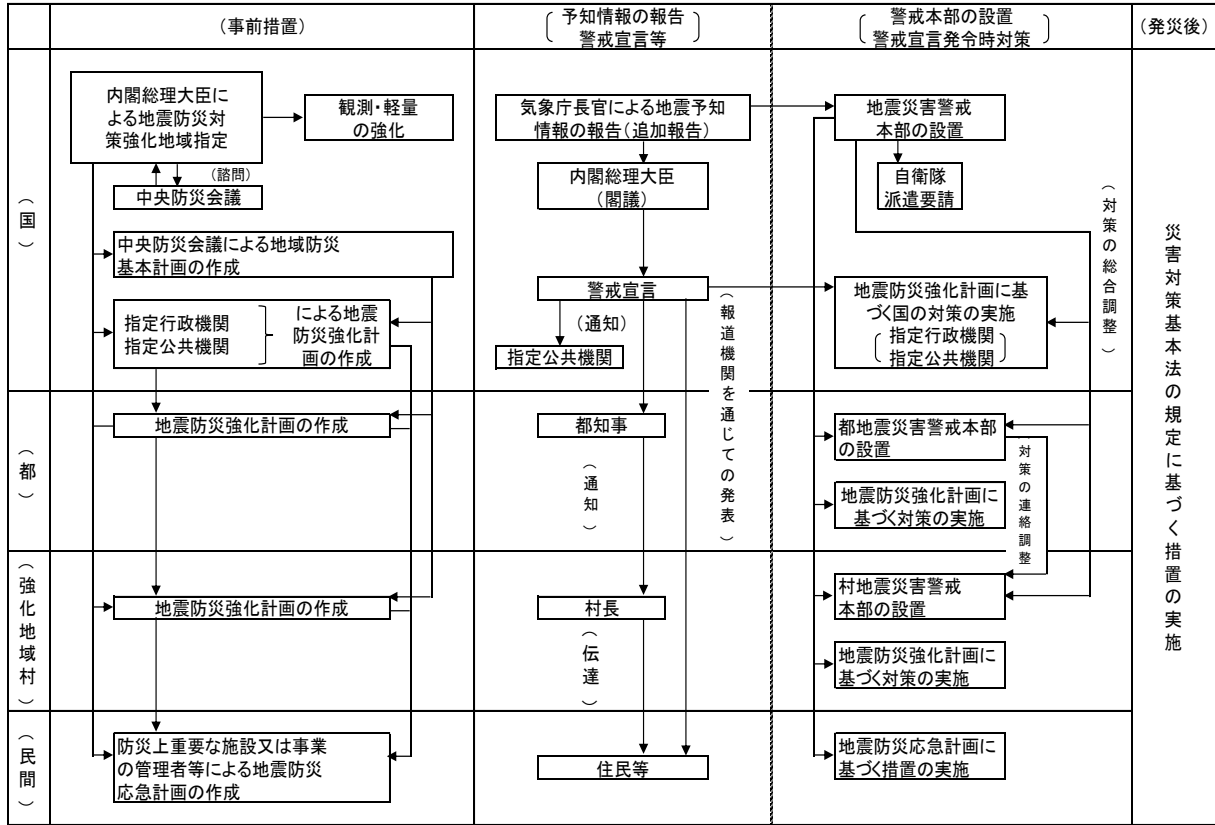
東海地震に係る応急対策は、第2部第2章～第12章第5節「第2 応急対策」、「第3 復旧対策」で対処する。

※ 世田谷区の地域は、強化地域でないところから、「大規模地震対策特別措置法」が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応する。

第3章 東海地震事前対策
第3節 区、都及び防災機関の役割

3 東海地震に関する事前対策の体系

大震法が定める東海地震の強化地域に係る事前対策の体系は、おおむね次のとおりである。
なお、世田谷区は強化地域外であるため、「警戒本部」に代え「災害対策本部」の設置等、これに準じた対策を講じるものとする。



第3節 区、都及び防災機関の役割

区、都及び防災機関の役割は、第2部「第1章 基本的責務と役割」に定めるところによるが、東海地震事前対策に係る役割については、本節以下の各事項において定める。

第4節 区民・事業所等のとるべき措置

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 区民のとるべき措置 | 3 事業所のとるべき措置 |
| 2 防災区民組織のとるべき措置 | |

警戒宣言が発せられた場合、社会的混乱が発生することが予想される。このため、区及び各防災関係機関は万全の措置を講ずるものであるが、混乱を防止するためには、区民及び事業所等の果たす役割は極めて大きいといえる。区民一人ひとりが、また、各事業所が冷静かつ確かな行動をとることにより、混乱は大幅に減少させることができる。

そのため、地震予知情報、注意情報の発表、警戒宣言の発令等の際に、国・都・区をはじめと

する各防災機関が一体となって、事前にその対策を定め、施策の推進を図る。

また、区民、防災区民組織及び事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、防災活動ははじめて総合力を発揮し得るものである。その意味から、区民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、区民一人ひとりが理解したうえ、区民、防災区民組織及び事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

本節においては、区民、防災区民組織及び事業所等が、平常時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示す。

1 区民のとるべき措置（第2部第2章第5節再掲）

(1) 平常時

- ① 自助による3日以上食料備蓄
- ② 飲料水（1人1日分の最低必要量3リットル）を3日以上備蓄、地域内の応急給水拠点の確認
- ③ 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ④ 日頃からの出火の防止
- ⑤ 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- ⑥ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止、窓ガラスへの飛散防止フィルム等の貼り付け
- ⑦ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- ⑧ 水、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- ⑨ 地震が発生した場合の家族の役割分担、避難や安否確認・連絡方法（災害伝言ダイヤル171、携帯電話の災害用伝言板、遠くの親戚宅等）の各家庭における確認
- ⑩ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- ⑪ 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- ⑫ 災害時の情報収集や発信等に重要な携帯電話の充電バッテリー等の準備
- ⑬ 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄（ローリングストック）の普及・啓発（最低3日間分、推奨1週間分）
- ⑭ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ⑮ 区、都、東京消防庁・消防署、防災区民組織等が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加、防災に対する知識・行動力の向上
- ⑯ 町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- ⑰ 避難行動要支援者がいる家庭における、区の定める要件に従って、差支えない限りでの、区が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え
- ⑱ 災害発生時に備え、地域内の危険箇所の点検・把握、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検
- ⑲ 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ① 情報に注意するとともに冷静に行動する。
 - ア テレビ・ラジオ等の情報に注意する。
 - イ あわてた行動をとらないようにする。
- ② 電話の使用を自粛する。
- ③ 自動車の利用を自粛する。
- ④ 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。旅行などで、強化地域で津波危険予想地域にいた場合には、あらかじめ定められた避難場所に避難するか、帰宅する。

(3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ① 情報の把握を行う。
 - ア 区や警察等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ・ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - イ 都・区・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
 - ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
 - エ 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。旅行などで、強化地域で津波危険予想地域にいた場合には、あらかじめ定められた避難場所に避難する。
- ② 火気の使用に注意する。
 - ア ガス等の火気器具類の使用は最小限にとどめ、いつでも消火できるようにする。
 - イ 火気器具周囲の整理整頓を確認する。
 - ウ メーターガス栓の位置を確認する（避難するときは、メーターガス栓及びガス栓を閉める。）。
 - エ 使用中の電気器具（テレビ・ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）。
 - オ LP ガスボンベの固定装置を点検する（避難するときは、LP ガスボンベの元栓を閉める。）。
 - カ 危険物類の安全防護装置を点検する。
- ③ ④ テレビや家具の転倒・落下・移動防止措置を確認する。棚の中の重い物をおろす。
- ⑤ ブロック塀等を点検する。危険箇所はロープを貼るなど人が近づかないような措置をとる。
- ⑥ 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - ア 窓ガラスに荷造用テープ等を貼る。
 - イ ベランダの植木鉢等を片づける。
- ⑦ 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- ⑧ 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。（非常持出品の準備）
- ⑨ 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- ⑩ 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- ⑪ 自家用車の利用を自粛する。

- ア 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - イ 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
 - ウ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、以後は車を使わない。
- ⑫ 幼児、児童の行動に注意する。
- ア 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
 - イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の取決めに基づいて引き取りに行く。
- ⑬ 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- ⑭ エレベーターの使用は避ける。
- ⑮ 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- ⑯ 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- ⑰ 買い急ぎをしない。

2 防災区民組織のとるべき措置

(1) 平常時

- ① 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- ② 情報の収集・伝達体制を確立する。
- ア 区及び防災機関からされた情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - イ 地区ごとに、収集・伝達すべき情報を定めておく。
- ③ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- ④ 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- ⑤ 消火、救助、炊き出し資機材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- ⑥ 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- ⑦ 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

(2) 注意情報発表時から警戒宣言が发せられるまで

- ① テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう努める。
- ② 地区内住民に、必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

(3) 警戒宣言が发せられたときから発災まで

- ① 防災区民組織本部の設置を行い、それぞれの任務を確認する。
- ② 各防災機関からの情報を地区内住民に伝達する。
- ③ 地区内住民に区民のとるべき措置（前項参照）を呼びかける。
- ④ 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- ⑤ 街路設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- ⑥ 高齢者や病人、乳幼児、妊産婦の安全に配慮する。
- ⑦ 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。
- ⑧ 救急医薬品等を確認する。

- ⑨ 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

(4) その他

防災区民組織が結成されていない地域にあつては、町会、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

3 事業所のとるべき措置

(1) 平常時

- ① 消防計画、事業所防災計画、BCP（事業継続計画）等の作成

世田谷区は強化地域に指定されていないが、事業所においては、努めて第3章第5節2「(1) 消防計画、事業所防災計画等の作成」記載の内容を消防計画、共同防災管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画、全体についての消防計画に規定しておく。

- ② 従業員等に対する防災教育の実施
③ 自衛消防訓練の実施
④ 情報の収集・伝達体制の確立
⑤ 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
⑥ 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ① テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
② 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
③ 消防計画、共同防災管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画等に基づき、警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
④ その他状況により、必要な防災措置を行う。

(3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ① 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
② テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
ア デパート等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。
イ 指示、案内等にあつては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。
ウ 特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の安全確保に留意する。
③ 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル・地下街等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。
④ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬

品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。

- ⑤ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- ⑥ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒・落下・移動・破損防止措置を確認する。
- ⑦ 不要不急の電話（携帯電話を含む）の使用は中止するとともに、特に、区・都・警視庁・警察署・東京消防庁・消防署・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- ⑧ バス・タクシー・生活物資輸送車等、区民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り控える。
- ⑨ 救助・救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- ⑩ 建築工事、隧道工事及び金属熔融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。

第5節 災害予防対策

- | | |
|--------------|-----------|
| 1 広報及び教育 | 3 防災訓練の充実 |
| 2 事業所に対する指導等 | |

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、第2部第2章～第12章「第1 予防対策」に基づき実施しているところであるが、東海地震については、地震予知ということが前提となっており、これは震災対策上初めてのことである。そこで、区及び防災関係機関は平常時からあらゆる機会を利用して、区民が東海地震に対する知識を習得するとともに警戒宣言発令時等に的確な行動がとれるよう、広報及び教育を行い区民の地震に対する意識の啓発を行う。

1 広報及び教育

(1) 防災広報

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から、警戒宣言の内容・津波の高さ・津波の到達時間・予想震度・警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

① 基本的流れ

広報の基本的な流れは、①平常時②注意情報から警戒宣言が発せられるまで③警戒宣言が発せられたときから地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまで、④注意情報が解除された時の四段階に区分し広報する。詳しくは、各段階で述べるが、広報内容は下記の事項について実施する。

② 実施事項

- 東海地震についての教育、啓発及び指導
- 東海地震に関連する調査情報（臨時）・注意情報についての広報

- 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
 - 世田谷区の予想震度及び被害程度
 - 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
 - 区民の不安解消のため警戒宣言時に防災機関が行う措置
 - 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報
- 上記事項について、主な例を示すと次のとおりである。

- ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
- (ア) 電車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - (イ) 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - (ウ) その他防災上必要な事項

イ 道路交通の混乱防止のための広報

- (ア) 警戒宣言時の交通規制の内容
- (イ) 自動車利用の自粛の呼び掛け
- (ウ) その他防災上必要な事項

ウ 電話の輻輳による混乱防止のための広報

- (ア) 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
- (イ) 回線の輻輳と規制の内容
- (ウ) 災害用伝言ダイヤル等のサービス提供開始

エ 買い急ぎによる混乱防止のための広報

- (ア) 生活関連物資取扱店の営業
- (イ) 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと

オ 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報

金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと

カ その他の広報

電気、ガス等の使用上の注意

③ 広報の方法

テレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報、インターネット等による速報的な広報、印刷物等による地域的・現場的広報等により実施する。

ア テレビ、ラジオ、新聞等による広報

- (ア) 世田谷サービス公社（エフエム世田谷）、世田谷ケーブルテレビ協議会等、地域情報メディアである協定団体と協力し防災知識の普及を図る。
- (イ) 区及び各防災機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努める。

イ インターネット等による広報

世田谷区ホームページ、ツイッター、メール配信サービス等や関係機関へのリンク等を活用して防災知識の普及を図る。

ウ 印刷物による広報

「区のおしらせ」や区で作成する防災パンフレット、各防災機関が発行する各種の広報紙や印刷物により、防災知識の普及を図る。

エ イベントや講演会等による広報

区をはじめ各防災機関が実施する防災訓練、防災教室、講習会、その他各種の集会の機会をとらえて、防災意識の普及と向上に努める。

オ その他

広報車や固定系無線塔による広報の他、地域の実情に応じ、広報を行う。

(2) 教育指導**【実施主体】区災対教育部、区災対保健福祉部****① 幼児、児童、生徒等に対する教育**

各学校、保育園等において、次の事項について関係職員及び幼児・児童・生徒に対する防災教育を実施し、保護者又は保護者の委任代理人（以下「保護者等」という。）に対して連絡の徹底を図る。

ア 指導事項

- (ア) 地震に対する基本的事項
- (イ) 教職員の分担業務
- (ウ) 警戒宣言時の臨時休校措置
- (エ) 幼児・児童・生徒の登下校（園）時等の安全措置
- (オ) 学校（園）に残る幼児・児童・生徒の保護方法及び保護者等への連絡方法の確認と実施
- (カ) その他の防災措置

イ 指導方法

- ① 「地震と安全」等の印刷物で東海地震対策を盛り込み、防災教育を行う。
- ② 教職員に対しては、地震防災等についての研修を行う。
- ③ 保護者等に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

② 自動車運転者に対する教育**【実施主体】都公安委員会**

警戒宣言が発せられた場合に運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。

ア 教育指導事項

- (ア) 東海地震に関する基本的事項
- (イ) 道路交通の概況と交通規制の実施方法
- (ウ) 自動車運転者のとるべき措置
- (エ) その他の防災措置等

イ 教育指導の方法

- (ア) 運転免許更新時の講習
- (イ) 安全運転管理者講習
- (ウ) 自動車教習所における教育、指導

2 事業所に対する指導等**(1) 消防計画、事業所防災計画等の作成**

世田谷区は強化地域に指定されていないが、区内の事業所等に対して、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めるよう指導する。

- ① 防災体制の確立
自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
- ② 情報の収集伝達等
 - テレビ、ラジオ等による情報の把握
 - 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
 - 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
 - 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
 - 顧客、従業員等に対する安全の確保
- ③ 安全対策面からの営業の方針
 - 劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
 - 営業方針又は任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策
 - その他消防計画等に定める事項の徹底
- ④ 出火防止及び初期消火
 - 火気使用設備器具の使用制限
 - 危険物、薬品等の安全措置
 - 消防用設備等の点検
 - 初期消火態勢の確保
- ⑤ 危害防止
商品、設備器具等の転倒、落下及び移動防止措置

(2) 事業所に対する指導

【実施主体】東京消防庁・消防署

警戒宣言が発せられた場合等、事業所の使用する火気及び危険物等は一般家庭より規模が大きいため、発災の危険、あるいは地域に与える影響等も多大であると予想される。そこで、下記対象事業所に対しては、消防計画等に定める事項及び予防規定（危険物施設）に定める事項等を指導する。

① 事業所防災計画等の指導

ア 対象事業所

機関名	対策内容
東京消防庁・消防署	1 消防法及び都火災予防条例により、消防計画、全体についての消防計画を作成することとされている事業所及び新築の工事中の建築物 2 都震災対策条例により、事業所防災計画を作成することとされている事業所 3 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所
都環境局	1 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガス及び支燃性ガスを取り扱う次の事業所 (1) 高圧ガス製造者 (2) 高圧ガス貯蔵所 (3) 特定高圧ガス消費者 2 火薬類取締法の適用事業所

第3章 東海地震事前対策

第5節 災害予防対策

震災編 第1部
総則

機関名	対策内容
都福祉保健局	1 毒物劇物取締法の適用事業所 2 RI 使用医療機関

※ 東京消防庁・消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、併せて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

イ 事業所指導の内容

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

機関名	対策内容
東京消防庁・消防署	1 消防計画、全体についての消防計画に定める事項 2 予防規程に定める事項 (危険物の規制に関する規則第 60 条の2 第2項に規定する事項を含む。) 3 事業所防災計画に定める事項
都環境局	1 高圧ガス施設に係わる防災計画の作成及び危害予防に関する事項 2 火薬類取扱施設に係わる自主保安体制の強化に関する事項
都福祉保健局	1 毒物、劇物施設に係わる対応措置に関する事項 2 RI 使用医療機関に係わる対応措置に関する事項

② 指導方法

- ア 防災指導等、印刷物・ホームページを使った情報提供等による指導
- イ 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- ウ 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- エ その他、立入検査等消防行政執行時における指導

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

3 防災訓練の充実

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び各防災機関別訓練を実施する。なお、記載のない事項は第2部第5章に準じる。

区分	機関名	対策内容
防災訓練等	区	<p>警戒宣言時において、区は、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講じる。</p> <p>このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に区民に対する情報伝達に重点を置いた訓練を実施する。</p> <p>そのために、必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時から訓練を実施し、実践的能力の向上に努める。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 区</p> <p>(2) 地域住民及び事業者</p> <p>(3) 都及び防災機関</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 非常招集訓練</p> <p>(2) 警戒本部運営訓練（災害対策本部運営訓練に準ずる）</p> <p>(3) 情報伝達訓練</p> <p>(4) 現地訓練</p> <p>(5) 要配慮者等避難誘導訓練</p>
警備・交通対策訓練	警視庁・警察署	<p>警戒宣言に伴う混乱を防止するため、関係防災機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 都各部局</p> <p>(2) 区市町村</p> <p>(3) 地域住民及び事業所等</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 部隊の招集・編成訓練</p> <p>(2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む）</p> <p>(3) 情報収集伝達訓練</p> <p>(4) 通信訓練</p> <p>(5) 部隊配備運用訓練</p> <p>(6) 装備資器材操作訓練</p> <p>3 実施回数及び場所</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

第3章 東海地震事前対策

第5節 災害予防対策

震災編 第1部 総則	震災編 第2部 施策ごとの具体的計画	震災編 第3部 災害復興計画	震災編 第4部 南海トラフ地震等防災対策	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">消防訓練</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">東京消防庁・消防署</td> <td> 警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行う。 1 参加機関等 (1) 消防団 (2) 協定締結等の民間団体 (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア (4) その他関係機関 2 訓練内容 (1) 非常招集命令伝達訓練 (2) 参集訓練 (3) 初動措置訓練 (4) 情報収集訓練 (5) 震災警防本部等運営訓練 (6) 通信運用訓練 (7) 部隊編成及び部隊運用訓練 (8) 消防団との連携訓練 (9) 協定締結等の民間団体との連携訓練 (10) 各種計画、協定等の検証 3 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。 </td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">その他防災機関訓練</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">都水道局</td> <td> 1 訓練内容 訓練は、都と区市町等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部、事業所及び政策連携団体とが連携して実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。 (1) 総合訓練 ア 本部運営訓練 イ 非常参集訓練 (2) 個別訓練 ア 情報連絡訓練 イ 保安点検訓練 ウ 応急給水訓練 エ 復旧訓練 オ その他 2 訓練の実施 総合訓練及び個別訓練は定期的を実施するほか、必要に応じて随時行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	対策内容	消防訓練	東京消防庁・消防署	警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行う。 1 参加機関等 (1) 消防団 (2) 協定締結等の民間団体 (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア (4) その他関係機関 2 訓練内容 (1) 非常招集命令伝達訓練 (2) 参集訓練 (3) 初動措置訓練 (4) 情報収集訓練 (5) 震災警防本部等運営訓練 (6) 通信運用訓練 (7) 部隊編成及び部隊運用訓練 (8) 消防団との連携訓練 (9) 協定締結等の民間団体との連携訓練 (10) 各種計画、協定等の検証 3 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。	その他防災機関訓練	都水道局	1 訓練内容 訓練は、都と区市町等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部、事業所及び政策連携団体とが連携して実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。 (1) 総合訓練 ア 本部運営訓練 イ 非常参集訓練 (2) 個別訓練 ア 情報連絡訓練 イ 保安点検訓練 ウ 応急給水訓練 エ 復旧訓練 オ その他 2 訓練の実施 総合訓練及び個別訓練は定期的を実施するほか、必要に応じて随時行う。
区分	機関名	対策内容											
消防訓練	東京消防庁・消防署	警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行う。 1 参加機関等 (1) 消防団 (2) 協定締結等の民間団体 (3) 東京消防庁災害時支援ボランティア (4) その他関係機関 2 訓練内容 (1) 非常招集命令伝達訓練 (2) 参集訓練 (3) 初動措置訓練 (4) 情報収集訓練 (5) 震災警防本部等運営訓練 (6) 通信運用訓練 (7) 部隊編成及び部隊運用訓練 (8) 消防団との連携訓練 (9) 協定締結等の民間団体との連携訓練 (10) 各種計画、協定等の検証 3 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。											
その他防災機関訓練	都水道局	1 訓練内容 訓練は、都と区市町等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部、事業所及び政策連携団体とが連携して実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。 (1) 総合訓練 ア 本部運営訓練 イ 非常参集訓練 (2) 個別訓練 ア 情報連絡訓練 イ 保安点検訓練 ウ 応急給水訓練 エ 復旧訓練 オ その他 2 訓練の実施 総合訓練及び個別訓練は定期的を実施するほか、必要に応じて随時行う。											

区分	機関名	対策内容
	東京電力グループ	<p>大規模な地震に係わる防災措置の円滑化を図るため、次の内容を主とする防災訓練を年1回以上実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常招集訓練 2 非常態勢の確立 3 情報連絡訓練 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの <p>また、国及び地方自治体等が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。</p>
	東京ガス	<p>地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を、年1回以上実施する。</p> <p>訓練内容は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達 2 非常体制の確立 3 工事の中断等 4 ガス工作の巡視、点検等 5 資機材等の点検 6 事業所間との連携 7 警戒解除宣言に係る措置 8 需要家等に対する要請
その他防災機関訓練	各鉄道機関	<p>防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を、年1回以上実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常招集訓練 2 情報連絡訓練 3 旅客誘導案内訓練 4 各担当業務に必要な防災訓練 <p>また、関係自治体、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識及び技能の習得を図る。</p>
	各放送機関	<p>警戒宣言等が発せられた場合などの対応について、次の内容を主とする訓練を、年1回以上実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予知情報等を想定した放送送出訓練 2 非常招集訓練 3 放送設備の防災措置訓練 4 その他必要な事項 <p>このほか国又は地方公共団体等が主催する防災訓練に積極的に参加する。</p>

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

第3章 東海地震事前対策

第6節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

区分	機関名	対策内容
	NTT 東日本	地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒宣言時の地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの 国又は都及び各区市町村等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
	その他の防災機関	警戒宣言時の対応措置の円滑化を図り、関係機関及び区民の自主防災体制との強調体制の強化を目的として、年1回以上防災訓練を実施する。

第6節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

震災編 第3部
災害復興計画

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応 2 東海地震注意情報発表時の対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報は、気象庁が東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合に段階的に発表される。

本節においては、東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表から東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止することと、都市機能を極力平常どおり確保するという観点から、これらの情報に応じて実施すべき事項について定めるものとする。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

(1) 区の活動態勢（情報連絡態勢）

情報の種類	東海地震に関連する調査情報（臨時）[カラーレベル 青]
情報の内容	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。 本情報を発表後に東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が発表される。
対象	区災対統括部、区災対財政・広報部
業務	関連情報の収集・伝達（庁内、関係機関、協力協定団体、区民）

※ 災害対策課職員は、全員態勢を基本とする。

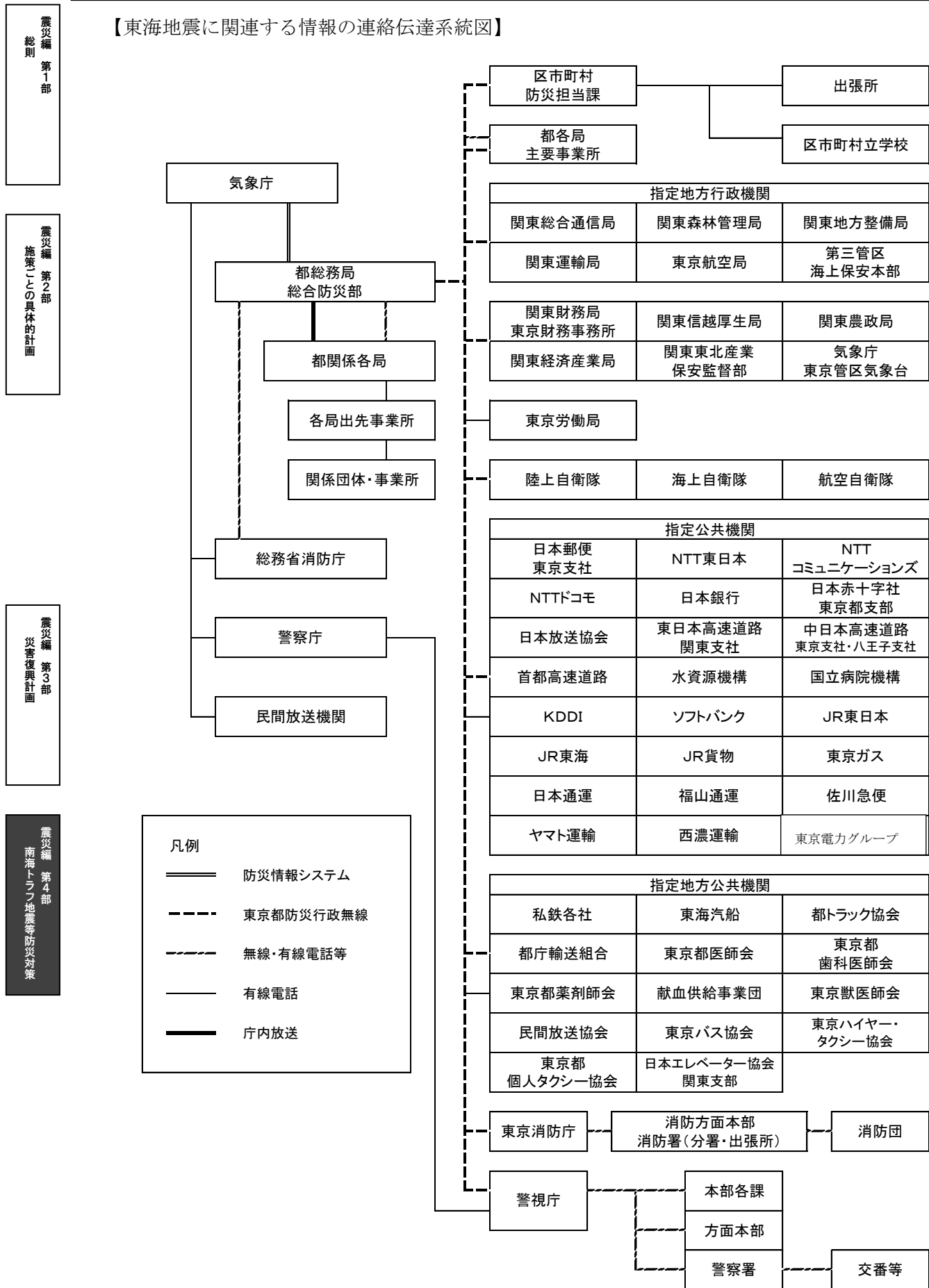
震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

(2) 調査情報（臨時）発表時の情報活動等

都は情報監視態勢をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行うとともに、「東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図」に準じて区、防災関係機関等へ一斉連絡を行う。

区は、都からの情報や、独自の情報収集により情報を集め、Fネット一斉ファクス、庁内一斉メール、地域系無線機全一斉、戸別受信機全一斉、庁内放送により、庁内各部へ必要事項の伝達を行う。さらに、世田谷区ホームページ、電光掲示板により、区民への情報提供を行う。

【東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図】



2 東海地震注意情報発表時の対応

(1) 区の活動態勢（情報連絡態勢）

注意情報発表を受けた場合、区は、直ちに災害対策本部等の設置準備のための必要な措置をとるとともに、社会的混乱の発生に備え、必要な態勢をとる。

また、区民生活を極力平常どおり確保するため、窓口業務、会議、行事は平常どおり行う。（学校、幼稚園、保育園、児童施設、福祉施設、公共施設等の対応についても基本的に平常どおりとする。詳細は、第3章「第7節 警戒宣言時の応急活動体制」を参照。）

① 区災害対策本部の設置準備

区は、注意情報発表を受けた場合は、直ちに「情報連絡態勢」をとるとともに、災害対策本部の設置準備に入る。

② 注意情報発表時の対応

ア 注意情報、大規模地震関連情報1号、その他防災上必要な情報の収集・伝達

イ 社会的混乱防止のための広報（注意情報時の広報文例参照）

ウ 都及び防災関係機関等との連絡調整

エ 警戒宣言発令時の業務を確認（第3章「第7節 警戒宣言時の応急活動体制」を参照）

オ 庁舎・事務室等の安全対策

情報の種類	東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		
情報の内容	東海地震の前兆現象である可能性が高い時発表される。		
対象	態勢 (情報連絡態勢)	共通業務	個別業務
災害対策課	全員	警戒宣言発令時業務及び各所属の対応を確認 庁舎・事務室等の安全対策	災害対策の全体統括 情報の収集と伝達 都及び防災関係機関等との連絡調整
各総合支所 (地域振興課調整係等)			総合支所の庁舎の管理、職員の宿泊場所等の準備
各総合支所 (地域振興課地域振興・防災)			各地域の災害対策の全体統括
広報広聴課			社会的混乱防止のための広報
総務課			庁舎の管理、職員の宿泊場所、寝具等の準備
職員厚生課			災害本部従事員の飲食料の準備
上記以外の全所属			係長級以上

※ 対象者は、勤務時間外に報道等で注意情報発表の情報を得たら、通常交通手段により、各自の職場へ参集する。

※ 災害対策課から職員厚生課までの所属は、注意情報の結果が発表されるまで交代勤務とする。それ以外の全所属では、共通業務の終了後、通常勤務へ移行する。

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

(2) 情報活動

注意情報が連絡された場合、区並びに各防災機関は、下記の伝達系統に従って、速やかに注意情報等を伝達し、活動準備態勢に入る。また、報道等に留意し、情報収集に努める。

① 区及び都における伝達系統

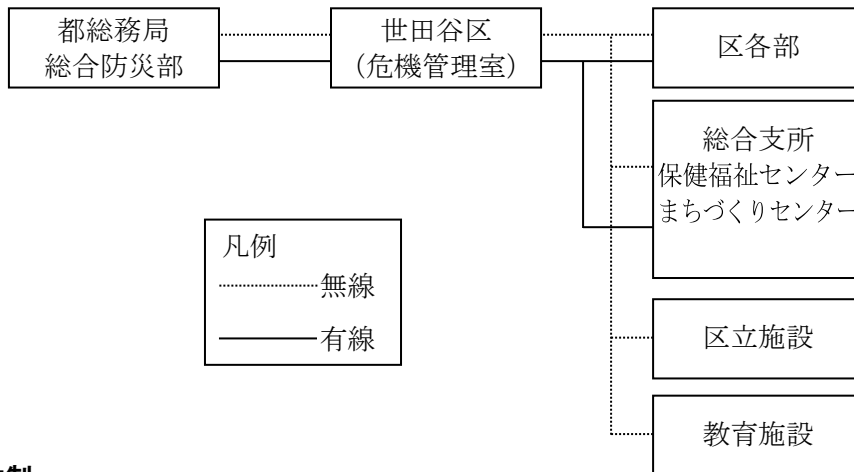
区並びに都を中心とした注意情報の伝達経路及び伝達方法は、前掲の【東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図】のとおりである。なお、ここに示されないものについては、第2部「第6章 情報通信の確保」によるものとする

注意情報発表時においては、区では、区災対統括部が情報連絡体制を統括し、都、気象庁、総務省消防庁、関係機関から情報収集を行う。

また、各機関内部の伝達系統等については、各々の機関で定めておくものとする。

② 区における伝達系統及び伝達手段

地域系防災行政無線一斉通報、固定系防災行政無線戸別受信機一斉通報、庁内一斉メール、庁内イントラネットホームページ、庁内放送、一斉ファクス（Fネット）を活用する。



(3) 伝達体制

各機関の伝達体制は、次のとおりである。なお、公衆通信は規制される場合があることを考慮しておく。

機関名		対策内容
区	災対統括部 災対財政・広報部	都から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに各所管等に伝達する。
	警視庁・警察署	都総務局又は警察庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報により全所属に伝達
	東京消防庁・消防署	都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、庁内各部課、消防方面本部、消防署（所）及び消防団に伝達

機関名	対策内容
都各局	① 都総務局総合防災部は、注意情報を受けたときは、防災行政無線、有線電話及びその他の手段の活用により、直ちにその旨を区市町村、都各局、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び自衛隊等の各関係機関に伝達 ② 都各局は、都総務局総合防災部から注意情報を受けたときは、有線電話、無線電話等の活用により直ちに部内各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知 ③ 都生活文化局は、上記2のほか、私立学校に対して、以下のとおり伝達 i 幼稚園、専修学校及び各種学校は、所管庁（都・区市）を通じて、電子メール等により伝達 ii 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校へは、東京私立初等学校協会及び（一財）東京私立中学高等学校協会を通じて、電話連絡網等により伝達 ④ 都教育庁は、上記2のほか、都立学校及び区市町村教育委員会に伝達
その他の防災機関	都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

（4）伝達事項

- ① 区及び各防災関係機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、必要な職員動員態勢、緊急措置及び地震防災応急対策の準備行動をとるよう伝達する。
- ② 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、職員動員態勢、緊急措置及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達する。
- ③ 判定会が開催され、その結果、地震の発生につながらないと判定された場合は、その判定結果並びに職員動員態勢、緊急措置及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう、速やかに伝達する。

震災編 第3部
災害復興計画

（5）防災機関の活動体制

機関名	対策内容
警視庁・警察署	ア 警備本部の設置 注意情報を受けた時点で、次により、速やかに各級警備本部を設置し指揮体制を確立 （ア）方面警備本部 各方面本部に方面警備本部を設置し、方面区内の警備指揮に当たる。 （イ）現場警備本部 各警察署に現場警備本部を設置し、指揮体制を確立して、管内の警備指揮にあたる。現場警備本部の職員は、各警察署の全職員とする。 イ 警備要員の参集 警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集
東京消防庁・消防署・消防団	注意情報を受けた場合、震災警戒態勢を発令の上、災害活動を除く平常時の消防業務を停止又は縮小し、次の措置をとる。

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

第3章 東海地震事前対策

第6節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

機関名	対策内容
	<p>ア 東京消防庁管内における活動体制</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 全消防職員及び全消防団員の非常招集 (イ) 震災消防活動部隊の編成 (ウ) 関係防災機関（警察署）への職員の派遣 (エ) 救急医療情報の収集体制の強化 (オ) 救助・救急資機（器）材の準備 (カ) 情報受信体制の強化 (キ) 高所見張員の派遣 (ク) 出火防止、初期消火等の広報の準備 (ケ) その他消防活動上必要な情報の収集
NTT 東日本	<p>東海地震注意情報の連絡を受けた場合又は、警戒宣言が発せられた場合、非常態勢を発令、速やかに地震災害警戒本部を設置し、地震防災応急対策を効果的に実施するため次の各号に掲げる事項について、状況の把握及びこれに関する情報の収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 通信そ通状況及び利用制限措置状況並びに代替となる「通信手段の確保状況 (2) 所轄する事業部門及び地域等における地震防災応急対策の実施状況 (3) 社員の確保及び避難の状況 (4) 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等 (5) その他地震防災応急対策実施上必要な情報及び要望事項等
東京電力パワーグリッド株式会社 渋谷支社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東京電力パワーグリッド株式会社渋谷支社世田谷営業センター非常災害対策支部（準備態勢）を設置する。 (2) 関連請負会社へ情報連絡する。 (3) その他、警戒宣言が発せられた場合に備えての諸準備を開始する。
東京ガス	<ul style="list-style-type: none"> (1) 対策本部、対策支部の設置準備に入る。 (2) 関連企業へ情報連絡する。 (3) その他、警戒宣言が発せられた場合に備えての諸準備を開始する。
京王電鉄	<ul style="list-style-type: none"> (1) 注意情報の情報連絡を受けた場合は、防災会議を開催し、情報収集を行い関係従業員へ伝達する。 (2) 災害対策本部の設置・警戒体制の種別決定・列車の運転方式・その他の事前対策を協議する。
小田急電鉄	<ul style="list-style-type: none"> (1) 対策本部の設置を行う。 (2) 必要により要員の非常招集を行う。 (3) 旅客に対して注意情報が発表された旨を伝達するとともに、警戒宣言発令後の列車の運転規制等を情報提供する。
東急電鉄	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部の設置準備に入る。 (2) 要員の非常招集を指令する。
首都高速道路	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東海地震注意情報を受けた場合は、緊急体制をとり、あらかじめ指

機関名	対策内容
	定された役員及び社員の参集を行い、緊急災害対策本部を設置する。 (2) 地震発生に備え、あらかじめ定められた点検体制及び点検事項により地震発生前に点検を実施する。
世田谷サービス公社 (エフエム世田谷)	(1) 放送態勢 注意情報の連絡が入った場合、速やかに特別放送態勢に入る。 (2) 放送内容 ① 注意情報の解説 ② 今後の情報に注意する呼びかけ ③ 混乱の防止と防災知識の啓発
世田谷ケーブルテレビ協議会	(1) 注意情報の連絡が入った場合、災害に備えるため、必要な関係者及び人員の召集を行う。 (2) 区民の混乱や被害を最小限にとどめるために必要な、放送及び通信に関する重要機器類の諸準備及び情報の収集・告知に関する体制の整備を行う。
郵便局	(1) 発災に備え、必要に応じて非常災害対策本部を設置し、防災措置に遺漏のないようにする。 (2) 郵便局をご利用中のお客さまに対し、注意情報が発せられた旨を適切な方法により周知する。
その他の 防災関係機関	各防災関係機関においては、警戒宣言が発せられた場合に備え、要員の非常招集、待機態勢等必要な措置をとるものとする。

震災編 第1部
総則震災編 第2部
施策ごとの具体的計画震災編 第3部
災害復興計画震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

(6) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期であるから、区民の冷静な対応が望まれるところである。

このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、区民の冷静な対応を呼び掛ける内容のものとなる。

なお、区内で混乱発生のおそれが予測される場合は、区及び各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署）へ通報し、必要な情報等を区民に広報する。

① 区の広報対応措置

注意情報が発表されたときは、その内容と意味について周知し、適切な行動を呼び掛けるものとする。

区民に対し、注意情報と関連情報を速やかに周知する。

ア 注意情報は、防災無線塔、広報車、窓口等の掲示物、世田谷区ホームページ、災害・防犯情報メール配信サービス、災害情報テレホンサービス、電光表示板で周知する。
また、世田谷サービス公社（エフエム世田谷）、世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコムイースト世田谷局、ジェイコムイースト調布・世田谷局、イツ・コミュニケーションズ）へ放送依頼を行う。

＜注意情報時の文例＞

世田谷区役所からお知らせいたします。

現在、気象庁では、地震観測データに異常な変化があったため、東海地域に大地震が発生するかどうかを検討しています。

区民の皆さんは、テレビ、ラジオの情報に十分注意してください。

イ 関連情報は、窓口等の掲示物、世田谷区ホームページ、電光掲示板、臨時パンフレット、広報紙で周知する。また、世田谷サービス公社（エフエム世田谷）、世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコムイースト世田谷局、ジェイコムイースト調布・世田谷局、イツ・コミュニケーションズ）へ放送依頼を行う。

＜区民に周知するべき関連情報＞

（ア）東海地震の基礎知識、地震予知情報の内容、区民・事業所の取るべき対応

（イ）警戒宣言が発令された場合でも、区の窓口業務が平常どおり行われること

（ウ）警戒宣言が発令された場合の、学校・福祉施設・児童施設・公共施設等の態勢

（エ）警戒宣言が発令された場合の、区の主催・共催の会議・行事等の中止

ウ 混乱発生が予想される場合には、都、警察、消防等の関係機関と連携して必要な対応及び広報を行う。

② 放送機関の対応措置

ア 注意情報を受けた時点から、速やかに非常放送に移行できる準備体制をとる。

イ 放送内容

注意情報から警戒宣言までの間、テレビ、ラジオで地震関係の放送を開始することになっている。

その主な内容は次のとおりである。

（ア）注意情報の解説 （イ）強化地域、観測データの解説

（ウ）混乱防止呼びかけ （エ）家庭、職場での心得並びに防災知識の紹介

③ 都の広報対応措置

社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、区民等に対し注意情報の内容とその意味について分かりやすく周知するとともに、区民の冷静な対応を呼び掛ける。

具体的には、旅行の自粛、児童生徒の登下校等に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元、危険物の管理や家具の転倒防止他の安全対策の実施等である。

また、各防災機関の対応について、適切な情報提供を行うが、この場合、注意情報の主旨について、誤解の招くことのないよう十分に留意する。

なお、気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、これを受けて政府が準備体制の解除を発表した場合は、都においても迅速に同様の発表を行う。

（7）注意情報時の混乱防止措置

注意情報の報道等により、様々な混乱の発生のおそれがあるとき又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するために、各防災関係機関が行う措置は次のとおりである。

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ① 混乱防止に必要な情報収集伝達 ② 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡及び実施の協力 ③ 区施設等の利用者に対しては、注意情報を正確に周知するとともに、冷静な行動を要請する。
警視庁・警察署	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、区民等に対して注意情報が発表された場合の区民等のとるべき措置、運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼び掛ける。 ② 混乱の未然防止活動 主要駅、交差点、危険箇所等の警備を行う。正確な情報収集に努め、混乱が予想される主要駅、主要交差点、危険箇所及び混乱の発生した場所等に必要に応じ部隊を配備する。
東急電鉄	<ul style="list-style-type: none"> ① 従業員は、冷静に旅客の対応に努めるとともに、状況に応じ、旅客にわかりやすい内容の表現で放送し、混乱を起こさぬように努める。 ② 状況により、改札規制及び入場制限等の措置を行う。 ③ 状況により、早期に警察官の派遣を要請し、極力混乱を防止
京王電鉄	<ul style="list-style-type: none"> ① 駅構内放送、車内放送等を活用して旅客等に東海地震注意情報が発令された旨と旅客のとるべき行動等を伝達する。
小田急電鉄	<ul style="list-style-type: none"> ① 旅客に対し正確な情報提供と旅客混乱防止に努める。 ② 注意情報の発表後の運転計画等を案内するとともに、不要不急の旅行、出張等を控えるよう要請する。 ③ 状況に応じ、早期に警察官の派遣を要請し混乱防止を図る。
NTT 東日本	<p>国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報収集と伝達 ② 通信の利用制限等の措置 ③ 災害用伝言ダイヤルの提供準備 ④ 対策要員の確保及び広域応援 ⑤ 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 ⑥ 通信建物、設備等の巡視と点検 ⑦ 工事中の設備に対する安全措置 ⑧ 社員の安全確保 ⑨ 医療施設及び研修施設等における対策

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

第7節 警戒宣言時の応急活動体制

震災編 第1部
総則

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1 活動態勢 | 5 学校、社会福祉施設等の対策 |
| 2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達 | 6 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策 |
| 3 消防、危険物等対策 | 7 生活物資対策 |
| 4 警備、交通、公共輸送対策 | 8 金融対策 |

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。警戒宣言が発せられた場合、気象庁から東海地震予知情報が発表される。なお、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

<警戒宣言文の一例>

東海地震の地震災害に関する警戒宣言及び国民に対する呼び掛け

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発表します。

本日、気象庁長官から、東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、現在から2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5強程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。

地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

平成 年 月 日

内閣総理大臣〇〇〇〇

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

その場合は、国・地方公共団体・その他の公共機関及び区民は一致協力して、地震防災応急対策、及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

また、警戒宣言が発せられた場合、区においても、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講ずる必要がある。

このため、区及び各防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれの地震災害警戒本部を中心として、地震防災応急対策等に当たるものとする。

本節においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せ

られるまでの間にとるべき対応措置について定める。

なお、区においては、次の方針で対応する。

- 窓口業務は平常どおり行う。
- 行事、会議等は警戒宣言解除まで中止又は延期とする。
- 学校、幼稚園、保育園、児童施設、福祉施設、公共施設等については、警戒宣言解除まで休校（園）・休館とする。（詳細は第3節以降を参照）

1 活動態勢

(1) 区の活動態勢（第1非常配備態勢）

① 災害対策本部の設置

区長は、警戒宣言が発せられ、必要と認める場合は、「災害対策基本法 23 条の 2」の規定に基づき、災害対策本部を設置し、各防災関係機関に通知する。

② 本部の設置場所

世田谷区災害対策本部は、第三庁舎に設置する。

③ 本部の組織

本部の組織は、「世田谷区災害対策本部条例」及び「同条例施行規則」の定めるところによる。

④ 本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- イ 社会的混乱の発生防止及び回避策等の決定
- ウ 都及び防災関係機関の業務に係る連絡調整
- エ 区民への情報提供等

⑤ 配備態勢

警戒宣言時における区の配備態勢は、「世田谷区災害対策本部運営要綱」に定める非常配備態勢とする。

第3章 東海地震事前対策
第7節 警戒宣言時の応急活動体制

震災編 第1部
総則

対象	態勢（非常配備態勢）	業務
指定職員	指定参集場所へ参集	災害応急対策の準備
指定職員以外の全職員	通常勤務	「⑥ 各所属の対応」による

※ 警戒宣言が発令されてから、地震が起きるまでは数時間から2～3日と予想されている。

※ 指定職員のうち、隊長、副隊長、班長、副班長は、警戒宣言が解除されるか、発災するまで参集場所で交代勤務。

⑥ 各所属の対応

ア 区民生活を極力平常どおり確保するため、窓口業務は平常どおり行う。

イ 会議、行事は、実施中又は予定しているものを含め、即時に警戒宣言解除まで中止又は延期とする。

ウ 学校、幼稚園、保育園、児童施設、福祉施設、公共施設等については、警戒宣言解除まで休校（園）・休館とする。（対応は第3章第7節「5 学校、社会福祉施設等の対策」を参照）

エ 工事中の道路については、緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行を確保する。（第3章第7節「6 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策」を参照）

オ 区民へ情報提供等を行う。（第3章第7節「2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達」を参照）

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

(2) 都地震災害警戒本部

○ 警戒宣言が発せられた場合、法令及び本計画の定めるところにより、都は、防災機関・国及び他道府県などと連携・協力し、地震防災応急対策等を実施するとともに、区市町村及びその他の防災機関が行う地震防災応急対策等を援助し、かつ総合調整を行う責務を有する。

○ このため大震法第16条の規定に基づき、知事を本部長とする都地震災害警戒本部（以下「都警戒本部」という。）を設置して、地震防災応急対策を実施する。

* 東京都地域防災計画 震災編 第4部 南海トラフ地震等防災対策

震災編 第3部
災害復興計画

(3) その他の防災機関の活動態勢

○ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、地域防災計画及び各々が定める防災計画の定めるところにより防災対策を実施する。また、区及び都が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとる。

○ 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

○ 区内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、区及び都が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力する。

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

(4) 相互応援協力

- 警戒宣言時において、単一の防災機関のみでは、防災活動が十分行われな場合もあるので、各防災関係機関は日頃から十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておく。
- 区長及び防災機関等の代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は他の区市町村若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、ひとまず口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理する。
 - ・ 応援を求める理由（あつせんを求める理由）
 - ・ 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求めるときのみ）
 - ・ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ・ 応援を必要とする日時、活動時間
 - ・ 応援を必要とする場所
 - ・ 応援を必要とする活動内容
 - ・ その他必要な事項
- 区及び防災機関は、知事から、強化地域において実施する地震防災応急対策が円滑に行われるため、次の事項を示し他の区市町村に応援すべきことを指示された場合、これに対応する。
 - ・ 応援すべき区市町村名
 - ・ 応援の範囲又は区域
 - ・ 担当業務
 - ・ 応援の方法

2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、区及び防災関係機関は、警戒宣言及び東海地震予知情報が発せられた場合は、機関内部に迅速かつ的確に伝達するとともに、区民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

ここでは、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し、必要な事項を定める。

(1) 警戒宣言等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりとする

① 都、防災関係機関の伝達系統及び伝達手段

伝達系統は、地域系防災行政無線一斉通報、固定系防災行政無線戸別受信機一斉通報、庁内一斉メール、庁内イントラネットホームページ、庁内放送、一斉ファクス（Fネット）を活用する。

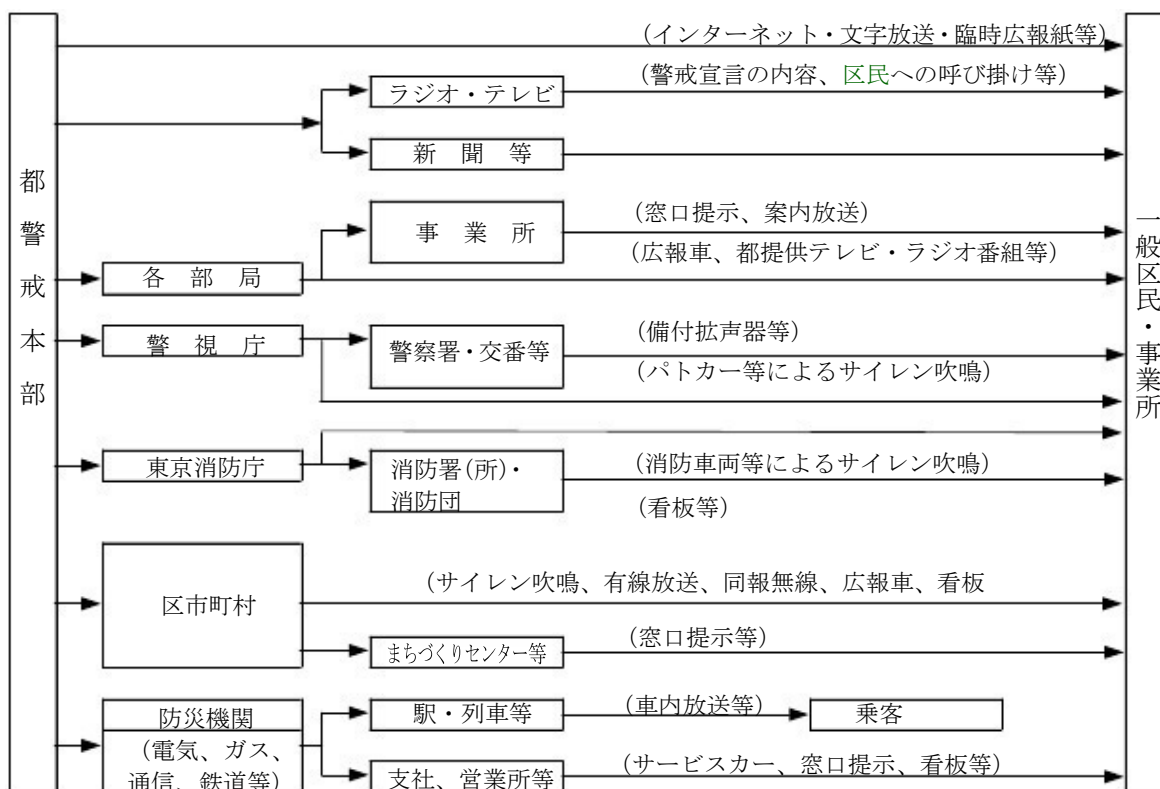
ア 都における伝達系統及び伝達手段

第3章第6節1「(2) 調査情報（臨時）発表時の情報活動等」に示す「東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図」と同じ。

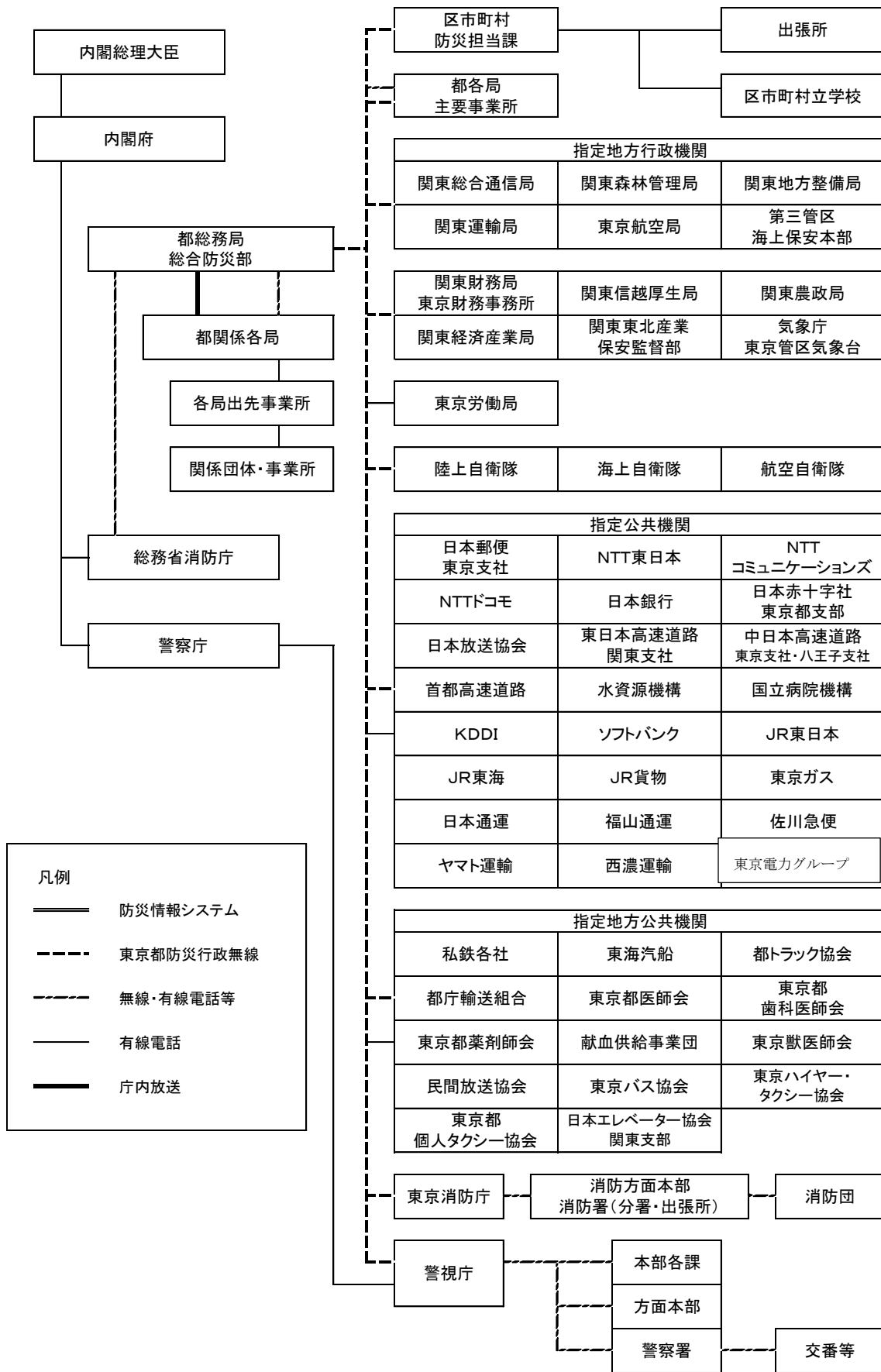
イ 区民に対する伝達系統及び伝達手段

防災無線塔からのサイレン吹鳴・音声放送、各種防災行政無線による一斉通報、世田谷サービス公社（エフエム世田谷）、世田谷ケーブルテレビ協議会、広報車、看板等掲示物、緊急印刷物、世田谷区ホームページ、災害・防犯情報メール配信サービス、災害情報テレホンサービス、電光表示板を活用する。

【一般住民に対する警戒宣言の伝達経路及び伝達手段】



【関係機関に対する警戒宣言の連絡伝達系統図】



凡例

- 防災情報システム
- - - 東京都防災行政無線
- · - 無線・有線電話等
- 有線電話
- 庁内放送

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

② 伝達態勢

機関名	対策内容
区	<p>ア 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部、区立施設並びに防災関係機関に対し、地域系防災無線一斉通報、固定系防災無線戸別受信機一斉通報、庁内一斉メール、庁内イントラネットホームページ、庁内放送、一斉ファクス（Fネット）等で伝達するとともに、区災対教育部会を通じて区立学校（区立幼稚園）に伝達する。</p> <p>イ 区民に対しては、防災無線塔によるほか、警視庁・警察署・東京消防庁・消防署の協力を得てサイレンの吹鳴による防災信号（図参照）並びに広報車、立看板、掲示物、世田谷区ホームページ、災害・防犯情報メール、電光表示板、緊急印刷物、協定団体である世田谷サービス公社（エフエム世田谷）・世田谷ケーブルテレビ協議会への放送依頼等を活用し、警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p> <p>ウ 区防災無線によるサイレンは、吹鳴した後、直ちに音声により警戒宣言が発せられた旨の広報を実施する。（警戒宣言時の広報文例参照）</p>
警視庁・警察署	<p>ア 警察署は、警視庁若しくは区から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けた時は、直ちに警察電話、警察無線等により、各課、各交番等に伝達する。</p> <p>イ 警察署は、区に協力し、パトロールカー等のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを区民に伝達する。</p>
東京消防庁	<p>ア 消防署は、東京消防庁若しくは区から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けたときは、消防署（所）は直ちに署内放送、消防電話、消防無線等により、署員及び消防団員に伝達する。</p> <p>イ 消防署（所）は、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを区民に伝達する。</p>
鉄道機関	警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。
放送機関	警戒宣言が発せられた場合、速やかに地震災害警戒本部等の非常組織を設置し、警戒宣言及び地震予知情報の内容等を放送
その他の防災関係機関	上部機関若しくは区から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けたときは、直ちに各部、課及び出先機関に伝達するとともに、特に、所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業所及び施設利用者に周知する。


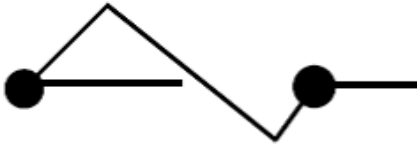
震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

防災信号（サイレン）の吹鳴パターン

警 鐘	サイレン
(5点) 	(約45秒)  (約15秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

③ 伝達事項

警戒宣言が発せられた際に伝達する事項は、次のとおりである。

- 警戒宣言の内容
- 世田谷区での予想震度
- 防災対策の実施の徹底
- その他特に必要な事項

(2) 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えての防災措置が実施される一方、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳などの混乱も考えられる。これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット、ツイッターなどソーシャルメディア等の媒体を活用した広報のほか、区及び防災関係機関においても必要な広報活動を実施する。

各現場で混乱発生のおそれがある場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた区は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、情報を速やかに区民等へ広報する。

① 広報

ア 区の広報

区民に対して行う重要な広報は、広報案文をあらかじめ定めておく。

(ア) 初期段階の広報

警戒宣言が発せられた初期の段階においては、おおむね次の内容の広報を行う。

(イ) 警戒宣言時の広報文例

こちらは、世田谷区の災害対策本部です。
ただいま、東海地震の警戒宣言が出されました。

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

駿河湾沖を震源域とする大地震が2、3日（数時間）以内に発生するおそれがあります。

なお、この地震が発生した場合、東京では、震度5強程度の揺れが予想されます。区民の皆さん、テレビ、ラジオのニュースや区役所からのお知らせに十分注意してください。

(ウ) 警戒宣言が発せられたときの世田谷区長コメント文例

区民の皆様、世田谷区長の〇〇〇〇〇です。

内閣総理大臣から、東海地震の「警戒宣言」が発せられております。

区内の震度は、5強から5弱程度であると予想されています。

震度5強から5弱程度ですと、家が全壊するといった、阪神・淡路大震災のような大きな被害はないものと考えられます。

しかし、地盤の悪い地域では、ブロック塀が倒れたり、窓ガラスが割れたり、家具が転倒したりすることが考えられます。十分に注意してください。

予想より大きい揺れがくることも考えられますので、火元や危険物の管理、水の汲み置き、家具の固定等も行ってください。

区や都においては、既に災害対策本部等を設置しております。

地震が起きましてもあわてずに落ちついて行動してください。

(エ) 広報項目

警戒宣言が発せられたときは、次の事項を中心とした広報を実施する。

- A 警戒宣言の内容の周知徹底
- B それぞれの地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
- B 東海地震の基礎知識、地震予知情報の内容、区民・事業所の取るべき対応
- C 警戒宣言が発令された場合でも、区の窓口業務が平常どおり行われること
- D 学校・福祉施設・児童施設・公共施設等の態勢
- E 区の主催・共催の会議・行事等の中止
- F ライフライン・道路・交通機関等の状況について

(オ) 関係機関と連携した広報等

混乱発生が予想される場合には、都、警察、消防等の関係機関と連携し、必要な対応及び広報を行う。

<広報文例>

世田谷区災害対策本部から区民の皆さんにお願いします。

現在、東海地震の警戒宣言が出されています。

区民の皆さんは、まず、火の始末、水の汲み置き、家具などの転倒防止を行ってください。

また、デマなどにまどわされないよう、テレビ、ラジオのニュースや区役所などのお知らせに注意し、落ち着いて行動しましょう。

(カ) 広報の実施方法

区防災行政無線、広報車、庁舎や区立施設の玄関等に立看板等を掲げる、窓口等の掲示物、世田谷区ホームページ、電光掲示板、緊急印刷物、協定団体である世田谷サービス公社（エフエム世田谷）や世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコムイースト世田谷局、ジェイコムイースト調布・世田谷局、イツ・コミュニケーションズ）への放送依頼等を活用して行う。また、防災区民組織等を通じた広報活動も併せて行う。

イ その他の防災機関の広報

(ア) 広報項目

区民及び施設利用者に対する広報項目は、次のとおり、都に準じて行う。

- A 区民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- B 各防災機関の措置状況並びに区民及び施設利用者に対する協力要請

(イ) 広報の実施方法

- A 各防災機関は、従業員、顧客、区民等に対する情報伝達を具体的に定めておく。
- B この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。
- C 顧客等への伝達は、反復継続して行う。
- D 広報文はあらかじめ定めておく。

(ウ) 防災関係機関の広報

機関名	対策内容
警視庁・警察署	警戒宣言が発せられた場合、区民、運転者等のとるべき措置について、広報を行う。 広報態勢は、次のとおりである。 a 広報車、パトロールカー等による広報 b 交番等備え付けの拡声機による広報 c 警視庁・警察署員等によるトラメガによつての広報
東京消防庁・消防署・消防団	警戒宣言が発せられた場合、区民及び事業所等のとるべき防災措置について広報を行う。 広報態勢は次のとおりである。 ・ 消防職員及び消防団員による広報
その他の防災関係機関	警戒宣言が発せられた場合、各機関の正面玄関等に立て看板等を掲出し、周知をはかる。

② 報道機関への発表

区は、警戒宣言時、区民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置を実施できるよう、協定団体である世田谷サービス公社（エフエム世田谷）や世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコムイースト世田谷局、ジェイコムイースト調布・世田谷局、イツ・コミュニケーションズ）に対して、予想される地震や防災機関の対応及び社会状況など各種、情報の提供を行う。

③ 放送要請

区は警戒宣言時において、区民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、区民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要が生じ、かつ通信手段も十分でない場合に、協定団体である世田谷サービス公社（エフエム世田谷）や世田谷ケーブルテレビ協議会（ジェイコムイースト世田谷局、ジェイコムイースト調布・世田谷局、イツ・コミュニケーションズ）に放送要請する。

(3) 放送機関の対応措置

機関名	対策内容
世田谷サービス公社 (エフエム世田谷)	a 災害放送態勢 社長を中心に放送態勢をとり、災害特別放送を実施する。
世田谷ケーブルテレビ協議会 (ジェイコムイースト世田谷局、ジェイコムイースト調布・世田谷局、イツ・コミュニケーションズ)	b 放送内容 (a) 警戒宣言の内容と解説を明確にする。 (b) 各機関の混乱防止対策を知らせるとともに、各自の平穏な行動を呼びかける。 (c) 防災知識の啓発と防災情報の提供を行う。 (d) 今後の情報に注意するよう呼びかける。

3 消防、危険物等対策

(1) 消防対策

① 東京消防庁管内における活動態勢

【実施主体】東京消防庁・消防署

消防署（所）にあつては、注意情報発表の時点で、全署員、全団員を非常召集して消防活動体制の確立をはかっているが、より攻勢的な活動体制を展開し、積極的に出火防止及び延焼拡大防止等の活動を行う。

警戒宣言時は、平常時の消防業務（災害活動を除く）を停止又は縮小し、次の措置をとる。

- ア 消防部隊の編成強化
- イ 関係防災機関への職員の派遣
- ウ 救急医療情報の収集体制の強化
- エ 救助・救急資機（器）材の強化
- オ 情報受信体制の強化
- カ 高所見張員の派遣
- キ 出火防止、初期消火等の広報の準備
- ク その他消防活動上必要な情報の収集

② 区民（事業所）に対する呼び掛け

対象	事項	内容
区民	情報の把握	テレビ、ラジオや消防、警察、区からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、消火用水等の確認
	危害防止	① 家具類、ガラス等の安全確保 ② ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所		警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼び掛けを行う。

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

(2) 危険物等対策

機関名	対策内容
東京消防庁・消防署	<p>① 石油类等危険物の取扱い施設 危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。</p> <p>ア 操業の制限、停止 イ 流出拡散防止資機材等の点検、配置 ウ 緊急遮断装置の点検、確認 エ 火気使用の制限又は禁止 オ 消火設備等の点検、確認</p> <p>② 化学薬品等取扱い施設 学校、病院、研究所等の事業所に対して、防災計画に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。</p> <p>ア 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 イ 引火又は混触等による出火防止措置 ウ 化学薬品等の取扱いの中止又は制限 エ 火気使用の中止又は制限 オ 消防用設備等の点検、確認</p>
都環境局	<p>○ (一社) 東京都火薬類保安協会、東京都高圧ガス地域防災協議会 ((公社) 東京都高圧ガス保安協会、(一社) 東京都 LP ガス協会及び (一社) 東京都 LP ガスタンド協会) 等の関係保安団体に対し、次の事項について、火薬類保管施設を有する各会員が確実に実施するよう要請</p> <p>① 警戒宣言等の伝達 ② 事故発生時に準じた保安要員の確保 ③ 保安用品及び保安装置の点検等 ④ 地震による被害の防止及び軽減措置 ⑤ その他特に必要な事項</p>

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

第3章 東海地震事前対策
第7節 警戒宣言時の応急活動体制

震災編 第1部
総則

機関名	対策内容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物劇物業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請 <ul style="list-style-type: none"> ① 貯蔵施設等の緊急点検 ② 巡視の実施 ③ 充てん作業、移替え作業等の停止 ④ 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置 ⑤ 地震予知関連情報の収集及び伝達

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

(3) 放射性物質対策

機関名	対策内容
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ RIの管理測定班の編成 都内のRI使用医療機関で被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるための活動を行うRI管理測定班設置事業所に対して、班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い必要に応じ直ちに出勤できる体制を整える。

(4) 危険物輸送

機関名	対策内容
警視庁・警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進 <ul style="list-style-type: none"> ① 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 ② 危険物施設等対策班による危険物関係情報の収集及び関係施設の視察 ③ 危険物及び保管施設に対する警戒強化
東京消防庁・消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導 <ul style="list-style-type: none"> ① 出荷及び受入れの停止又は制限 ② 輸送途中車両における措置の徹底

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

(5) 医療救護対策

① 医療救護体制

機関名	対策内容
区	第2部第7章第5節第2「1-2 初動期の医療救護活動」を準用する。
区医師会	
区歯科医師会	
区薬剤師会	
日赤東京都支部 (世田谷区地区)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日赤東京都支部は、救護班の編成を行い、出動準備態勢をとる。 ○ 医療救護に必要な要員、医薬品、器具機材、病床等の準備、その他必要な措置を講じる。
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、日赤東京都支部、関東信越厚生局等に対する医療救護班等の編成準備要請 ○ 傷病者の受入体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、看護師等の確保 ・ 医療資器材の点検、補充 ・ 都医師会、日赤東京都支部及び関東信越厚生局に対する受入体制確保の要請

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

② 病院、診療所

【実施主体】医師会

ア 診療体制

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行う。また、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて、適切に対処するものとする。

イ 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講じる。

- (ア) 建物、設備の点検・防災措置
- (イ) 危険物の点検・防災措置
- (ウ) 落下物の防止
- (エ) 非常用設備、備品の点検及び確保
- (オ) 職員の分担事務の確認
- (カ) 備蓄医薬品の点検・防災措置

③ その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ、適宜伝達する。

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

4 警備、交通、公共輸送対策

(1) 警備対策

【実施主体】警視庁・警察署

① 警備部隊の編成及び配備

速やかに警備部隊を編成するとともに、混乱のおそれのあるターミナル駅、地下街、主要交差点、港等に、必要により、部隊を配備する。

② 治安維持活動

警戒宣言が発せられたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により区民等の不安を払拭し、犯罪等の未然防止に努める。

③ 広報活動

避難誘導に当たっては、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止に当たる。

(2) 交通対策

【実施主体】警視庁・警察署

① 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講じる。

【基本方針】

- ① 区内の車両の走行は、できる限り抑制する。
- ② 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。
- ③ 非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。
- ④ 緊急交通路については、優先的にその機能を確保する。

② 運転者等のとるべき措置

運転者等の取るべき措置を以下に例示し、広く周知徹底を図る。

ア 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

(ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行すること。

走行速度を高速道路では時速 40km、一般道路（首都高速道路を含む）は時速 20km に減速すること。

(イ) カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること。

(ウ) 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。

(エ) バス、タクシー及び区民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。

(オ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行すること。

(カ) 現場警察官等の指示に従うこと。

イ 車を運転中以外に警戒宣言が発せられたとき

- (ア) 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しないこと。
- (イ) 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空き地等に移動すること。やむを得ずそのまま路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せ、エンジンを切ること。
なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアをロックしないこと。
- (ウ) 車両による避難の禁止
警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

③ 交通対策本部等の設置

判定会召集が決定された場合、交通管制センター内に交通対策連絡室を開設するほか、警戒宣言が発せられると同時に、これを交通対策本部に切り替えて、総合的指揮態勢をとる。

④ 交通規制（東京都内）

ア 警戒宣言が発令された場合、警視庁・警察署は、必要に応じ、次の規制を行う。

対象	規制措置
ア 都県境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 神奈川県又は山梨県の都県境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 流出する車両については、原則として制限を行う。 ・ 都内に流入する車両については、混乱が生じない限り規制は行わない。 ○ 埼玉県又は千葉県の都県境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都内に流入する車両については、抑制する。 ・ 流出する車両については、規制しない。
イ 環状七号線の内側の道路	○ 都心に向かう車両は極力制限する。
ウ 環状7号線以遠の道路	第一京浜国道、第二京浜国道、中原街道、目黒通り、甲州街道、川越街道、高島通り、中仙道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路、国道16号線の14路線については、必要に応じ通行を制限する。
エ 高速自動車国道・首都高速道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況により車両の流入を制限する。 ○ 都県境においては、前記アの交通規制に準ずる。

イ その後の交通状況によっては、前記アの交通規制を変更し、あるいは前記ア以外の地域、路線を指定して必要な規制を行うものとする。

ウ 交通処理要領

警戒宣言が発せられた場合、速やかに警察官を都県境及び主要交差点等に配置し、必要により交通検問所を設置する。

⑤ 道路管理者の措置

機関名		対策内容
区	◎災対土木部	<p>(1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急啓開（道路障害物除去）路線等を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検、パトロールを実施する。</p> <p>(2) 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行を確保する。</p>
都建設局	第二建設事務所	<p>(1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急輸送道路等を重点に緊急点検・調査を実施する。</p> <p>(2) 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を一時中止し、安全対策を確立し緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。</p>
国土交通省関東地方整備局	東京国道事務所	<p>(1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、管轄区域道路一般国道20号、246号のうち区内の保全施設等の緊急点検・調査を実施する。</p> <p>(2) 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を一時中止し、安全対策を確立し緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。</p>
首都高速道路		<p>(1) 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、首都高速道路の占有者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。</p> <p>(2) 警察が実施する交通規制に協力するとともに、お客様等に対して規制状況等の必要な広報を行う。</p> <p>(3) 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネルの防災設備等の点検を行う。</p> <p>(4) 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置を取り、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。</p>

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

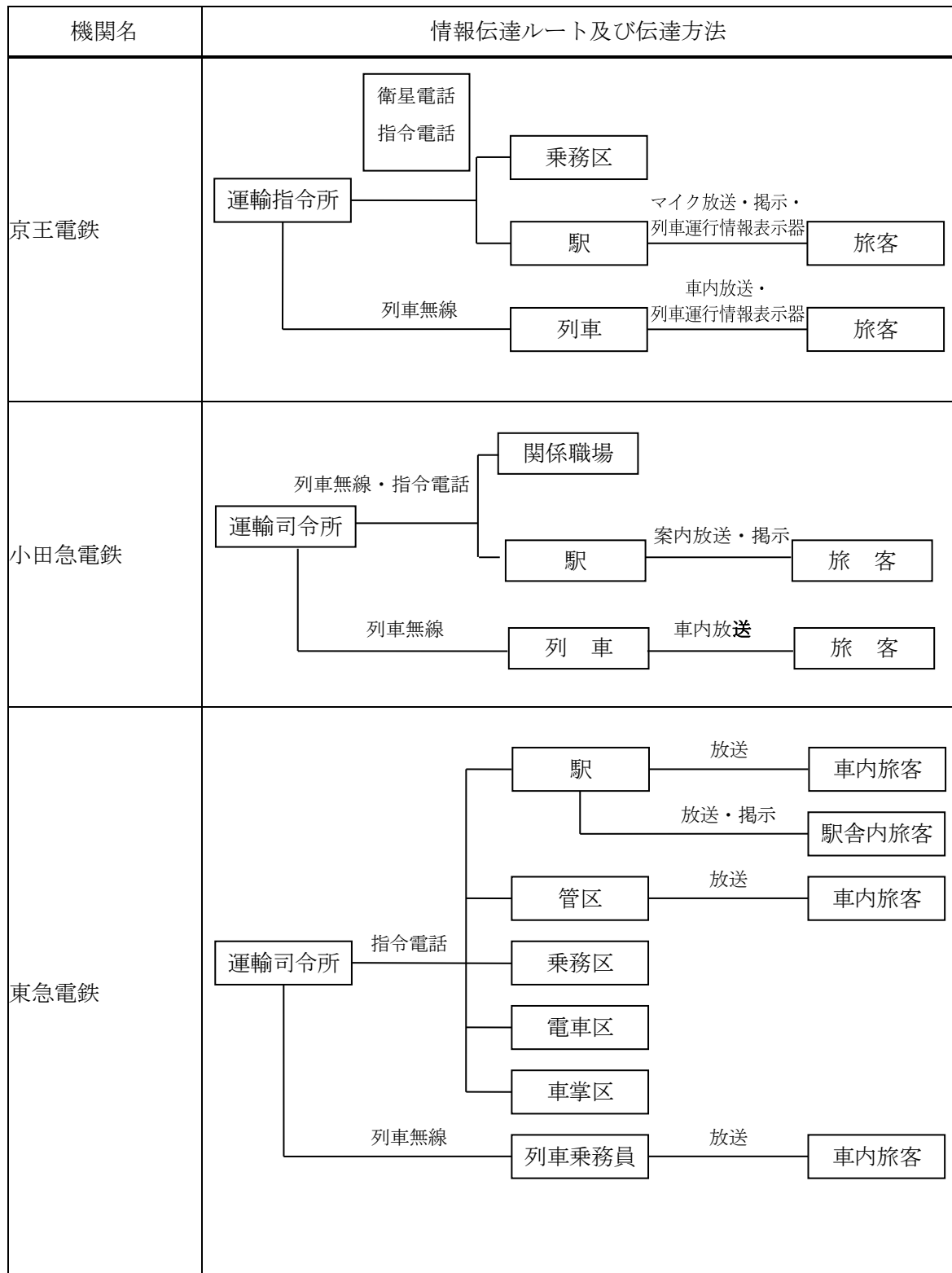
震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

(3) 鉄道対策

① 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法及びルートで列車並びに乗客等に伝達する。



震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

震災編 第1部
総則

② 列車運行措置

ア 運行方針

防災関係機関、報道機関及び鉄道各社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

イ 運行措置

機関名	警戒宣言当日	翌日以降
東急電鉄 京王電鉄	警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。	あらかじめ地震ダイヤ(仮称)を作成し減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。
小田急電鉄	警戒宣言が発令された場合は、一部列車の運転を中止、速度を落として運転を再開する。なお、強化地域内の列車の運転は中止する。 これに伴い、運行区間、運行本数、運転速度等が制限されるため輸送力は大幅に減少する。	運行区間、運行本数、運転速度等が制限されるため輸送力は大幅に減少する。 なお、強化地域内の列車の運転は中止する。

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

③ 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

機関名	対策内容
東京消防庁・消防署	平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
小田急電鉄 東急電鉄 京王電鉄	○ 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼び掛けを行う。 ○ 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼び掛け、協力を要請
都総務局	○ 平常時から、区民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 ○ 警戒宣言時において、鉄道機関及び警視庁・警察署からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して、極力平常通りの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼び掛ける。

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

④ 主要駅での対応

ターミナル駅等での主要駅において旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は、次の対応措置を講じる。

機関名	対策内容
小田急電鉄 東急電鉄 京王電鉄	① 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 ② 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 ③ 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 ④ 状況により、警察官の応援を要請 ⑤ 状況により、乗車券の発売を制限又は中止

なお、小田急においては、強化地域内着・通過となる乗車券類は発売を停止する。

⑤ 主要駅等の警備

警視庁・警察署は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想され又は混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

⑥ 列車の運転中止措置

鉄道機関及び区、都、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署等は、一致協力し、上記①から⑥までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

⑦ その他施設管理等

鉄道各社は、次の措置を講じる。

- 工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。
- 防災資機材及び復旧資機材の整備を行う。
- 発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行う。

(4) バス、タクシー等対策

① 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

② 運行措置

機関名	対策内容
東京バス協会	ア 路線バス (ア) 運行方針

第3章 東海地震事前対策
第7節 警戒宣言時の応急活動体制

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

機関名	対策内容
	<p>防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。</p> <p>(イ) 運行計画</p> <p>A 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。</p> <p>B 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。</p> <p>C 危険箇所等を通る路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため、適切な措置をとる。</p> <p>D 翌日以降については、上記A～Cにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。</p> <p>E 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p>イ 貸切バス</p> <p>貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。</p>
東京ハイヤー・タクシー協会 都個人タクシー協会	<p>タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。</p> <p>この場合、減速走行（一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h）を行う。</p>

③ 混乱防止措置

ア 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、都、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、区民、事業所に対する広報及び指導を行う。

イ バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たる。

5 学校、社会福祉施設等の対策

【実施主体】区災対教育部

(1) 学校（幼稚園、小学校、中学校等）

① 注意情報発表時、警戒宣言時の対応

注意情報が報道機関により報道された後、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、幼児・児童・生徒に注意情報が発表されたことを伝え、地震に対する注意事項、警戒

宣言が発せられた場合の対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導する。また、解除宣言又は地震後の授業（保育）の再開等について説明する。

学級活動・ホームルーム活動終了後は、上記対応措置等により、原則として学校（園）で幼児・児童・生徒を保護する。

なお、注意情報が解除されるまで、学校（園）を臨時休業とする。

また、警戒宣言が発せられた場合、原則として授業（保育）を打切り、警戒宣言の解除までは臨時休校（園）とする。

② 幼児・児童・生徒の保護・帰宅

ア 幼児・児童・生徒の帰宅

鉄道の運行状況、都内外の被災状況等の把握に努め、保護者等が企業等に留め置かれた場合には、原則として、幼児・児童・生徒を確実に保護者等に引き渡すまで、学校（園）において幼児・児童・生徒の安全を確保し、その旨を区災対教育部へ速やかに連絡する。

注意情報の発表が報道されると、保護者が直ちに引取りに来校する事態が予想される。また、一斉帰宅抑制により保護者等が企業等に留まる場合も想定されることから、その際の幼児・児童・生徒の学校（園）内保護の原則について、校長（園長）は、保護者等にあらかじめ周知しておく。

また、電話連絡網、緊急メール、学校（園）ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル、ツイッター等の各種メディアを使用した、幼児・児童・生徒及び保護者等双方の安否確認手段を複数用意し、学校（園）と保護者等との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者等に周知徹底しておく。

校（園）長は、保護者等に、家庭において、水・食料・救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら事後の報道に注意し、学校（園）と連絡をとりながら、適宜幼児・児童を直ちに引き取りに出る準備を整えることが重要である旨周知する。

なお、上記のような措置をとっても、判定会招集の報道で保護者が引き取りに来校（園）した場合には、校長（園長）の責任において、臨機の措置をとる。

イ 幼児・児童・生徒の帰宅

（ア）幼児・児童・生徒の保護者等への引渡しについては、幼児・児童・生徒の安全確保に万全を期すため、保護者等から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用する。

A 幼児・児童については、予め保護者等に伝達してある計画に従って、保護者等に帰宅先を確認してから引き渡す。

B 中学校の生徒についても保護者等への引き渡しとするが、保護者等が在宅する場合に限り、帰宅経路・方法・所要時間等を確認し、通学路ごとにグループ下校させる等、学校及び地域の実態に応じた帰宅方法とすることもできる。

C 心身障害学級の児童・生徒については、保護者等に引渡し、引取りのない者については学校で保護する。児童・生徒等の通学範囲、障害の程度により、帰宅所要時

間が長くなる場合があるため、注意情報の段階で、各学校から保護者等に引渡しの緊急連絡を行う。

③ 校外学習及び宿泊行事等実施の安全確保

校外学習、宿泊行事等の実施時に発災した場合に備え、事前に移動経路上や現地にある一時集合場所、避難場所、避難所等の確認を確実にを行うとともに、発災時における幼児・児童・生徒の安全確保対策について実施計画に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図っておく。

ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、地元官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部又は対策本部の指示に従う。

また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は対応の状況を区災対教育部に報告するとともに、保護者等への周知を図る。

イ 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。

帰校（園）後は、幼児・児童・生徒を在校（園）時と同様の措置により、帰宅させる。

ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校に避難することなど、適宜の措置をとる。

強化地域内の場合は、その地の官公署と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。区災対教育部への報告、保護者等への連絡は前項と同様の措置をとる。

④ 学校（園）におけるその他の対応

ア 児童・生徒等を帰宅させた後、水を汲み置き、プールや貯水槽には水を張っておく。備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災の防止、消火器及び応急備品の点検、防災無線機の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。また、地震が起きた際、区立小・中学校は指定避難所となるため、避難所用の備蓄物品、トイレ等についても点検しておく。

イ 残留する児童・生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定める緊急時の教職員の役割分担（避難誘導班で対応するなど）に従って措置をとる。必要な食料等、残留する児童・生徒等の備蓄物品についても点検しておく。

ウ 残留する児童・生徒等の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を区災対教育部へ報告する。

⑤ 家庭にいる時

警戒宣言が発せられた場合、登校を取り止め、学校（園）の指示があるまで自宅に待機させる。

⑥ その他

ア 警戒解除宣言の情報は、テレビ・ラジオ等の手段により得るものとする。

なお、解除後の授業の再開については、区災対教育部と協議のうえ、決定する。

イ 警戒宣言に伴う対策を含めた学校の防災計画については、平常から保護者等に対し十分に周知徹底をはかり、理解と協力を求める。

(2) 社会福祉施設等（保育園、児童館、新BOP、高齢者・障害者施設等）

【実施主体】区災対保健福祉部、区災対教育部

① 保育所・通所施設

ア 利用者等の扱い

警戒宣言が発せられた場合、各施設は、警戒宣言の解除まで臨時休園等となり、利用者（児）は、次により帰宅させる。

(ア) 利用者（児）等は、名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。

A 保育園においては、保護者等に引き渡すが、保護者等が引取りにこられない児童については、原則として引取りがあるまで園等で保護する。

B ひだまり友遊会館等においては、帰宅先、同伴者等を確認のうえ、帰宅させる。

C 高齢者・障害者施設等においては、防災マニュアルにしたがって対応する。

D 新BOPにおいては、事前に校長と事務局長が協議し、校長の指示のもと連携して対応する。

(イ) 引き取りのない利用者（児）、又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者（児）等については、施設等で保護する。

A 園等に残留する児童等に必要な食料等については、予め予想される人員数を把握し、各園等において調達計画をたてておく。

B 児童等を保護するために必要な人員の確保については、予め定めてある役割分担に基づき措置する。

(ウ) 通園・通所時間中の場合は、通園・通所経路に沿って利用者（児）等を探索し保護する。

イ 施設の防災措置

(ア) 施設設備の点検（消火用具の点検等）

(イ) ライフラインの確認（水の汲み置き、プール・貯水槽等に水をためておく等）

(ウ) 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止（備品等の転倒防止、窓ガラス等の落下防止等）

(エ) 食料、寝具、飲料水、ミルク等の確保

(オ) 医薬品等の点検、確保等

(カ) 新BOP児童については、事前に校長と事務局長が協議し、校長の指示のもと連携して対応する。

ウ その他

(ア) 警戒解除宣言は、テレビ・ラジオ及び区からの伝達等により得るものとする。なお、解除後の施設の再開は、施設の長が所管部課と協議のうえ決定することとする。

(イ) 利用者の帰宅等の措置について、所管部課へ報告する。

(ウ) 各施設において、防災計画を作成しておく。

② 入所施設

利用者は施設内で保護する。このために、次の措置を講じる。

- ア 施設設備の点検
- イ ライフラインの確認
- ウ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- エ 食料、飲料水の確保
- オ 医薬品の確保
- カ 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
- キ 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- ク 関係機関との緊密な連絡・連携

(3) 劇場、高層ビル、地下街等

【実施主体】 区災対地域本部、区災対区民支援部、区災対教育部、東京消防庁・消防署

劇場、高層ビル、地下街等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は次の対応措置を講じる。

機関名		対象	対策内容
区	災対地域本部 災対区民支援部 災対教育部	区民利用施設 区立図書館等 区の公共施設	① 警戒宣言が発せられた場合、図書館等個人利用形態をとる施設においては、管理者が個人施設利用者に張り紙、館内放送等で利用の中止を通知して速やかに帰宅させ、警戒宣言の解除まで閉館とする。 ② 区民会館等団体利用（貸切）形態をとる施設においては、警戒宣言発令後、直ちに主催者と協議のうえ利用を中止し、警戒宣言の解除まで閉館とする。警戒宣言期間内の予約の振替等については予約者と連絡をとり、混乱を生じないように十分に協議して決定する。 ③ 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置、水の汲み置き等を実施する。 ④ 地震が起こった場合に、災害活動の拠点となることが計画されている施設は、必要物品や災害活動用の備蓄食料・水・トイレ等の確認をしておく。
	東京消防庁・消防署	消防計画により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討又は実施するよう指導する。 劇場、映画館等 超高層ビル	① 火気使用の中止又は制限 ② 消防用設備等の点検及び確認 ③ 避難施設の確認 ④ 救急措置に必要な資材の準備 ⑤ 営業自粛（ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的に運用するよう指導する。） ⑥ 施設利用者への適切な方法による警戒宣言の情報伝達と、従業員による適切な誘導 ① 火気使用の中止又は制限 ② 消防用設備等の点検及び確認 ③ 避難施設の確認 ④ 救急措置に必要な資材の準備 ⑤ ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 ⑥ 店舗等の利用客に対しての必要な情報の伝達及び誘導の実施 ⑦ エレベーター（歩行困難者のために事前に届出したものを除く。）の運転中止及び避難時の階段利用

震災編 第1部
総則

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

震災編 第3部
災害復興計画

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

6 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策

(1) 電気

【実施主体】東京電力グループ

① 電力の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

② 人員、資機材の点検確保

ア 要員の確保

非常災害対策本部・支部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集する。

また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

イ 資機材の点検確保

非常災害対策本部・支部は、復旧用資機材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両、船艇、ヘリコプター等を整備、確保する。

③ 電力設備の特別巡視・特別点検、事業所内諸準備の実施

防災設備、非常用電源設備等を重点に、予め定めた巡視・点検項目に基づき実施する。また、事業所内諸準備を推進する。

④ 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関、ホームページ等を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。

⑤ 施設の応急安全措置

警戒宣言が発生された場合、関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、公衆災害の予防や人身安全の確保を最優先に、原則として工事（点検作業を含む）を中止し、施設保全上の応急安全措置を速やかに実施する。

(2) ガス

【実施主体】東京ガス

① ガスの供給

警戒宣言が発令された場合には、原則としてガスの製造およびガス供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止、または軽減を図るための初動措置を迅速かつ的確に行う体制を構築する。

② 避難等の要請

事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

③ 工事等の中断

工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

④ 人員、資機材の点検確保

ア 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

イ 資機材の点検・確保

保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資機材の点検整備を行う。

⑤ 警戒宣言時の需要者に対する広報の内容等

ア 広報の内容

(ア) 一般の需要者に対して

- A 緊急時におけるガス栓の閉止
- B 警戒宣言時のガスの供給の継続
- C 地震時におけるガスの供給の停止
 - 地震発生時のマイコンメータ自動停止
 - 身の安全の確保
- D ガス施設及びガス器具の取扱上の注意事項等
 - 不使用ガス栓の閉止の確認
 - 地震発生時のガス栓、メーターガス栓の閉止
 - 供給停止後のガス使用禁止
- E 地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作

(イ) 特定の需要者に対して

- A ガス機器の使用の抑制依頼
- B 地震発生時に遮断バルブによるガス供給遮断の要請

イ 広報の方法

- テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。
- ホームページを用いて広報内容を周知する。
- 区とも必要に応じて連携を図る。

⑥ 施設等の保安措置

ア 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

イ 緊急遮断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。

ウ 保安通信施設の通信状態の確認を行う。

(3) 上水道

【実施主体】都水道局

① 飲料水の供給及び広報

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。

また、区民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

- 当座の飲料水のくみ置き の要請
- 地震発生後の避難に当たっての注意事項
- 地震発生後の広報等の実施方法
- 地震発生後における区民への注意事項

② 給水対策本部、水道施設の点検確保態勢

- 警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて給水対策本部を設置する。
- 各事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。

③ 施設等の保安措置

ア 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水圧を調整する。

イ 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、予め定められた警戒宣言時保安点検要領に基づき実施する。

ウ 当局の工事現場においては、工事を一時中止して、保安措置を講じる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。

(4) 下水道

【実施主体】都下水道局

① 下水の処理

警戒宣言が発せられた場合においても、下水の処理は継続する。

② 施設等の保安措置

- 管きよ、高潮防潮扉、ポンプ所、水再生センター等の施設の被害を最小限に止め、汚水及び雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、巡視、点検の強化及び整備を行う。
- 工事現場においては、工事を中断し、保安措置を講じる。また、応急資機材の状況の把握と準備を行う。

③ 危険物に対する保安措置

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに関連する作業を中止し、次の措置を講じるととも

に、火気厳禁等の指令及び関係者以外を近づけないようにする。

- 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。
- タンクローリーから貯蔵タンクへ荷卸し中の場合は、即時中止する。

(5) 電話、通信

【実施主体】NTT 東日本

① 警戒宣言時の輻輳防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想される。このため、警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。

ア 確保する業務

- (ア) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話
- (イ) 街頭公衆電話からの通話
- (ウ) 非常、緊急扱い通話
- (エ) 災害用伝言ダイヤル等の提供準備

イ 可能な限りにおいて取り扱う業務

- (ア) 一般加入電話からのダイヤル通話
- (イ) 防災関係機関等から緊急な要請への対応
 - A 故障修理
 - B 臨時電話、臨時専用回線等の開通

(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。

② 広報措置の実施

ア 警戒宣言が発せられた場合、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、公式ホームページ、テレビ・ラジオ放送及び新聞掲示等を通じ、情報提供及び必要な広告を行う。

- (ア) 通信のそ通状況及び利用制限等の措置状況
- (イ) 電報の受付、配達状況
- (ウ) 加入電話等の開通、移転等の工事、並びに故障修理等の実施状況
- (エ) 営業窓口における業務実施状況
- (オ) 災害用伝言ダイヤル等の利用方法
- (カ) その他必要とする事項

イ 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。

③ 防災措置の実施

警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は以下のとおり実施する。

- ア 警戒宣言等の伝達
- イ 警戒宣言の利用者等への周知

第3章 東海地震事前対策
第7節 警戒宣言時の応急活動体制

震災編 第1部
総則

- ウ 対策要員の確保
- エ 社外機関との協調
- オ 利用者及び社員等の安全確保
- カ 地震防災応急対策業務の実施

震災編 第2部
施策ごとの具体的計画

7 生活物資対策

(1) 市場の流通確保・消費者への正確な情報提供

市場の流通を確保するため、必要に応じて事業者等へ働き掛けるとともに、ホームページ等を通じて消費者等へ正確な情報を提供するなど混乱防止を図る。

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料及び生活必需品を取り扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、生活協同組合等に対し、出来るだけ営業を継続し、売りおしめ・価格操作等を行わないよう広報する。 ○ 営業継続の協力要請 警戒宣言が発せられた場合における食料、生活必需品の円滑な供給を確保するため、これらを取り扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店等に対し、極力営業を継続するよう商店街連合会等を通じ協力要請する。
都生活文化局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 便乗値上げ等に対する情報収集 ○ 既存の相談専用ダイヤルの活用により、区民からの問い合わせや相談に対応 ○ 物資流通に係る情報を提供 ○ ホームページ等を通じて注意喚起の広報を実施

震災編 第3部
災害復興計画

(2) 物資の事前確保

機関名	対策内容
区 災対物資管理部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な物資の調達計画を策定 ○ 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請 ○ 地域内輸送拠点から避難所に輸送する態勢を確保（準備）
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物資の調達について、あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の確保（準備）を要請

震災編 第4部
南海トラフ地震等防災対策

8 金融対策

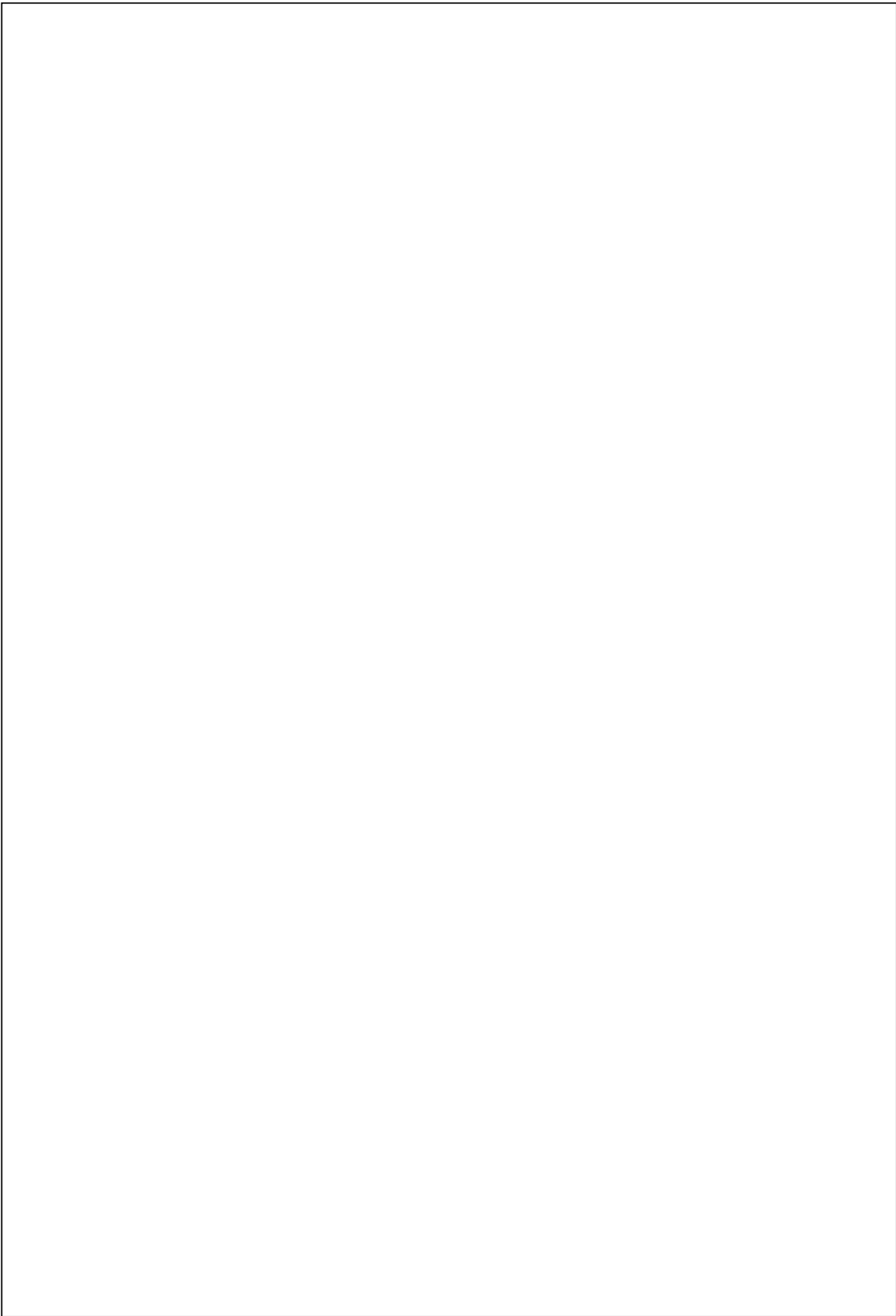
(1) 警戒宣言時における対策

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関（関東財務局、日本銀行、都）の指導方針に基づき、各金融機関及び郵便局に対し、出来るだけ窓口業務を確保するよう協力依頼する。 ② 区民に対しては、金融機関及び郵便局の営業状況及び急いで預金を引き出す必要のないことを広報車、無線放送塔により呼びかけを行う。
郵便局、 各金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ① 警戒宣言が発せられた場合でも、原則として平常通り営業する。止むをえず業務の一部を中止する場合においても普通貯金の払戻し業務については、できるだけ継続する。 ② 店頭の顧客に対しては、警戒宣言が発せられたことを伝達するとともに、店頭はその旨を掲出する。 ③ 店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分に配慮する。
都主税局	<ul style="list-style-type: none"> ① 警戒宣言が発せられたことによる交通混乱等が発生し、都税の申告や納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。 ② 警戒宣言が発せられた後、引続き、都の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、都税の減免及び期限の延長等適切な措置を講じる。

第8節 応急対策活動の準備態勢

各防災関係機関は、発災後に備え、応急対策活動が直ちに実施できるよう態勢を整えておくものとする。なお、応急対策活動は、第2部第2章～第12章第5節「第2 応急対策」に基づき実施する。

用語集



用語集

本計画で使用する用語等は、次による。

1 機関名等の標記

No.	標記	機関等
1	区	世田谷区
2	区本部	世田谷区災害対策本部
3	都	東京都
4	都本部	東京都災害対策本部
5	都〇〇局	東京都〇〇局
6	関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局
7	日本郵便	日本郵便株式会社
8	NTT 東日本	東日本電信電話株式会社
9	日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
10	首都高速道路	首都高速道路株式会社
11	東京ガス	東京ガス株式会社
12	東京電力グループ	東京電力ホールディングス株式会社
		東京電力カフエール&パワー株式会社
		東京電力パワーグリッド株式会社
		東京電力エナジーパートナー株式会社
13	東急電鉄	東急電鉄株式会社
14	京王電鉄	京王電鉄株式会社
15	小田急電鉄	小田急電鉄株式会社
16	都トラック協会	一般社団法人東京都トラック協会
17	区医師会	一般社団法人世田谷区医師会
18	玉川医師会	一般社団法人玉川医師会

19	区歯科医師会	公益社団法人世田谷区歯科医師会
20	玉川歯科医師会	公益社団法人玉川歯科医師会
21	世田谷薬剤師会	一般社団法人世田谷薬剤師会
22	都柔道整復師会	公益社団法人東京都柔道整復師会
23	世田谷サービス公社	株式会社世田谷サービス公社 (※エフエム世田谷を運営している)
24	世田谷ボランティア協会	社会福祉法人世田谷ボランティア協会
25	世田谷区社会福祉協議会	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

2 各章の用語

第2部第2章 区民と地域の防災力向上

用語	説明
屋内収容物	地震動により転倒・落下・移動することが想定される家具・什器・陶器など。
スタンドパイプ	道路上にある消火栓や排水栓に接続して使用する消防ホース等の消火資器材。
事業所防災計画	東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災による被害を最小限にとどめるため、都及び区市町村の地域防災計画を基準として、事業所単位で作成する防災計画。
一般ボランティア	救援物資等の仕分け・配布、炊き出し・給水、がれき等の片づけ等、専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難所運営支援やがれき撤去等）ボランティア。
専門ボランティア	被災建築物の応急危険度判定や通訳、応急救護・医療、介護・福祉（送迎、保育含）、消火活動の補助、性暴力やDVなどの特に女性が被害となるケースの多い問題の相談・支援等、一定の専門的知識、経験、技能が要求される活動に従事するボランティア。
要配慮者	<p>(1) 災害対策基本法による定義（第八条第2項） 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。</p> <p>(2) 東京都地域防災計画による定義 （東京都地域防災計画震災編第2部第10章第5節【予防対策】1（2）ア（ウ）） 発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。 具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。</p>
避難行動要支援者	<p>(1) 災害対策基本法による定義（第四十九条の十） 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。</p> <p>(2) 東京都地域防災計画による定義 （東京都地域防災計画震災編第2部第10章第5節【予防対策】1（2）ア（ウ）） 要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者。 具体的には、区市町村が定める要件により、避難行動要支援者名簿の登載対象となる人。</p>

第2部第3章 安全な都市づくりの実現

用語	説明
木造住宅密集地域	老朽化した木造住宅が密集し、公園などのオープンスペースが少なく、道路が狭いなど、防災上、住環境上の課題を抱えた地域。
防災都市づくり推進計画	東京都震災対策条例に基づき、震災を予防し、震災時の被害の拡大防止の観点から、防災都市づくりに関する施策を展開するもので、施策の基本的な方向や整備地域等を定めた「基本方針」と、具体的な整備計画等を定めた「整備プログラム」で構成。
延焼遮断帯	地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間。
超高層建築物	建築物の安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合したとして、国の認定を受けた高さが60mを超える建築物をいわゆる超高層建築物という。
特定建築物	<p>耐震改修促進法第14条第12項第1号、第2号に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模が同じ全ての建築物</p> <p>(1) 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの</p> <p>(2) 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物</p>
急傾斜地	<p>「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」では、傾斜度が30度以上である土地を急傾斜地と定義している。一般的には、「地すべり」と対比して、大雨や地震その他の要因により斜面が突然くずれ落ちるものを急傾斜地の崩壊と呼び、このような可能性の考えられる土地を急傾斜地という場合が多い。</p> <p>このうち、がけ高5m以上の急傾斜地で、崩壊した場合に人家、官公署、学校、病院等に被害が生じる恐れがある箇所を急傾斜地崩壊危険箇所という。また、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の指定がされている箇所もある。</p> <p>都では、地元からの対策要望を勘案しつつ、特に危険度の高い箇所から、順次急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策工事を行っている。</p>

用語	説明
RI (ラジオ・アイソトープ)	放射線を出す同位元素 (ウラン、ラジウム、カリウム等) のことで、核医学検査及び放射線治療で使用。
不燃領域率	市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が 70% を超えると市街地の延焼による焼失率はほぼゼロとなる。
防災生活圏	延焼遮断帯に囲まれた圏域。市街地を一定のブロックに区切り、隣接するブロックへ火災が燃え広がらないようにすることで大規模な市街地火災を防止する。日常の生活範囲を踏まえ、おおむね小学校区程度の広さの区域としている。
ミニ防災生活圏	防災生活圏内部にある主要生活道路や緑道など「延焼遅延効果」を期待される空間に囲われたほぼ 500m 四方の区画を指す。
緊急輸送道路	高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点 (指定拠点) とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路。
特定緊急輸送道路	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第 7 条に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路をいう。

第 2 部 第 4 章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

用語	説明
緊急輸送道路	高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点 (指定拠点) とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路。
特定緊急輸送道路	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第 7 条に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路をいう。
(道路) 障害物除去	災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。

用語	説明
緊急通行車両	<p>災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 32 条の 2 で定める次の車両をいう。</p> <p>(1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車</p> <p>(2) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で標章が掲示されているもの</p>
緊急道路障害物除去路線	<p>原則として上下各 1 車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線。</p>
緊急輸送ネットワーク	<p>震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設（指定拠点）と指定拠点相互間を、陸・海・空・水上・地下の多ルートで結ぶネットワーク。</p>
緊急交通路	<p>災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。</p>
緊急輸送路	<p>知事が指定する拠点（指定拠点）への輸送路、または、指定拠点を相互に連絡する輸送路</p>
緊急自動車専用路	<p>発災直後に道路交通法による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線。</p>

第 2 部第 5 章 応急対応力、広域連携体制の強化

用語	説明
緊急司令システム (ICS (Incident Command System))	<p>職員参集が整わない時間経過の中で、最初に現場に到着した職員で指揮命令系統を構築し、参集してくる職員を職層・所属にかかわらず、その時点で緊急性の高い仕事に配置していくことで、迅速かつ効率的に必要な応急対応を行う仕組みのことをいう。</p>
区域内の公共的団体	<p>医師会、歯科医師会、農業協同組合、町会連合会、商店街連合会、産業連合会等をいう。</p>
自助、共助の精神に基づく自発的な防災組織	<p>町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である住民防災組織、事業所の防災組織等をいう。</p>

第2部第6章 情報通信の確保

用語	説明
緊急地震速報（警報）	緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	<p>気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、区市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。</p> <p>総務省消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体のみにおいて、情報番号に対応する、あらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。</p>
緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）	総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能。なお、従来どおり FAX による情報伝達も並行して行う。
Lアラート（災害情報共有システム）	総務省が全国に普及促進しているもので、ICTを活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細やかな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現する情報基盤。
防災相互通信用無線	関係防災機関の間で、被害情報等を迅速に交換し、防災活動を円滑に進めることを目的としたもので、国、地方公共団体、電力会社、鉄道会社等で導入されており、同無線を利用するには、専用の無線設備を整備するか、自営の無線設備で決められた周波数帯の防災相互波で通信できるように組み込む必要がある。

第2部第7章 医療救護等対策

用語		説明
広域災害救急医療情報システム (EMIS (イーミス) : Emergency Medical Information System)		災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステム。
災害医療コーディネーター	東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター。
	東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター。
	区災害医療コーディネーター	区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、区が指定するコーディネーター。
災害時小児周産期リエゾン		災害時に、都が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者。
医療対策拠点等	二次保健医療圏医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所。
	地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議。
東京 DMAT (DMAT (ディーマット) : Disaster Medical Assistance Team)		大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム。
DPAT (DPAT (ディーパット) : Disaster Psychiatric Assistance Team)		被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の精神保健医療体制との連携、被災住民への対応など、被災地において専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うための災害派遣精神医療チーム
DHEAT (DHEAT (ディヒート) : Disaster Health Emergency Assistance Team)		予め研修を受けた都道府県等の公衆衛生医師・保健師・業務調整員・その他の専門職により構成される災害時健康危機管理支援チーム

医療救護所等	医療救護所	区が、区地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所。
	緊急医療救護所	区が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所。
	医療救護本部 (医療救護活動拠点)	区が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所。
トリアージ		災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。
広域医療搬送拠点臨時医療施設 (SCU (エスシーユー) : Staging Care Unit)		広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。
災害薬事センター		地区薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる。
災害拠点病院等	災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院。 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院。)
	災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院。 (救急告示を受けた病院等で都が指定する病院。)
	災害医療支援病院	救急告示病院は、発災後、人員体制や被災状況等を考慮して受入可能であれば、災害拠点病院や災害拠点連携病院まで行くことのできない負傷者を診療する。 それ以外の病院等は、いち早く診療体制を復旧し、専門医療・慢性疾患などかかりつけ患者を中心に診療する。
保健医療調整本部		平成29年7月5日付厚生労働省関係局連名通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」において示された組織。 大規模災害時に都道府県災害対策本部の下に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。
国内型緊急対応ユニット (dERU (デルー))		日本赤十字社の緊急仮設診療所設備 (大型テント、医療資器材) とそれを輸送する車両(3.5t)及び訓練された要員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称 (東京に2基、その他全国に8基)。

心的外傷後ストレス障害 (PTSD : Posttraumatic Stress Disorder)	<p>生命の危険を伴うか、それに匹敵するような強い恐怖をもたらす体験の記憶が心的トラウマとなり、それによって生じるトラウマ反応の一つ。体験のありありとした光景と恐怖などの感情がフラッシュバックのように想起され（侵入症状）、これに交感神経系の亢進を伴う強い不安（過覚醒症状）、現在の出来事や過去の体験についての現実感の失われる麻痺症状、出来事を思い出させる刺激を避けようとする回避症状などが生じ、1か月以上持続したもの。</p> <p>治療としては、抗うつ剤の一種であるSSRIなどの薬物療法、認知行動療法が有効とされている。治療の前提として、二次的トラウマの防止、社会的、心理的援助の提供が必要であり、こうした援助だけで軽快する場合もある。</p>
ねずみ族、昆虫等	感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと
検視・検案	<p>検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。</p> <p>検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。</p>

第2部第8章 帰宅困難者対策

用語	説明								
帰宅困難者	<p>事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。</p> <p>(※東京都帰宅困難者対策条例第1条より)</p> <p>なお、帰宅困難者数は、次のとおり算出している。</p> <p>(1) 自宅までの帰宅距離が10km未満の人は、全員の徒歩帰宅が可能としている。</p> <p>(2) 自宅までの帰宅距離が10km以上20km未満の人は、帰宅距離が1km増えるごとに10%ずつ帰宅可能者が逡減するものとしている。</p> <p>(3) 自宅までの帰宅距離が20km以上の人は、全員の徒歩帰宅が困難としている。</p>								
滞留者	<p>ある時間帯に震災が起きたときに区内にいる滞留者の総数のこと。</p> <p>滞留者数＝屋外滞留者数＋屋内滞留者数＋待機人口 ＋滞留場所不明人口</p> <table border="1" data-bbox="683 987 1386 1523"> <tbody> <tr> <td data-bbox="683 987 852 1167">屋外滞留者</td> <td data-bbox="852 987 1386 1167">区外からの流入者、区内に居住地があっても所属場所（職場、学校など）以外の場所で被災して、身近に留まる場所を持たない人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1167 852 1301">屋内滞留者</td> <td data-bbox="852 1167 1386 1301">自宅以外の所属場所（職場、学校など）で被災し、そのまま屋内にとどまることができる人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1301 852 1391">待機人口</td> <td data-bbox="852 1301 1386 1391">自宅及び自宅周辺で被災し、屋内に留まることができる（または容易な）人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1391 852 1523">滞留場所不明人口</td> <td data-bbox="852 1391 1386 1523">発災の時間帯に何らかの目的を持って移動中であり、発災時の滞在場所が不明な人。</td> </tr> </tbody> </table>	屋外滞留者	区外からの流入者、区内に居住地があっても所属場所（職場、学校など）以外の場所で被災して、身近に留まる場所を持たない人。	屋内滞留者	自宅以外の所属場所（職場、学校など）で被災し、そのまま屋内にとどまることができる人。	待機人口	自宅及び自宅周辺で被災し、屋内に留まることができる（または容易な）人。	滞留場所不明人口	発災の時間帯に何らかの目的を持って移動中であり、発災時の滞在場所が不明な人。
屋外滞留者	区外からの流入者、区内に居住地があっても所属場所（職場、学校など）以外の場所で被災して、身近に留まる場所を持たない人。								
屋内滞留者	自宅以外の所属場所（職場、学校など）で被災し、そのまま屋内にとどまることができる人。								
待機人口	自宅及び自宅周辺で被災し、屋内に留まることができる（または容易な）人。								
滞留場所不明人口	発災の時間帯に何らかの目的を持って移動中であり、発災時の滞在場所が不明な人。								
帰宅困難者支援施設	<p>区立施設のうち区が指定する施設。</p> <p>帰宅困難者等の受入は行わないが、飲料水やトイレ、情報などを提供する。</p>								
一時滞在施設	<p>帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設。</p> <p>対象となる施設は、都県や市区町村の指定を受けるか、協定を締結した施設。</p> <p>開設基準は、受け入れた帰宅困難者等が安全に帰宅開始できるまで、最長で発災後3日間の運営を標準とする。</p> <p>床面積3.3m²当たり2人の収容（必要な通路の面積は参入しない。）を目安とする。</p>								

用語	説明
災害時帰宅支援ステーション	<p>災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設。</p> <p>(※ 上記の支援内容は、店舗の被害状況により、実施できない場合もある。)</p> <p>帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。</p> <p>店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者に見えやすい入口等に掲出している。</p>
帰宅支援対象道路	<p>徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、都県境を越えた徒歩帰宅ルート。</p> <p>各路線の詳細は、東京都ウェブサイトの下記ページで確認できる。</p> <p>東京都総務局総合防災部防災管理課 “東京都防災マップ 帰宅支援対象道路” https://map.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kitaku_sien_road.html (アクセス日：2019-08-13)</p> <hr/> <p>【「東京都帰宅困難者対策実施計画」(平成 24 年 11 月、東京都)より】</p> <p>東京都は、地域防災計画において、16 路線を「帰宅支援対象道路」と指定している。</p> <p>「帰宅支援対象道路」の選定基準は、都心から放射状に延びており、かつ被災地の避難路になっている緊急交通路のうち、</p> <p>(1) 都県境を越える 11 路線 (2) 多摩地域において国道 16 号線に至る 3 路線</p> <p>に加えて、都心を迂回する環状路線で、被災状況により内側に交通規制が実施される 2 路線となっている。</p> <p>都は、「帰宅支援対象道路」において、帰宅道路に係る情報の提供を下記のとおり行う。</p> <p>(1) 都は、帰宅支援の対象道路として策定した 16 路線について都民へ周知を図る。</p> <p>(2) 都は、16 路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、これらの情報を災害情報提供システムなどを活用して都民に提供する。</p>

第2部第9章 避難者対策

用語	説明
避難場所	大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。
避難道路	避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ指定した道路をいう。
災害関連死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

第2部第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

用語	説明
応急給水槽	地震等の災害に備え、区民の居住場所から概ね2kmの範囲内に、給水拠点のない空白地域を解消するために設置する応急給水のための水槽をいう。
災害時給水ステーション (給水拠点)	災害時の断水に備え、飲料水を確保している浄水場(所)、給水所等及び応急給水槽をいう。居住場所からおおむね2km程度の距離内に1か所ある災害時給水ステーション(給水拠点)には、応急給水用資器材を配備している。
ランニングストック方式	「流通在庫契約」のことで、長期保存ができず備蓄しにくいものは、生産者等との契約により常にある一定量の在庫を義務付け、災害発生時に被災者に支給する方法をいう。
広域輸送基地	国、他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫、トラックターミナル、ふ頭、空港など
地域内輸送拠点	区市町村の地域における緊急物資等の受入、配分、避難所への輸送等の拠点

第2部第11章 放射性物質対策

用語	説明
原子力災害対策重点区域	国の原子力規制委員会が平成24年10月に策定した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域である。当該区域内においては、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要である。
RI (ラジオ・アイソトープ)	放射線を出す同位元素(ウラン、ラジウム、カリウム等)のことで、核医学検査及び放射線治療で使用。
SQM (セイフティ&クオリティ・マネージャー)	市場内の自主的衛生管理等の推進役・食品危害発生時の連絡調整役。

第2部第12章 区民の生活の早期再建

用語	説明
被災建築物応急危険度判定	震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。
被災宅地危険度判定	大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を図ることを目的として被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して被災した宅地の危険度を判定することをいう。
激甚災害（激甚災害制度）	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

【風水害編】

第1部

総則

風水書編 第1部
総則

風水書編 第2部
災害予防計画

風水書編 第3部
災害応急・復旧対策計画

風水書編 第4部
雪害対策

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

- この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、世田谷区防災会議が作成する計画である。その目的は、区、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、区の地域において風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、「風水害に強い区の実現」を図ることにある。

2 計画の前提

- 東京においては、近年、市街地の拡大に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害にたびたび見舞われている。
- また、百年に一度、二百年に一度という大雨があった場合、荒川等の大河川が氾濫し、広範囲の浸水被害を発生させることも考えられる。
- この計画は、実災害から得た教訓等を可能な限り反映し、策定した。
- 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、要配慮者や女性などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。
東日本大震災において、高齢者、障害者等要配慮者や女性の視点を踏まえた対応が必ずしも十分でなかったとの指摘があったことを受け、国においても、防災基本計画の見直し及び災害対策基本法の改正が行われており、区としてもこうした動向を踏まえて、計画を策定した。
- 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。
- なお、災害対策本部等が設置されない場合でも、本計画に準じて行動するものとする。
- また、本計画に定めのない部分は、世田谷区地域防災計画震災編、都地域防災計画風水害編の記載によるものとする。

第2節 風水害に関する近年の動向

○ 国・都等の対応

【風水害に関する近年の動向】

- ・ 国は、平成30年7月豪雨を踏まえ、令和元年5月に「防災基本計画」を修正し、水害・土砂災害からの避難対策に関する修正を行った。そこでは、住民が「自らの命は自らが守る」といった意識を持ちとるべき避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するといった住民主体の防災対策に転換する方向性を示した。
 - ・ 国は、平成29年6月に水防法等を改正し、逃げ遅れゼロ実現のための多様な関係者の連携体制を構築するため、「大規模氾濫減災協議会制度」を創設し、洪水氾濫による被害軽減を図るための対策を総合的かつ一体的に推進する方向性を示した。
 - ・ 国は、平成30年7月豪雨を踏まえ、平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルを用いた避難勧告等の発令基準を定めた。
 - ・ 国は、令和元年房総半島台風（台風第15号）、令和元年東日本台風（台風第19号）における対応を通じて指摘された様々な課題について、検証チームを設置し、令和2年3月に、一連の災害に係る検証レポートをとりまとめた。
 - ・ 都は、令和元年度に発生した房総半島台風（台風第15号）及び東日本台風（台風第19号）等で明らかとなった課題を検証するため、「大規模風水害検証会議」を設置（期間：令和元年11月6日から同月28日まで）し、7つの視点に基づく風水害対策をとりまとめた。
- ### ○ 世田谷区の対応
- ・ 区は、令和元年東日本台風（台風第19号）に関する対応について、風水害対策総点検を実施し、災対各部の取組みについて検証し、課題とそれに対する対応の方向性を整理したうえで対応方針等を取りまとめた。

第3節 重点項目

令和3年修正においては、令和元年東日本台風（台風第19号）に関する区の対応について、風水害対策総点検を実施し、その内容を踏まえて、風水害時における情報提供のあり方や避難所への誘導・運営体制、職員の配置・態勢、備蓄等について強化に取り組んだ。

1 防災情報に警戒レベルの導入

- 居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にした。

※具体的な取組みは、風水害編第3部第6章第2節1「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）」を参照

2 風水害対応タイムラインの作成

- 世田谷区災害対策本部が設置された場合の「世田谷区風水害対応タイムライン」に基づく区の対応を整理した。

※具体的な取組みは、風水害編第3部第1章 前文を参照

3 風水害時の避難所の拡充

- 多摩川浸水想定区域外でより身近な水害時避難所を確保するため、特に玉川・砧地域を中心に、大学や都立高校など、民間施設に対して、水害時避難所の拡充について協議を行い、早期運用を目指す。

※具体的な取組みは、風水害編第3部第6章第4節「避難所の指定、開設・管理運営」を参照

4 洪水ハザードマップの改定

- 「世田谷区洪水ハザードマップ（多摩川版・全区版）」を改定し、区民への日頃からの周知啓発を図ることとした。

※具体的な取組みは、風水害編第2部第1章第4節 2「浸水想定区域における避難体制確保」を参照

5 防災無線電話応答サービスの拡充

- 一度に大量の電話アクセスに対応するため、回線の増加を実施していく。

※具体的な取組みは、震災編第2部第6章第5節第1 2「区民等への情報提供体制の整備」を参照

6 大容量ポータブル蓄電池の配備

- 避難が長期化した場合の携帯電話への充電手段を確保するため、避難所や帰宅困難者支援施設に大容量ポータブル蓄電池を配備する。

※具体的な取組みは、震災編第2部第9章第3節 2「避難所・避難場所の指定及び管理運営の整備」を参照

7 避難勧告等の判断基準の改定等

- これまで水位により判断していた多摩川の避難勧告等判断基準に、大雨・洪水警報などの気象予報や、内水氾濫による浸水のおそれなどを踏まえ、避難勧告等を発令する際の判断基準を設けた。
- 水位周知河川の指定に伴い、丸子川・谷沢川・呑川の避難勧告等判断基準などを新設した。

※具体的な取組みは、風水害編第3部第6章第2節 2「避難勧告等の判断基準等」を参照

第4節 計画の構成

- この計画は、区及び防災機関が行うべき風水害対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

構成	主な内容
第1部 総則	区の概況と災害、河川及び下水道等の概要、区及び防災機関の役割 等
第2部 災害予防計画	区及び防災機関等が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置 等
第3部 災害応急・復旧対策計画	風水害発生後に区及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用 等

第5節 計画の習熟

- 各防災機関は、平素から危機管理の一環として、風水害対策を推進する必要がある。このため、風水害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、風水害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、風水害への対応能力を高める。

第6節 計画の修正

- この計画には、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
- 修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を世田谷区防災会議に提出する。

第2章 区の概況と災害

第1節 区の概況

1 地勢

地勢は、震災編 第1部第2章「第1節 世田谷区の概況」を参照。

(1) 河川

(平成28年4月1日現在)

総延長	1級	2級
51,630m	27,920m	23,710m

区には12の河川がある。

谷戸川	谷戸川の水源は、昔は東山野（今の砧二丁目と四丁目にまたがる辺り）という区内最高（標高52.5m）の丘の北麓から湧出する泉。現在は、山野小学校脇から開渠となり流れている。平成6年度に砧公園内に浄化施設が完成し、水質は改善され、昔ながらの土水路になって流れている。下流部に行くと、静嘉堂緑地からの湧水の流入により水量が増え、丸子川に注いでいる。平成20年度から、仙川浄化施設からの導水も行われている。
谷沢川	谷沢川は用賀、中町、等々力と流れ、玉堤で多摩川に注ぐ全長3.8kmの小さな川。上用賀六丁目付近の小湧水が水源といわれているが、この付近はすでに蓋がけされ、川の姿を見ることができているのは、田中橋（用賀4-5付近）からとなっている。主な水源は仙川の浄化施設からの導水や等々力溪谷の湧水で、下流部の等々力溪谷は東京百景にも数えられ、都内に残る貴重な溪谷として知られ、至るところで湧水がわき出ており、手付かずの自然が残されている。
丸子川	丸子川は江戸時代に開削され、当時は次大夫堀と呼ばれていた。多摩川からの取水口は狛江市和泉付近。多摩川と平行して流れ、野川、入間川、仙川等の水も取り入れて大田区六郷まで流れていた。近年まで六郷用水と呼ばれ、農業用水として利用された。都市化による水田の廃止で上流は埋め立てられ、現在は仙川から下流が丸子川と名を変えて残っている。上流部は大蔵住宅の湧水を利用し、下流部では谷沢川の水をポンプアップして水源としている。区内を通過する延長は5.4km。
野川	野川は国分寺市東恋ヶ窪一丁目を水源とし、国分寺崖線の湧水を集め、武蔵野台地を東南に流れている。水源の湧水の一つは名水百選にも選ばれた「お鷹の道・真姿の池、湧水群」。小金井市、三鷹市、調布市を通過して狛江市に入り、世田谷区との境付近で入間川を合流、さらに世田谷区を流れて鎌田三丁目まで仙川を合流した後、玉川一丁目まで多摩川に流入する延長20.2km（区内5.0km）、流域面積69.6km ² の1級河川。

第2章 区の概況と災害

第1節 区の概況

仙川	仙川は小金井市貫井北町を水源とし、鎌田三丁目で野川に合流する。河川上流部に下水処理場があり、処理水が放流されているため、年間を通して安定した水量がある。川岸は洪水対策の改修を受け、垂直のコンクリート護岸で覆われ、容易には人が水辺に近づくことができない川となっている。
多摩川	山梨県甲州市の笠取山を水源とし、途中大小の支流河川を合流しながら東京湾に注ぐ全長 138km の一級河川。羽村堰で水道用水として取水するため流量が減少するが、支川の流入と流域の下水処理水によって流量が保たれている。二子玉川には兵庫島河川公園があり、野鳥などの自然観察イベント、行楽など利用者の多い公園となっている。

下記の川は、ほとんどが暗渠化され、下水道幹線となっており、その上部は緑道となり、小公園や人工の流れが再現されたりしている。

目黒川	北沢川と烏山川が合流し目黒川となり、目黒区内で蛇崩川を合流し品川区を通り東京湾に注ぐ全長 7.8km の二級河川。昭和 60 年頃までは、都市化の進展に伴う都市型水害が多発していたが、その後の河川改修、下水道幹線の整備、流域における流出抑制施設の整備等により、洪水に伴う被害は激減している。区内部分は支流の北沢川、烏山川とともに暗渠化され、目黒区の大橋（国道 246 号）から下流が開渠となっている。
北沢川	その昔、現在の松沢病院の構内より湧き出していた水が源流とされ、その後玉川上水より分水され農業用水となった。上北沢より区内を横断し、三宿と池尻の境で烏山川と合流して目黒川となる。現在はほとんどが暗渠となり、上部は緑道となっている。また、代田二丁目から三宿二丁目の区間をせせらぎのある緑道として改修されている。
烏山川	現在の高源院の池に武蔵野の伏流水が湧き出していたものが源流とされている。その後、玉川上水より分水され農業用水となった。烏山寺町より南東に経堂を経由し、三宿と池尻の境で北沢川と合流し目黒川となる。船橋七丁目から三宿一丁目までの約 7.0km が緑道として整備され、変化に富んだ散策路となっている。
蛇崩川	旧弦巻村を水源とし、三軒茶屋から下馬を通り目黒区の上目黒一丁目目目黒川と合流する小河川。名前の由来は、流れる形が赤土の地層を崩したように蛇行しているところからそう呼ばれるようになったといわれている。現在は暗渠となっており、上部は駒沢二丁目から下馬一丁目までが緑道として整備されている。
呑川	世田谷区新町地先を源として東南流した後、荏原台と田園調布台にはさまれた谷底低地に沿って東南に流れて東京湾に注ぐ流域面積約 17.7km ² 、河川延長約 14.4km の二級河川である。呑川に流入する支川として、目黒区緑が丘地先において合流する河川延長約 2.6 km の九品仏川がある。
九品仏川	浄真寺（九品仏）を囲むようにあった昔の水田地帯の水を集めて東流し、緑が丘で呑川に合流する極めて短い川。大正の終わりごろまではサギソウが自生しており、これにまつわる伝説に基づいて世田谷区の花がサギソウに指定された。現在は暗渠となっており、上部は奥沢五丁目から奥沢七丁目までが緑道として整備されている。

2 人口・産業

震災編 第1部第2章「第1節 世田谷区の概況」を参照。

第2節 気象の概況

1 区部と多摩地域

- 東京地方の降水量には、年間に2つのピークがある。1つは梅雨時期の6月、もう1つは秋雨前線や台風の影響の出る9月を中心に出現する。
- また、この時期をはさんで、雷雨や台風、前線などによって、狭い範囲に数時間にわたり強く降り、100ミリから数百ミリの雨量をもたらす、いわゆる「集中豪雨」と呼ばれるような大雨となることがある。
- 関東甲信地方（伊豆諸島や小笠原諸島を除く）に接近する台風の平均個数（接近数）は、6月に0.2個、7月に0.4個、8月に0.9個、9月に1.2個、10月に0.7個となっている（平成元年から平成30年までの30年平均、気象庁）。

(1) 春（3月～5月）の気象

- 移動性高気圧により天気は周期的に変化するが、晴れる日が多い。
- 3～4月頃には「菜種梅雨」と呼ばれる天気のぐずつく時期がある。
- 春から夏にかけて南寄りの風が卓越する。

(2) 夏（6月～8月）の気象

- 関東甲信地方の平均的な梅雨の期間は6月8日頃から7月21日頃までで、この期間は天気がぐずつく日が多い。
- その後は、太平洋高気圧に覆われて南寄りの風が卓越し、高温・多湿の日が多い。
- 台風の影響により天気が荒れることもある。

(3) 秋（9月～11月）の気象

- 夏型の気圧配置の続く秋分頃までは、暑い日が続き、秋の前半は台風や秋雨前線の影響によりぐずつく日も多い。
- その後は高気圧や低気圧が交互に通過して天気は周期変化となるが、次第に安定した晴天の日が多くなる。
- 冬に向かい、北寄りの風が卓越するようになる。

(4) 冬（12月～2月）の気象

- 乾燥した北寄りの風が吹く晴れの日が多い。
- 1月から3月にかけては、本州南岸を通過する低気圧により大雪が観測されることもある。

第3節 風水害の概況

都の水害記録によると、10棟以上の浸水被害が発生したのは、平成19年度～平成28年度で台風性による降雨で8回、集中豪雨等によるもので23回となり、年に3、4回の頻度となっている。これまでの風水害の状況は以下のとおりである。

1 過去の大規模水害

- 戦後、東京に大きな被害をもたらした風水害としては、昭和22年9月のカスリーン台風、24年8月のキティ台風などがある。

これらの水害は、江戸川をはじめとする大河川の決壊や高潮によるもので、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区などの区部東部の低地に甚大な被害を発生させた。

また、昭和49年9月の台風第16号においては、多摩川の世田谷区上流、狛江市付近において堤防が決壊し、同市内の民家19棟が流出する被害が発生した。

2 都市型水害の発生

- 主要河川の改修、堤防の補強、防潮堤の建設等が進んだ結果、昭和49年の多摩川堤防の決壊を除き、主要河川の氾濫や決壊による被害は大幅に減少した。しかし、昭和30年代から始まった急速な都市化の進展は、中小河川の氾濫による新たな都市型水害を発生させた。
- 昭和33年の狩野川台風は、中小河川の氾濫等により、区部東部地域に加え、新興住宅地のがけ崩れや、それまで浸水被害の少なかった山の手台地の谷底部にも大きな被害をもたらした。
- 都内では、市街化の進行により雨水が地下に浸透しにくくなり、短時間に川に集中して流れ込む傾向があるとともに、ヒートアイランド現象によると考えられる集中豪雨の頻発により、毎年のように浸水被害が発生している。
- また、地下空間の増大など、土地の高度利用化が進み、浸水の危険性が増すとともに、浸水被害額は増加している。
- 昭和56年10月の台風第24号及び昭和57年9月の台風第18号は、神田川、目黒川などの中小河川を氾濫させ、いずれも5,000世帯以上の床上浸水被害を引き起こした。

3 集中豪雨・台風等の大雨による被害

- 平成17年9月4日から5日未明にかけ、台風第14号及び秋雨前線の影響により、区部西部に、1時間雨量100mmを超える集中豪雨が発生した。神田川及び支流の妙正寺川、善福寺川など8河川からの溢水により、中野区、杉並区を中心に都内で約6,000棟に及ぶ浸水被害が発生し、都は、12年ぶりに中野区、杉並区に災害救助法を適用した。

本集中豪雨では、神田川・環七地下調節池第一期区間の貯水容量(24万 m^3)が、平成9年完成以来初めて満杯となったため、緊急措置として工事中の第二期区間にも雨水18万 m^3 を取り込み、被害の軽減を図った。

区においても、野川・仙川流域をはじめ区内各地で浸水被害が発生し、被災世帯は累計で約1,300世帯に達した。

- 平成19年9月5日から7日にかけての台風第9号においては、多摩川の国土交通省京浜

第2章 区の概況と災害

第3節 風水害の概況

河川事務所田園調布（上）水位観測所における水位が国が定める避難判断水位を超過し、区では平成11年8月以来8年ぶりに、堤防より河川側に位置する地域（玉川一丁目、三丁目の一部）を対象に避難勧告を発令した。

- 平成22年7月5日の夕方から夜にかけて石神井川流域で1時間雨量100mmを超える集中豪雨が発生し、北区内の溢水では約400棟に及ぶ浸水被害が発生した。これを受け、同年、都市整備局、建設局及び下水道局の三局連携のもと「緊急豪雨対策」を策定し、白子川地下調節池の工期短縮や、石神井川からの洪水を取水できるようにすることで、異なる流域間で機能を発揮できる調節池となる。

- 平成25年7月23日豪雨では、城南地区を中心に集中豪雨が発生し、目黒区周辺では15時30分から16時30分までの1時間に約100mmの猛烈な雨が観測された。この大雨により、品川区、目黒区、大田区、世田谷区では、床上・床下浸水が合わせて500棟を超える被害となったほか、道路冠水による交通障害や鉄道などの交通機関にも影響が見られた。

また、同年10月16日未明から明け方にかけて、台風第26号の接近に伴い、大島町元町地区では1時間に最大122.5mmの猛烈な雨が降り、総雨量では最大824.0mmといずれも観測史上第1位の値を更新した。大規模な土砂災害の発生及び山腹崩壊により、建物被害が385棟、停電が最大110件、断水が最大約3,000世帯で発生するなど、甚大な被害が発生し、都は大島町へ災害救助法の適用を決定するとともに、国は激甚災害に指定した。

- 平成30年8月27日、気温の上昇や前線の影響で関東を中心に大気の状態が非常に不安定になり、夜に雷を伴う猛烈な雨となった。世田谷区内における10分間最大雨量は世田谷観測地点で40mm、1時間最大雨量は玉川観測地点で114mmとなり、記録的短時間大雨情報が発表された。300件を超える浸水等の被害があった。

- 令和元年10月12日から13日未明にかけて、台風第19号の接近に伴い、24時間雨量で最大627mmを観測した檜原村や多摩川無堤防箇所でも溢水した世田谷区など、都内25の区市町村に大雨特別警報が発表された。区は10日に災害対策本部を設置し、災害対応にあたった。世田谷内では、台風の影響により、死者1名のほか、大雨による堤内地の浸水等により650棟を超える建物被害が発生した。都は28の区市町村へ災害救助法の適用を決定するとともに、国は特定非常災害、激甚災害に指定した。

第3章 河川及び下水道等の整備概要

第1節 河川

1 中小河川の整備

○ 隅田川以西の区部山の手及び多摩地区の神田川、渋谷川・古川、野川、空堀川などの中小河川の流域では、都市化の進展に伴う保水・遊水機能が減少し、降雨時の河川への流出量が増大し、河川的能力不足による溢水や内水氾濫による被害が発生している。

そのため、都は、市街化区域で改修を必要とする46河川、324kmについて、50mm/hの降雨に対応できるよう河道整備を進めているとともに、洪水の一部を貯留する調節池の設置などを進め、水害の早期軽減に努めている。

○ また、護岸や調節池の整備とともに、流域における貯留浸透事業の実施など、総合的な治水対策を推進している。

○ さらに、近年、50mm/hを超える降雨に伴う水害が頻発していることを踏まえ、学識経験者等による委員会より提言を受け、平成24年11月に「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」をとりまとめた。

○ 本方針では、目標整備水準を50mm/h降雨から引き上げ、区部では最大1時間降水量75mm/h降雨、多摩部では最大1時間降水量65mm/h降雨とし、優先度を考慮して流域ごとに対策を進めることとした。50mm/h降雨を超える部分の対策は調節池による対応を基本とし、広域調節池の整備等、効果的な対策の実施による早期の効果発現を図っていく。

2 多摩川水系における河川事業

○ 多摩川水系の一级河川のうち、多摩川、浅川、大栗川の指定区域外については国の直轄事業として各種施設整備事業を実施し、その他の区間及び河川については都の河川事業として中小河川整備事業などを実施している。

3 世田谷区における河川事業

3-1 区の事業

【実施主体】区災対土木部

(1) 現況

世田谷区には、一级河川として、多摩川、野川、仙川、谷沢川及び丸子川の5河川が流れている。多摩川については、河川改修は完了しているが、野川、仙川、谷沢川及び丸子川の一部で、50mm/h相当の降雨に対応する整備が完了していない。野川、仙川については、河川改修工事が進み、護岸はおおむね完了している。谷沢川については、河道拡幅が困難なため、分水路等整備と合わせて75mm/h規模の降雨に対応する計画がある。また、丸子川については、下水道整備により50mm/h相当の降雨への対応をする計画があるため、丸子川は現況の流下能力の維持に努める。

二級河川（目黒川、蛇崩川、北沢川、烏山川、呑川、九品仏川）については、下水道幹線として暗渠化が完了している。

河川改修現況（50mm/h 降雨対策）（平成 31 年 4 月現在）

河川名		全延長 (m)	改修済 (m)	未改修 (m)	改修率 (%)	下水道暗渠 化延長 (m)
一級河川	多摩川	—	—	—	—	—
	谷沢川	3,800	1,200	2,600	32	0
	野川	5,500	5,400	100	98	0
	仙川	6,300	6,200	100	98	0
	計	15,600	12,800	2,800	82	0
	※丸子川	5,400	—	—	—	—
二級河川	目黒川	500	500	—	—	500
	蛇崩川	3,940	3,940	—	—	3,940
	烏山川	10,720	10,720	—	—	9,600
	北沢川	4,540	4,540	—	—	4,540
	呑川	2,200	2,200	—	—	1,364
	九品仏川	1,810	1,810	—	—	1,770
	計	23,710	23,710	—	—	21,714

※多摩川は国で管理。

※丸子川流域は下水道施設において 50mm/h 対応するため改修対象とならない。

(2) 事業計画

災害の危険のある地域について重点的にしゅんせつ・護岸等の工事を施行すると共に公共下水道の促進を図る。

3-2 都の事業

【実施主体】都第二建設事務所

(1) 現況

本区内の各河川のうち、多摩川水系の野川、仙川について、都は平成 21 年 12 月に策定（平成 29 年 7 月修正）した「野川流域河川整備計画」に基づき、50mm/h までの降雨は河道で対処することを基本に、これを超える降雨には新たな調節池の整備や既存調節池の規模拡大を行うことで、流域対策も含めて、65mm/h の降雨に対応することを目指し、整備を進めている。

(2) 計画目標

50mm/h の降雨に対応する河道改修を進めるとともに、50mm/h を超える部分の対策は調節池等により対応する。

(3) 事業計画

野川については、多摩川合流点（新二子橋付近）から狛江市境までの延長 5.5km（管内）を

50mm/h 規模に改修するために整備を進めている。新井橋より上流狛江市境までの 2.9km 区間の護岸整備については、昭和 50 年度に着手し昭和 57 年度に完了した。

最下流部（吉澤橋より下流）は、平成 11 年度から自動車教習所の移転工事と調整を図りながら新しい河道への付替えを進め、平成 19 年 7 月末に全ての護岸整備及び河床整備工事を完了させ、50mm/h 降雨対応の流下能力となった。護岸整備は仙川合流点付近を除いて完了しており、河床掘削は中之橋付近まで完了している。今後は上流の谷戸橋に向けて河床掘削を進めていく。

仙川については、野川合流点から調布市境（甲州街道）までの延長 6.3km（管内）を 50mm/h 規模に改修するために整備を進めている。最下流部である野川合流点の鎌田橋付近左岸を除き、平成 11 年度に完成した。未整備区間については、鎌田橋架け替えと同時期に護岸整備する予定である。この改修完了後、50mm/h 降雨対応の流下能力にするために、下流から河床掘削を開始する。

河川名	整備状況	事業状況	平成 24 年度以降残
野川	5.5km（多摩川合流点～狛江市境）	護岸改修	0.1km
仙川	6.3km（仙川合流点～調布市境）	護岸改修	0.3km

3-3 国の事業

【実施主体】国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所

(1) 現況

多摩川においては、平成 13 年 3 月（平成 29 年 3 月変更）に策定した、「多摩川水系河川整備計画」に基づき、戦後最大規模の洪水を安全に流下させることを目標として整備を進めている。

(2) 計画目標

概ね 20 年から 30 年を計画対象期間とし、戦後最大規模の洪水を安全に流下させることを目標として、河道断面の確保や、堤防等の安全性向上対策などを進める。

(3) 事業計画

東京 23 区内唯一の無堤地区である二子玉川南地区において、早期に災害安全度を高めるため、段階的に堤防を整備し、安全なまちづくりを推進する。

また、令和元年 10 月の令和元年東日本台風（台風第 19 号）における課題をはじめ、近年、全国各地で多発している災害、増加傾向にある集中豪雨等を踏まえ、情報・広報などのソフト対策をハード面での整備と併せて推進する。

<高規格堤防整備>

洪水は、自然現象である降雨に起因するものである以上、河川の計画規模を上回る極めて規模の大きな洪水（超過洪水）が発生する可能性は常に存在している。

堤防を越えるそのような大洪水が発生した場合は、現状の堤防では防ぎきれず堤防の決壊

第3章 河川及び下水道等の整備概要

第1節 河川

などから、人命や財産、また、首都圏の中核機能に甚大な被害をもたらすことが想定され、我が国における社会的影響は計りしれない。

このような超過洪水による壊滅的な被害を回避するため、多摩川では河口（大田区、川崎市）から日野橋（立川市、日野市）までを高規格堤防整備対象区間としている。

高規格堤防は、土でできたゆるやかな勾配を持つ幅の広い堤防である。洪水や地震に強く、広がった堤防の上は、通常の土地利用が可能で、水と緑に恵まれた快適なまちづくりを行うことができるほか、災害時の避難場所としても活用することができる。

第2節 下水道

- 近年の急激な都市化の進展は、都市からの雨水の浸透域を減少させ、流域が持っていた保水・遊水機能を低下させている。
その結果、都市の雨水流出形態が変わり、雨水が河川や下水道へ短時間に大量に集中し、「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになった。
- 下水道は、このような状況を解消して災害から区民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を安全に保持していく役割を担っている。
- なお、都の下水道は、23区の単独公共下水道と、多摩地域の流域下水道並びに流域関連公共下水道、単独公共下水道及び特定環境保全公共下水道とに大別できる。

1 区部の下水道

- 区部の下水道計画区域は、多数の大小河川水系流域や地勢、あるいは都市形態をもとに、芝浦、三河島、砂町、小台、落合、森ヶ崎、小菅、葛西、新河岸、中川の10処理区からなる。
- 下水道の排除方式は大部分が汚水と雨水を一本の管きよで排除する合流式であるが、芝浦、砂町、森ヶ崎の一部、中川の大部分は分流式である。また、河川をはじめとする公共用水域への排除は、原則として自然流下である。しかし、東京湾沿いや多摩川、荒川、隅田川、中川周辺の低地帯は、自然流下による雨水排除が困難であるため、ポンプ吸揚により雨水を排除することとしている。
- 下水道の整備は、都市施設基盤整備の最重要施策として普及事業を進めてきた結果、平成6年度末には100%普及（概成）を達成した。
普及率100%達成以降の下水道事業のあり方を示す「第二世代下水道マスタープラン」を平成4年7月に策定し、着実に事業を推進している。
- 都下水道局では、平成13年3月に「下水道構想2001」を策定した。本構想は、下水道経営を取り巻く厳しい状況にあっても、将来にわたり下水道サービスの維持、向上を図っていくため、区部下水道を建設、維持管理してきた経験を踏まえ、都民サービスのさらなる向上、より一層の事業の効率化・重点化の観点から事業全般の進め方を見直した。
- また、多発する都市型水害への対応、合流式下水道の改善、老朽化施設の再構築、都の事務事業で排出される温室効果ガスの約4割を下水道事業が占めていることなどから、「下水道構想2001」に基づき、「経営計画2016」と地球温暖化防止計画である「アースプラン2017」を策定し、着実に推進している。
- 平成23年の東日本大震災を踏まえ、都として今後取り組むべき新たな対策のあり方などについて、平成24年8月に、学識経験者等からなる「地震・津波に伴う水害対策技術検証委員会」より提言を受けるとともに、この提言等を踏まえた「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を策定した。
- 平成25年の局地的集中豪雨や台風により、甚大な浸水被害が生じたことから、雨水整備水準のレベルアップを含む検討を進め、同年12月に「豪雨対策下水道緊急プラン」を策定した。

2 世田谷区における下水道事業

【実施主体】都下水道局、区災対土木部

近年は、都市化の進展に伴う雨水流出量の増大や、大型台風、局所的集中豪雨の発生により、既に下水道が整備された地域でも、浸水被害が発生している。

都市における雨水の排除は下水道の基本的役割であり、都下水道局では50mm/hの降雨に対応できるよう幹線やポンプ所などの基幹施設の整備を進めている。

従来浸水対策事業に加え、「できるところから、できるだけ対策を行い、浸水被害を軽減させる」という整備方針で、緊急的な対応を図る「雨水整備クイックプラン」、世田谷区においては以下の取り組みが完了している。

＜雨水整備クイックプランにおいて完了した世田谷区関連の取り組み＞

重点地区	取組み内容	完了年度
用賀	主要枝線の整備	平成14年度
桜丘		平成15年度
千歳台	谷川雨水幹線の整備	平成16年度
下馬・三軒茶屋	子の神公園雨水調整池の整備	平成16年度
松原・代田・梅丘	バイパス管の整備	平成20年度
上馬	小泉公園雨水調整池及び貯留管の整備	平成22年度

また、「経営計画2016（都下水道局）」では、「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、概ね30年後の浸水被害解消を目標に、50mm/h降雨に対応する下水道施設を整備することとしている。

50mm/h降雨に対応する施設整備としては、玉川地区で谷川雨水幹線の整備を進めている。

また、「豪雨対策下水道緊急プラン（平成25年12月）」で定めた「75mm対策地区」として、弦巻地区及び深沢地区において、75mm/h降雨に対応する施設整備を推進する。

第4章 区・都及び防災機関の役割

震災編 第2部「第1章 区等の基本的責務と役割」を準用する。

【風水害編】

第2部

災害予防計画

風水書編 第1部
総則

風水書編 第2部
災害予防計画

風水書編 第3部
災害応急・復旧対策計画

風水書編 第4部
雪害対策

第2部 災害予防計画

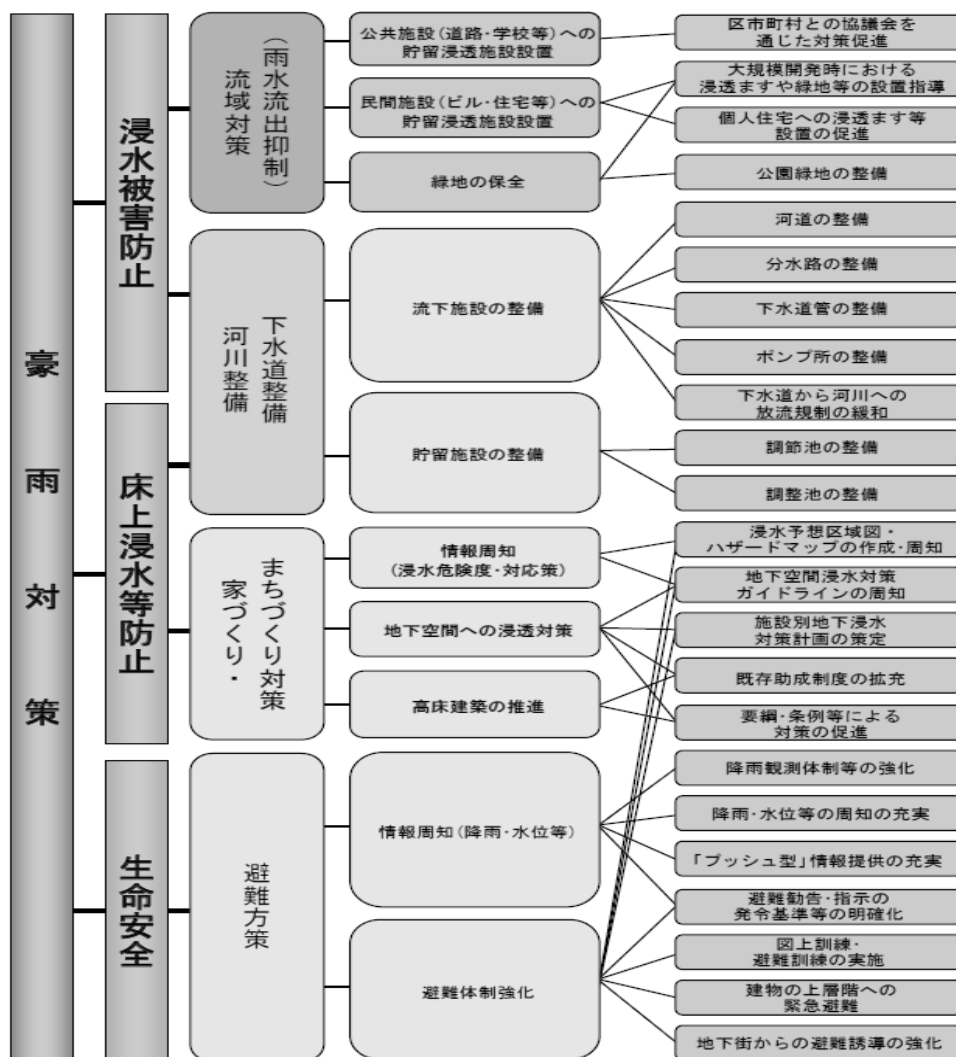
第1章 水害予防対策

- 本区では、台風や集中豪雨等によって過去に洪水や内水氾濫が発生し、大きな被害をもたらしており、近年では、いわゆる都市型水害の発生が見られるようになった。
- このため、洪水対策（総合的な治水対策）、がけ崩れ対策、浸水対策及び都市型水害対策等についてそれぞれの施策を推進している。

第1節 洪水対策（総合的な治水対策）

- 都では、平成17年9月の杉並区、中野区を中心に甚大な被害が発生した豪雨を契機に、集中豪雨に対し対策を推進するため、有識者による検討を経て、平成19年度に「東京都豪雨対策基本方針」を策定した。
- 平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定し、河川整備、下水道整備、流域対策を実施し、区部では最大1時間降水量75mm/h、多摩部では最大1時間降水量65mm/hの降雨まで浸水被害の解消を目標とした。
- 近年の降雨特性や被害の発生状況、「東京都内の中小河川における今後の整備について」の提言を踏まえ、平成26年6月に東京都豪雨対策基本方針の改定を行った。

＜豪雨対策の体系＞



＜出典＞東京都豪雨対策基本方針（平成26年6月）

1 東京都豪雨対策基本方針

- 頻発する局地的集中豪雨に対し、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの取組みの方向性を明らかにした。

(1) 基本的な考え方

- 今後の豪雨対策においては、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20規模の降雨（最大1時間降水量：区部75mm/h、多摩部65mm/h）に対し床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全保障の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

(2) 対策強化流域、対策強化地区の設定

- 豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。

（3）家づくり、まちづくり、避難方策の強化

- 大規模地下街の浸水対策計画の充実や豪雨災害に関する情報の提供や災害発生時の体制の整備等により、避難方策を強化する。

2 河川改修

（1）大河川改修

- 都では、利根川、荒川、多摩川、鶴見川の各水系について、洪水による災害の防止を図るため治水対策を推進している。区に関連する多摩川水系については、次のとおりである。

① 現況

水系	現況
多摩川	多摩川については、全川にわたって水衝部対策や無堤部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防事業を実施している。

② 計画

区分	河川整備基本方針	実施計画
多摩川水系	<p>計画高水流量は、日野橋において4,700m³/sとし、さらに浅川の合流量をあわせ、石原において6,500m³/sとする。</p> <p>その下流では野川及び残流域からの流入量をあわせ、田園調布（下）において7,000m³/sとし、河口まで同一流量とする。</p>	<p>本川については、無堤部の改修、堰の改築等の促進や水衝部対策を実施するとともに、下流部においては高規格堤防整備を実施する。</p> <p>支川である浅川については、護岸等の整備を促進する。</p>

（2）中小河川の整備

- 都では、中小河川に対して、50mm/hの降雨に対応できるよう、河川の整備を進めており、護岸整備まで相当期間を要する中・上流域においては、洪水の一部を貯留する調節池を設置し水害の早期解消に努めている。
- 都内46河川、324kmにおいて、川幅を広げたり（河道拡幅）、河床を掘り下げる（河床掘削）等の河道整備を進めてきており、引き続き50mm/hに対応する河道整備を推進する。

第1章 水害予防対策

第1節 洪水対策（総合的な治水対策）

風水害編 第1部
総則

< 中小河川整備計画 >

事業内容	区域	全体計画 (昭和 49 年度～)	平成 30 年度末 整備	令和元年度以降 整備
50mm/h 降雨に 対処する整備	区 部	107.0 km	93.2 km	13.8 km
	多摩地区	217.0 km	166.6 km	50.4 km
	合 計	324.0 km	259.8 km	64.2 km

- 区部で 75mm/h、多摩で 65mm/h の降雨に対応する目標整備水準達成に向けた調節池等の整備を推進する。
- 目標整備水準の達成に向け、総貯留量約 560 万 m³の調節池が必要となり、現在、環状七号線地下広域調節池や野川大沢調節池等の 8 施設で整備を進めている。

風水害編 第2部
災害予防計画

< 現在整備中の 8 施設（調節池等）の概要 >

河川名	施設名称	貯留量 (m ³)	着手年度
善福寺川	和田堀公園調節池	17,500	H28
神田川	下高井戸調節池	30,000	H28
環状七号線地下広域調節池（石神井川区間）		681,000	H28
石神井川	城北中央公園調節池（一期）	90,000	H28
野川	野川大沢調節池（規模拡大）	68,000	H28
境川	境川金森調節池	151,000	H29
	境川木曾東調節池	49,000	H29
谷沢川	谷沢川分水路	50 m ³ /s（分水流量）	H30

- 更に、新たな調節池の事業化に向けた検討や環七地下広域調節池の延伸等の検討を進めていく。

第1章
水害予防対策

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

(3) 多摩川無堤防箇所での溢水対策

- 区は、令和元年東日本台風（台風第 19 号）の教訓を踏まえ、以下について取り組む。
 - ア 無堤防箇所専用の土のうを保管するための倉庫を近傍に設置する。
 - イ 多摩川無堤防箇所における堤防整備、暫定堤防の計画高さまでの嵩上げの実施について、国土交通省と連携し、早期に取り組む。
 - ウ 堤防が完成するまでは、専用土のう以外のほか、可搬式止水板・大型土のうの設置など、京浜河川事務所と連携しての止水対策に取り組む。

3 雨水流出抑制施設の整備

- 総合的な治水対策の一環として、雨水の貯留・浸透を行う雨水流出抑制施設の設置について、都は、昭和 56 年に関係局からなる「総合治水対策連絡会」を発足させ、昭和 58 年度に創設した「総合治水対策流域貯留・浸透事業実施要綱」に基づき、都所管施設に雨水流出抑制施設の設置を推進してきている。
- 一方、都は島しょ部を除く都内 53 区市町村と総合治水対策協議会を立ち上げ、総合的な治水対策に関する計画の策定、執行状況の把握、調整、技術上の改善策の検討等を行って

風水害編 第4部
雪害対策

いる。

- 都における総合的な治水対策のあり方については、昭和61年に「総合治水対策調査委員会」の「本報告」が出され、これにより区部中小河川については、将来目標である基本計画を100mm/h程度とし、雨水流出抑制施設による流域対策で10mm/h程度を分担するものとしている。

当面の目標である50mm/h程度の治水安全度を確保するため、都総合治水対策協議会では、当面10か年程度の「総合的な治水対策暫定計画」を策定し、神田川流域、目黒川流域、石神井川流域、野川流域、渋谷川・古川流域、呑川流域、谷沢川・丸子川流域の「総合的な治水対策暫定計画」を策定した。

- 都は「東京都豪雨対策基本方針」（平成26年6月改定）を策定し、この方針に基づいて都総合治水対策協議会は、平成21年5月に神田川流域、渋谷川・古川流域において「豪雨対策計画」を策定し、平成21年11月に石神井川流域、目黒川流域、呑川流域、野川流域、白子川流域についても「豪雨対策計画」を策定した。なお、「豪雨対策計画」が策定された河川については、「総合的な治水対策暫定計画」は廃止されている。
- 「豪雨対策計画」は平成26年の「東京都豪雨対策基本方針」の改定に伴い、平成27年度以降、順次、見直しや新規策定を予定している。平成30年3月に神田川流域及び石神井川流域の「豪雨対策計画」の改定、平成31年3月に谷沢川・丸子川流域の「豪雨対策計画」の策定及び野川流域、呑川流域の「豪雨対策計画」の改定を行った。

4 下水道の整備

- 下水道の基本的な役割には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除がある。

このため「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、概ね30年後の浸水被害解消を目標に、50mm/h降雨に対応する下水道施設を整備している。

大規模地下街や甚大な被害が発生している地区について、整備水準をレベルアップした下水道施設を整備している。

計画規模を超える降雨に対しても、ハード・ソフト両面から対策を検討・実施し、安全を確保する。

（1）区部下水道の浸水対策

- 区部では、都市化に伴う雨水流出量の増大によって、下水道が整備された地区でも浸水被害が発生するようになっている。このため、浸水の危険性が高い対策促進地区を選定し、50mm/h降雨に対応する幹線やポンプ所などの基幹施設の整備を進めている。これに加え、浅く埋設された下水道幹線の流域など、幹線からの雨水の逆流による浸水の危険性のある地区を新たに重点地区として追加し、効果的な対策を進めている。また、特に浸水被害の大きい地下街などでは、75mm/hの降雨に対応できる貯留施設等の整備を進めている。

（2）「経営計画 2016」の推進

- 本計画では、世田谷区玉川を含む、浸水の危険性の高い対策促進地区について、50mm/hの降雨に対応する下水道施設整備を推進することとしている。
- さらに、一定規模以上の床上浸水が集中して発生した地区では、既存幹線の下に新たな幹線を整備するなど、75mm/h降雨に対応できる施設の建設を実施する（世田谷区弦巻、深沢地区含む）。

5 豪雨対策の重点的な実施

- 豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策促進エリアを設定し、これらのエリアでは、流域別の豪雨対策計画を策定し、河川や下水道の整備に加え、浸透ますの設置などの流域対策を重点的に促進している。

近年の降雨特性や浸水被害の発生状況等を踏まえて東京都豪雨対策基本方針を平成26年に改定した。対策強化流域、対策強化地区を設定し、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20（区部75mm/h、多摩部時間65mm/h）の降雨に対して浸水被害の防止を目指している。

- 河道の蛇行区間や狭隘箇所等について、これまでの調査結果も活用しつつ、詳細な調査を実施し、局所改良による流下能力向上や水衝部の護岸の強化など早期に安全性が向上できる対策を実施する。

（1）世田谷区内の対策促進エリア

名称		選定条件	区内のエリア
対策促進エリア	対策強化流域	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の浸水被害状況（浸水棟数、被害額） ・降雨状況（豪雨の発生頻度） ・流域特性（人口、資産額などの被害ポテンシャル） ・対策状況（河川整備、下水道整備などの対策状況） 	野川流域 呑川流域 目黒川流域 神田川流域 谷沢川・丸子川流域
	対策促進地区	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害の発生状況（浸水棟数） ・施設の重要性や浸水に対する脆弱性（大規模な地下施設など） ・下水道施設の能力評価（下水道幹線の流下能力） ・対策状況（下水道整備、河川整備などの対策状況） 	玉川地区

（2）「世田谷区豪雨対策基本方針」・「世田谷区豪雨対策行動計画」

【実施主体】区災対土木部

区では、「東京都豪雨対策基本方針」や過去に多くの区民が被災された水害などの状況を踏まえた検討を進め、平成21年度に「世田谷区豪雨対策基本方針」（以下「基本方針」という。）ならびに「世田谷区豪雨対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定した。また、東京都が、平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針」を改正したことに伴い、

平成28年3月に「基本方針」を修正した。

「基本方針」は、10年後及び30年後の目標を定めるとともに、3つの基本的な視点と、具体的な取り組みについて4つの柱を掲げ、区として実施すべき方針を取りまとめたものである。

① 10年後の目標

ア 概ね55mm/hの降雨までは、床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することを目指す。

イ 既往最大降雨などが発生した場合でも、生命の安全を確保することを目指す。

② 30年後の目標

ア 概ね60mm/hの降雨までは、浸水被害を防止することを目指す。

イ 区部では概ね75mm/hの降雨、多摩部では概ね65mm/hの降雨までは、床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することを目指す。

ウ 目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保することを目指す。

また、平成21年度に策定された「行動計画」で述べられている「基本方針」で掲げた豪雨対策の取り組みについての4つの柱に対応した施策に基づく個々の目標の達成に向けて設定されていた「取組み内容」、「具体の行動」及び「年次別計画」等に対し10年後の目標年次であった平成29年度までに活動を推進してきたところである平成29年度までの活動実績を踏まえ、平成30年6月に「行動計画」を策定し、平成30年度から平成33年度までの目標を示すとともに、目標の達成に向けた「取組み内容」、「具体の行動」及び「年次別計画」等を設定している。

さらに、近年の集中豪雨による区内中小河川の流域で内水や越水により浸水被害が発生していることから、次の点について、行動計画に基づき引き続き取り組む。

ア グリーンインフラの視点を踏まえた流域対策の推進

イ 国、東京都、鉄道事業者などの公共・公益事業者に対して、建物・施設整備の際の雨水流出抑制施設の設置を要請

ウ 民間施設への雨水流出抑制施設の設置指導、助成制度の普及促進

6 インターネット等を活用した区民への情報提供

○ 都建設局は、都内の中小河川の水位や降雨の状況、河川監視画像、指定河川の洪水予報、土砂災害警戒情報、水位周知河川の氾濫危険情報など、水防災総合情報システムからの情報をホームページに掲載している。また、同様の情報を位置情報を活用した形でスマートフォン等へも配信し、より利便性を高めるとともに、英語・中国語・韓国語でも配信している。

○ 都下水道局は、下水道光ファイバーケーブルを活用して、下水道管きょ内の水位情報を区などに迅速に提供している。また、レーダー雨量計システムからの降雨情報を「東京アメッシュ」としてホームページに掲載するとともに、GPS機能による現在地表示が可能なスマートフォン版を配信することなどにより、きめ細やかな降雨情報を、リアルタイム

第1章 水害予防対策

第1節 洪水対策（総合的な治水対策）

で配信している。

- 国土交通省は、荒川、多摩川などの河川の水位や降雨、カメラ映像の情報をインターネットを活用して提供している。

7 水防災総合情報システム

- 都では、水防災総合情報システムは、洪水や高潮による被害を軽減するため、水防関係機関等に河川水位・雨量等、水防に関する情報を迅速・的確に提供することを目的として、平成3年4月から稼働をはじめ、二度のシステム更新を行って、現在の形で運用を行っている。
- このシステムは、以下に示す①観測・監視システム、②洪水予報発表システム、③土砂災害警戒情報発表システム、④気象伝達・態勢表示システム、⑤伝達文作成・伝達システム、⑥インターネット公開システムから構成されている。

8 下水道施設における降雨情報システム（東京アメッシュ）、幹線水位情報の提供

- 都下水道局では、雷雨や集中豪雨、台風による豪雨の際に、降雨状況を的確に把握し、水再生センター、ポンプ所のポンプを適切に運転するため、降雨情報システムを設置している。
- 下水道幹線内に水位計を設置して水位を測定し、光ファイバーを活用して水位情報を区等へ提供し、水防活動を支援する。

9 下水道におけるリスクコミュニケーションの充実

- 都下水道局は次のようにリスクコミュニケーションに取り組む。

（1）事前の情報提供

① 浸水予想区域図の作成・公表

浸水の危険性を区民や防災関係者に事前に周知するとともに、区が作成する洪水ハザードマップ作成支援のために、7河川流域（①神田川流域、②隅田川・新河岸川流域、③石神井川・白子川流域、④城南地区河川流域、⑤江東内部河川流域、⑥野川等流域、⑦中川・綾瀬川圏域）の「浸水予想区域図」を河川管理者と連携し、作成・公表している。

② 洪水ハザードマップ作成の支援

浸水予想区域図の作成主体（河川管理者及び下水道管理者）として、関係区市町村の洪水ハザードマップ作成を支援していく。

③ 防災意識の啓発

ア 浸水対策リーフレットの配布

区民自身が行う浸水に対する備えを分かりやすく周知するとともに、戸別訪問により住民からの意見を伺い、パートナーシップを構築する。

イ 道路雨水ますの点検（区、町会との連携）

道路雨水ます機能を確保するため、区や町会と連携を強化する。

ウ 体感できるイベントの開催

浸水対策強化月間の取組みとして、半地下・地下室水圧体験装置「水圧くん」による浸水時の避難体験、ポンプ所の見学会など住民が浸水対策の必要性を体感できるイベントを実施する。

エ 見学会や出前授業等の開催

現場見学会（幹線工事など）を開催し、住民への雨水対策事業を周知するとともに、小学校の総合的な学習の時間等を利用し、浸水対策を分かりやすく周知する。

（2）降雨時の情報提供

① 降雨情報の提供

「東京アメッシュ」で住民へ降雨情報をリアルタイムに提供する。

② 幹線水位情報の提供

下水道幹線内に水位計を設置して水位を測定し、光ファイバーを活用して水位情報を区等へ提供し、水防活動を支援する。

（3）関係機関との連携

① 区等との連携

樋門の開閉状況や時刻、水位など操作情報の共有を図る。

また、浸水に対する予防措置を図るため、地下室・半地下室の危険性を区民に周知する。

周知に当たっては、建築確認申請の窓口で浸水対策のリーフレットを配布するよう、区等に協力を依頼する。

樋門の役割や開閉による浸水の危険性、樋門の操作情報などの共有を図る。

② 東京消防庁・消防署との連携

浸水発生時に適切な対応を図るため、水防訓練での土のう積みや簡易水防工法の実演を通し、都民に技能を習得させる。

10 水門（樋門・樋管）

○ 区は、令和元年東日本台風（台風第19号）等の教訓を踏まえ、次の事項に取り組む。

ア 樋門・樋管の操作体制の強化

イ 避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告のタイミングの見直し

11 陸閘

○ 区は、陸閘の閉鎖には人手を要することから、現場体制を充実させることを検討する。

○ 現場体制の充実にあたって、玉川東陸閘および玉川西陸閘を閉鎖する際は、二子玉川南地区の区民を避難させる必要がある。京浜河川事務所で検討されている久地陸閘の廃止の件も踏まえ、京浜河川事務所と連携し、検討していく。

第1章 水害予防対策

第1節 洪水対策（総合的な治水対策）

12 土のうステーションの拡充

- 区は、令和元年東日本台風（台風第19号）等の教訓を踏まえ、土のうステーションを増設する。
- 区は、見直した土のうの持ち出しルールを区民に周知する。

風水害編
総則
第1部

風水害編
災害予防計画
第2部

第1章
水害予防対策

風水害編
災害応急・復旧対策計画
第3部

風水害編
雪害対策
第4部

第2節 がけ崩れ対策

1 がけ崩れ対策

(1) 基本

- がけ、よう壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものである。
- 区は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制指導を行う。
- 都は、自然がけについて、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下、「急傾斜地法」という。）による急傾斜地崩壊対策事業の推進に努める。
（※世田谷区内での対象箇所は無い。）

(2) がけ・よう壁に関する指導・支援

- 区は、がけ地に、建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法及び都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っており、また、宅地造成工事規制区域内にあっては、宅地造成等規制法に基づき指導を行っている。
- 既設の危険ながけ・よう壁は災害時に崩壊する恐れがある。災害の発生を未然に防ぐために、管理者責任を負う所有者自らが危険性を認識し、安全対策に取り組めるよう、「我が家の擁壁チェックシート（案）（国土交通省都市局）」の配布・区のホームページ掲載により、安全点検方法を周知すると共に、適切な管理を啓発する。

(3) 宅地の安全化

- 宅地造成等規制法は、宅地造成に伴い、災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を、宅地造成工事規制区域として指定し、この区域内における宅地造成工事には、技術的基準に従った造成を確保するため、区長の許可及び工事完了検査を義務付けており、必要な指導・監督を行うとともに、宅地の所有者等に対しても宅地保全の努力義務を課している。
- 区内では、平成27年4月時点で、246haが宅地造成工事規制区域に指定され、この法律に基づく規制を受けている。

第3節 土砂災害に関するソフト対策

- 土砂災害警戒区域
土砂災害警戒区域は、都が土砂災害により被害を受けるおそれのある区域において、地形、地質、土地利用状況に関する基礎調査を実施し指定するものである。都は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう、土砂災害警戒区域の指定を進めている。
- 区は、土砂災害を防止・軽減する基本的な方針として、平成28年度に「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針」を策定し、これまで実施している対策をさらに強化するハード・ソフト両面からのさまざまな防災対策を推進する。

機関名		対策内容
区	◎災対都市整備部	○ 土砂災害防止法に基づく区域の警戒巡視態勢の整備
	災対土木部	○ 道路・公園等に属するがけ地の震災防止
	災対統括部 災対地域本部	○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策 ○ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等における避難体制の整備及びハザードマップの作成・周知
都建設局		○ 土砂災害防止法に基づくソフト対策 ○ 土砂災害警戒区域等の指定 ○ 土砂災害警戒情報の提供
気象庁		○ 土砂災害警戒情報の提供

1 土砂災害防止法

- 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（「土砂災害防止法」）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。

2 土砂災害警戒区域等の指定

- 都建設局は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害防止対策の推進を図るため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域をあらかじめ明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備や建築物の移転勧告などソフト対策を推進する。土砂災害警戒区域は平成31年1月末までに13,281箇所を指定しており、指定に当たっては地元自治体との合意形成を図り順次進められている。
- 都建設局は、大雨で土砂災害の危険性が高まったとき、迅速で適切な避難行動がとれるよう土砂災害警戒区域の指定などを進める。
- 土砂災害特別警戒区域の指定により、特定の開発行為の抑制、建築物の構造規制を行い、土砂災害の発生するおそれのある箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止する。

<都の土砂災害警戒区域等指定数> (令和元年10月現在)

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
指定箇所数	15,478	13,660

区は、土砂災害に関する情報の区民への伝達方法等を記載した印刷物（ハザードマップ、区民行動マニュアル等）の作成・周知に取り組む。

<世田谷区の土砂災害警戒区域等指定数> (令和元年9月現在)

地域	町丁目	指定箇所数	
		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
世田谷地域	池尻四丁目	3	3
	桜一丁目	1	0
	宮坂一丁目		
北沢地域	代田四丁目	1	1
	北沢一丁目	1	1
砧地域	成城一丁目	4	2
	成城三丁目	5	4
	成城四丁目	15	9
	大蔵三丁目	6	3
	大蔵四丁目	4	4
	大蔵五丁目	1	1
	大蔵六丁目	2	2
	喜多見六丁目	3	1
	岡本一丁目	4	4
	岡本二丁目	6	6
	岡本三丁目	4	3
玉川地域	中町一丁目	3	3
	等々力一丁目	2	2
	等々力二丁目	2	2
	瀬田一丁目	5	4
	瀬田四丁目	7	6
	野毛一丁目	4	4
	野毛二丁目	5	5
	野毛三丁目	2	2
	上野毛二丁目	2	2
	上野毛三丁目	3	2
	上野毛二丁目	2	1
	上野毛三丁目		
	尾山台一丁目 玉川田園調布一丁目	2	1
尾山台二丁目	3	1	
合計	102	79	

3 土砂災害警戒情報の提供

- 大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、区市町村長が防災活動や住民等への避難勧告の発令等を適切に行えるよう支援するため、国土交通省水管理・国土保全局（旧河川局）と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。
- 都建設局は、これに基づき、下記のとおり発表基準を作成し、気象庁と都が共同して発表するための情報伝達体制を整備し、平成20年2月1日に発表を開始した。

(1) 土砂災害警戒情報の目的

- 土砂災害警戒情報は、大雨により土壌雨量や積算雨量等が一定の基準を超過し、土砂災害の危険度が高まった区市町村を特定し、都と気象庁が共同して発表する情報である。
- 都と気象庁は、大雨警報発令時において、土壌雨量や積算雨量等が一定の基準を超過し、土砂災害の危険度が高まった区市町村を対象に、区市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。なお、都と気象庁は、必要に応じて警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。

(2) 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- 区市町村や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な対応を支援していくために、災害対策基本法に基づき大雨警報に伴って都が区市町村等へ通知する「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」と、気象庁が行う大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説とを1つに統合した情報として、都と気象庁が共同して作成・発表する情報である。
 - ・ 発表対象地域を設定する際は、災害対策基本法に基づく避難勧告等の権限者である区市町村長を利用者として考える。
 - ・ 住民の自主避難の判断等にも利用できるよう留意する。
 - ・ 伝達は、発表者（都及び気象庁）から水防計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準ずる。
 - ・ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。また、大雨警報を受けての情報であることから大雨警報発表後に発表する。
 - ・ 区市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。
 - ・ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象庁が提供する降雨予測と土壌雨量指数を利用する。
 - ・ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。そのため、気象庁のデータに加えて都の持つきめ細かな雨量情報を活用する。
 - ・ 国土交通省、気象庁及び都は、区市町村をはじめとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について、連携して広報活動

に努める。

- ・ 今後、新たにデータや知見が得られた時は、土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。

(3) 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意事項

- 大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、情報の利用に当たっては、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

(4) 土砂災害警戒情報の発表基準

- 都と気象庁は共同して、発表のタイミング、発表頻度等を検討し、利用者の意向を考慮の上、情報の警戒基準・警戒解除基準を作成・決定し、これを用いて情報の発表を行う。

(5) 土砂災害警戒情報の伝達

- 気象庁は、都地域防災計画及び気象庁防災業務計画に基づき情報を専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。
- 都は、区市町村及び各支庁・建設事務所へ、防災ファックス及び DIS（災害情報システム）を利用し伝達する。
- 区は、災対統括部、災対地域本部、拠点隊が連携し、避難勧告等を的確に伝達する。

(6) 区の対応

【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部

- 土砂災害警戒情報を受けた区は、直ちに適切な手段で区民へ伝達し、避難先の確保等に取り組む。

【実施主体】区災対都市整備部、区災対土木部

- 降雨の状況や土砂災害警戒情報により、土砂災害の恐れのある場合は、人身への被害を未然に防ぐため、予め定められた職員態勢により、土砂災害（特別）警戒区域について警戒巡視に取り組む。
- 土砂災害警戒情報により、土砂災害の恐れのある場合は、交通管理者である警察と連携し、土砂災害特別警戒区域内の、区で管理する道路等について通行規制を行う。

(7) 区の手組み

【実施主体】区災対統括部

- 区は、区地域防災計画に、土砂災害警戒情報の取扱いについて定める。
- 区は、ホームページ等で土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、土砂災害警戒情報が発表された場合には、ホームページや災害・防犯情報メール配信サービス、ツイッター等により注意喚起に取り組む。

4 避難体制等の整備・確立

- 平成25年に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、内閣府が策定した「避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月）」を参考に、区は避難勧告等の発令基準について、必要に応じて見直しを実施する。
- 区は、降雨の状況や土砂災害警戒情報、職員巡回や区民等からの通報等により、区内に土砂災害のおそれのある地域が確認された場合には、当該地域を対象に避難勧告等を発令するとともに、広報車や塔等による周知や避難所の開設、避難誘導等を行う。
- 区は、土砂災害警戒区域内にある、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（いわゆる要配慮者施設）を地域防災計画に定める。（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条」）該当する施設の名称、所在地、情報の伝達方法は「地域防災計画（資料編）」に掲載。
- なお、「地域防災計画（資料編）」に記載された要配慮者利用施設の施設管理者は、「避難確保計画」を作成し、区に提出するとともに自ら一般に公表することが求められる（「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2」）。
区は、当該要配慮者施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の速やかな作成、公表に向けた指導、助言等を行う。

* 土砂災害警戒区域内の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設
〔資料編資料第107・P226〕

（1）情報の収集・伝達

【実施主体】区災対統括部

- ・ 豪雨時に、雨量情報、土砂災害警戒情報、避難所開設状況等を区民に提供
- ・ 平常時より、土砂災害（特別）警戒区域等をハザードマップで区民に提供
- ・ 防災行政無線の整備に加え災害・防犯情報メール配信サービス、ツイッター等による伝達手段を多重化
- ・ 避難勧告等の判断のため、区民から前兆現象や近隣の災害発生情報等を収集

（2）避難勧告等の発令

【実施主体】区災対統括部

- ・ 区は的確に避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）を発令
- ・ 在宅の要配慮者等については、避難が夜間になりそうな場合には、日没前に避難を完了できるよう避難勧告等を発令
- ・ 避難勧告等を的確に発令できるよう、気象に関する専門家等の助言を活用

(3) 避難所の開設・運営

【実施主体】区災対地域本部

- ・ 区職員を開設・運営に当たらせることや、自主防災組織等と連携した運営体制を確保
- ・ 避難所は、日頃より情報が集まる日常性のある施設とすることに配慮
- ・ 在宅の要配慮者等の早期避難に備えて、安全性が確保されている身近な区立施設等の避難所を確保
- ・ 安全な避難所の確保が難しい場合は、他の公共施設や民間施設等を避難所として選定

(4) 要配慮者への支援

- ・ 要配慮者関連施設への情報伝達方法を施設管理者と相互に確認
- ・ 在宅の要配慮者について、防災関係部局と福祉関係部局が連携して情報共有を図り、避難支援体制を確立

(5) 防災意識の向上

- ・ 水防月間、土砂災害防止月間等における広報活動、防災訓練等を実施
- ・ 区民主体のハザードマップの作成等、区民の取組みの活発化を支援
- ・ 地区の防災リーダーについて、講習会の実施等を通じて育成
- ・ 災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明等、啓発活動を区民等に対して実施

5 その他

- 土砂災害発生後の対応については、3「土砂災害警戒情報の提供」 (6)「区の対応」における記述内容のうち、必要な取組みを執り行う。
- 震災編 第2部「施策ごとの具体的計画」 第3章「安全な都市づくりの実施」 第5節「具体的な取組」 第3「復旧対策」 1「公共の安全確保、施設の本来機能の回復」 (3)「震災後の二次的な土砂災害防止対策」における記述内容による取組みを必要に応じて執り行う。
- 震災編 第2部「施策ごとの具体的な計画」 第12章「区民の生活の早期再建」 第5節「具体的な取組」 第2「応急対策」 1「被災住宅の応急危険度判定」 2「被災宅地の危険度判定」における記述内容による取組みを必要に応じて執り行う。

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

第1章
水害予防対策

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

風水害編 第4部
雪害対策

第4節 浸水対策

1 浸水想定区域の指定及び水深の公表

- 水防法（昭和24年法律第193号）の改正（平成27年7月19日一部施行、11月19日完全施行）により、国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。
- 国又は都建設局は、浸水想定区域に指定した区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係区市町村長に通知する。
- 水防法に規定する浸水想定区域のうち、世田谷区において指定されているのは洪水浸水想定区域で、次の河川である。
 - <国管理河川>（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）
 - ・多摩川（洪水予報河川） 平成28年公表 ※想定最大規模降雨改定
 - <都管理河川>（東京都建設局）
 - ・野川、仙川（洪水予報河川） 令和元年6月公表 ※想定最大規模降雨改定
 - ・谷沢川、丸子川、呑川（水位周知河川） 令和元年6月公表 ※想定最大規模降雨改定

2 浸水想定区域における避難体制確保

【実施主体】区災対統括部、区災対地域本部、区災対物資管理部、区災対医療衛生部、区教育部

① 浸水想定区域内の要配慮者施設への対策

区は、浸水想定区域内にある、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（いわゆる要配慮者利用施設）を地域防災計画に定める。（「水防法第15条第1項第4号ロ」）該当する施設の名称、所在地、情報の伝達方法は「地域防災計画（資料編）」に記載。

なお、「地域防災計画（資料編）」に記載された要配慮者利用施設の施設管理者は、法の規定により、「避難確保計画」を作成し、区に提出するとともに自ら一般に公表することが求められる（「水防法第15条の3」）。

区は、当該要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の速やかな作成、公表に向けた指導、助言等を行う。

該当する施設の名称、所在地、情報の伝達方法は資料編に掲載。

* 浸水想定区域内の地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設
〔資料編資料第108・P227〕

② 洪水ハザードマップの作成、公表

区は、国土交通省京浜河川事務所が作成した「多摩川洪水浸水想定区域図」等に表示される浸水想定区域について広く周知し、事前の備えに役立てていただくため、洪水・内水氾濫ハザードマップを作成し、区民に配布するとともに、区ホームページにて公開している。（「水防法第14条」、「水防法第15条第5項」）

また、区は、令和元年東日本台風（台風第19号）等をうけ、「世田谷区洪水ハザードマップ（多摩川版、全区版）」から「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、

第1章 水害予防対策

第4節 浸水対策

内水氾濫・中小河川洪水版)」に改定し、区民への日頃からの周知啓発を図る。

<洪水・内水氾濫ハザードマップのホームページ>

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/104/141/557/d00005601.html>

*多摩川洪水浸水想定区域図（計画規模、浸水継続時間、想定最大規模、

家屋倒壊等氾濫想定区域）（国土交通省京浜河川事務所）〔資料編資料第109・P230〕

*野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図

（都市型水害対策連絡会）〔資料編資料第110・P235〕

*城南地区河川流域浸水予想区域図（都市型水害対策連絡会）

〔資料編資料第112・P236〕

*世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ〔資料編資料第144・別添〕

③ 日頃からの周知啓発

- 風水害時の避難方法や日頃からの備え等について、区のおしらせ、防災啓発物（世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）等）、防災塾や地区の訓練、防災講話などの機会をとらえて、事前の周知啓発に取り組む。
- 多摩川洪水浸水想定区域内において、日頃から水害リスクを把握し、水防災に対する意識向上を図ることを目的として、想定浸水深表示板を電柱に設置する。設置箇所は、多摩川洪水想定浸水深の特に深いところや令和元年東日本台風（台風第19号）で浸水被害のあった地域を中心に設置する等、適宜見直しを図る。

④ 水害時避難所の拡充

区は、多摩川洪水浸水想定区域外で、より身近な水害時避難所を確保するため、特に玉川、砧地域を中心に、大学や都立高校、民間施設等に対して、水害時避難所の拡充について協議を行い、早期運用を目指す。

また、活用の上承を得た施設については、使用方法等の具体的な運用方法を調整する。

（区が指定する水害時避難所は、法で指定する指定緊急避難場所の位置付けである。）

⑤ 水害時避難所等の周知

- 区は、水害時避難所について、「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）」や区ホームページ、ツイッターなどを活用し、水害時避難所の場所を周知する。なお、多摩川洪水浸水想定区域内には、多摩川洪水避難のための水害時避難所を開設しない（特に指定避難所）ことを区民への日頃からの周知啓発を図る。
- 区は、事前に駐車可能な場所を確認し（※水害時避難所が区立小中学校の場合は、施設内および校庭への駐車は原則禁止とする）、駐車場の利用が可能な水害時避難所を区ホームページ等で周知を行う。周知にあたっては、原則、公共交通機関での避難を促すこと等を併せて周知するほか、日頃から自主避難、縁故避難についての周知に努める。

⑥ 水害時避難所の運営ルール等の事前調整

- 水害時避難所施設の鍵を災対地域本部で管理するとともに、施設の使用範囲、ペット、介助犬の受入スペースなど事前に施設側と調整を行う。
- 避難所運営マニュアル（標準版）を基に、水害時避難所の運営マニュアルを整備する。

⑦ 水害時避難所への備蓄物品搬送等の事前調整

- 防災倉庫から備蓄物品の搬出及び搬送に必要な人員、車両等について事前に調整を行う。

3 地下空間への浸水被害対策

(1) 浸水想定区域内の地下街等への対策

- 区は、浸水想定区域内の地下街等を地域防災計画に定める。（「水防法第15条第1項第4号イ」）該当する施設の名称、所在地、情報の伝達方法は「地域防災計画（資料編）」に掲載。

なお、「地域防災計画（資料編）」に記載された地下街等の所有者又は管理者は、法の規定により、「避難確保計画」（利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画）を作成し、区に提出するとともに自ら一般に公表することが求められる。（「水防法第15条の3」）

区は、当該地下街の所有者又は管理者に対し、「避難確保計画」の速やかな作成、公表に向けた指導、助言等を行う。

* 浸水想定区域内の地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設
〔資料編資料第108・P227〕

- 令和元年東日本台風（台風第19号）では、排水ポンプの能力が不足し、宅地での排水作業に時間と労力を要した。そのため、区は、排水ポンプ車（排水能力毎分10m³）を増配備する。

(2) 施設管理者等への情報提供

- 区は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、気象情報等の浸水の危険性に関する情報を提供する。

(3) 普及啓発

- 区は、既存の地下空間の施設管理者及び今後地下室等を新設する建築主等に浸水対策の必要性等を積極的に広報していく。また、施設管理者等に浸水防止対策の先進事例等の情報を提供する。

(4) 都による支援

- 都は、区市町村が地下空間の浸水被害対策を実施する際に、必要な情報提供や技術的支援などを行う。

(5) 地下空間管理者による情報判断

- 地下空間管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図をもとに、当該地下空間の浸水の危険性を把握し、避難誘導経路を確保した上、施設利用者の避難確保計画及び浸水防止計画を作成し、区市町村長に報告し、公表する。
- また、地下空間管理者は、提供される降雨に関する情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を目安にして、早めの警戒策を講じる。

第5節 都市型水害対策

区及び都は、都市化に伴う排水能力の低下や局所的集中豪雨の多発に対応し、水害に強い街づくりを推進するため、以下の対策に取り組んでいる。

1 総合治水対策の推進

(1) 河川の整備

- 都建設局は、区部や多摩部の中小河川において、50mm/hの降雨に対処するため、河床掘削を含めた整備をするとともに、近年の50mm/hを超える降雨への対応として、公共空間を活用した調節池による効率的な整備を、優先度を考慮し流域ごとに対策を進めていく。
- また、治水施設の整備を図るとともに、下水道事業や流域の雨水流出抑制施設とを連携させた総合的な治水対策を推進し、水害の早期軽減を図る。

(2) 下水道の整備

- 都市化の進展に伴い、雨水流出量の増大している地域において、50mm/hの降雨に対処するため、雨水幹線などの整備を行い、雨水排水能力の増強を図っている。
- 近年の局所的集中豪雨により浸水被害が多発したことを受け、都下水道局では、対策を工夫しながら区民が実感できる効果を短期間のうちにあげるために、「豪雨対策下水道緊急プラン」として緊急的に取り組む事業を実施している。
- また、「経営計画 2016」においては、水害の危険性の高い20地区に対し10地区完了したが、世田谷区玉川地区は未完である。大規模地下街など浸水による人命や都市機能に重大な影響が予想される地区では、75mm/h降雨に対応できる施設を先行的に整備する（世田谷区では、深沢地区及び弦巻地区）。

(3) 流域対策の推進

- 都及び区は、治水施設（河川、下水道）の整備を促進するとともに、流域対策として歩道における透水性舗装や浸透ますの設置、住宅等における各戸貯留・浸透施設の設置等いわゆる雨水流出抑制対策や適切な土地利用への誘導などを推進していく。
- 雨水貯留効果の高い緑地を保全・創出する。
- 公園、緑地、学校の校庭、広場、集合住宅の駐車場など、都市部の既存の大規模・中規模施設を利用した雨水流出抑制施設の設置を進めている。
- 今後も引き続き流域対策を推進するとともに、ビルの屋上緑化や車道における透水性・保水性舗装の本格実施についても、あわせて推進する。

(4) 河川・下水道の連携

- 都及び区は、河川・下水道施設の連携による調節池・貯留管など、総合的な治水施設の効率的運用を図り、流域全体の治水安全度をバランス良く調整する。

2 建築物における浸水予防対策

- 建築物の地下施設や排水逆流等による浸水被害を予防するため、建築物に地下施設を設ける場合や、建築物の周囲の状況により便所・浴室等の排水が逆流するおそれのある場合には浸水予防対策を講じるよう、建築主等に指導している。

* 世田谷区建築物浸水予防対策要綱〔資料編資料第111・P236〕

3 雨水浸透施設・雨水タンクの設置助成

- 降雨時に大量の雨水を一時に河川や下水道に流出させない雨水流出抑制施設（雨水浸透施設や雨水タンク）の設置により、浸水被害の軽減が図れる。区では、民間住宅等に雨水浸透施設や雨水タンクを設置する場合に、費用の一部を助成している。

* 世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱〔資料編資料第112・P237〕

* 世田谷区雨水タンク設置助成金交付要綱〔資料編資料第113・P242〕

4 洪水情報の提供

(1) 雨量・気象情報等の即時伝達

- 浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確に判断を下せるよう、都は、区市町村はもとより、特に甚大な被害が想定される鉄道・地下街等、不特定多数が往来する大規模地下空間の管理者等に、雨量・気象情報を提供する。

① 各管理者の役割

河川管理者（都）	降雨情報や河川の水位に関する情報を提供
下水道管理者（都）	降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供
水防管理者 （区市町村）	住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実
地下空間管理者	地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。

② 降雨情報等の提供方法

- 都は、インターネット等を活用し広く降雨情報等を提供している。
- 都は、区などへ防災対策等に活用できるよう、下水道管理用光ファイバーケーブルを活用し、幹線管きょ内の水位情報を提供する。
- 区は、防災機関に配信しているレーダー雨量計システムから得られる降雨情報を、インターネットや携帯電話を活用し広く提供している。
- 区は、インターネット等を活用し、雨量水位観測システムにより得られる降雨情報や河川の水位情報を提供している。

5 洪水ハザードマップ等の作成・公表

(1) 浸水予想区域図の作成

- 浸水予想区域図の目的
 - ・ 区民が住居地区内の浸水予想から、それぞれの地域における危険性を認識し、自らが避難等の対策を講じる資料とする。
 - ・ 建築の際、浸水被害を防止する建築構造上の配慮を行うための参考資料とする。
 - ・ 予想浸水深を知ることにより、区民が水害に強い生活様式の工夫を図る。
 - ・ 水防活動を円滑に行うための資料とする。
- 浸水予想区域図は、都及び流域内の区市等で構成された都市型水害対策検討会及び連絡会において流域ごとに作成され、平成13年の神田川を皮切りに、既往の東海豪雨版について平成20年9月には都が管理する全ての河川について、作成・公表されている。現在は、想定し得る最大規模の降雨を前提とした図への早期改定を進めている。

(2) 洪水ハザードマップの作成・公表

- 浸水予想区域や浸水深、また避難所などを、区民に分かりやすく示した「洪水ハザードマップ」は、事前情報の提供手段の一つであり、区民の迅速かつ円滑な避難行動や危機管理意識の高揚に役立つ有効な手段である。
 - 区は、都市型水害対策検討会及び連絡会が作成した「浸水予想区域図」に示される浸水のおそれがある区域について広く周知し、事前の備えに役立てていただくため、洪水・内水氾濫ハザードマップを作成し、区民に配布するとともに、区ホームページにて公開している。
 - 区は令和元年東日本台風（台風第19号）を受け、「世田谷区洪水ハザードマップ（全区版）」から「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（内水氾濫・中小河川洪水版）」に改定し、区民への日頃からの周知啓発を図る。
- *城南地区河川流域浸水予想区域図（都市型水害対策連絡会）〔資料編資料第112・P236〕
*野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川浸水予想区域図（都市型水害対策連絡会）〔資料編資料第110・P235〕
*世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ〔資料編資料第144・別添〕

① 作成主体

- 洪水ハザードマップは、洪水時の区民の避難などに役立てることを目的とすることから、地域の防災の責任を有する区市町村が作成する。

② 洪水ハザードマップの作成

- 区は、都市型水害対策検討会及び連絡会で作成した流域ごとの浸水予想区域図をもって、洪水ハザードマップの原案及び防災上の課題について調査・検討した上で、洪水ハザードマップを作成する。
- 区は、地域の実情と作成の目的を的確に反映するため、都など関係機関（学識経験者、気象専門機関、関連区市町村、防災市民組織関係者、地域の代表者等）の協力を得ることとする。

ア 洪水ハザードマップ原案の作成

洪水ハザードマップの作成条件を設定するとともに、浸水や避難に係る情報を収集整理し、洪水時において、どうすれば区民が安全に避難できるのかを十分に議論し、その検討結果をもとに原案を作成する。

イ 防災上の課題の検討・整理

洪水ハザードマップ作成の検討過程から明らかになった防災上の課題を抽出・整理する。例えば、避難手段、避難所、避難ルート、情報伝達体制、伝達手段、要配慮者の避難、ライフラインなどに関する課題を整理する。

① 区民への普及啓発

- 区は、作成した洪水ハザードマップが有効に活用されるよう、区民に対し速やかに公表・配布するなど、積極的に普及啓発する。

② 水防計画、地域防災計画等への活用

- 区は、作成した洪水ハザードマップを水防計画、地域防災計画等へ活用する。
- 区は、浸水想定区域内の地下街や要配慮者が利用する施設等の名称、所在地を把握する。

6 水害時避難行動マップの作成支援

- 区は、平成26年度豪雨対策モデル地区（鎌田一丁目、二丁目）において平成27年度に、モデル地区外の鎌田四丁目・大蔵六丁目地区で水害時避難行動マップを作成し、配布・周知している。
- 区は、地区の実情に応じた個別の水害ハザードマップ等の作成を支援する。

7 避難体制等の整備・確立

(1) 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

- 区は、風水害対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

防災拠点施設：庁舎・支庁舎、水防倉庫、避難所、排水機場等

対策例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等

- 区は、要配慮者の避難方法、避難所を検討する必要がある。

(2) 避難計画・ハザードマップの見直し

- 内閣府より示された「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、屋内安全確保（垂直避難）の考え方について、避難計画やハザードマップ等へ反映する。

(3) 資器材、物資の備蓄

【実施主体】区災対土木部

○ 区は、管内における水防活動が迅速かつ十分に行えるように以下の点に留意し、備蓄体制を整えるものとする。

- ① 水防倉庫の整理及び資機材等の備蓄・補給
- ② 車両の確保、輸送経路等の十分な措置

*水防倉庫所在地及び備蓄資材一覧表〔資料編資料第114・P245〕

【実施主体】都第二建設事務所

水防管理者から緊急要請があった場合に即応できるよう水防倉庫を設け、土のう・スコップ・つるはし等の資機材を備蓄している。

*水防倉庫及び備蓄資材（都第二建設事務所）〔資料編資料第115・P246〕

(4) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達

- 区は、洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応のために、まず正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、防災関係機関が連携を図り、情報の交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。
- 区は、区地域防災計画に記載された地下街や要配慮者が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実に行うとともに、地下街管理者や区民などが必要としている情報をテレビ、ラジオ等マスメディアを通じ、情報を迅速に提供するなど、マスコミ等との連携の強化を図る。
- 防災行政無線放送の伝達、音達性能の向上・検討を進め、防災行政無線のスピーカーのよりよい伝達方法の検討を行い、改善に取り組んでいくことに加え、災害・防犯情報メール、ツイッター等による情報伝達手段の多重化を図る。

8 水防・水害対策に関する体制の強化

- 区は、豪雨時の避難所として、大学や民間公共施設等との連携を進めている。
- 降雨時には、車両の速度規制等の交通規制が必要となるため、交通管理者との連絡・連携態勢の再構築を行い、また警備会社等を活用する等、区内協力団体との協力関係構築が必要となる。また、要配慮者の避難を考える場合には、福祉施設の協力も必要となるため、支所の枠を超えた水防態勢の再検討が必要となる。今後は、各関係機関と連携を強化していく。

9 広報・啓発

- 区は、浸水予想区域図や「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）」により、区民が浸水の危険性や避難所・避難経路を事前に認識できるようにする。
- 区民に対しては、水害の危険性や対策の必要性をパンフレット等の配布やインターネット等への掲載を通じて広める。
- 国や都、関係機関、区関係所管と連携し、災害リスクと取るべき避難行動等の普及啓発を推進する。

第2章 都市施設対策

- 電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン施設や道路、鉄道などの施設について、平常時から被害を最小限に止めるための対策を行う。
- ライフライン施設の機能が十分に発揮され、社会全体に及ぼす影響を最小限に止めるための安全化対策を行う。

第1節 ライフライン施設

1 電気施設（東京電力グループ）

【実施主体】東京電力グループ

- 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。
- 電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。
- 送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。
- 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。
- 電気施設の防災計画として、高潮対策、地盤沈下対策、水害対策、風害対策及び塩害対策を実施する。

(1) 地盤沈下対策

① 計画目標

- 地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来の沈下量を推定して設計する。

② 施設の現況

施設名	施設の現況
送電設備	地盤沈下の著しい地区については、脚の不均一な沈下によって鉄塔部材が変形し、必要な強度を損なうことのないよう対策を実施している。また、地中線の場合、必要に応じ管路の強化改修を実施している。
変電設備	地盤沈下の著しい地区については、高潮及び洪水対策を行う場合に、建設後の沈下により高潮、洪水対策の効果が失われないように考慮している。
配電設備	地盤沈下に応じた対策を実施している。また、必要に応じ改修を加えている。

施設名	施設の現況
通信設備	地盤沈下に応じた対策を実施している。また、必要に応じ改修を加えている。

(2) 水害対策

① 計画目標

- 計画高水位以上

② 施設の現況

施設名	施設の現況	
送電設備	架空線	土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所ルート変更、よう壁、石積み強化等を実施する。
	地中線	ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
変電設備	浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。 また、屋外機器は基本的にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水・耐水構造化、または防水壁等の組合わせを実施する。	
配電設備	浸・冠水のおそれのある供給用変圧器室は、変圧器のかさ上げ等による防水対策を実施する。	
通信設備	浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。	

(3) 風害対策

① 計画目標

- 建物に対する風圧力は、建築基準法による。
- 送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備に関する技術基準の各該当項目による。なお、変電設備の屋外鉄構については、上記に準じ、風速 40m/s としている。

② 施設の現況

施設名	施設の現況
送電設備	電気設備の技術基準により実施している。
変電設備	建築基準法および電気設備の技術基準により実施している。
配電設備	電気設備の技術基準により実施している。
通信設備	電気設備の技術基準により実施している。

(4) 電気施設予防

- 電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に東京電力グループの電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）及び自家用需要者を除く一般需要者の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努めている。
- 配電設備全般について、5年に1回巡視して設備状況を確認する。また、必要に応じ、パトロールにより設備状況を確認する。
- 一般用電気工作物について、新設又は増設の際及びその後4年に1回調査して、不良箇所を発見、通知することによって災害の未然防止を図る。

2 ガス施設

【実施主体】東京ガス

(1) 施設の現況

① 製造施設

- ガス製造施設は、根岸 LNG 基地、袖ヶ浦 LNG 基地、扇島 LNG 基地、日立 LNG 基地の4箇所があり、各工場とも風水害を考慮した設計を適用し、施設の安全性を確保している。
- ガス事業法等に基づき、緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図っている。

② 供給施設

- ガス供給設備は、基本的に気密構造になっており、浸水による影響を受けにくい。加えてガス輸送と圧力調整は、ガス自身の圧力差により行い、電力を利用しないため、停電による影響も受けにくい。
- 水害による家屋倒壊等が懸念される地区では、保安確保のために供給停止を行う場合がある。
- ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づき、遮断装置・圧力上昇防止装置等を考慮して設計及び施工している。

(2) ガス施設の定期検査

- ガス施設に対しては、ガス事業法の規定に基づいた定期検査を実施する。

3 水道施設

【実施主体】都水道局

- 浄水場等の施設が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。

- 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家用発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータについて、停電時にも機能を維持できるように順次バッテリーを設置し電源の確保を図っている（自動水質計器については平成27年度に設置完了済）。
- 内閣府の中央防災会議等における年超過確率 1/200 の降雨量での浸水被害想定に基づき、浸水被害のおそれのある水道施設については、施設の機能維持を図るため、出入口等に止水堰(せき)の設置、施設のかさ上げ等の浸水対策を実施している。主要な浄水場等については、対策を完了しており、引き続き、多摩地域における浄水所等の施設についても対策を実施していく。
- 土砂災害警戒区域等内の浄水所、配水所等については、断水被害想定を踏まえ、ハード対策としてバックアップルートの確保や、ソフト対策として応急給水体制の確保等を順次実施していく。
- 風水害による上水道施設の災害防止のため、平素から各施設について監視、点検を行っているが、特にダム、取水堰等については、ゲート操作の円滑性を維持するため、定期的に点検、整備を実施している。
- 水道施設は、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）の要件を備えている。

施設名	施設の現況
浄水施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 洪水等による水質悪化に対処するため、凝集剤等の各種薬品の注入を強化するが、これに必要な数量を常時貯蔵している。 ○ 高濁度原水のピークカットも行っている。

4 下水道施設

【実施主体】都下水道局

- 水再生センター・ポンプ所では津波による電気設備への浸水を防ぐ耐水対策を実施している。

施設名	施設の現況
水再生センター・ポンプ所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都防災会議で示された最大津波高さ（T.P.+2.61）に対し、電気設備などの浸水を防ぐ耐水対策を実施している。

5 通信施設

- 災害時においては、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、この中で通信の果たす役割は非常に大きい。

このため、災害による通信施設の被災を最小限に止め、また、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

第2章 都市施設対策
第1節 ライフライン施設

風水害編 第1部
総則

機関名	防災施設等
N T T 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信設備等の高信頼化を推進 ○ 電気通信設備及び附帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。
各 通 信 事 業 者	○ 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を講じる。

【実施主体】NTT 東日本

風水害編 第2部
災害予防計画

事項	安全化対策
電気通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信設備等の高信頼化 次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。 (1) 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。 (2) 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。 (3) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。
電気通信システム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信システムの高信頼化 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。 (1) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。 (2) 主要な中継交換機を分散設置する。 (3) 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。 (4) 通信ケーブルの地中化を推進する。 (5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。 (6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

第2章
都市施設対策

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

6 ライフライン対策連絡協議会の設置

- 都とライフライン事業者間及びライフライン事業者相互間において、平常時の連絡を密にし、災害発生時に的確な対応が図れるような情報連絡体制を確立する。

風水害編 第4部
電害対策

第2節 道路及び交通施設等

1 道路施設

【実施主体】区、都建設局、関東地方整備局、首都高速道路（株）

(1) 施設の現況

① 道路の延長 (平成28年4月1日現在)

道路種別	延長 (m)	面積 (m ²)
総数	1,184,122	8,224,558
高速道路	11,915	316,916
国道	10,128	320,097
都道	69,955	1,110,738
区道	1,092,124	6,476,807

平成28年度 世田谷区土木施設現況調査

② 防災施設等

機関名	防災施設等
都建設局	<p>低地部の道路及び立体交差（アンダーパス）</p> <p>○ 都の地勢及び河川の分布からみて、水害は主として上流よりの洪水、海岸よりの高潮及び低地帯、谷底平野部での内水氾濫等に区分される。立体交差（アンダーパス）等で流水が自然流下することができない箇所には道路排水場（56箇所）がある。</p>
首都高速道路	<p>○ 首都高速道路は、高架構造が大部分を占めているので、風水害時、平面街路が利用不可能な場合でも、高架構造の部分は救援物資の輸送、避難等に利用できる。</p> <p>○ 首都高速道路には、中央環状線山手トンネルほか19箇所に総延長30,799mの道路トンネルがあり、これらのトンネルには、非常用電話、トンネル入口警報表示板等の防災設備を整備している。</p>

(2) 予防対策

○ 各機関の予防対策は、次のとおりである。

機関名	事業計画
区	○ 管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路、橋りょうの強化及び必要な防災施設の整備を行う。
都建設局 (第二建設事務所)	○ 全橋りょうについて日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。

第2章 都市施設対策
第2節 道路及び交通施設等

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

第2章
都市施設対策

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

機関名	事業計画
警視庁・警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通信号機用制御機内への浸水を防護するため、その取付位置を必要に応じて見直す。 ・ 背面板等、風圧を受けるおそれがある施設の取り付けは、必要最小限度とする。 ・ 風水害予想地域に設置してある信号施設の被害を防止するため、台風シーズン前に灯器用アーム及び背面板等の点検補強を実施する。 ・ 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検を実施する。
首都高速道路	<ul style="list-style-type: none"> ① 供用中の高速道路及び付属施設 <ul style="list-style-type: none"> ○ 排水ポンプ、電気設備、通信設備等の諸設備について、定期的に点検を行い、安全を確保する。 ② 供用中の自動車駐車場 <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者及び自動車の安全を確保するため、防火、電気等の諸設備について、定期的に点検を行う。 ③ 工事中の道路及び付属施設 <ul style="list-style-type: none"> ○ 常に現場の整理を行い、不時の災害に対する各種資材等の需給計画を策定し、安全を確保する。

2 鉄道施設

【実施主体】京王電鉄（株）、小田急電鉄（株）、東急電鉄（株）

- 鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつところから、台風等により事故が発生した場合、その影響は極めて大きい。
このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきたところであるが、今後とも、これら施設等の改良、整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

3 無電柱化の推進（都建設局、区土木部）

【実施主体】都建設局、都第二建設事務所、区土木部

- 道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の確保など都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において欠かせない電力の安定供給と通信の信頼性の向上を図るため、次のとおり整備を進める。
- センター・コア・エリア内の計画幅員で完成した都道の無電柱化を完成させるとともに、多摩地域及び周辺区部の緊急輸送道路において無電柱化を推進する。緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線では、令和6年度末までに無電柱化を完了させる。

風水害編 第4部
災害対策

- 地区幹線道路及び主要生活道路、鉄道連続立体交差化事業に伴う駅前広場整備や防災性の向上に寄与する路線を電線地中化の整備路線として位置づけていく。

4 屋外広告物対策

【実施主体】 都都市整備局、区災対都市整備部、災対土木部

- 広告塔、広告板等の屋外広告物は、強風の際に脱落し、被害を与えることも予想される。このため、都屋外広告物条例（昭和24年都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可発行時、安全管理について注意喚起を行うとともに、更新時には、安全点検報告書の提出を求めている。
また、令和元年度に、道路の安全管理のため、突出し看板等の調査を実施し、区の管理する道路内に落下の危険のある屋外広告物について指導を行った。

第3章 地域防災力の向上

- 区民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、企業（事業所）、地域（区民）及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に協力する。

第1節 自助による区民の防災力の向上

- 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
- 早期避難の重要性を理解しておく。
- 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- 区で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
- 都が作成する「東京マイ・タイムライン」等を活用し、区民の一人ひとりが、避難に必要な情報、判断、行動を時間軸に沿ってあらかじめ検討して、必要な対応を理解し準備することで、災害時に適切な避難行動がとれるように促す。
- 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
- 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 風水害の予報が出た場合、状況に応じてむやみな外出を控えたり、若しくは危険が想定されれば事前に避難するなど、必要な対策を講じる。
- あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難先・避難経路の確認を行っておく。
- 国や都、区がインターネットやスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報、河川監視映像を確認する。
- 浸水が心配される場合は、インターネットや携帯電話で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。必要に応じて、家財道具を2階などの安全な場所に移しておく。
- 防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 避難行動要支援者がいる家庭では、区の定める要件に従い、差し支えがない限り、区が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

第2節 地域による共助の推進

震災編 第2部第2章第5節第1「2 地域による共助の推進」を準用する。

第3節 事業所による自助・共助の強化

震災編 第2部第2章第5節第1「4 事業所による自助・共助の強化」を準用する。

第4節 区民・行政・事業所等の連携

震災編 第2部第2章第5節第1「6 区民・行政・事業所等の連携」を準用する。

第5節 ボランティア等との連携・協働

災害復興本部に集められた被害状況や支援ニーズを踏まえた適切なボランティアの派遣・受け入れができるよう、世田谷ボランティア協会との情報連絡体制を強化するとともに、平常時から情報共有を進め、連携の強化を図る。

その他については、震災編 第2部第2章第5節第1「5 ボランティア等との連携」を準用する。

第4章 防災運動の推進

- 区民・事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を図る。
- 区民・事業者等が自ら避難するときの注意、地下空間における緊急的な浸水に対する心得など防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。
- 区をはじめ各防災機関は、公助の役割を十分果たすため、災害行動能力の向上及び区民・事業者等との連携を強化する。
- 防災知識の普及、訓練を実施する際には、性別による視点の違いを配慮し、防災区民組織の育成、強化を図る際には女性参画の促進を行う。

第1節 防災意識の啓発

1 防災広報の充実

(1) 各防災機関が行う広報内容の基準

- 台風・津波・高潮・集中豪雨に関する一般知識
- 各防災機関の風水害対策
- 竜巻に対する備え
- 集中豪雨対策
- 家庭での風水害対策
- 避難するときの注意
- 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- 土砂災害に対する心得
- 台風時の風に対する対策
- 災害情報の入手方法
- 応急救護の方法
- 防災区民組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- 避難勧告等に関する取扱い（要配慮者避難向け準備情報を含む。）

(2) 各防災機関の広報

機関名	対策内容
区	○ 防災パンフレットの配布や、要配慮者支援に係る講習会、防災訓練の実施などを通じて、区民の防災意識の向上を図る。
警視庁・警察署	○ チラシ、ミニ広報紙、危機管理部ツイッター、ホームページ等を利用し、防災の意識の普及啓発を図る。
東京消防庁・消防署	○ チラシ、小冊子等広報印刷物、ソーシャルメディア、ホームページ及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。 ○ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ 都民防災教育センターにおいて、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の模擬体験を通じて、防災行動力の向上を図る。 ○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発
東京ガス	○ 防災の日及び防災週間中に都民等に対し、マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシ等を配布し、防災意識の高揚を図っている。
東京電力グループ	○ 東京電力グループの防災対策、災害時の電気関係の措置やお客様が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等を通じて、お客様に当社の防災対策を理解していただくとともに、防災意識の高揚を図っている。
都総務局	1 防災ブックの作成 2 防災広報パンフレットの作成 3 インターネット等を活用した防災広報 4 普及イベントの開催 5 屋外大型ビジョン
都下水道局	○ 都民用「浸水対策リーフレット」を発行し、都民が自らできる浸水への備えの紹介や降雨情報の提供（東京アメッシュ）並びに関係機関の連絡先等を紹介する。
各放送機関	○ 災害時における混乱や被害を最小限にとどめるため、平常時から災害予防に関するキャンペーン番組等を編成する。

風水害編
総則
第1部

風水害編
災害予防計画
第2部

第4章
防災運動の推進

風水害編
災害応急・復旧対策計画
第3部

風水害編
雷害対策
第4部

2 防災教育の充実

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災セミナーや各種講演会等を開催し、区民の防災知識の向上を図る。 ○ 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援 ○ 各避難所運営主体による避難所運営訓練、区総合防災訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援
東京消防庁 消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒等を対象として「はたらく消防の写生会」等の開催を通じて、防災思想の普及を図る。 ○ 都民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。 ○ 管理権原者、防火・防災管理者等に対し、防火・防災管理者講習、消防計画作成時等を捉え、事業所における風水害による被害の軽減を図ることについて指導し、防災意識の高揚を図る。
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ○ 区市町村の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会の実施（東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第33条（防災教育）） ○ 区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施（東京都震災対策条例第37条（防災リーダーの育成）） ○ 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成 ○ 水害時に、適切な避難行動をとることができるよう「東京マイ・タイムライン」を通じた普及拡大に向け、マイ・タイムライン作成指導者の育成や出前講座の実施等、様々な層に対する啓発を強化

第2節 防災訓練の実施

- 区及び関係機関が訓練を行うに当たっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫すること。
- 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

1 区の防災訓練

- 区は、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ、訓練を実施する。
 - ① 参加機関
区、地域住民及び事業者、都及び防災機関
 - ② 訓練項目

本部運営訓練、非常招集訓練、現地実働訓練、図上訓練

2 都の防災訓練

(1) 風水害対応訓練

風水害の初動態勢及び応急対応を検証するために実施

① 実施時期

出水期前に実施

② 参加機関

都、区市町村、関係機関、都民等

③ 訓練項目

通信情報訓練、区市町村が実施する訓練との連携

(2) 土砂災害に対する全国統一防災訓練

都と区市町村では、住民が参加した情報伝達手段の確認、適時適切な避難指示（緊急）等の発令、避難先・避難経路の確認等による警戒避難体制の強化のために訓練を実施する。

① 実施時期

出水期前に実施

② 参加機関

都、区市町村、国土交通省、東京消防庁・消防署、地元住民（自治会・消防団）、東京管区気象台

③ 訓練項目

避難訓練（実働訓練）、情報伝達訓練

3 水防訓練

【実施機関】区、東京消防庁・消防署、消防団等

消防機関との連携のもとに水防工法の習熟を図ることを目的として、水防関係機関が共同して水防訓練を実施する。

(1) 現況

消防機関における水防訓練は、風水害等の災害に際し、水防部隊の合理的運用と適正かつ能率的な水防活動を行うため、各種水防工法等の基礎的技術を習得するための署隊訓練と、この基礎訓練を集結した方面合同水防訓練及び都総合防災訓練実施要綱に基づく訓練を毎年1回以上実施している。

(2) 計画目標

区より必要な技術援助及び訓練資機材の提供を受け、各種水防工法に習熟するとともに、関係防災機関の相互協力体制の緊密化を図り、もって災害に対処する各機関の総合力を結集する。

第4章 防災運動の推進

第2節 防災訓練の実施

風水害編
総則
第1部

風水害編
災害予防計画
第2部

第4章
防災運動の推進

(3) 事業計画

- ① 訓練実施日
区内の3消防署、3消防団が合同して、毎年出水期前に実施する。
- ② 訓練項目
次の全部又は一部を訓練統率者が選択して実施する。
 - ア 部隊編成訓練
 - イ 通信訓練
 - ウ 本部運営訓練
 - エ 水防工法訓練
 - オ 救助・救急訓練
 - カ 情報収集訓練
 - キ その他水災時の活動に必要な訓練
- ③ 消防団の訓練
消防団の訓練は、前項に準じ消防署長が、水防管理者と協議の上、計画を策定して実施するものとする。

4 警備訓練

【実施機関】警視庁・警察署

風水害に関する災害警備訓練を実施し、災害時における警備態勢の確立と事案対処処理能力の向上を図る。

(1) 訓練項目

- ① 救助活動要領
- ② 救命索操作要領
- ③ 舟艇操作（船外機操法を含む。）
- ④ 水防工法
- ⑤ 埋没者発掘要領
- ⑥ 簡易架橋
- ⑦ 避難誘導
- ⑧ 交通規制
- ⑨ 照明資器材の操作要領
- ⑩ 災害重機の操作要領
- ⑪ 広報活動
- ⑫ 通信訓練

(2) 実施時期及び場所

実施時期は、原則として5月以降10月までとする。場所は、その都度定める。

風水害編
災害応急・復旧対策計画
第3部

風水害編
雪害対策
第4部

【風水害編】

第3部

災害応急・復旧対策計画

風水書編 第1部
総則

風水書編 第2部
災害予防計画

風水書編 第3部
災害応急・復旧対策計画

風水書編 第4部
雪害対策

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 初動態勢

- 大規模な風水害が発生した場合に、世田谷区水防本部又は、世田谷区災害対策本部を設置するとともに、都、区その他防災機関は、迅速な初動態勢により応急活動を開始する。
- 世田谷区災害対策本部の設置は、気象情報で台風の接近等により、強い降雨または強風の継続等が予報され、洪水氾濫、土砂災害発生のおそれが高まっている場合にくわえて、台風の規模や進路、鉄道などの計画運休の情報を考慮するものとする。
- 本部長室会議は、以下（１）～（２）の目的に応じて開催する。
 - （１）本部長、副本部長、災対各部長の全構成員が出席し、区の対応方針等を決定するために行う。
 - （２）避難所運営等の個別協議に関係する災対部長が出席し、個別の対応方針等を決定するために行う。
- 世田谷区災害対策本部が設置された場合、災対各部長と災対各部は以下のとおり行動する。
 - （１）災対各部長は、本部決定事項等を速やかに災対各部へ伝達し、「世田谷区風水害対応タイムライン」より、災対各部の役割と対応を確認する。
 - （２）災対各部は、「世田谷区風水害対応タイムライン」の災対各部の対応に基づき、空振りを恐れず、必要な要員を確保する。

第1章 初動態勢

第1節 世田谷区災害対策本部の組織・運営

<主な機関の応急活動>

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン(随時) ○注意報発表(大雨、洪水など) 		<ul style="list-style-type: none"> ○警報発表(大雨、洪水など) ○特別警報発表 ○土砂災害警戒情報発表(東京都と共同発表) ○指定河川洪水予報(氾濫警戒情報発表) ○津波注意報発表 		<ul style="list-style-type: none"> ○警報、注意報の解除
区	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の収集、伝達 ○注意報の受信・伝達 		<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の設置の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○避難所の設置 ○医療救護 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧の実施

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第1章
初動態勢

風水害編 第4部
雷害対策

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
都災対本部 (都総務局)	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の収集、分析、提供 ○気象庁ホットライン(随時) ○防災情報提供システムによる情報収集 ○気象情報連絡会実施 	<p>【情報監視態勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○注意報の受信・送信 ○建設局との連携 ○区市町村、各局等への情報提供、注意喚起 	<p>【情報連絡態勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警報・特別警報の受信、伝達 ○現地連絡調整所設置 ○災害即応本部(応急対策本部)の設置検討・設置 ○区市町村への送信 ○水防本部へ職員派遣 ○九都県市情報共有・広域応援調整本部設置検討 	<p>【災害即応態勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置検討・設置 ○調整支援活動 ○自衛隊の災害派遣要請 	<p>【非常配備態勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法の適用(検討) ○九都県市広域相互応援
都水防本部 (建設局)	<ul style="list-style-type: none"> ○水位情報等の提供・伝達 ○気象情報の収集、提供 	<p>【連絡態勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務局との連携 ○注意報(大雨、洪水など)の受信・送信 ○区市町村への水防活動支援 	<p>【警戒配備態勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水防本部の設置 ○雨量・水位の観測 ○警報(大雨、洪水など)の受信・伝達 ○水防警報の発表・伝達 ○洪水予報の発表・伝達 ○水位周知情報の発表・伝達 ○土砂災害警戒情報の発表・伝達 	<p>【第一次～第四次非常配備態勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○点検対象施設現場調査 ○被害状況の把握 ○技術的援助 ○排水ポンプ車出動 ○水防資器材支給 ○特別警報(大雨)の受信・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧の実施 ○技術的援助

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第1章
初動態勢

風水害編 第4部
雪害対策

第1章 初動態勢
第1節 世田谷区災害対策本部の組織・運営

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第1章
初動態勢

風水害編 第4部
災害対策

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
都下水道局	【情報監視態勢】 ○気象情報の収集	【情報連絡態勢】 ○注意報受信 ○要員の待機	【警戒態勢】 ○警報・特別警報 受信 ○判定会議 ○態勢の指示 ○要員の参集 ○工事現場安全点検	【非常配備態勢】 ○被害状況把握 ○二次災害防止 ○緊急資器材点検 ○工事現場被害把握	○被害状況集約 ○施設の応急復旧 ○工事現場被害把握 ○応急復旧工事調整 ○下水道メンテナンス(協)と連携
警視庁・警察署	○気象情報、被害等に関する 情報収集	○気象警報等の発表によらず被害の発生が予想 される場合、又は災害規模、被害状況等に 応じた各種警備本部の設置 ○気象状況等により、被害防止を 目的とした避難誘導を実施		○被害状況の調査 ○発災後、被害(拡大)防止を目的と した避難誘導を実施 ○救出救助活動 ○被害状況等により警察災害派遣隊 の派遣要請	
東京消防庁・消防署	○気象情報、水位情報等の収集 【必要に応じて水防態勢発令】		【水防態勢発令】 【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】 ○第一非常配備態勢以上の発令で勤務時間外職員の参集・ 水防部隊を編成		○知事に対し 緊急消防援助隊の派遣要請 ○必要に応じ現場救護所を設置

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
鉄道事業者 等	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁情報の収集 ○計画運休の可能性発表 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報装置(雨量計、水位計風速計)のデータ収集、監視 ○運転計画の詳細な情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒体制、動員体制決定・発令 ○要注意箇所巡回、点検 ○応急資材の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害状況の把握(旅客の救出)(被害状況調査) ○災害発生時の連絡体制 ○災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害規模に応じて応急体制を取り仮復旧 ○規模に応じて協力会社へ応援要請
鉄道事業者(地下鉄)	<ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○注意報受信 ○非常要員召集 ○換気口浸水防止機閉扉指令 ○降雨状況の監視 	<ul style="list-style-type: none"> ○地上部、河川水位監視 ○対策本部設置 ○出入口止水板設置 ○出入口閉鎖 ○防水ゲート閉扉 	<ul style="list-style-type: none"> ○旅客避難誘導 ○列車運転見合せ ○現地対策本部設置 ○災害状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○排水用ポンプ確保 ○構内排水 ○消防署等協力要請

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第1章
初動態勢

風水害編 第4部
雪害対策

第1節 世田谷区災害対策本部の組織・運営

1 世田谷区災害対策本部等の分掌事務等

(1) 世田谷区災害対策本部の分掌事務

震災編 第2部第1章第2節「1 区の役割」を準用する。

2 世田谷区災害対策本部の設置等

(1) 世田谷区災害対策本部の設置

災害対策本部の設置、水防本部から災害対策本部への移行については、次のとおりとする。

- ① 災害対策本部の設置については、大規模な風水害が発生するおそれがある場合に、水防本部長と水防副本部長が協議し、区長が決定する。
- ② 災害対策本部を設置した場合には、水防本部及び地域水防本部の業務は災対各部として統合され、災害対策本部長が指示する。
- ③ 次の場合には、水防本部の設置を待たずに、災害対策本部を設置する。
 - ア 気象情報で台風の接近等により、強い降雨または強風の継続等が予報されている、または、それらが発生している状況において、洪水氾濫、土砂災害発生のおそれが高まっている場合、台風の規模や進路、鉄道などの計画運休情報を考慮し、災害対策本部長が必要と判断したとき。
 - イ 上記に関わらず、災害対策本部長が必要と判断したとき。
- ④ 災害対策本部を設置した場合の災対各部の要員は、災対各部で判断する。
- ⑤ 災害対策本部は、風水害のおそれが解消し、応急活動がおおむね終了したと認めるときには解散するものとする。

第2節 世田谷区水防本部の組織・運営

1 水防機関の活動計画

水防本部は、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、水防本部長（担任副区長）の指示に基づき直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、水防活動を行うものとする。

(1) 水防本部の活動

水防管理団体（区）は、出水期前に河川の巡視を行い、水防上危険であると認められた箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

また、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。

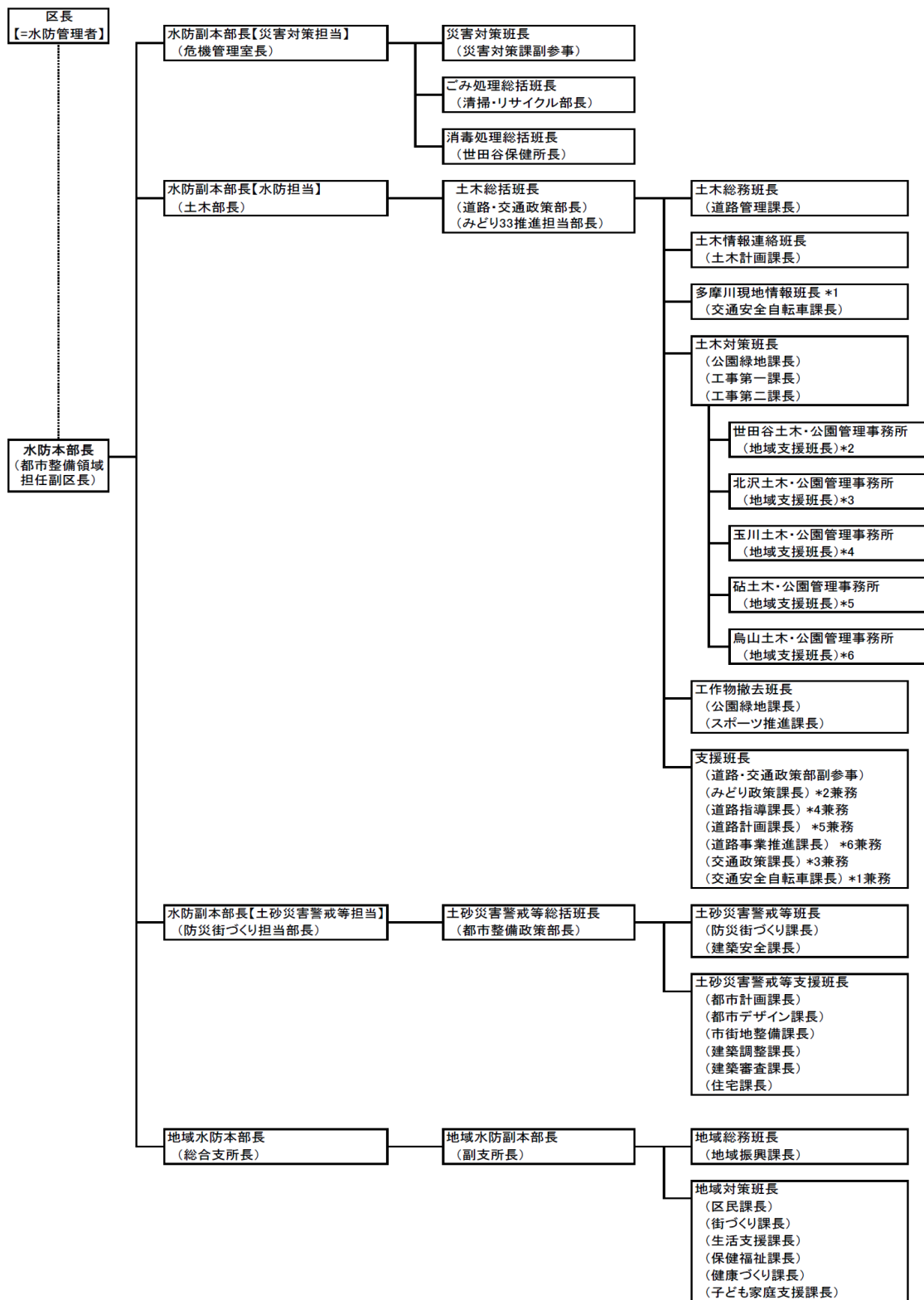
- ① 水防本部長及び地域水防本部長の指示に基づき、水防本部及び地域水防本部を設置する。
- ② 水防作業に必要な資器材の調達及び備蓄をする。
- ③ 水防計画に定めた箇所の雨量、水位の観測を行う。
- ④ 水防活動を十分に行うために、気象情報、洪水予報及び水防警報等の情報を収集、把握し、連絡する。

- ⑤ 気象状況並びに水位に応じて管理者、消防機関と緊密な連絡のもと河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- ⑥ 次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合には直ちに都建設局（水防本部）に報告するものとする。
 - ア 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき
 - イ 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、危険のおそれがあるとき
 - ウ その他水防上必要と認めたとき
- ⑦ 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持、避難誘導のために警察署長に対して、警察官の出動を求める。
- ⑧ 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所管の下に行動する。
- ⑨ 洪水や雨水出水（河川に排水できずに氾濫した水）による被害情報の収集を行う。さらに浸水被害情報を得たときは、関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- ⑩ 堤防その他の施設が決壊またはこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- ⑪ 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、または現場にある者をして、作業に従事させることができる。
- ⑫ 洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退くべきことを指示することができる。この場合、遅滞なく地元警察署長に、その旨を通知しなければならない。
- ⑬ 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- ⑭ 水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し、自衛隊の派遣を要請することができる。

(2) 水防組織

区における水防組織は、次のとおりである。

<世田谷区水防組織図>



*1 水防副本部長【水防担当】は、状況に応じ多摩川現地情報班を現地に派遣する。
*2～6 水防副本部長【水防担当】は、事前に地域支援班長を指定し、各土木・公園管理事務所に派遣する。

(3) 水防本部の構成

区は、洪水や風水害のおそれがあるときは、世田谷区水防本部（以下「水防本部」という。）及び地域水防本部（以下「地域本部」という。）を設置するものとする。

- ① 水防本部長は都市整備領域を所掌する担任副区長とし、その下に水防副本部長3名（災害対策担当、水防担当、土砂災害警戒等担当）と地域水防本部長5名を置く。
- ② 水防副本部長（災害対策担当）には危機管理部長を充て、その下に災害対策班長（危機管理部副参事）、ごみ処理総括班長（清掃・リサイクル部長）、消毒処理総括班長（世田谷保健所長）を置く。
- ③ 水防副本部長（水防担当）には土木部長（職務代行第1順位：道路・交通計画部長、第2順位：みどり33推進担当部長、第3順位：豪雨対策推進担当参事）を充てる。
- ④ 水防副本部長（水防担当）のもとに土木統括・情報班長2名（土木計画調整課長、豪雨対策・下水道整備課長）、土木渉外・調査班長（道路管理課長）、土木対策班長3名（公園緑地課長、工事第一課長、工事第二課長）、土木対策機動班長6名（みどり政策課長、道路計画課長、道路事業推進課長、交通政策課長、道路・交通計画部副参事、交通安全自転車課長）、多摩川河川敷工作物撤去班長2名（公園緑地課長、スポーツ推進課長）を置く。
- ⑤ 土木対策班長のもとに地域支援班長5名を置く。水防副本部長（水防担当）は、地域支援班長を指名し、これを各土木・公園管理事務所に派遣する。
- ⑥ 水防副本部長（水防担当）は、状況に応じて多摩川現地指揮班を設置する。
- ⑦ 地域水防本部長には総合支所長を充て、そのもとに地域水防副本部長（総合支所副支所長）を置く。
- ⑧ 地域水防副本部長のもとに地域総務班長（地域振興課長）、地域対策班長6名（区民課長、生活支援課長、保健福祉課長、健康づくり課長、子ども家庭支援課長、街づくり課長）を置く。
- ⑨ 水防副本部長（土砂災害警戒等担当）には、防災街づくり担当部長（職務代行第1順位：都市整備政策部長）を充てる。
- ⑩ 水防副本部長（土砂災害警戒等担当）のもとに土砂災害警戒等班長2名（防災街づくり課長、建築安全課長）、土砂災害警戒等支援班長7名（都市計画課長、都市デザイン課長、市街地整備課長、建築調整課長、建築審査課長、住宅管理課長、居住支援課長）を置く。

(4) 機構

水防本部及び地域水防本部の設置及び解散の時期は次のとおりである。

- ① 水防本部長は、次の場合に水防本部を設置するものとする。
 - ア 大雨、洪水のいずれかの警報が発表されたとき。
 - イ 多摩川、野川・仙川のいずれかに氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき。
 - ウ 谷沢川、丸子川、呑川のいずれかに氾濫危険情報が発表されたとき
 - エ 水防警報（出動）が発表されたとき。
 - オ 集中豪雨等により局地的な被害が発生するおそれがあると認めたとき。
 - カ 台風の暴風等による被害が発生するおそれがあるとき

キ その他水防本部長が必要と認めたとき。

② 地域水防本部長は、次の場合に地域水防本部を設置する。

ア 水防本部が設置されたとき。

イ上に関わらず、集中豪雨など局地的な被害が発生するおそれがあると認めたとき、また、台風の暴風等による被害が発生するおそれがあると認めたときは、水防本部長に協議のうえ、各地域水防本部を設置する。

③ 水防本部長は次の場合に水防本部及び地域水防本部を解散する。

洪水のおそれ、暴風による道路や公園への影響、建物等への被害のおそれが解消し、水防活動がおおむね終了したと認めたとき。

(5) 所掌事務

① 水防本部

ア 災害対策担当

(ア) 災害対策班

- A 水防本部長指令の総括に関する事
- B 災害対策の総合調整に関する事
- C 気象及び災害情報収集の総括に関する事
- D 防災関係機関との連携に関する事
- E 防災行政無線システム、防災情報システムの運用管理に関する事
- F 被害状況報告の集計及び資料作成の総括に関する事
- G 避難指示、避難勧告等の発令に関する事
- H 警戒区域の設定、立入制限、退去命令に関する事
- I 他の水防管理者への応援要請及び知事への自衛隊派遣要請に関する事
- J 東京都（総務局総合防災部）への水防に関する報告

(イ) ごみ処理総括班

- A 被災地のごみ処理対策に関する事
- B 被災地のごみの排出指導に関する事

(ウ) 消毒処理総括班

- A 被災地の総合衛生対策に関する事

イ 水防担当

(ア) 土木統括・情報班

- A 水防計画に関する事
- B 水防担当の総合調整、他の担当との連携・連絡・調整に関する事
- C 水防実施状況の総合記録・議会報告に関する事
- D 気象情報の収集・整理・情報提供に関する事
- E 水防資器材等の調達・配布の調整に関する事
- F 他の班に属しないこと

(イ) 土木渉外・調査班

- A 国、都及び水防機関との連絡に関する事

- B 消防との事前調整・応援・連絡に関する事
 - C 警察との事前調整・出勤・連絡に関する事
 - D 国土交通省、東京都との協定締結・報告書提出等に関する事
 - E 被害状況の調査、記録及び報告に関する事
 - F 浸水確認箇所一覧・浸水確認箇所図に関する事
 - G 水防訓練における水防担当の窓口・調整に関する事
- (ウ) 土木対策班
- A 班の動員配置に関する事
 - B 水防実施状況の記録及び報告に関する事
 - C 地域内の被害状況の収集、記録及び報告に関する事
 - D 気象情報の観測通報及び資料の収集・整理（地元住民への情報提供を含む）に関する事
 - E 水防資器材の調達・運搬（業者の応援を含む）に関する事
 - F 公共土木施設（公園を含む）の監視及び応急処置に関する事
 - G 住民要請による被害箇所の受付及び応急処置に関する事
 - H 所管工事現場等の警戒巡視に関する事
 - I 水門、陸閘等の監視、操作に関する事
 - J 危険箇所の警戒巡視に関する事
 - K 河川の監視、状況報告及び応急処置に関する事
 - L 河川情報の収集及び整理・情報提供に関する事
- (エ) 土木対策機動班
- A 土木対策班の応援に関する事
- (オ) 多摩川河川敷工作物撤去班
- A 多摩川河川敷内の工作物の撤去（業者委託を含む）に関する事
- (カ) 多摩川現地指揮班
- A 現場の情報収集及び堤防巡視、並びに関係部署との連絡調整に関する事
 - B 多摩川の水防活動における指揮に関する事
- (キ) 土木対策支援班
- A 管轄内における水防活動の支援に関する事
 - B 平常時における河川等の巡視及び異常個所の通報に関する事
 - C 管轄内における現場報道対応に関する事
- ウ 土砂災害警戒等担当
- (ア) 土砂災害警戒等班
- A 土砂災害の警戒活動、土砂災害警戒区域等の巡視に関する事
 - B 土砂災害による被災状況の収集・記録及び報告に関する事
 - C 玉川総合支所、砧総合支所において土砂災害警戒活動に従事する人員の派遣に関する事
 - D 台風等の強風に関する観測通報及び資料の収集・整理に関する事
 - E 台風等の強風による被害状況の収集、記録及び報告に関する事

- F 台風等の強風による被害で、公共物等に危険を及ぼすおそれのある建物や屋外広告物等への指導に関する事
- (イ) 土砂災害警戒等支援班
 - A 土砂災害警戒等班の支援に関する事

エ 地域水防本部

- (ア) 地域総務班
 - A 管内の警戒パトロール及び被害状況の把握、通報に関する事
 - B 区民からの通報、問い合わせへの対応に関する事
 - C 避難所、救護所の設置運営に関する事
 - D 地域水防本部の庶務、人事及び経理に関する事
 - E 水防実施状況の記録に関する事
 - F 水門、陸閘等の操作の場合における地元住民への情報提供等の周知に関する事
 - G 気象情報の観測通報および資料の収集・整理（地元住民への情報提供含む）に関する事
 - H 他の班に属しないこと
- (イ) 地域対策班
 - A 地域の水防活動に関する事

第3節 区職員の初動態勢

1 水防本部の参集基準

水防本部長及び地域水防本部長は、区が分担する水防活動に万全を期するため、次の状況に応じて職員を参集させ対応を指示するものとする。

区分	内容
準備段階	台風の接近等により水防態勢の準備が必要と判断される場合。
気象注意報（の可能性大）	周辺地域の状況等により気象注意報が発表される可能性が高いと事前に予想される場合。
気象警報（の可能性大）	注意報発令後の状況等により気象警報が発表される可能性が高いと事前に予想される場合。
警報	各種の警報が発表され被害の発生が予想される場合。
発災	集中豪雨等により浸水被害等が発生した場合。

2 水防実施状況報告

水防本部長は、水防活動終了後3日以内に、水防実施状況報告書第1号・第2号様式により、区長および都第二建設事務所に報告するものとする。

* 水防計画 除雪計画

* 水防本部・地域水防本部防災行政無線一覧〔資料編資料第116・P247〕

第4節 都の活動体制

東京都地域防災計画 風水害編 第3部「第1章 初動態勢」による。

第5節 救助・救急対策

1 救助・救急活動態勢等

震災編 第2部第5章第5節第2「2 消火・救助・救急活動」を準用する。

2 救助・救急体制の整備

(1) 東京消防庁・消防署の救助・救急体制

① 救助体制の整備

- 先遣隊として災害実態の早期把握や、活動、指揮拠点を形成するため、ドローン、特殊車両、エアボート等を装備する即応対処部隊を創設し、即応体制を強化する。
- 区水防本部・区災害対策本部との情報共有と意志決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣する。
- 水害地の救助活動を効率的に行うため、水防部隊の整備強化を図り、風水害地からの救助体制を強化する。
- 災害時に使用する建設資器材及び船艇等については、関係事業所協定に基づく迅速な調整及び事前協議により調達計画を樹立する。

② 救急体制の整備

- 救急活動を効率的に行うため救急車等の増強を図り、風水害により発生する傷病者に対する搬送体制を強化する。

③ 救助・救急資器材等の整備

- 災害が予想される地域の消防署、消防出張所を優先に、水害地での救助・救急及び消防活動を行うための資器材等の整備増強を図る。

第6節 応援協力・派遣要請

1 応援協力

震災編 第2部第5章第5節第2「3 応援協力・派遣要請」を準用する。

2 区による自衛隊への災害派遣要請

震災編 第2部第5章第5節第2「3 応援協力・派遣要請」を準用する。

第7節 防災機関の活動体制

- 区及び都は、風水害による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の所管に係る災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

第2章 情報の収集・伝達

- 災害時における水防関係機関相互の連絡、指示、通報又は伝達等が迅速、かつ円滑に行われるように通信連絡態勢の強化に努める。

第1節 情報連絡体制

1 情報通信連絡体制

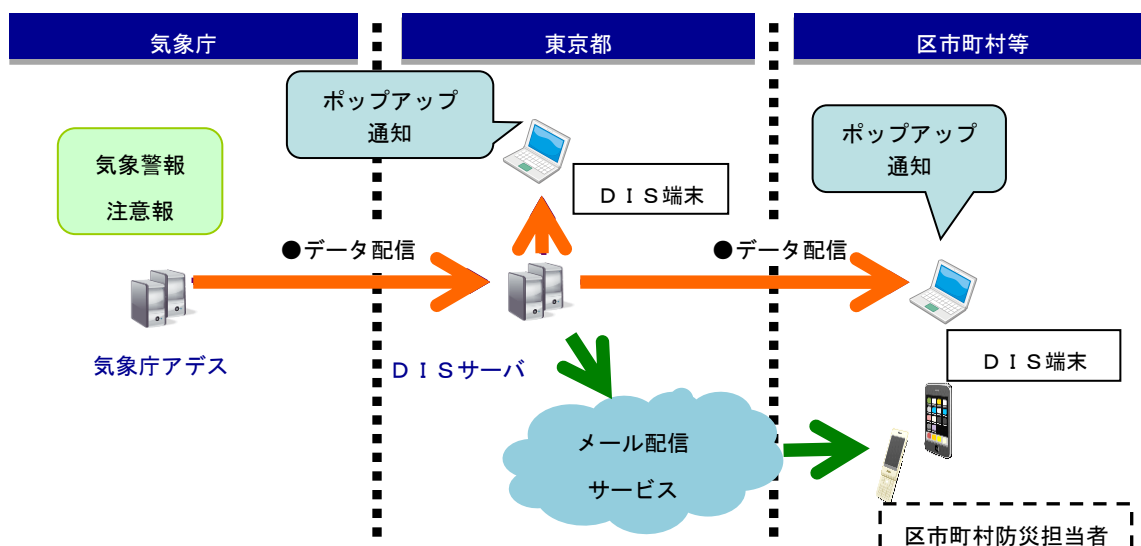
機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都に対する情報連絡は、都防災行政無線を使用する。 ○ 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁に対して直接連絡する。 ○ 地域防災行政無線又はその他の手段により、当該区市町村の区域内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。
警視庁・警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種の通信連絡手段を活用し、関係防災機関と情報連絡を行う。
東京消防庁・消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防・救急無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡を行う。 ○ 都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段により、関係防災機関と情報連絡を行う。 ○ 中央防災無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク等を活用し、総務省消防庁をはじめ関係省庁、他府県等と情報連絡を行う。
その他の防災機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。

- 区、都及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。
- 区及び防災機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置する。
- 通信連絡の方法は、原則として、都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の活用も図る。
- 災害が差し迫った場合で、緊急性又は危険度が非常に高い場合においては、通常の通信連絡に加え、区市町村長とのホットラインを活用する。
区市町村長とのホットラインは以下に従って運用する。
 - (1) 区市町村長の携帯電話への連絡は、原則として都危機管理監が行う。
 - (2) 区市町村長の携帯電話への連絡は、災害の発生が予見されており、かつ緊急性又は危険度が非常に高く、通常の連絡手段によるいとまがない場合に行うものとする。

2 通信施設の整備及び運用

- 都は、都防災行政無線を整備し、都防災センター、区市町村、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に、総合的な防災行政無線網を整備している。
- 都防災行政無線は、電話、FAX 機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。なお、無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備の整備をしている。
- 都は、都災害情報システムにより、平常時において、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を区市町村等の端末機設置機関に提供する。災害時には、区市町村等が入力した被害・措置等に関する情報を、コンピュータで集計処理し、都本部の表示盤に表示するとともに、災害対策の検討・審議に資するほか、端末機設置機関に伝達して情報の共有を図る。
- 都は、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に区市町村に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。また、災害時において特に重要となる避難情報について、Lアラート（災害情報共有システム）を活用し、より迅速かつ的確に情報発信を行う。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

<気象情報提供のイメージ図>



- 区及び建設事務所等には、画像伝送システム端末を整備している。また、災害現場から衛星中継車で現地の状況を映像で都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。
- 都は警視庁・警察署及び東京消防庁・消防署のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握するシステムを整備している。
- 区は、地域住民への情報連絡のために固定系や移動系の防災行政無線を整備している。また、電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、地域防災無線の整備を進めている。

第2節 災害予警報等の伝達

1 情報収集・伝達体制

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに都総務局及び気象庁に通報する。 ○ 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、ただちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等及び住民等に周知する。
警視庁・警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、その旨を速やかに関係区市町村長に通知する。
東京消防庁・消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、消防団及び各防災関係機関と連携し住民に周知する。
NTT東日本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象業務法に基づいて、気象庁からNTT東日本に通知された特別警報及び警報を、各区市町村に通報する。 ○ 警報の伝達は、FAXにより関係機関へ通報する。 ○ 警報に関する通信は優先して取り扱う。
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、ただちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。 ○ 必要があるときは、都各局の連絡責任者を招集し、又は応対本部を開設して、台風、その他の重要な情報について、気象庁の解説を受ける。 ○ 特別警報、警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、ただちに関係のある都各局及び区市町村に通知する。
東京管区気象台	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象、地象、水象関係情報を全般的収集系統及び東京都地域における収集系統により収集する。 ○ 気象、地象、水象に関する情報を、気象庁予報部から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知する。 ○ 気象庁が必要と認めた時、あるいは関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について都防災センターで説明会を開催する。 ○ 竜巻注意情報の伝達や竜巻発生確度ナウキャストの活用により、竜巻発生の注意喚起を行う。
各放送機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各社の規定に基づき、災害に関する警報等を放送する。
その他の防災機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、特別警報・警報及び注意報について、直ちに所属機関に通報

風水害編 第1部
総則

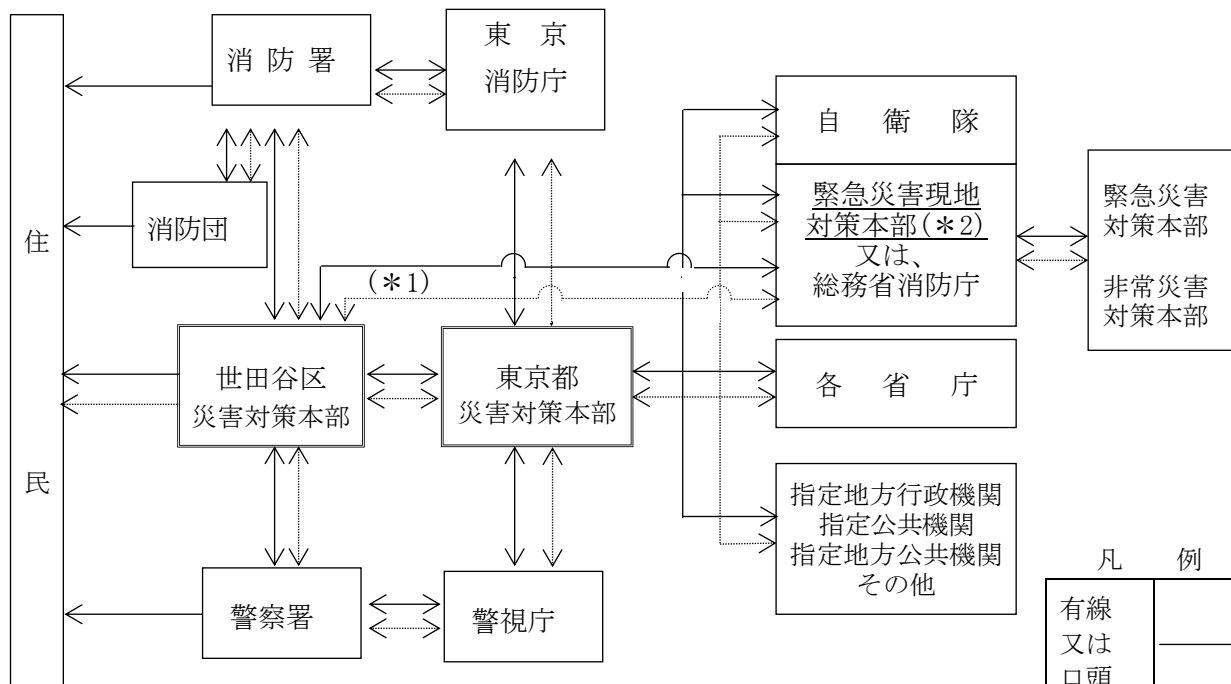
風水害編 第2部
災害予防計画

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第2章
情報の収集・伝達

風水害編 第4部
雷害対策

【連絡系統】



- * 1 災害の状況により都本部に報告できない場合
- * 2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

凡 例	
有線 又は 口頭	——
無線	----

2 気象情報の早期収集・提供

(1) 気象情報の情報収集

- 気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、水防本部はその情報の内容、目的、性質を十分に理解するとともに、伝達の系統及び方法等について熟知し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動を努めるものとする。

*大雨及び洪水警報・注意報基準〔資料編資料第117・P248〕

- 水防本部は、気象庁及び気象予報会社等の気象情報に基づき、気象等の状況から相当の被害が発生するおそれがあると認めるときには、地域本部（総合支所）、各土木管理事務所、都第二建設事務所と連絡をとり、情報を交換するものとする。
- 地域本部及び各土木・公園管理事務所は、積極的に水防本部と連絡をとるとともに、常に的確な情報の把握及び提供に努めるものとする。
- 雨量の情報
水防本部、地域本部、各土木管理事務所は、雨量水位観測システムにより区内7局の観測拠点の雨量観測結果を確認する。
- 水位の情報
水防本部は、多摩川の水位に関する情報を、国土交通省京浜河川事務所の水位計やライブカメラ等から入手する。
また、多摩川流域河川（野川、仙川、谷沢川、丸子川）の水位に関する情報を雨量水位観測システムにより入手する。

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第2章
情報の収集・伝達

風水害編 第4部
雪害対策

(2) 気象情報の提供

○ 情報の提供

水防本部は、把握した情報について、状況に応じ、災害・防犯情報メール配信サービス、災害情報テレホンサービス、ホームページ、ツイッター、エフエム世田谷、防災行政無線等を活用して区民等への提供に努める。

○ 気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）

- ・ 気象庁東京管区気象台では、大雨時等において都及び区市町村における避難勧告の判断等の防災対策を支援するため、都及び区市町村と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話（以下、「ホットライン」という。）を設置し、運用している。
- ・ 区は、大雨時等に避難勧告の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁予報部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。
- ・ 気象庁東京管区気象台は、既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合など、都及び区市町村に対し直接嚴重な警戒を呼びかける。また、災害状況等の照会、気象状況についての連絡を都及び区市町村に対し、直接実施する場合がある。
- ・ 都は、ホットラインにより得られた情報や判断について、必要と認める場合には区市町村、関係機関等へ提供する。

3 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有

(1) 情報の共有の必要性

- 都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファックスなどにより、区市町村の避難勧告等に有用な情報を提供する。
- また、洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に避難勧告などの発令の目安となる氾濫危険情報を複数の首長及び各自治体の防災担当者に直接メールを送るホットメールの取組みを平成30年6月より運用開始した。
- 区では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市と連携し、必要な情報（避難勧告の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など）の共有を図り、集中豪雨などに際しても、区では避難勧告や避難指示（緊急）を遅滞なく出すこととする。

(2) 同一河川・圏域・流域の設定

- 同一河川・圏域・流域は、下記のとおり。
 - ① 城南地区河川流域、② 多摩川沿川、③ 野川流域

(3) 情報の内容

- 区は、都より、同一河川・圏域・流域内に関する次のような情報を受ける。
 - ・ 同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難勧告等
 - ・ 同一河川・圏域・流域の区市町村からの浸水状況報告等
 - ・ 避難が必要な区域

- ・ 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
 - ・ その他
- なお、洪水予報河川・水防警報河川・水位周知河川など既存の伝達系統による情報提供は、従来どおりである。

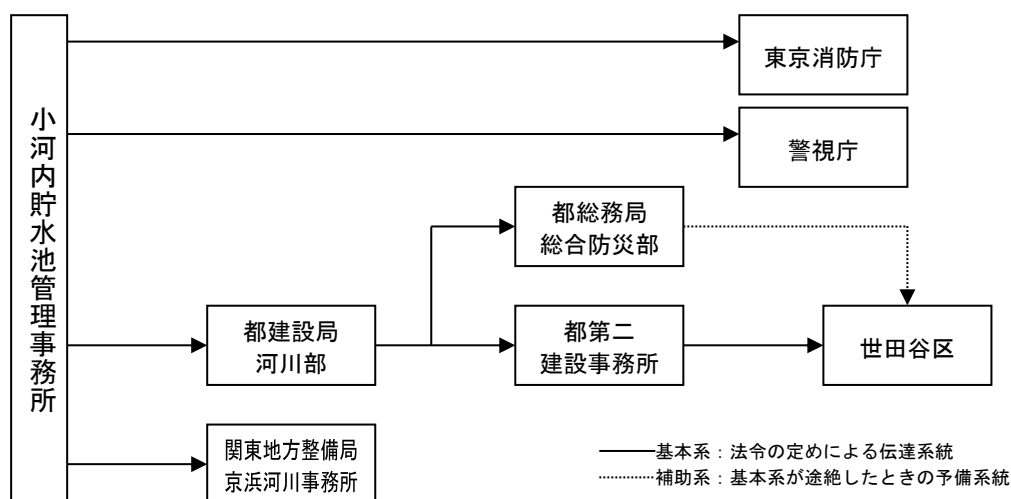
風水害編
総則
第1部

4 ダム放流通報

- ダムの設置者は、洪水が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、ダムにおける観測結果、操作の状況等を河川管理者及び都道府県知事に通知しなければならない。（「河川法第46条」）
- また、ダムの操作により河川流水の状況に著しい変化を生ずるときは、水害を未然に防止する観点から、あらかじめ関係都道府県知事、関係市町村長、関係警察署長に通知し、さらに一般にも周知するための措置をとらなければならない。（「河川法第48条」）
- 世田谷区に關係するダム放流通報は、都水道局による小河内ダム放流通報である。小河内ダム放流通報の伝達系統は以下のとおりである。

風水害編
災害予防計画
第2部

<小河内ダム放流通報伝達系統図（世田谷区に関わる部分の抜粋）>



風水害編
災害応急・復旧対策計画
第3部

第2章
情報の収集・伝達

機関名	防災行政無線		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
小河内ダム（都水道局）	85801	85800	0428-86-2211	0428-86-2738
その他の機関	（第3部第3章第1節「4 水防警報」を参照）			

風水害編
雪害対策
第4部

5 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有

(1) 気象庁による情報提供

○ 予告的な気象情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。

○ 雷注意報

積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

○ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

○ 竜巻発生確度ナウキャスト

気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km 格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分毎に発表する。

(2) 竜巻等が発生した場合の情報伝達

○ 気象庁は、気象庁防災業務計画に基づき情報を専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。

○ 伝達は、発表者（都及び気象庁）から地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準じる。

< 竜巻等に関連する段階的な情報の発表 (気象庁ホームページより) >

(例) 14時から16時に戸外で行動する場合

時刻	チェックすべき気象情報	とるべき対応
前日	天気予報	明日の天気予報やその解説を確認し、積乱雲が発生しやすい気象状況かどうかを把握
当日 朝	天気予報 雷注意報 ^(※1) (随時発表)	キーワード 「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」 朝と昼の天気予報を確認し、行動時の気象状況をイメージ
昼	天気予報 降水短時間予報 (6時間先までの雨を予想した分布図を30分毎に更新) 竜巻注意情報 (随時発表、向こう1時間限り)	外出の前に、最新の気象情報を確認し、「雷注意報」の有無を調べる 戸外では空の様子に注意し、携帯端末で最新のナウキャストなどを随時確認 http://www.jma.go.jp/p/highresorad/ http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html
14時 ↑ 戸外 ↓ 16時	ナウキャスト (降水、雷、竜巻) (雨雲などの現在の様子や、1時間先までを予想した分布図を5~10分毎に更新)	空の様子に注意し、積乱雲が近づく兆しを感じたら、しばらく避難! 自分の身は自分で守る!

(※1) 雷注意報では、「急な強い雨」「竜巻」への注意を呼びかける場合があります。

○ 激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。

したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払う。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせる利用することが効果的である。

【実施主体】区

○ 区は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての住民に対する周知、啓発等に努める。

6 特別警報が発表された時の情報の共有

- 気象庁は平成25年8月30日から、「特別警報」の運用を開始した。特別警報は、広い範囲で警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表し、最大限の警戒を呼びかける。

気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである（気象庁ホームページより）。

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

- 都は、気象庁から特別警報の通知を受けた時または自ら知ったときは、直ちに関係区市町村長に通知しなければならない。
- 区は、特別警報について、都、総務省消防庁、NTTから通知を受けた時または自ら知ったときは、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

第3節 被害状況等の報告体制

機関名	対策内容																						
区	<p>○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。 なお、都に報告ができない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。</p> <p>1 報告すべき事項 災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況（被害の程度は、認定基準「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成30年3月、内閣府）に基づき認定）、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項</p> <p>2 報告の方法 原則として、災害情報システム（DIS）の入力による（ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。）。</p> <p>3 報告の種類・期限等 報告の種類、期限等は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="504 1061 1378 1541"> <thead> <tr> <th>報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発災通知</td> <td>即時</td> <td>被害第1報告</td> </tr> <tr> <td>被害措置概況速報</td> <td>即時及び都が通知する期限内</td> <td>被害数値報告 被害箇所報告</td> </tr> <tr> <td>要請通知</td> <td>即時</td> <td>支援要請</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確定報告</td> <td>災害確定報告</td> <td>応急対策を終了した後20日以内</td> <td>災害総括</td> </tr> <tr> <td>各種確定報告</td> <td>同上</td> <td>被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td>災害年報</td> <td>4月20日</td> <td>災害総括</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 災害救助法に基づく報告 災害救助法に基づく報告については、第3部「第12章 災害救助法の適用」に定めるところによる。</p>	報告の種類	入力期限	入力画面	発災通知	即時	被害第1報告	被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告	要請通知	即時	支援要請	確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報	災害年報	4月20日	災害総括
報告の種類	入力期限	入力画面																					
発災通知	即時	被害第1報告																					
被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告																					
要請通知	即時	支援要請																					
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括																				
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報																				
災害年報	4月20日	災害総括																					
警視庁・警察署	<p>○ 各方面本部、各警察署から災害に関する情報を収集し、これをとりまとめ都に通報する。</p> <p>○ 東京消防庁・消防署、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。</p> <p>○ 主な収集事項は、被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況、交通機関の運行状況及び交通規制の状況、犯罪の防止に関しとった措</p>																						

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第2章
情報の収集・伝達

風水害編 第4部
雪害対策

第2章 情報の収集・伝達
第3節 被害状況等の報告体制

機関名	対策内容
	置、その他とする。
東京消防庁・消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各消防署、消防団等が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これをとりまとめ都に通報する。 ○ 警視庁・警察署、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。 ○ 主な収集事項は、災害発生状況及び消防活動の状況、要救護情報及び医療活動情報、その他災害活動上必要ある事項
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国道事務所及び出張所においては、パトロールカー等による巡視を行う。 ○ 道路情報モニター等からの情報収集にも努め、必要に応じ都、警視庁・警察署及び各関係防災機関に速やかに連絡する。
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都総務局は、区市町村、都各局、指定地方公共機関等関係機関からの報告をとりまとめ、消防組織法第40条及び災害対策基本法第53条に基づき国（総務省消防庁）に報告するほか、他関係防災機関に被害状況等を通報する。 ○ 都総務局は、状況により必要がある場合は、災害地調査班を編成し、現地の状況を調査する。ただし、班の数及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜定める。 <ul style="list-style-type: none"> 1 調査事項は、災害原因、被害状況、応急措置状況、災害地住民の動向及び要望事項、現地活動の隘路、その他必要事項、とする。 2 現地調査にあたっては、災害対策用車両の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一都総務局に報告する。なお、調査の際、重要な情報があるときは、ただちに報告する。 ○ 都総務局は、被害状況等をとりまとめ、必要に応じ、区市町村等の関係防災機関に提供する。
都各局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都各局は、区市町村の例により所管施設及び所管業務に関する所在区市町村別の被害状況等を調査し、都総務局に報告する。 ○ 都各局の出先事業所は、周辺地域の被災状況や参集した職員から収集した被害状況を、別に定める報告要領に基づき、都総務局に報告する。
東京管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> ○ 竜巻等突風、高潮・高波・副振動、地震・津波及び火山噴火等の規模及び被害状況を勘案の上必要と認める場合には、今後の防災気象情報の改善に資するよう、現象の実態解明等を目的とした現地調査を行う気象庁機動調査班（JMA-MOT）の派遣を実施する。調査結果は、速やかに公開する。
各防災機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各防災機関は、所管施設に関する所在区市町村別の被害、既にとった措置、今後とろうとする措置その他必要事項について、区市町村の例に準じ都に報告する。 ○ ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については、「災害報告取扱要領」による。 ○ システム端末設置機関は、必要に応じ、端末に入力する。

風水害編
総則
第1部

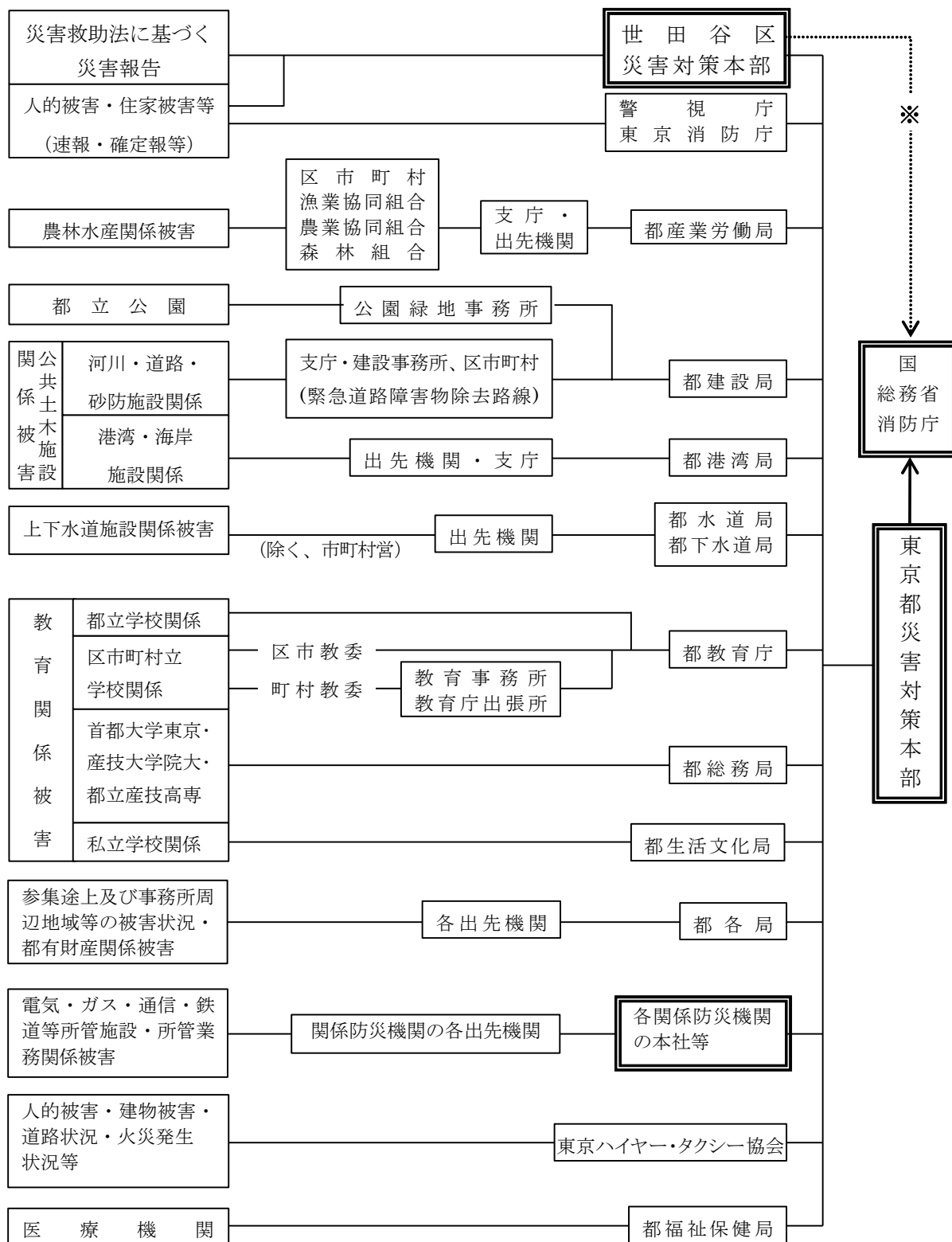
風水害編
災害予防計画
第2部

風水害編
災害応急・復旧対策計画
第3部

第2章
情報の収集・伝達

風水害編
災害対策
第4部

【被害状況の報告・伝達系統】



※ 災害の状況により都本部に報告できない場合

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第2章
情報の収集・伝達

風水害編 第4部
雪害対策

第4節 災害時の広報及び広聴活動

1 広報活動

機関名		対策内容
区	災対財政・広報部 災対統括部 災対地域本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、ただちに警視庁・警察署、東京消防庁・消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。 広報内容は、次のとおりである。 ア 災害状況、避難方法等 イ 食料、物資等の配布状況 ウ 医療機関の診療状況 エ 応急復旧状況等 オ その他必要事項 ○ 24時間安全安心パトロール（青パト）や広報車で地域巡回による情報伝達を実施していく。
	都水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害において断水事故が発生した場合、住民の不安と混乱を防ぐため、広報車等を巡回させるとともに、都、区市町、警察、消防、報道機関等の関係機関との協力を得て、断水地域の住民に対し、被害、復旧、応急給水等について適時適正に広報する。 ア 水道施設の被害状況及び復旧見込み イ 災害時給水ステーション（給水拠点）の場所及び応急給水の実施方法 ウ 水質についての注意 エ その他必要事項
	都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の被害及び復旧の状況並びに下水道使用自粛等の協力要請についての広報を行う。
	警視庁・警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各方面本部、各警察署から災害に関する情報を収集し関係機関と協力して、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 ア 気象、水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し イ 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動 ウ 感電、転落、でき水等による事故の防止及び防疫に関する注意の喚起
	東京消防庁・消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。 ア 気象及び水位の状況 イ 水災及び土砂災害に関する情報 ウ 被災者の安否情報 エ 水防活動状況 オ 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ ○ 広報手段は次のとおりである。 ア テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供 イ 消防車両の巡回

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第2章
情報の収集・伝達

風水害編 第4部
災害対策

機関名	対策内容
	<ul style="list-style-type: none"> ウ ホームページ エ 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都及び関係機関と連絡を密にし、自ら積極的に空及び地上から情報を収集するとともに、広報に優先する他の救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達 イ 民心安定に寄与する自衛隊及び関係機関の活動状況 ウ 都及び関係機関等の告示事項 エ その他必要事項 ○ 広報手段は、航空機、車両拡声器及び地上部隊の口頭による。
NTT東日本 各通信事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。 ○ ホームページ、支店前掲示等により直接当該被災地に周知 ○ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳^{ふくそう}トーカー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施
東京電力グループ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報内容は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 電気による二次災害等を防止するための方法 イ 避難時の電気安全に関する心構えについての情報 ウ 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報 ○ 広報手段は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）及び新聞等の報道機関を通じた広報 イ ホームページ等を通じた広報 ウ 区市町村の防災行政無線（固定系）の活用 エ 広報車等による直接当該地域への周知
東京ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報内容は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項 イ ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し ○ 広報手段は、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット・防災行政無線（固定系）等とする。
首都高速道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報内容は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等 ○ 広報手段は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ラジオ等各種メディア、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備

風水害編
総則
第1部

風水害編
災害予防計画
第2部

風水害編
災害応急・復旧対策計画
第3部

第2章
情報の収集・伝達

風水害編
雪害対策
第4部

第2章 情報の収集・伝達
第4節 災害時の広報及び広聴活動

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第2章
情報の収集・伝達

機関名	対策内容
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風水害発生直後に行う広報内容は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害の規模・気象・水象の状況 イ 避難方法等 ○ 被災者に対する広報内容は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 被害情報 イ 食料・生活物資等の供給状況 ウ 医療救護活動の状況 エ 電気等ライフラインの復旧状況 オ 通信・交通機関等の復旧状況 ○ 区市町村から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう、指示・要請を行う。 ○ 携帯電話による利用も可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。また、防災関連情報（東京アメッシュ、各種ハザードマップ、都内中小河川の水位、雨量情報等）をホームページ上にてワンストップで確認できるように、機能向上を図る。 ○ 防災ツイッター、東京都防災アプリやLアラートなどの情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。 ○ 都域に隣接する他区市町村の防災ホームページとリンクを行い、水害情報の共有を推進していく。 ○ LINEや民間で配信している防災アプリと連携活用し、情報発信を行う。 ○ チャットボットを用いて都民からの問い合わせに対して、迅速に対応する。 ○ デジタルサイネージを活用した風水害時の情報を発信
都政策企画局 都生活文化局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都本部から指示があったとき、又はその他の状況により、報道機関に対して発表を行う。 ○ 各広報媒体を活用し、災害対策本部の発する情報を基に広報活動を実施する。 ○ 都庁総合ホームページを災害対策用へ切り替え、迅速な情報提供を行う。 ○ 都生活文化局は、「外国人災害時情報センター」を設置して、以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人が必要とする情報の収集・提供 ・区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・都防災（語学）ボランティアの派遣
東京管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害応急・救助活動や復旧活動を伴う災害が発生した場合、速やかに災害時気象支援資料を作成し、都及び関係する区市町村等の防災関係機関へ提供する。
各放送機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時の応急措置、災害に関する警報等の周知

(1) 区民等への情報提供体制の整備

震災編 第2部第6章第3節2「2 報道機関との連携、区民等への情報提供」及び震災編 第2部第6章第5節第1「2 区民等への情報提供体制の整備」を準用する。

(2) 避難勧告等の情報伝達

- 区及び都は、災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、都民等に対しマスコミと連携した避難勧告等に関する情報提供を行う、インターネットを積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。

風水害編 第4部
災害対策

- 具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。

① 実施機関

都、都内区市町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

② 伝達する情報

- ア 避難準備情報・高齢者等避難開始
- イ 避難勧告
- ウ 避難指示（緊急）
- エ 警戒区域の設定

2 広聴活動

機関名	対策内容
区	○ 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図る。
警視庁・警察署	○ 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。
東京消防庁・消防署	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。 ○ 都民からの電子メールによる問い合わせに対応する。
都総務局	○ 各局の相談窓口をとりまとめ住民等へ周知
都生活文化局	○ 常設の都民相談窓口または災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の解決に努める。
都各局	○ 相談窓口等を開設するとともに、都総務局へ報告

【実施主体】区

- 臨時総合相談窓口等を設置する
 - (1) 臨時総合相談窓口

被害地及び集団避難所等に臨時総合相談窓口等を必要に応じ設け、相談、要望等を聴取し、速やかに関係部及び関係機関に連絡して早期解決に努める。
 - (2) 相談窓口等の規模及び構成員

相談窓口等の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決める。

【実施主体】都生活文化局

- 常設の都民相談窓口、または災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等の対応を実施する。
- 電話等により相談に対応し、適切な部署等を案内する。

第3章 水防対策

- 洪水、雨水出水による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減する。

<主な機関の応急活動>

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区	○ 気象情報、水位情報等の収集・伝達 ○ 警報等の受信、伝達	○ 水防活動開始		○ 事前避難(避難準備・高齢者等避難開始) ○ 避難勧告・避難指示(緊急) ○ 災害派遣要請	○ 広域応援要請
都水防本部 (都建設局)	○ 気象情報、水位情報等の収集・伝達	【連絡態勢】 ○ 区市町村への水防活動支援	【警戒配備態】	【非常配備態】 ○ 点検対象施設現場調査 ○ 被害状況の把握	○ 応急復旧
東京消防庁	○ 気象情報等、水位情報等の収集・伝達 【必要に応じて水防態勢発令】		【水防態勢発令】 【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】	○ 第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成 ○ 必要に応じて現場救護所を設置 ○ 知事に対し 緊急消防援助隊の派遣要請	
関東地方整備局	○ 気象・海象情報の収集	○ 水防活動	○ 洪水予報発表、水防警報発表(気象庁も共同) ○ 情報連絡体制確保	○ 緊急復旧対策 ○ 災害対策本部の設置	○ 港湾施設の陸上点検

※水防活動に関する具体的事項については、最新の都水防計画による

第1節 水防情報

1 気象情報

- 気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、気象庁からオンラインにより入手する。

(1) 都災害情報システム (DIS)

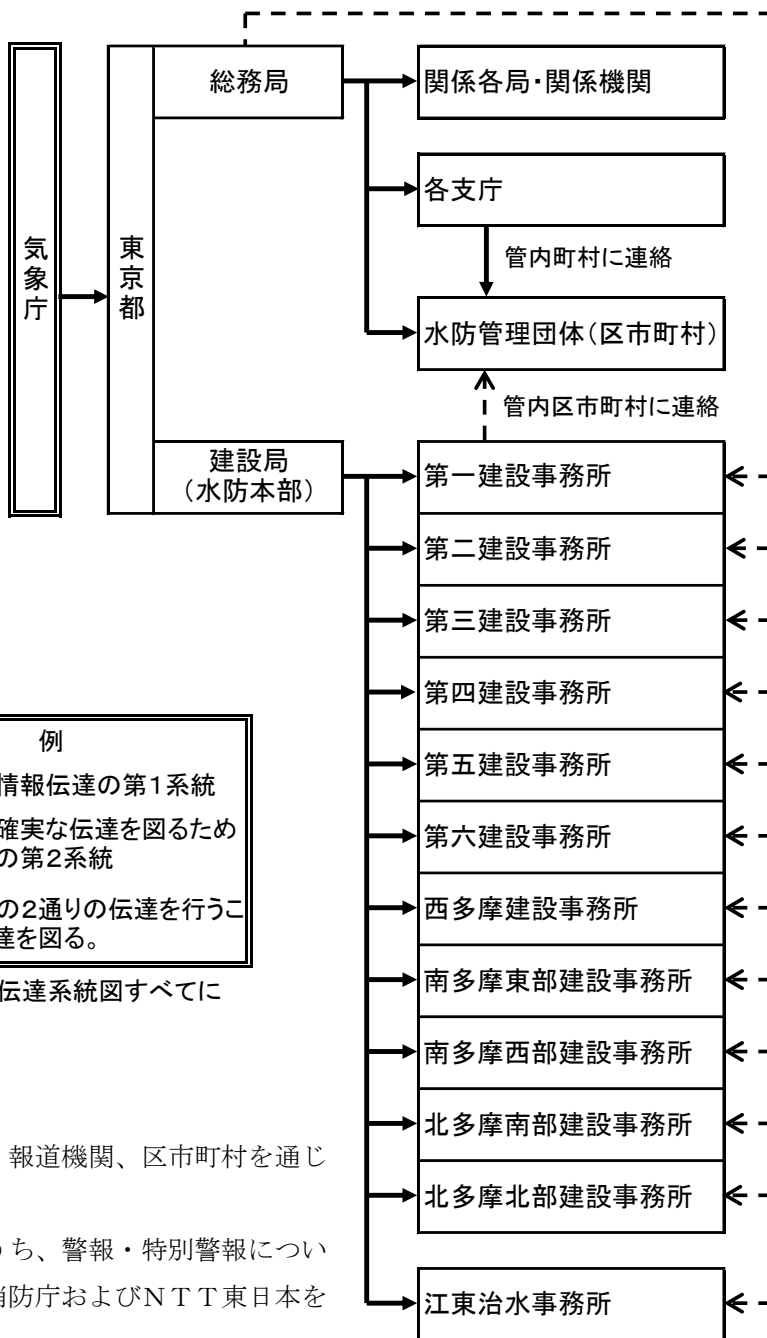
- DIS を活用することで、「建設局河川水位情報」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集することが可能となり、災害対策の検討、伝達情報の判断材料等に活用することができる。

(2) 防災情報提供システム

- 防災情報提供システムとは、気象庁が専用線及び汎用のインターネット(電子メール、Web)を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、区等の防災機関へ提供するシステムである。
- 各種防災気象情報の他、流域雨量指数の予測値、大雨(土砂災害、浸水害)・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。区が行う避難勧告等の判断の参考に利用する。
- 水防活動に用いる気象等の警報・注意報は、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報、大雨特別警報である。

第3章 水防対策
第1節 水防情報

< 気象情報伝達系統図 >



凡 例

基本系 ——— 情報伝達の第1系統

補助系 - - - - 確実な伝達を図るための第2系統

常に基本系・補助系の2通りの伝達を行うことで、確実な情報伝達を図る。

この凡例は、以下の伝達系統図すべてに共通である。

- ・ 気象庁が発表した気象情報は、報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達。
- ・ 気象庁が発表した気象情報のうち、警報・特別警報については、伝達系統図以外に総務省消防庁およびN T T 東日本を通じて区市町村に伝達。

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第3章
水防対策

風水害編 第4部
災害対策

2 洪水予報河川（国管理河川）

- 洪水予報は、国又は都道府県が管理する河川で、万が一洪水が発生したとき、国民経済上重大な損害を生じるおそれのある場合について、国土交通大臣または都道府県知事と、気象庁長官が共同で発表するものである。
- 区においては、多摩川が国管理河川の洪水予報の指定河川である。区は、情報を的確に把握して水防活動に努めることとする。
- 国土交通省と気象庁とが共同で行う洪水予報で区に関係するものは、次のとおりである。（水防法第10条第2項、第13条の2、気象業務法第14条の2第2項）

（1）洪水予報を行う河川及びその範囲

河川名	区 間	基準地点
多摩川	左岸：東京都青梅市青大柳町 1575 地先から海まで 右岸：東京都青梅市畑中一丁目 18 番地から海まで	調布橋 いしはら 石原 でんえんちょうふ かみ 田園調布（上）

（2）洪水予報の種類と発表基準（多摩川）

分類	種類	予報地点	発表基準
洪水警報	氾濫発生情報	調布橋 石原 田園調布（上） 観測所	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき
	氾濫危険情報		予報区域のいずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
	氾濫警戒情報		予報区域のいずれかの基準地点の水位が概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
洪水注意報	予報地点のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位に達し、さらに上昇が見込まれる場合		
洪水情報	洪水情報		洪水注意報又は洪水警報の補足説明をするとき

(3) 洪水予報河川予報地点及び基準水位

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位	零点高
多摩川	調布橋	東京都青梅市上長湫	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A. P. + 148.500m
	石原	東京都調布市多摩川三丁目	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A. P. + 27.420m
	田園調布(上)	東京都大田区田園調布	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A. P. + 0.000m

※A. P. : 荒川工事基準面

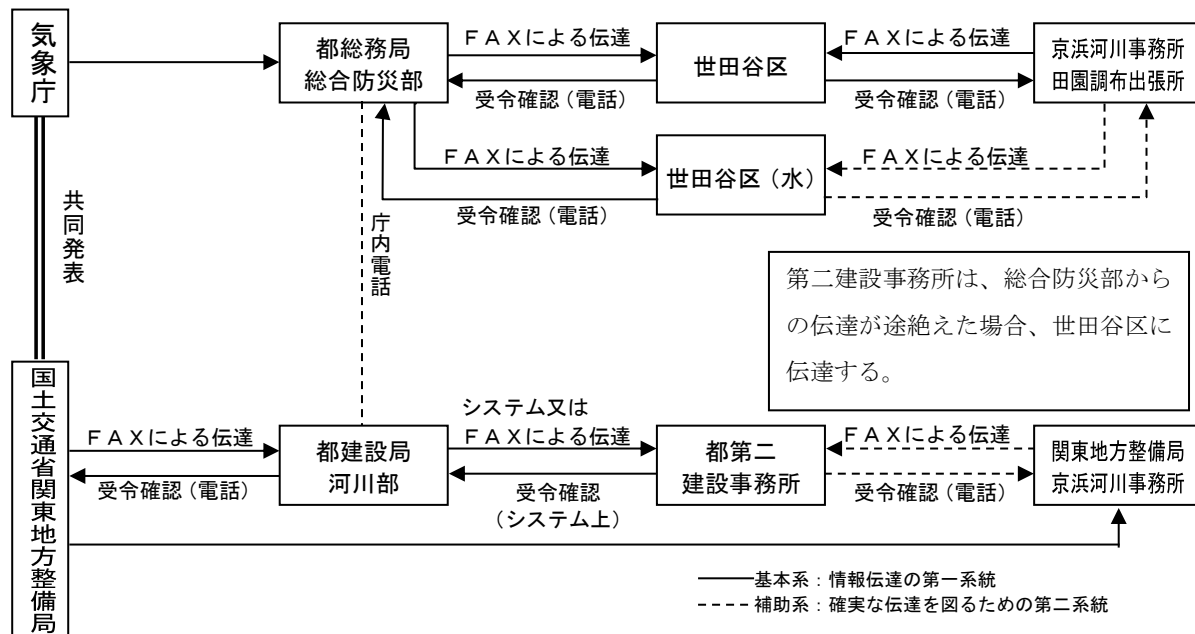
<洪水予報の発表基準となる河川水位(国管理)>

水防団待機水位 (指定水位)	水防団が待機する水位。住民に行動を求めるレベルではない。
氾濫注意水位 (警戒水位)	出水時に災害が起こるおそれがある水位。河川の氾濫の発生に注意を求めるレベルに相当する。 多摩川では、水位が氾濫注意水位に到達し、さらに上昇する場合に多摩川氾濫注意情報(洪水注意報)を発表する。
避難判断水位 (特別警戒水位)	住民に対して、氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位。市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の発表判断の目安。 指定河川では、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合に多摩川氾濫警戒情報(洪水警報)を発表する。
氾濫危険水位 (危険水位)	洪水により相当数の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安。 多摩川では、水位が氾濫危険水位に到達した場合には、多摩川氾濫危険情報(洪水警報)を発表する。

(4) 洪水予報の伝達系統

洪水予報の伝達は、次のとおり行う。

＜洪水予報伝達系統図（世田谷区に関わる部分の抜粋）＞



* 洪水予報伝達系統図・連絡先（国管理河川）〔資料編資料第118・P250〕

なお、伝達された洪水予報の区民等への提供は、第3部第2章「第4節 災害時の広報及び広聴活動」に定める気象情報の提供に準じて行う。

3 洪水予報河川（都管理河川）

- 都と気象庁予報部とが共同で行う洪水予報で区に関係するものは、次のとおりである。
(水防法第11条、気象業務法第14条の2第3項)

(1) 洪水予報を行う河川及びその範囲

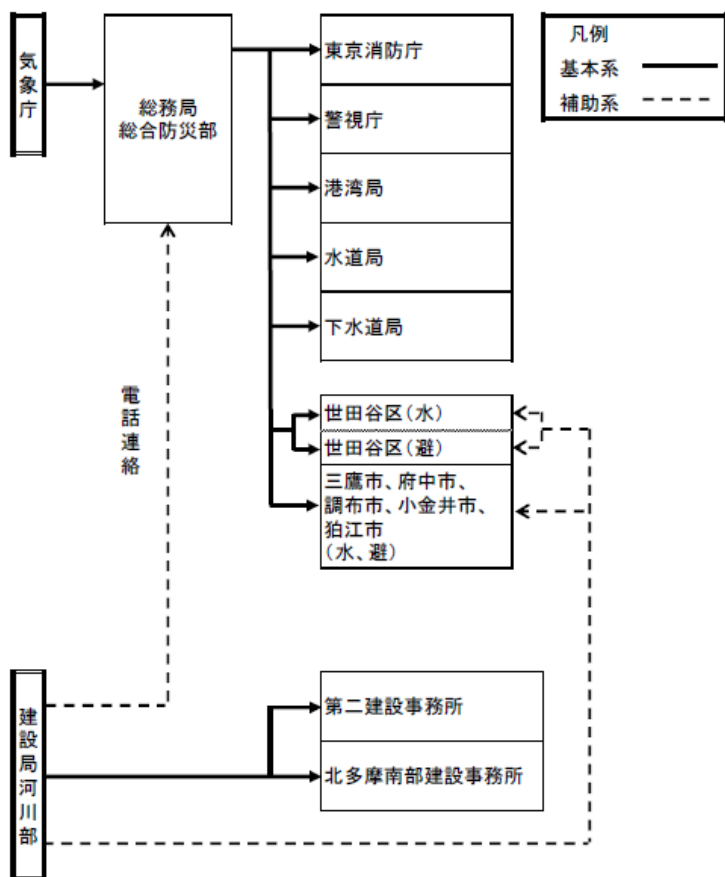
河川名	区 間	基準地点
野川・仙川	左岸：小金井市貫井南町四丁目 25 番地先から多摩川への合流点まで 右岸：小金井市貫井南町四丁目 24 番地先から多摩川への合流点まで	大沢池上 鎌田橋野川
	左岸：三鷹市新川六丁目 26 番地先から野川への合流点まで 右岸：三鷹市新川六丁目 28 番地先から野川への合流点まで	鎌田橋仙川

(2) 洪水予報伝達

洪水予報の伝達は、次のとおり行う。なお、世田谷区については、水防担当部署と避難勧告等発令部署が異なるため、それぞれに情報伝達される。

<野川・仙川洪水予報伝達系統図（詳細は最新の都水防計画による）>

●野川・仙川洪水予報



※避…避難勧告等発令担当部署／水…水防担当部署

*洪水予報伝達系統図・連絡先（都管理河川）〔資料編資料第119・P251〕

4 水防警報

水防警報は、国土交通大臣又は都道府県知事が水防管理団体（区）の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えるために発令される。

区においては、多摩川（田園調布（上））が水防警報の対象である。区は、その情報の内容等を十分に理解し効果的な水防活動に努めるものとする。

（1）水防警報の種類、内容及び基準

種類	内容	発表基準
待機	ア 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 イ 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報などと河川状況等により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。 水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報が発表されたり、すでに氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流	状況により必要と認めるとき。

第3章 水防対策
第1節 水防情報

風水害編
総則
第1部

域の状況等水防活動上必要なもの。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を發表する。

<河川、区間、基準地点、担当事務所>

風水害編
災害予防計画
第2部

河川名	水防警報区		基準地点	担当河川事務所
多摩川	左岸	自：青梅市大柳 1575 番地先 至：福生市福生大字熊川南 134 番地先	調布橋	京浜
	右岸	自：青梅市畑中一丁目 18 番地先 至：あきる野市小川東一丁目 1 番地先		
	左岸	自：昭島市拝島町三丁目 1549 番地先 至：国立市泉二丁目 6 番地先	日野橋	
	右岸	自：八王子市高月町 2402 番地先 至：日野市落川 1397 番地先		
	左岸	自：府中市四谷六丁目 58 番地先 至：狛江市駒井町三丁目 434 番地先	石原	
	右岸	自：多摩市一ノ宮一丁目 45 番地先 至：神奈川県川崎市多摩区宿河原七丁目 2246 番地先		
	左岸	自：世田谷区喜多見町二丁目 4540 番地先 至：大田区東六郷四丁目 34 番地先	田園調布(上)	
	右岸	自：神奈川県川崎市多摩区堰一丁目 429 番地先 至：神奈川県川崎市川崎区本町二丁目 13 番地先		
	左岸	自：大田区東六郷三丁目 25 番地先 至：海	多摩川河口	
	右岸	自：神奈川県川崎市川崎区旭町一丁目 3 番地先 至：海		

風水害編
災害応急・復旧対策計画
第3部

第3章
水防対策

<発表基準水位>

風水害編
災害対策
第4部

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位(指定水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(特別警戒水位)	計画高水位	零点高
多摩川	調布橋	東京都青梅市上長瀬	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m	A. P. + 148.500m
	日野橋	東京都日野市大字日野	2.00m	2.80m	—	3.60m	4.71m	A. P. + 65.200m
	石原	東京都調布市多摩川三丁目	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m	A. P. + 27.420m
	田園調	東京都大田区田園	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m	A. P. +

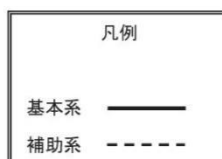
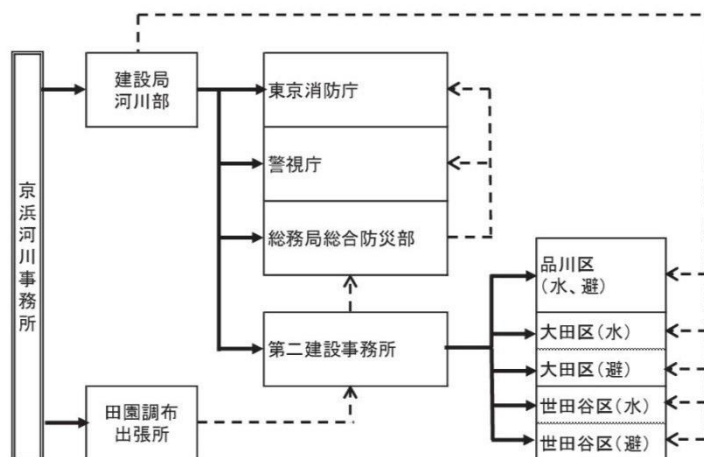
	布(上)	調布						0.000m
	多摩川 河口	神奈川県川崎市川 崎区殿町	2.30m	2.80m	—	3.80m	3.80m (計画 高潮位)	A.P. + 0.000m

(2) 水防警報の伝達系統

水防警報の伝達は、次のとおり行う。

<水防警報伝達系統図(世田谷区に関わる部分の抜粋)>

●多摩川水防警報(田園調布上)



* 水防警報伝達系統図・連絡先 [資料編資料第120・P252]

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第3章
水防対策

風水害編 第4部
雷害対策

5 水防上注意を要する箇所

水防上注意を要する箇所は、河川管理者と水防管理者及び消防機関が合同で点検を行うなど、平常時から巡視及び警戒を行うとともに、洪水時は、河川の監視及び警戒をさらに厳重にし、水防上注意を要する箇所を中心として巡視を行う。

区内の水防上注意を要する箇所等は次のとおり。

<水防上注意を要する箇所>

水系	河川名	左右岸	位置（目標）	洪水（m）	所管事務所
多摩川	谷沢川	右	野毛一丁目（矢川橋上流）	80	二建
	仙川	右	鎌田四丁目（鎌田橋上流）	200	二建

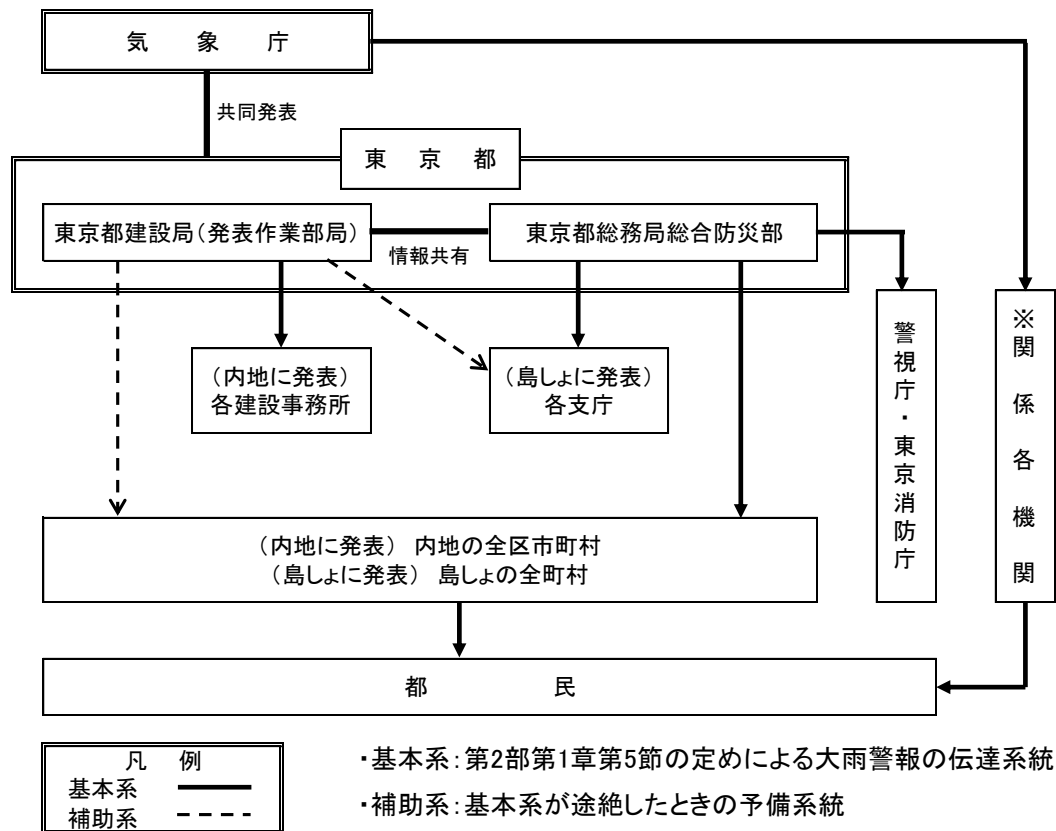
<工事施工箇所>

水系	河川名	左右岸	位置（目標）	洪水（m）	所管事務所
多摩川	野川	左	鎌田三丁目～鎌田四丁目（鎌田橋）	100	二建
	仙川	左	鎌田三丁目（鎌田橋）	20	二建
	仙川	右	鎌田四丁目（鎌田橋）	20	二建

6 土砂災害警戒情報

- 土砂災害警戒情報の伝達は、次のとおり行う。

<土砂災害警戒情報伝達系統図>



第2節 水防機関の活動

1 区の活動

(1) 活動方針

出水期前に河川等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

(2) 水防態勢等

気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。

- ・ 気象状況並びに水位に応じて管理者、消防機関と緊密な連絡のもとに河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- ・ 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- ・ 水防作業に必要な資器材の調達を行う。
- ・ 次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は直ちに建設局（水防本部）に報告する。
 - － 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき
 - － 国管理河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、危険のおそれがあるとき
 - － 都管理河川の水位が氾濫危険水位に達し、危険のおそれがあるとき
 - － その他水防上必要と認めたとき
- ・ 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させる。
- ・ 堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、ただちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- ・ 洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立退き、又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく地元警察署長に、その旨を通知する。
- ・ 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求める。
- ・ 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求める。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動する。
- ・ 水防のため緊急の必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

2 消防機関（消防署及び消防団）の活動

（1）活動方針

洪水、内水氾濫等により、大規模な水災の発生危険がある時又は発生した時は、水防管理者の要請又は消防機関の判断により、水防活動を防災関係機関との密接な連携のもとに実施して水災の被害の軽減に努め、区民の生命身体及び財産を保護する。

（2）水防態勢等

① 水防態勢

気象情報その他により水災の発生が予想される時は、水防態勢を発令して関係機関と密接な連絡を行い、情報を収集分析し、水防非常配備態勢の発令に備えるものとする。

② 水防非常配備態勢

水災に対応するため、気象状況、災害状況に応じ、発令する。

（3）活動内容

① 監視警戒の実施等

河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。

② 警戒区域の設定

「水防法第21条（昭和24年法律第193号）」に基づき消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。

③ 水防作業への協力要請

消防機関の長は、水防上やむを得ない場合は、「水防法第24条」に基づきその区域内に居住する者、又は水防現場にある者に対して水防作業への協力を要請する。

④ 関係機関への通知

堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は直ちにこれを関係者に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

⑤ 水防作業の実施

消防機関の長は、水防管理者から出動要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直に出動し、水防作業を行う。

⑥ 資器材の使用、収用

水防作業の実施にあたって必要な資器材の準備及び運搬は、水防管理者側において行うものとする。なお、緊急の必要があるときは、現場において必要な資器材を使用、収用する。

⑦ 避難処置

避難命令が発令された場合は、危険信号の発信又はその他の方法により区域内住民に伝達するとともに、関係機関と協力して避難誘導等住民の安全確保処置を行う。

⑧ 広報活動

災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。

第3章 水防対策

第2節 水防機関の活動

風水害編
総則
第1部

- ア 気象及び水位の状況
- イ 水災及び土砂災害に関する情報
- ウ 被災者の安否情報
- エ 水防活動状況

⑨ 広聴活動

災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明に当たる。

(4) 救助救急体制

① 東京消防庁・消防署の救助救急体制

- ア 救助・救急活動は、災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。
- イ 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。
- ウ 救急活動にあたっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。
- エ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

② 消防団の救助救急体制

東京消防庁・消防署所及び消防団に配置されている資器材を有効に活用し、消防職員との連携による救助・救急体制の充実を図る。

3 都の体制及び活動

(1) 活動方針

- 都は、気象状況等により、洪水、土砂災害等のおそれがあるときは、ただちに即応した配備態勢をとるとともに、水防活動を行う。

(2) 水防活動

① 水防本部の設置、廃止、統合

- 都建設局長は、主に以下のいずれかの場合に該当した場合は、都水防本部を設置する。
 - ア 東京地方に水防活動用情報の警報が発表されたとき
 - イ 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に、水防警報（出動）が発表されたとき
 - ウ 都管理の水位周知河川に氾濫危険情報が発表されたとき
 - エ 国管理・都県境の県管理河川の水位周知河川に、氾濫警戒情報、氾濫危険情報が発表されたとき
 - オ 国管理・都管理の洪水予報河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき

風水害編
災害予防計画
第2部

風水害編
災害応急・復旧対策計画
第3部

第3章
水防対策

風水害編
雷害対策
第4部

- 都水防本部長は警戒配備態勢を解除したとき、または災害発生のおそれなくなったと認めたときに都水防本部を廃止する。
- 都水防本部は、都災害対策本部等が設置された場合には、次のとおりとなる。
 - ア 都災害対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間、それに統合される。
 - イ 都応急対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間、その構成局の一つとなる。
 - ウ 都災害即応対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、緊密な連携のもと水防活動を行う。

② 態勢

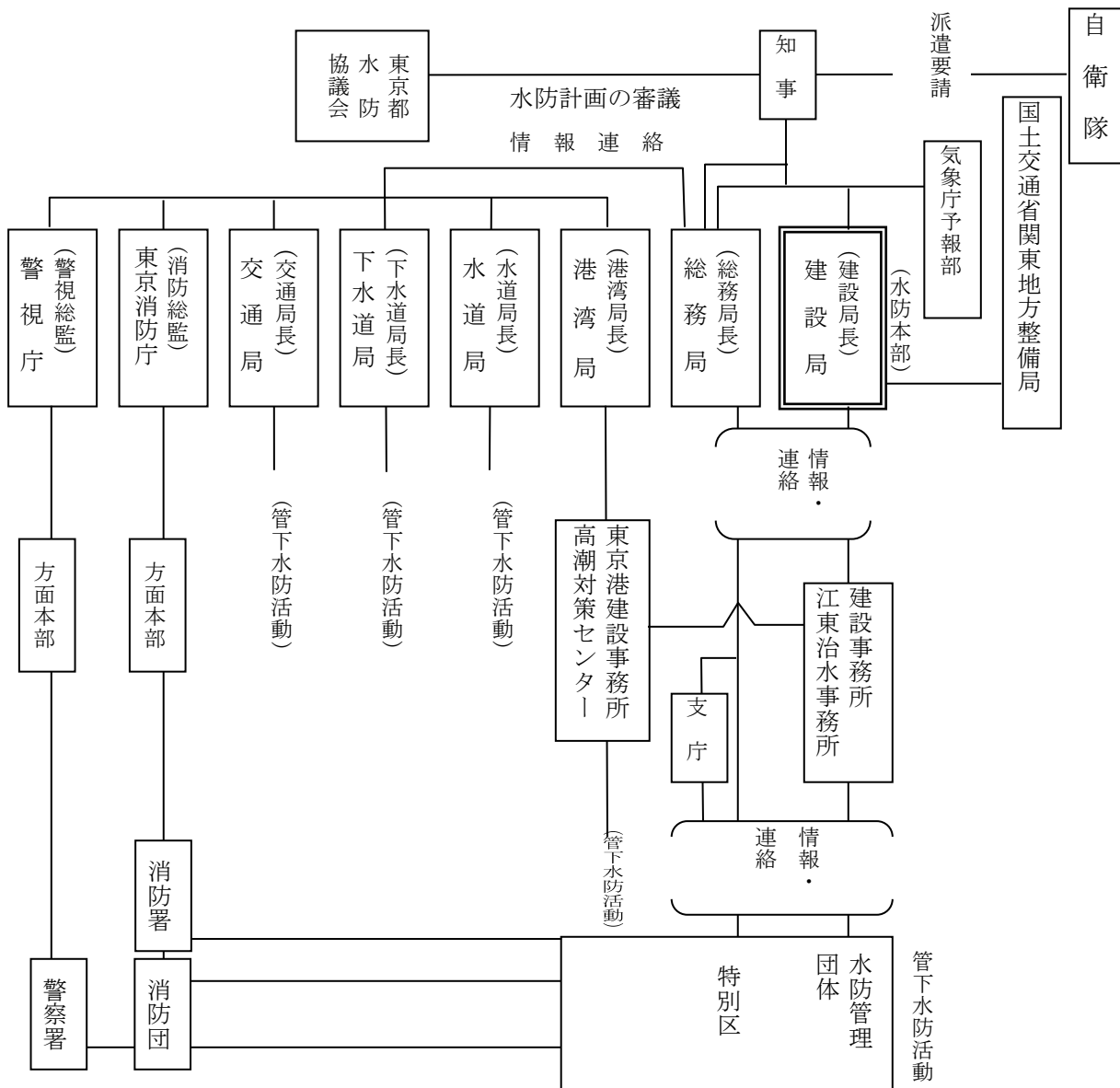
- 都建設局長（水防本部長）は、水防態勢の基準をもとに指示する。

③ 活動

- 都は、おおむね次の水防活動を行う。
 - ア 水防管理団体の行う水防が十分に行われるように気象情報、洪水予報、水位周知情報及び水防警報等の情報を連絡する。
 - イ 気象状況ならびに水位、潮位に応じて河川、海岸等の警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応して措置を講ずる。
 - ウ 水防作業に必要な技術上の援助を行う。
 - エ 水防作業に必要な資器材の援助を行う。
 - オ 他の水防機関との連絡、調整を行う。
 - カ 水防計画に定めた箇所の雨量、水位及び潮位の観測を行う。

第3章 水防対策
第2節 水防機関の活動

<都水防組織図>



- * 都災害対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間それに統合される。
- * 都応急対策本部が設置された場合には、同本部が廃止されるまでの間その構成局の一つとなる。
- * 都災害即応対策本部が設置された場合、同本部が廃止されるまで、緊密な連携のもと水防活動を行う。

4 決壊時の措置

(1) 決壊の通報及びその後の措置

- 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者（区長）、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。
- 決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(2) 立退き

① 立退きの指示

- 洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者（区長）は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、防災行政無線、その他の方法により立退き又はその準備を指示する。
- この場合、遅滞なく地元警察署長にその旨を通知する。

② 避難誘導等

- 立退き又はその準備を指示された区域の居住者については、警察は、水防管理者（区長）と協力して救出又は避難誘導する。
- また、水防管理者（区長）は、地元警察署長及び消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

5 費用及び公用負担

機関名	対策内容
水防管理団体 (区)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防管理団体（区）は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。 ○ また、区域外の区市町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。 ○ 負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあっせんを申請することができる。
都	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都又は都知事の行う事務に要する費用は、都の負担とする。

(1) 公用負担権限

- 水防のための緊急の必要があるときは、水防管理者（区長）または消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（「水防法第28条第1項」）
 - ① 必要な土地の一時使用
 - ② 土石、竹木、その他の資材の使用、若しくは取用
 - ③ 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用
 - ④ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明

- 公用負担の権限を行使する場合、水防管理者（区長）又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。

* 水防計画 除雪作業計画

(3) 公用負担命令票

- 公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずべき者に交付するものとする。ただし、現場の事情により、その暇のないときは、事後において直ちに処理するものとする。

* 水防計画 除雪作業計画

(4) 損失補償

- 公用負担権限行使によって損失を受けた者に対して、水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。（「水防法第28条第2項」）

第4章 警備・交通規制

- 関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な防災活動の推進に努めるとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備態勢を確立して災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。
- 災害が発生した場合には全力をつくして人命の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施し、もって区民の生命身体、財産の保護並びに災害地における秩序の維持にあたる。

第1節 警備活動

【実施主体】警視庁・警察署

1 警備態勢

- 関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。
- 風水害警備に際しては、段階に応じて発令される警備態勢をとるものとする。ただし、発令がない場合であっても管内の情勢等により必要と認めるときは、各段階の態勢をとることができる。

2 警備活動

災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

(1) 風水害発生時における警察活動

- ① 河川及びその他危険箇所の警戒
- ② 災害地における災害関係の情報収集
- ③ 警戒区域の設定
- ④ 被災者の救出救護
- ⑤ 避難者の誘導
- ⑥ 危険物の保安
- ⑦ 交通秩序の確保
- ⑧ 犯罪の予防及び取締り
- ⑨ 行方不明者の調査
- ⑩ 遺体の調査等（検視）

3 その他

(1) 警戒区域の設定

- 災害現場において、区長若しくは区長の職権を行う区の職員が現場に居ないとき又はこれらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに直ちにその旨を区に通知する。

(2) 区に対する協力

- 区長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させるものとする。なお、要請がない場合においても事態が急を要するときは、積極的に災害応急活動を実施する。
- 区の緊急輸送車両の通行については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。
- 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行するものとする。

(3) 装備資機材の調達及び備蓄

- 各警察署は、装備資機材を保有しておく。
- 災害発生時に不足する装備資機材については、別途、他警察署等の応援及び民間業者からの借り上げにより調達する。

第2節 交通規制

【実施主体】警視庁・警察署

1 交通情報の収集と交通統制

- 交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を区長（区本部長）に通報する。
- 隣接区市に通じる国道その他の幹線道路については、隣接区市の警察署と連携を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。

2 交通規制

- 警察署長は、公安委員会の行なう交通規制を必要とする場合は、速やかにその旨を交通部長を通じて、措置するものとする。
- 警察署長に委任されている範囲の交通規制を実施する必要があるときは、速やかに必要な交通規制を実施するものとする。
- 被災地及びその周辺は、交通の混乱を生じ、かつ危険箇所が多いので、速やかに危険箇所の表示、交通の遮断、一方通行、う回等適切な交通規制措置を行い、交通秩序の維持に努めるものとする。
- 警察署長は交通規制の判断に資するため関係区その他の機関と災害現場における交通情報の交換を積極的に行うものとする。

3 車両検問

- 主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。
- 緊急通行車両の確認については、震災編 第2部第4章第5節第2「1 道路・橋りょう」による。

4 その他

- 交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強ならびに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第5章 医療救護等対策

- 初動医療体制、情報連絡・傷病者の搬送、防疫及び保健衛生等の体制を整備し、災害時に迅速な医療救護等を行う。

< 主な機関の応急活動 >

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区			<ul style="list-style-type: none"> ○緊急医療救護班、医療救護所の設置（準備） 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関等の被災状況の把握及び応援要請 ○緊急医療救護班、医療救護班等の応援要請 ○災害薬事センターの設置 ○行方不明者の検索 	<ul style="list-style-type: none"> ○医薬品等不足時の都への供給要請 ○薬剤師班等の応援要請 ○防疫班による消毒活動 ○遺体収容所の設置 ○遺体の収容 ○火葬の実施・調整

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
都福祉保健局	○情報収集		<ul style="list-style-type: none"> ○情報連絡体制の確認 ○東京 DMAT・東京 DPAT・DHEATの派遣準備 ○都医療救護班の派遣準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害拠点病院等の被災状況の把握 ○東京消防庁と連携した東京 DMAT等の活動 ○東京 DPATの活動 ○医療機関及び区市町村からの応援要請への対応 ○都医療救護班の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ○都薬剤師班等の派遣 ○備蓄医薬品等を医療機関へ供給 ○関係業界団体等へ医薬品等の供給要請
監察医務院					<ul style="list-style-type: none"> ○検案班の編成・派遣 ○検案の実施

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第5章
医療救護等対策

風水害編 第4部
雷害対策

第5章 医療救護等対策
第1節 初動医療体制

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
東京消防庁	<p>【必要に応じて水防態勢発令】</p> <p>→</p>	<p>○事前計画（水防基本計画等）に基づく活動</p>	<p>【水防態勢発令】</p> <p>【必要に応じて第一～第四非常配備態勢発令】</p> <p>○第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成</p>	<p>○必要に応じて現場救護所を設置</p> <p>○東京DMAT等と連携した救助・救急活動</p> <p>○知事に対し緊急消防援助隊の派遣要請</p>	

第1節 初動医療体制

1 医療情報の収集伝達体制

震災編 第2部第7章第5節第2「1-1 医療情報の収集伝達体制」を準用する。

<医療救護活動におけるフェーズ区分>

区分	想定される状況
0 発災直後 (発災～6時間)	洪水や土砂崩れ等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフライン又は交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療、ライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4 慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関又は薬局が徐々に再開している状況
5 中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第5章
医療救護等対策

風水害編 第4部
災害対策

第2節 医薬品・医療資器材の供給

震災編 第2部第7章第5節第2「2 医薬品・医療資器材の供給」を準用する。

第3節 医療施設の確保

震災編 第2部第7章第5節第2「1-4 医療施設の確保」を準用する。

第4節 遺体の取扱い

震災編 第2部第7章第5節第2「3 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等」、
第3「2 火葬」を準用する。

第6章 避難者対策

- 風水害時に、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供や注意喚起を講じる。
- 避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）の発令時に区は、速やかに避難所を設置し、避難者を受け入れる。

<主な機関の応急活動>

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都気象情報の発表 ○気象解説ホットライン（随時） 	<ul style="list-style-type: none"> ○注意報発表（大雨、洪水など） ○警報発表（大雨、洪水など） ○土砂災害警戒情報発表（都と共同発表） 	<ul style="list-style-type: none"> ○特別警報発表（大雨など） ○指定河川洪水予報 	<ul style="list-style-type: none"> ○記録的短時間大雨情報の発表 	<ul style="list-style-type: none"> ○警報、注意報の解除

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区	○気象情報の把握、状況の監視	○避難準備情報・高齢者等避難開始（警戒レベル3）の発令 ○都に報告（状況等） ○指定避難所・福祉避難所の開設・運営	○避難勧告・避難指示（緊急）（警戒レベル4）	○被害状況の調査 ○避難者把握 ○ボランティアの受入れ ○被災地域外へ移送要請	○被災者の生活支援活動 ○被災地域外へ移送
区市町村 (被災地)					○避難者の受入れ
都総務局	○気象情報の収集、提供			○被害状況の把握 ○被災地外へ移送調整	
都水防本部	○避難の基になる雨量・水位等の情報提供				
都福祉保健局			○避難所の開設状況の把握		

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第6章
避難者対策

風水害編 第4部
雷害対策

第1節 避難体制の整備

1 避難体制の整備

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時に備えた地域の実情の把握 ○ 避難勧告等を行ういとまがない場合の対応を検討 ○ 運用要領の策定 ○ 避難場所、避難所の指定及び区民への周知 ○ 避難勧告等発令基準の整備 ○ 都和連携した緊急通報システムの整備
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校に対する避難計画の作成依頼
都教育庁	
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域避難誘導に関する検討 ○ 防災訓練等を通じた防災行動力の向上 ○ 避難所等の周知に関する区市町村との連携

【実施主体】区

- 内閣府が平成26年9月に公表した「避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月改定）」（以下「避難勧告等ガイドライン」という。）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）、伝達方法を含めたマニュアルを策定するなど、避難勧告等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう整備する。
- 土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。土砂災害に関しては、第2部第1章「第3節 土砂災害に関するソフト対策」も参照。
- 多摩川堤防より河川側に位置する地域（玉川一丁目、三丁目の一部）については、水位上昇時における浸水の危険性がより高いことから、区では、当該地域に対する避難勧告の周知の充実や、避難誘導態勢の充実等に取り組む。
- 平成19年9月5日から7日にかけての台風第9号において、多摩川河川敷を起居の場所としていた路上生活者が増水により流されるという事態が発生した。
- 多摩川の河川管理者である国土交通省京浜河川事務所では、日頃より河川敷に起居する路上生活者に対して退去等の勧告を行っているが、上記の事態を受け、区としても平時や災害時の注意喚起や退去に関する指導、避難誘導態勢の整備等に取り組む。
- 区は、降雨の状況や土砂災害警戒情報が発表された場合、職員巡回や区民等からの通報等により、区内に土砂災害のおそれのある地域が確認された場合には、当該地域を対象に避難勧告等を発令するとともに、広報車や防災行政無線塔等による周知や避難所の開設、避難誘導等を行う。
- 平成19年9月5日から7日にかけての台風第9号において、区は多摩川の水位上昇を受け、平成11年8月以来8年ぶりに、堤防より河川側に位置する地域（玉川一丁目、三丁目一部）を対象に避難勧告を発令したが、区が開設した避難所への避難者数は6人であった。これを受け、区では、避難勧告、避難指示（緊急）の発令を実際の避難行動につなげる

ための啓発等に取り組む。

- 令和元年東日本台風（台風第19号）では、区は多摩川の水位上昇を受け、10月12日午後3時40分に玉川1～4丁目、上野毛2～3丁目ほかを対象に洪水に関する避難勧告を発令、同日午後7時30分には避難指示（緊急）を発令し、同日の午後11時時点では、区内の避難所が計27箇所開設され、避難者数は5,376人であったが、区民への情報発信や避難所の開設・運営など課題が残った。これを受け、区では、風水害対策の強化を図るため、風水害対策総点検を実施している。
- 洪水や土砂災害リスクが高い区域に存する要配慮者利用施設の管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について指導を行う。
- 防災（防災・減災への取り組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により高齢者の避難行動に対する理解を促進する。

【実施主体】都総務局

- 効率的・効果的な避難を実現するため、避難所などの役割、安全な避難方法について、区市町村と連携を図りながら周知する。
- 自治体の枠を越えた広域避難の体制を構築するため、区市町村や関係機関等と連携して、避難先の確保や的確な避難誘導の在り方について検討していく。
- 東京都ホームページや「東京都防災アプリ」における東京都防災マップにより防災施設等を周知するほか、効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、要配慮者についても考慮した安全な避難方法について、区市町村と連携を図りながら周知する。
- 都民や企業等に出勤抑制や災害時にも有用なテレワーク実施の呼びかけなど、多様な手段を用いてメッセージを発信する。
- 区市町村が気象情報等に応じた避難情報を的確に発令できるようにガイドラインを策定。
- 区市町村が避難情報を発令する際に、避難対策エリアをよりきめ細かく分け、避難者の分散させるとともに、危険性が比較的少ない建物の住民には在宅避難を促すなど、避難先の効率的な活用についてガイドラインを策定。
- 都民が適切な避難行動を行うための区市町村タイムラインの普及拡大を目的として、都は「東京都区市町村タイムライン作成手順書」及び「東京都区市町村タイムラインひな形」を作成・配布し、区市町村を支援。

【実施主体】都関係各局

- 近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。
- 区市町村等と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する災害対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。
- 各施設における自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

【実施主体】区教育委員会（及び学校）、都教育庁

- 災害状況に応じ、校長を中心に全校職員が協力して、児童生徒等の安全確保が図れるよう、次のとおり避難計画の作成を行う。

＜児童生徒等の避難計画＞

- ア 計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施する。また、必要な事項について、保護者に周知する。
- イ 避難所、避難経路及び保護者への引渡場所については、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定する。
- ウ 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。
- エ 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障害の程度等児童生徒の発達段階に配慮する。
- オ 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。
- カ 児童生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定める。

- 水害・土砂災害リスクのあるすべての小学校、中学校等において、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に原則毎月行っている避難訓練と合わせ、防災教育を実施する。

第2節 避難勧告等の判断・伝達

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）

○ 内閣府策定の避難勧告等ガイドラインによると、立退き避難が必要な災害の事象は以下のとおりである。

① 洪水等（洪水、内水氾濫）

- ・ 堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合
- ・ 山間部等の川の流れの速いところで、河川侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合
- ・ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより屋内安全確保をとるのみでは、命に危険が及ぶおそれがある場合
- ・ 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）
- ・ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

② 土砂災害

- ・ 背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合

○ 平成31年3月の避難勧告等に関するガイドラインの改定により、災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」との対応を明確にした。

○ 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は「避難のための立退き」の指示のみでなく、「屋内での待避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった（第60条第1及び第3項）。これは、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直避難）したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。

<避難行動の呼称>

呼称	意味
立退き避難	区が指定する避難所や安全な場所へ移動する避難行動
屋内安全確保	2階以上の安全を確保できる高さに移動するなど、屋内に留まる安全確保

第6章 避難者対策
第2節 避難勧告等の判断・伝達

<避難勧告等一覧>

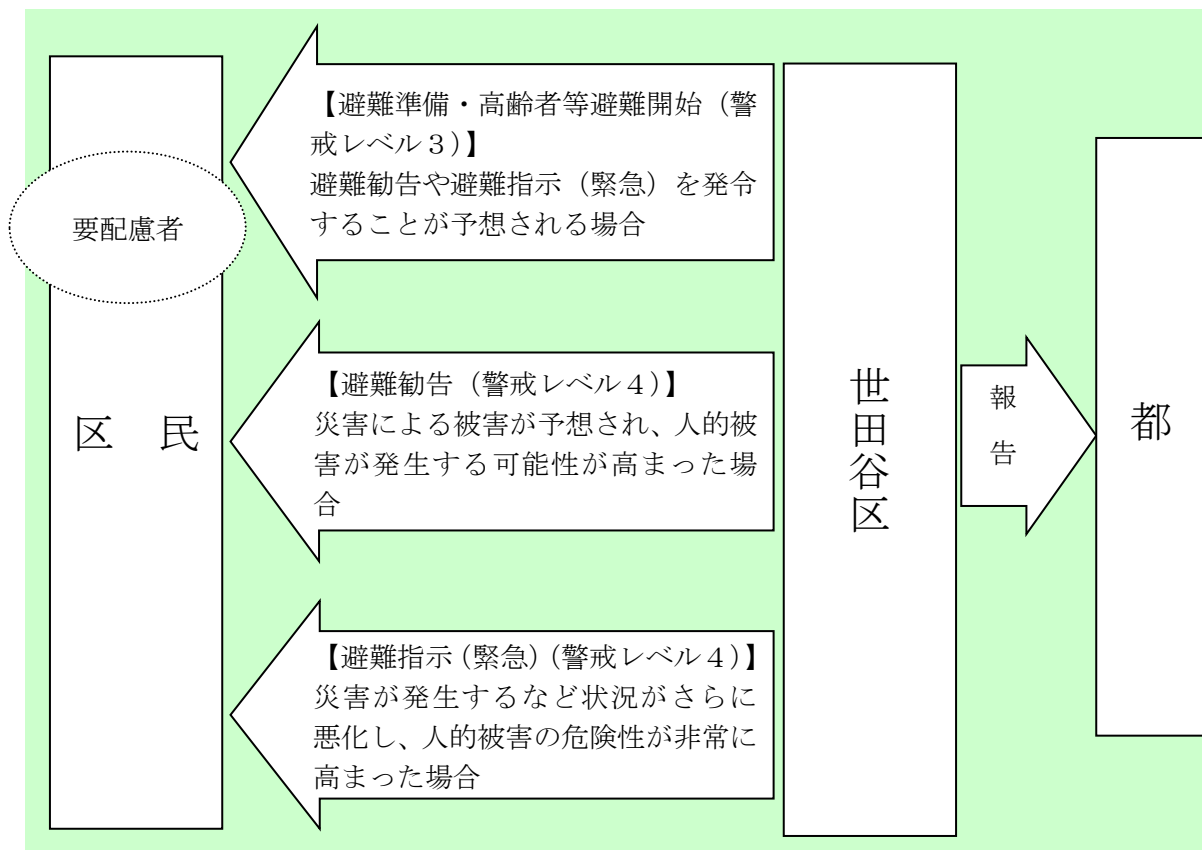
措置		根拠	役割
避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】		(地域防災計画等)	区市町村長
避難勧告 【警戒レベル4】	避難のための立退きの勧告	災害対策基本法 第60条第1項	区市町村長
避難指示 (緊急)等 【警戒レベル4】	・避難のための立退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第60条第1項及び第3項	区市町村長
	(区市町村長が指示できない、若しくは求めるとき) ・避難のための立退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第61条第1項	警察官及び海上保安官
	避難のための立退きの指示	水防法第29条 水防法第29条 地すべり等防止法 第25条	水防管理者 知事及びその命を受けた職員

○ 警戒レベルの導入

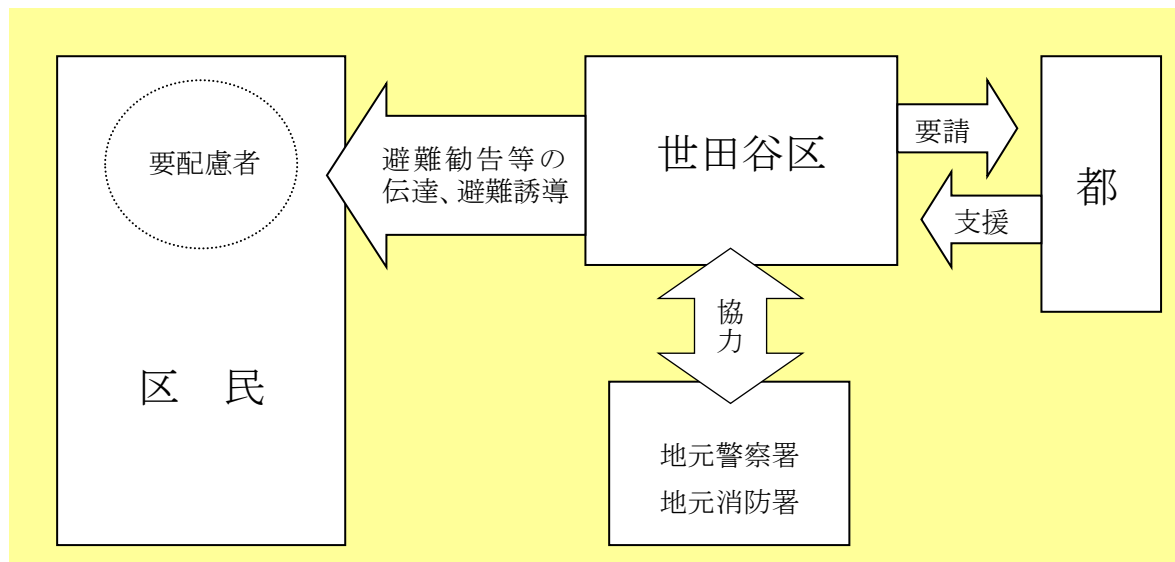
- 平成31年3月28日の「避難勧告等に関するガイドラインの改定」により「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民の取るべき避難行動の理解促進を図るため、災害発生の恐れの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するため「警戒レベル」が導入された。
- 都と区市町村は連携し、「警戒レベル」の普及啓発を図る。

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始を発令 ○ 避難勧告・避難指示（緊急） ○ 要配慮者に関する情報収集、安否確認 ○ 水防法に基づく避難指示
警視庁・警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生するおそれがある場合には、区市町村に協力し早期に避難の指示、指導 ○ 避難行動要支援者に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導 ○ （区市町村長が避難指示できない場合等）警察官による避難指示 ○ 住民の避難誘導
東京消防庁・消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報 ○ 被災状況を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報 ○ 避難勧告又は指示の伝達
都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、市町村長の代行（避難指示、応急措置）） ○ 区市町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整 ○ 避難勧告等の対象地域、判断時期等についての助言 ○ 区市町村と連携した「警戒レベル」の普及啓発
都各局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村からの要請対応
都福祉保健局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者に関する区市町村及び近隣縣市等との連絡調整
都支庁 都建設局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防法に基づく避難指示

【避難勧告等】



【避難誘導】



【実施主体】区

- 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。
 - 区域内において危険が切迫した場合には、区長は地元警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて避難を勧告又は指示するとともに、速やかに都本部に報告する。
 - 水防法第29条に基づき、水防管理者として氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、避難の指示をすることができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
 - 避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の収集に努めるものとする。
 - 区長は、状況に応じて、避難勧告・避難指示に至る前に、避難準備・高齢者等避難開始を発するものとする。避難準備は、風水害による被害のおそれが高い区域の一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるものである。（「防災基本計画」平成27年7月中央防災会議）
また、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。
 - 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。
 - 区長は、状況に応じて、以下のとおり避難勧告・避難指示を行うものとする。（「災害対策基本法第60条」、「水防法第29条」）
 - ① 要件
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき
（「水防法」：洪水、津波又は高潮のはん濫によって著しい危険が切迫していると認められるとき）
 - ② 対象
必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者
（「水防法」：必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者）
 - ③ 指示内容等
避難のための立退きの勧告もしくは指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示
必要があると認めるときは立退き先を指示
（災害対策基本法第六十条第一項又は同条第三項）
 - ④ その他
速やかにその旨を都知事に報告
避難の必要がなくなったとき、直ちにその旨を公示
（「水防法」：当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知）
- ※「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「勧

第6章 避難者対策
第2節 避難勧告等の判断・伝達

風水害編 第1部
総則

告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為である。
※「指示」とは、被害の危険が切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるためのものである。
※水害編 第3部第3章第「1節 水防情報」に、避難判断水位等を含めた洪水予報及び水防警報の基準水位を記載している。

風水害編 第2部
災害予防計画

＜避難勧告等の意味及び避難行動が必要な区民等がとるべき行動＞

避難勧告等	避難行動が必要な区民等がとるべき行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始 【警戒レベル3】	【高齢者等避難】 <ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告、 避難指示 (緊急) 【警戒レベル4】	【全員避難】 <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 〈区から避難指示（緊急）が発令された場合〉 <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
災害発生情報 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第6章
避難者対策

風水害編 第4部
雪害対策

- 区は、平常時から地域又は町会（自治会）単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

【実施主体】警視庁・警察署

- 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区市町村長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに関係区市町村長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
- 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。
- 危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。

【実施主体】東京消防庁・消防署

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区市町村への通報

2 避難勧告等の判断基準等

（1）避難勧告等の判断・伝達のための基準等の作成

- 区は、内閣府策定の避難勧告等に関するガイドラインを参考に、各地域の特性を踏まえて避難勧告等の判断・伝達のための基準や方法等を整備する。
- 区は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、区民が避難に要する時間を適切に見込んだ上で、避難勧告等を発令する。
- 避難勧告の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを区民にも周知するものとする。

① 水害の避難勧告等

- 区は、河川の洪水等により、人の生命又は身体に危険が及びおそれがあるとき、次の基準に基づき、避難勧告等を発令する。

第6章 避難者対策
第2節 避難勧告等の判断・伝達

ア 洪水予報河川（国管理）における避難勧告等の発令基準

<多摩川>

区分	判断基準	観測所	水位	避難勧告等対象地域
【警戒レベル3】 高齢者等避難開始 避難準備・	(ア) 世田谷区が注視する観測所の水位が避難判断水位に達して氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報】が発表され、さらに水位の上昇が予想される場合等	石原水位観測所 (調布市)	避難判断水位 4.30m	多摩川洪水浸水想定区域
		田園調布(上)水位観測所 (大田区)	避難判断水位 7.00m	玉川1丁目1～11番、 玉川3丁目1、3番
			避難判断水位 8.50m	多摩川洪水浸水想定区域
(イ) (ア) の判断基準到達などの前においても、災害対策本部が設置され台風接近・通過前日までに水害時避難所(第1次)を開設する場合で、かつ、今後さらに大雨警報(浸水害)や多摩川の洪水警報の発表が予想される場合。 なお、発令にあたっては、公共交通機関の運行状況や暴風雨、夜間等の時間帯を考慮する。				
【警戒レベル4】 避難勧告	(ア) 世田谷区が注視する観測所の水位が氾濫危険水位に達して氾濫危険情報【警戒レベル4相当情報】が発表され、さらに水位の上昇が予想される場合等	石原水位観測所 (調布市)	氾濫危険水位 4.90m	多摩川洪水浸水想定区域
		田園調布(上)水位観測所 (大田区)	氾濫危険水位 7.80m	玉川1丁目1～11番、 玉川3丁目1、3番
			氾濫危険水位 9.30	多摩川洪水浸水想定区域
(イ) (ア) の判断基準到達などの前においても、世田谷区に大雨警報(浸水害)・多摩川の洪水警報が発表されている状態で多摩川流域に大雨が降り続く等、多摩川の水位上昇が見込まれ、多摩川洪水浸水想定区域内で内水氾濫による浸水のおそれがある場合				
(ウ) 多摩川の樋門・樋管の閉鎖前、閉鎖後にかかわらず多摩川の水位上昇に伴い、多摩川洪水浸水想定区域内で内水氾濫による浸水が発生した場合				
【警戒レベル4】 避難指示(緊急)	(ア) 区内で氾濫を及ぼすおそれのある箇所において、多摩川の水が越水・溢水するおそれが高いと、世田谷区が注視する多摩川の水位観測所の水位から判断した場合			
	(イ) 多摩川の堤防において異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により堤防決壊のおそれが高いと国土交通省から通報があった場合(区が確認した場合も発令する)			
	(ウ) 多摩川に流入する樋管・樋門において、機能支障等により操作できない場合			

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第6章
避難者対策

風水害編 第4部
災害対策

【警戒レベル5】 災害発生情報	堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）
--------------------	---------------------------------------

※避難指示（緊急）は、緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令

<避難勧告等の解除の判断基準>

区分	判断基準
解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の水位観測所の水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。 また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、多摩川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。

*水門・陸閘等の一覧〔資料編資料第121・P253〕

イ 洪水予報河川（都管理）における避難勧告等の発令基準

<野川・仙川>

区分	判断基準
避難準備・ 高齢者等 避難開始 【警戒レベル3】	大沢池上（三鷹市）の基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
避難勧告 【警戒レベル4】	（ア）大沢池上（三鷹市）の基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過した場合 （イ）鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点において都の設定する基準（氾濫危険水位）を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
避難指示 （緊急） 【警戒レベル4】	「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、水位が天端まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合
災害発生情報 【警戒レベル5】	堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）

※野川・仙川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。

第6章 避難者対策
第2節 避難勧告等の判断・伝達

風水害編
総則
第1部

※避難指示（緊急）は、緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令

※避難勧告等対象地域：野川・仙川洪水浸水想定区域全域

<避難勧告等の解除の判断基準>

区分	判断基準
解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の基準点の水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。 また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、野川・仙川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。

風水害編
災害予防計画
第2部

ウ 水位周知河川（都管理）における避難勧告等の発令基準

<丸子川>

区分	判断基準
避難準備・ 高齢者等 避難開始 【警戒レベル3】	丸子川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合
避難勧告 【警戒レベル4】	滝ノ橋基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（10.63m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
避難指示 （緊急） 【警戒レベル4】	「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、滝ノ橋基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合
災害発生情報 【警戒レベル5】	越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）

※丸子川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。

※避難指示（緊急）は、緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令

※避難勧告等対象地域：丸子川洪水浸水想定区域全域

<避難勧告等の解除の判断基準>

区分	判断基準
解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。 また、越水・溢水が発生した場合の解除については、丸子川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。

風水害編
災害応急・復旧対策計画
第3部

第6章
避難者対策

風水害編
雪害対策
第4部

<谷沢川>

区分	判断基準
避難準備・ 高齢者等 避難開始 【警戒レベル3】	谷沢川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合
避難勧告 【警戒レベル4】	(ア) 丸山橋基準点の水位が「氾濫危険水位」(洪水特別警戒水位)(31.06m)に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合 (イ) 矢川橋基準点の水位が「氾濫危険水位」(洪水特別警戒水位)(12.76m)に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
避難指示 (緊急) 【警戒レベル4】	「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、各基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合
災害発生情報 【警戒レベル5】	越水・溢水が発生した場合(把握できた場合)

※谷沢川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。

※避難指示(緊急)は、緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令

※避難勧告等対象地域：谷沢川洪水浸水想定区域全域

<避難勧告等の解除の判断基準>

区分	判断基準
解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報(浸水害)の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。 また、越水・溢水が発生した場合の解除については、谷沢川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。

<呑川>

区分	判断基準
避難準備・ 高齢者等 避難開始 【警戒レベル3】	呑川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合

第6章 避難者対策
第2節 避難勧告等の判断・伝達

風水害編
総則
第1部

風水害編
災害予防計画
第2部

区分	判断基準
避難勧告 【警戒レベル4】	池上基準点の水位が「氾濫危険水位」（洪水特別警戒水位）（5.82m）に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
避難指示 （緊急） 【警戒レベル4】	「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、工大橋の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合
災害発生情報 【警戒レベル5】	越水・溢水が発生した場合（把握できた場合）

※呑川水位周知河川指定区間は世田谷区内にはかからないが、呑川洪水浸水想定区域が世田谷区内にかかり、「氾濫危険情報」発表対象区となっているため、避難情報発令基準を定める。

※呑川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。

※避難指示（緊急）は、緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令

※避難勧告等対象地域：呑川洪水浸水想定区域全域

<避難勧告等の解除の判断基準>

区分	判断基準
解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。 また、越水・溢水が発生した場合の解除については、呑川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として解除する。

風水害編
災害応急・復旧対策計画
第3部

第6章
避難者対策

風水害編
災害対策
第4部

② 土砂災害の避難勧告等の発令基準

区分	判断基準
避難準備・ 高齢者等 避難開始 【警戒レベル3】	ア 大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】が発表され、かつ土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」【警戒レベル3相当情報】し、都または気象庁から土砂災害警戒情報発表【警戒レベル4相当情報】の可能性が示唆された場合 イ 大雨注意報【警戒レベル2】が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）【警戒レベル3相当情報】に切り替える可能性が言及されている場合
避難勧告 【警戒レベル4】	ア 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表された場合 イ 土砂災害の前兆現象が確認された場合（例 斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）

区分	判断基準
避難指示 (緊急) 【警戒レベル4】	ア 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」【警戒レベル4相当情報】した場合 イ 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ウ 土砂災害の前兆現象(斜面の亀裂等)が確認された場合 エ 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合
災害発生情報 【警戒レベル5】	土砂災害が発生した場合

※上記に関わらず、避難情報は今後の気象状況等を踏まえ総合的に判断して発令する。

※避難勧告等対象地域：土砂災害（特別）警戒区域

<避難勧告等の解除の判断基準>

区分	判断基準
解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消された段階を基本とするが、土砂災害は雨が止んだ後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことや現地の状況等を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。 また、土砂災害が発生した場合の解除については、都や専門家の意見等をもとにして総合的に解除の判断を行う。

(2) 避難勧告等の判断・伝達

- 区は、状況に応じて、防災行政無線塔、広報車、ホームページ、ツイッター、災害・防犯情報メール配信サービス、エフエム世田谷等により、該当地域の居住者等への周知を図るとともに、テレビ、ラジオ等の媒体を積極的に活用して広く情報提供を行う。なお、被害が想定される区域内における要配慮者施設及び地下街については、降雨や河川水位の状況等から洪水予報等の水害関連情報の提供が必要と判断された場合、早期の避難行動が重要となるため、上記に加えてFAXや電話等を活用して速やかに周知を図る。

土砂災害警戒区域内の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

[資料編資料第107・P226]

* 浸水想定区域内の地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

[資料編資料第108・P227]

< 世田谷区防災気象情報ホームページ >

<https://setagaya-city.bosai.info/ui/dashboard>

< 世田谷区雨量・水位情報ホームページ >

<https://www.micosfit.jp/setagaya/>

< 災害・防犯情報メール配信 >

地震情報や気象警報、雨量・水位情報、防犯情報等をメール配信するサービス

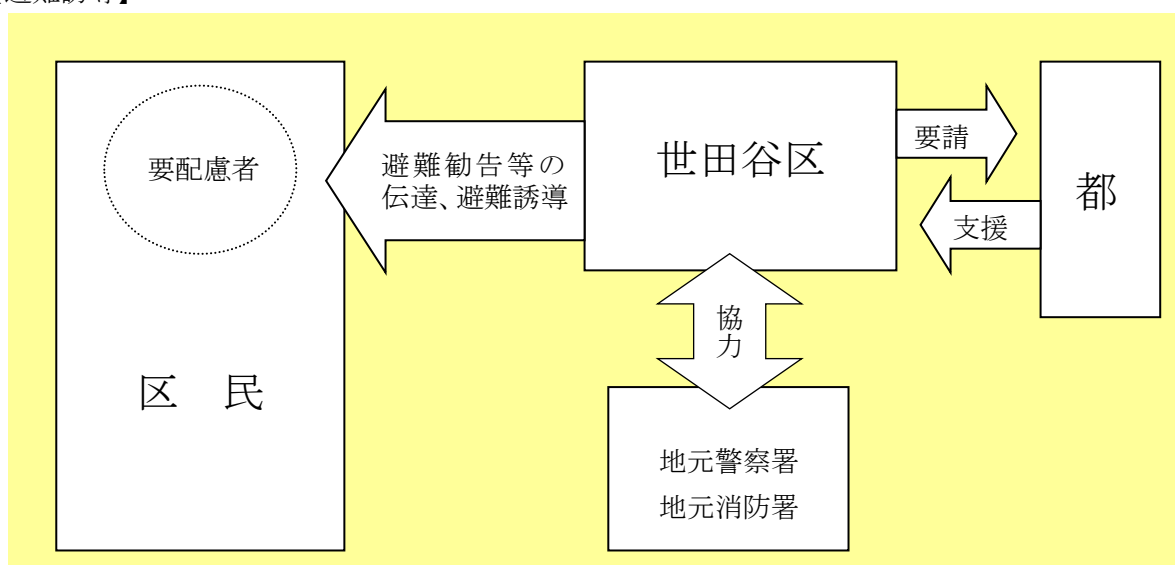
- 区長は、避難勧告等又は解除に当たって国又は知事に対して助言を求めることができる。助言を求められた国又は知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならない(第61条の2)。
- 都建設局等は、区からの助言の求めに応じ、以下の支援を実施する。
 - ・ 都が管理する具体的な河川について堤防の決壊や越水氾濫のデータを収集し、区に提供する。
 - ① 警戒すべき区間
 - ② 施設の整備状況
 - ・ 具体的な内水氾濫データを収集し、区に提供する。
 - ① 警戒すべき区間
 - ② 内水氾濫の特徴

第3節 避難誘導

1 避難誘導

機関名	対策内容
区	○ 区民の避難誘導
警視庁・警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民の避難誘導 ○ 避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示（緊急）が出された場合には、区等に協力し、あらかじめ指定された避難所等に区民を避難誘導する。 ○ 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。 ○ 誘導する場合は、危険箇所に標示等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。 ○ 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。 ○ 避難の準備・勧告・指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。
東京消防庁・消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示（緊急）が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。 ○ 上記の避難路等については、安全確保に努める。
都教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して、児童生徒等の安全確保が図れるよう、避難計画を作成するなどの指導を行う。 ○ 避難誘導について、川等の浸水危険区域を通らないような経路とする。

【避難誘導】



風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第6章
避難者対策

風水害編 第4部
災害対策

【実施主体】区

- 避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示（緊急）を行ういとまがない場合の区民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておく。
- 避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示（緊急）が出された場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会（自治会）、事業所単位に避難者を集合させるなどした後、防災区民組織の班長、事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。
- 避難所等の運用は、原則として区が行う。
- 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

【実施主体】区教育委員会（及び学校）、都教育庁

- 計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施するとともに、必要な事項について、保護者に周知しておく。
- 避難所、避難経路及び保護者への引渡場所は、地元防災機関と連携し、当該地域の防災計画に即して選定する。
- 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。
- 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障害の程度等児童生徒の発達段階に配慮する。
- 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。
- 児童生徒等の把握と、報告の方法を具体的に定める。

【実施主体】警視庁・警察署

- 地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難所等に避難させる。この場合、要配慮者は優先して避難させる。
- 避難所等では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難所等の秩序維持に努める。

【実施主体】東京消防庁・消防署

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。
- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難勧告又は指示を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。

2 安全な避難方法の確保

- 区は、浸水からの安全な避難を行うため、区民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。
- 急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区において、避難の必要な住民と避難を受け入れるビル等の所有者・管理者との協定締結を推進する。
- 暴風雨の中の避難行動要支援者の保護については、あらかじめ、警察・消防と協議し、役割を分担し、対応する。

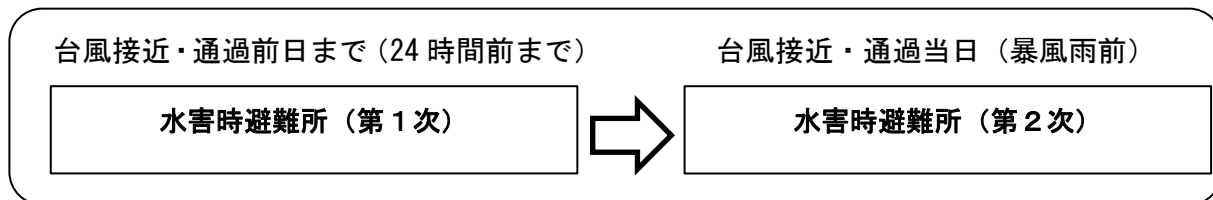
第4節 避難所の指定、開設・管理運営

1 避難所の事前指定

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所を指定し、区民へ周知する。 ○ 避難所の安全性を確保する。 ○ 避難所の必要な物品、台帳等を整備する。 ○ 避難所の衛生管理対策を促進する。 ○ ペットの同行避難は避難所で受入れを行う。

【実施主体】区

- 区は令和元年東日本台風（台風第19号）に関する対応について、風水害対策総点検を実施し、新たに風水害時避難所の開設・運営について以下のとおりまとめた。
- 気象情報で台風の接近等により、強い降雨または強風の継続等が予報され、洪水氾濫、土砂災害発生のおそれが高まっている場合、台風の規模や進路、鉄道などの計画運休が示唆され、災害対策本部が設置される状況下においては、次の対応を行う。
 - ・ 多摩川の洪水に関する避難情報「避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）」を早めに発令する。
 - ・ 想定し得る最大規模の降雨による多摩川の洪水浸水想定区域内の早めに避難する方を受け入れる必要がある場合は、多摩川の洪水に備えた区の最大の対応として、次の2段階に分けて「水害時避難所」を開設する（下図参照）。
 - ① 水害時避難所（第1次）：台風接近・通過前日まで（24時間前まで）に開設する。
 - ② 水害時避難所（第2次）：台風接近・通過当日（暴風雨前）



- 多摩川の洪水氾濫のおそれがなく、野川・仙川の洪水氾濫のおそれがある場合に限定して次の避難所を状況に応じて開設する。

〔野川・仙川洪水時避難所〕

施設（区立小中学校等）
砧南中学校、駒澤大学玉川校舎（第一体育館）

- 区が指定する水害時避難所は、上記の対応を踏まえ区立小中学校、区民センター、地区会館、区民集会所、区立体育館等を水害時避難所として指定する。
 なお、玉川地域・砧地域の想定し得る最大規模の降雨による多摩川の洪水浸水想定区域内および土砂災害警戒区域内には水害時避難所を指定しない。

- 区で指定する水害時避難所は、法で定める指定緊急避難場所の位置付けである。被害の程度、避難者の滞在期間等を踏まえ、指定避難所としての移行、施設の調整等を行う。
 - *洪水発生時もしくは洪水発生のおそれがある場合における避難所施設利用に関する協定書〔資料編資料協定第104・P537〕
 - *水害等の発生時等における施設の利用に関する協定書〔資料編資料協定第139・P600〕
 - *世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ〔資料編資料第144・別添〕
- 区は、水害時避難所について区民への周知を図ることとする。また、指定した水害時避難所については都に通知し、通知を受けた都はこれを国（内閣総理大臣）へ報告する。
- 水害時避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- なお、福祉避難所のように、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。
- 水害時避難所は、ペット同行避難者の受入れスペースを確保するとともに、避難者を受け付ける段階で、動物アレルギーのある人を把握し、動物と接触しない配置をする。

2 避難所の開設・管理運営

(1) 多摩川の洪水に備えた区の最大の対応のケースにおける水害時避難所の開設

【実施主体】 災対地域本部、災対教育部

鉄道事業者から計画運休の可能性等が発表され、区災害対策本部が設置された場合は、災対玉川地域本部及び災対砧地域本部では、「世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップ（多摩川洪水版、内水氾濫・中小河川洪水版）」で示している浸水想定区域の対象避難者に対し、自主避難や縁故避難を促すとともに、あらかじめ指定した区立小中学校等を水害時避難所として2段階に分けて開設する。

ア 水害時避難所（第1次）

- 多摩川洪水浸水想定区域内に居住する方で早めに避難する区民を受け入れるため、玉川地域・砧地域の多摩川洪水浸水想定区域外の区立小学校等を水害時避難所（第1次）として開設する。
- 台風接近・通過当日（暴風雨前）に避難者の集中と混乱を生じないように、早めに避難する区民等は、想定し得る最大規模の降雨による多摩川の洪水浸水想定区域から離れた施設を水害時避難所（第1次）として開設し、受け入れることとする。その後、水害時避難所（第1次）以外の施設を水害時避難所（第2次）として開設する（詳細は事項イのとおり）。
- 水害時避難所（第1次）の開設は、台風接近・通過の前日まで（24時間前まで）に行う。

〔水害時避難所（第1次）〕

地域	施設（区立小中学校等）
玉川地域	中町小学校、玉川中学校、八幡小学校、玉川区民会館、都立園芸高校、東京都市大学等々力キャンパス
砧地域	千歳小学校、山野小学校、祖師谷小学校、希望丘複合施設（区民集会所）

イ 水害時避難所（第2次）

（ア）玉川地域、砧地域

- 玉川地域・砧地域の多摩川洪水浸水想定区域外の区立小学校等のうち、水害時避難所（第1次）として開設していない区立小中学校等を水害時避難所（第2次）として開設する。
- 水害時避難所（第2次）の開設は、台風接近・通過の当日（暴風雨前）に行う。

〔水害時避難所（第2次）〕

地域	施設（区立小中学校等）
玉川地域	瀬田小学校、瀬田中学校、玉川小学校、尾山台小学校、尾山台中学校、九品仏小学校
砧地域	成城ホール、区立総合運動場体育館、区立大蔵第二運動場体育館、砧小学校、砧中学校、明正小学校

（イ）世田谷地域、北沢地域、烏山地域

- 世田谷地域・北沢地域・烏山地域では、令和元年10月の令和元年東日本台風（台風第19号）の対応を踏まえ、次の用途で、下表の施設を水害時避難所（第2次）として開設する。
 - ・ 一部の土砂災害警戒区域等への避難所
 - ・ 暴風により身の危険を感じ、自主的に避難する区民等の避難所
- 水害時避難所（第2次）の開設は、台風接近・通過の当日（暴風雨前）に行う。

〔水害時避難所（第2次）〕

地域	施設（区立小中学校等）
世田谷地域	池尻区民集会所、宮坂区民センター、経堂地区会館、下馬地区会館、上馬地区会館
北沢地域	北沢タウンホール、松沢区民集会所
烏山地域	烏山区民センター、上北沢区民センター、上祖師谷地区会館

ウ 土砂災害警戒区域等にかかる施設における水害時避難所の事前指定の考え方

- 第3部第6章第4節1のとおり、土砂災害警戒区域内には水害時避難所を指定しない。
- ただし、砧小学校・砧中学校・明正小学校については、次の考え方により水害時避難所に指定する。
 - ・ 上記3校の敷地内には、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されてい

るが、避難者を受け入れる建物（体育館）は土砂災害警戒区域・特別警戒区域内には入っていないことから、水害時避難所として指定する。

- ・ ただし、当該避難所への避難上の注意事項としての周知の徹底や、該当箇所付近に近づく等の措置を講じる。

（２）多摩川の洪水に備えた区の最大の対応のケースにおける避難所の管理運営

【実施主体】 災対統括部、災対地域本部、災対医療衛生部、災対教育部

ア 水害時避難所運営における地域との連携等

- 水害時避難所の開設・運営は区が責任を持ち、地域住民とともに運営を行う。
- 水害時避難所の運営には、避難所運営委員会等の地元住民の協力をいただけるよう、地域本部（拠点隊）が避難所ごとに調整する。
- 地域住民の協力を得られる避難所では、避難所運営マニュアルの業務の中で、役割分担を適切にして避難所を運営していく。
- ペットの滞在スペースは、避難施設と事前に取り決めた体育用具室や階段下など、ほかの避難者と接触しないかつ風雨を避けられる場所に設ける。ペットの飼い主は、ペットをケージに入れた状態を保ち、糞尿の始末等を行う。

イ 水害時避難所運営における職員の態勢

① 水害時避難所運営の従事者

- 玉川地域・砧地域の多摩川洪水浸水想定区域外の区立小学校等を水害時避難所として開設することを踏まえ、水害時避難所運営の従事者は以下のとおりとする。
 - ・ 災対玉川地域本部・災対砧地域本部の拠点隊が水害時避難所運営に従事する。
 - ・ 水害時避難所として施設のある地区の拠点隊が担当する（喜多見地区を除く）。
- 水害時避難所従事職員の割振り、他地域の応援調整等の全体調整は災対地域本部を統括する各地域振興課で行う。

② 玉川・砧地域水防本部応援管理職の指定

- これまでの玉川・砧地域水防本部応援管理職の指定は継続し、引き続き、応援態勢を取り避難所運営等に従事する。
- ただし、多摩川の洪水に備えた区の最大の対応時には、災害対策本部態勢を執っていることから、災対各部長の任にあたる者は玉川・砧地域水防本部応援管理職に指定しない。

③ 玉川地域本部・砧地域本部が担当する水害時避難所への応援職員の派遣

- 災対世田谷地域本部・災対北沢地域本部・災対烏山地域本部の拠点隊は、災対地域本部の職員を含め、自地域の避難所運営に携わる職員を最低限とし、災対玉川地域本部・災対砧地域本部への応援職員を派遣できるよう、あらかじめ派遣態勢を定める。
- 災対玉川地域本部（拠点隊）が担当する水害時避難所には、災対世田谷地域本部・災対北沢地域本部（拠点隊）から応援職員を派遣する。
- 災対砧地域本部（拠点隊）が担当する水害時避難所には、烏山地域本部（拠点隊）から

第6章 避難者対策

第5節 被災者の他地区への移送

応援職員を派遣する。

(3) 避難所における感染症対策

震災編 第2部第9章第5節第2「2 避難所の開設・管理運営 (3) 詳細な取組み④感染症対策」を準用する。

(4) 上記(1)、(2)以外のケースにおける避難所の開設・管理運営

【実施主体】区

震災編 第2部第9章「避難者対策」を準用する。

3 車中泊

震災編 第2部第9章第5節第2「3 車中泊」を準用する。

第5節 被災者の他地区への移送

震災編 第2部第9章第5節第2「5 被災者の他地区への移送」を準用する。

第6節 要配慮者の安全確保

震災編 第2部第9章第5節第2「1 避難誘導」、「2 避難所の開設・管理運営」を準用する。

第7章 物流・備蓄・輸送対策

- 被災者に対し、生命維持に最低限必要な食料・水・生活必需品等を供給する。
- 輸送車両、輸送拠点等を確保し、災害時の緊急輸送を円滑に行う。

<主な機関の応急活動>

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区				○備蓄物資の 給与 ○応急給水	○物資の調達 及び支援要請
都総務局				○広域輸送基地 被害状況確認 ○物販事業者の 被害状況確認	○国、他都道府 県等との連絡調 整 ○物販事業者へ 物資調達要請
都福祉保健局			○要員の確保 準備	○備蓄倉庫被害 状況調査 ○備蓄物資の払 出し準備 (プッシュ型 支援等) ○広域輸送基地 被害状況確認	○地域内輸送拠 点へ備蓄物資 搬送
文都 化生 局活					○生協連へ 物資調達要請
労都 働産 局業					○米穀・副食物 等の調達要請
都中 央卸 売市 場				○各市場災害対 策連絡会の設 置 ○各市場の被害 状況確認	○生鮮食料品 の調達要請 (在庫品の放出 要請) (他県市場への 応援要請)

第7章 物流・備蓄・輸送対策

第1節 飲料水の供給

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
都水道局				○応急給水	→

第1節 飲料水の供給

震災編 第2部第10章第5節第2「2 飲料水の供給」を準用する。

第2節 食料・生活必需品等の供給

区は、災害により食料及び生活必需品等を確保できない被災者に対し、必要な食料等を供給する。備蓄倉庫は浸水から免れる建物の浸水が及ばない階への設置に努める。

震災編 第2部第10章第5節第2「1 備蓄物資の供給」を準用する。

第3節 備蓄・調達物資の輸送

災対地域本部は、水害時避難所への備蓄物品等の搬送および備蓄倉庫からの搬出を行う。水害時避難所の運営が数日に係る場合や複数の水害時避難所への物資搬送が必要な場合は、災対物資管理部を介し、協定締結団体へ物資搬送の要請を実施する。

その他については、震災編 第2部第10章第5節第2「3 物資の調達要請」、「4 国・他道府県等からの支援物資の受入れ・配分」、第3「5 物資の輸送」を準用する。

第4節 輸送車両等の確保

震災編 第2部第10章第5節第2「6 輸送車両の確保」を準用する。

第8章 災害時のトイレ対策の推進、ごみ処理、がれき処理

- 災害時のトイレ対策を推進するとともに、ごみ処理、がれき処理を行い、区民の生活環境の保持を図る。

主な機関の応急活動

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
区					○災害用トイレの設置 → ○し尿の収集・運搬 → ○ごみの収集・運搬・処理 → ○がれき処理 →
都下水道局					○し尿の受入れ →

第1節 ごみ処理

1 対策内容と役割分担

- 大量に発生するごみの処理は、区を実施主体とし、他区や東京二十三区清掃一部事務組合と連携して対応する。区の被災状況により、必要に応じて都を通じて被災地以外の自治体への広域応援要請を行い、収集・運搬・処理体制の迅速な整備を図る。
- 風水害により排出される廃棄物は、平常時に自治体を取り扱う一般廃棄物とは性状・分別の度合いが大きく異なる可能性がある。例えば、家財家具が泥や土砂、岩石などとの混合状態で排出されるなどである。そのため、被災地の生活環境の速やかな回復と衛生的な処理の観点から、分別状況や排出量等について柔軟な対応を基本とする。

機関名		対策内容
区	災対清掃・環境部	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ処理に関する窓口 ○ 関係団体等と連携し、民間事業者を含む所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、不足が想定されるマンパワーや資機材等に対する備えを検証、確保 ○ 所管区域内の被災状況を把握。ごみの発生推定量を算出、一時的な集積場所の確保など、ごみ処理計画を速やかに策定
	都環境局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村を通して、都内全域のごみ処理体制を把握 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、都内のごみ収集・運搬機材等や廃棄物処理施設の現況を把握、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 ○ 広域的な支援要請を実施 ○ 災害廃棄物処理に関して、国と国庫補助等の調整
	都総務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都の対策全般を総括 ○ 広域的なごみ処理体制について連携体制の構築を推進 ○ 都本部の下、災害廃棄物処理のほか応急対策全般に関する調整 ○ 環境局と連携し、ごみ処理対策に関して広域的に協議

2 業務手順

- 区は、災害廃棄物処理マニュアル等に沿って主体的に対応する。

3 詳細な取組み内容

【実施主体】区災対清掃・環境部

- 区は、ごみの一時的な集積や運搬、清掃事務所や民間事業者の施設等で必要となる人員や資機材について把握し、被災地以外の自治体等への要請を都を通じて行うなどにより、収集・運搬体制を迅速に整備する。
- 区は、収集したごみの処理について東京二十三区清掃一部事務組合と連携し、必要に応じて都を通じて被災地以外の自治体等に要請を行うなどにより、広域的な処理体制を構築し、処理体制を迅速に整備する。

第2節 トイレの確保及びし尿の収集・運搬

震災編 第2部第12章第5節第2「6 トイレの確保及びし尿の収集・運搬」を準用する。

第3節 障害物の除去

1 住居関係障害物の除去

- 住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき、該当する住家を早急に調査の上実施する。

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法適用前は、区が除去の必要を認めたものを対象として実施する。 ○ 災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都に報告するとともに、関係機関と協力して実施する。
都本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法適用後、区市町村の報告に基づき、土石、竹木等の除去を実施する。 ○ 第一次的には、区市町村保有の器具、機械を使用する等、区市町村と協力して実施する。 ○ 資機材、労力等が不足する場合は、隣接区市町村に協力を求めるほか、東京建設業協会等に対し、資機材、労力等の提供を求める。

2 道路関係障害物の除去

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力する。
都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路上に設置されている雨水排水口等の能力を低下させるおそれのある障害物については、各道路管理者と密接な連絡をとり協力する。
警視庁・警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通確保の観点から、交通の妨害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともにこれに協力する。
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管道路について、道路上の障害物の状況を調査し、関係機関と協力の上除去する。
都建設局 都港湾局 各支庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道における障害物の状況を把握し、交通の確保を図るため、速やかに障害物の除去を行う。 ○ 除去作業は、各道路管理者と密接な連絡をとり、相互に協力する。

第4節 がれき処理

震災編第2部第12章第5節第2「8 がれき処理」、第3「15 災害廃棄物処理の実施」を準用する。

第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策

- 上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン関係機関における活動態勢を確立する。
- ライフライン関係機関が相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

<主な機関の応急活動>

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
都水道局	○気象情報の収集			○給水本部の設置 ○被害状況把握	○応急復旧作業
都下水道局	○気象情報の収集			○施設の状況把握	○応急復旧作業
関東地方整備局	○災害対策本部の設置 ○連絡情報体制確保 ○気象・海象情報等の収集			○現地対策本部の設置 ○河川・道路管理施設 緊急復旧対策	○港湾施設の 陸上点検 ○第三管区海保からヘリ 映像情報の入手、配信
電気・ガス・通信	○情報収集		○警戒体制の構築	○災害情報把握 ○対策本部の設置	○点検活動実施 ○緊急措置の 検討・実施 ○広報活動実施
高速道路	○情報収集		○対策本部の構築・設置 ○協力会社への協力要請 ○通行止め・車線規制	○災害情報把握	○応急復旧工事

機関名	発災 被害の発生				
	事前情報 収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
鉄道事業者	○情報収集	○観測強化	○警戒本部の設置 ○本部員参集 ○徐行運転・運行中止	○対策本部の設置 ○運行中止 ○救助・避難誘導 ○振替輸送手配	○応急復旧実施 ○安全確認区間より運行開始

風水害編 第1部
総則

風水害編 第2部
災害予防計画

第1節 水道施設

震災編 第2部第4章第5節第2「4 水道」、第3「4 水道」を準用する。

第2節 下水道施設

震災編 第2部第4章第5節第2「5 下水道」、第3「5 下水道」を準用する。

第3節 電気施設

震災編 第2部第4章第5節第2「6 電気・ガス・通信等」、第3「6 電気・ガス・通信等」を準用する。

第4節 ガス施設等

(1) 活動態勢

- 東京ガスは本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。
東京ガス以外のグループ各社も、グループ各社の規定に基づき態勢をとる。

(2) 応急対策

- ①災害時の初動措置
 - 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報収集

風水害編 第3部
災害応急・復旧対策計画

第9章
ライフライン施設の応急・復旧対策

風水害編 第4部
災害対策

第9章 ライフライン施設の応急・復旧対策

第5節 通信施設

風水害編
総則
第1部

- 事業所設備等の点検
- 製造所、整圧所等における供給操作
- その他、状況に応じた措置
- ②応急措置
 - 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
 - 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
 - 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
 - その他現場の状況により適切な措置を行う。
- ③資機材等の調達
 - 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。
 - (ア) 取引先やメーカー等からの調達
 - (イ) 各支部間の流用
 - (ウ) 他ガス事業者からの融通
- ④車両の確保
 - 本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており、常時稼働可能な態勢にある。

(3) 復旧対策

- ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 社会的優先度の高い病院などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。

第5節 通信施設

震災編 第2部第4章第5節第2「6 電気・ガス・通信等」、第3「6 電気・ガス・通信等」を準用する。

風水害編
災害予防計画
第2部

風水害編
災害応急・復旧対策計画
第3部

第9章
ライフライン施設の応急・復旧対策

風水害編
災害対策
第4部

第10章 公共施設等の応急・復旧対策

- 公共土木施設及び鉄道施設並びにその他の公共施設等の機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を行う。

第1節 公共土木施設等

1 道路・橋りょう

- 災害が発生した場合、各道路管理者等は、交通規制等の措置又は迂回道路の選定など、通行者の安全対策を講じる。
- 各道路管理者等は、パトロール等による広報を行う。
- 各道路管理者等は、被災道路、橋りょうについて、応急措置及び応急復旧対策を実施する。
- 雪害時には、迅速な道路啓開活動の実施など、除雪体制の充実を図る。

(1) 災害時の応急措置

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路パトロールの実施 ○ 被害状況の把握と講評 ○ 区道の応急・復旧対策
都建設局 各支庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各建設事務所及び各支庁は、道路の被害状況を把握し、状況に応じ直ちに応急・復旧を行い、交通路を確保
警視庁・警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を実施 ○ パトロール等を兼ねた広報を実施
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、国道事務所及び出張所においてはパトロールカー等による巡視を実施 ○ ヘリコプター及び道路情報モニター等から道路の情報を収集 ○ 巡視の結果及びモニター等からの情報をもとに、必要に応じた迂回道路の選定、その誘導等の措置とともに、速やかな応急・復旧工事を実施し、交通路としての機能を確保
首都高速道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察が実施する交通規制に協力し、規制状況等を顧客に広報 ○ 利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全を確保

(2) 応急復旧対策

機関名	対策内容
区（区道） 都建設局（都道等）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき実施 ○ 逐次道路の被災箇所、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業等を実施 ○ 協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資機材を確保 ○ 降雪時における道路交通の安全を確保するため、あらかじめ稼働可能な資機材や労力の把握を行い、迅速かつ適切な除雪活動実施の体制を確保
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ パトロールによる巡視結果等をもとに被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保 ○ 発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力協定のほか、首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に推進
首都高速道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生したときは、二次災害の防止と緊急輸送機能を最優先で確保 <ul style="list-style-type: none"> ① 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧 ② 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を実施 ○ 平素から資機材を確保するため、使用できる建設機械等を把握

2 河川及び内水排除施設

- 洪水等により、被害が発生した場合、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、応急・復旧を行い、あわせて排水を行う。

(1) 災害時の応急措置

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施 ○ 排水場施設に被害が生じた場合は、直ちに建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止 ○ 23区内の区が管理する河川管理施設の応急・復旧については、大規模なものを除き、都の指導の下に実施
都建設局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設、防災船着場等の河川管理施設及び工事箇所の被災状況を確認 ○ 都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施 ○ 区市町村の実施する応急措置に関し、必要に応じて備蓄資器材の提供、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施 ○ 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の派遣を決定 ○ 区が管理する河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施 ○ 舟航河川における障害物を除去しゅんせつし、清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去 ○ 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処
都下水道局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設を復旧 ○ 被害が大規模で、復旧活動が都下水道局だけでは実施困難であり、かつ緊急を要する場合には、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体に協力を得て対処

風水害編
総則
第1部

風水害編
災害予防計画
第2部

風水害編
災害応急・復旧対策計画
第3部

第10章
公共施設等の応急・復旧対策

風水害編
災害対策
第4部

第10章 公共施設等の応急・復旧対策

第1節 公共土木施設等

機関名	対策内容
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none">○ 直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所被災状況を確認○ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設を復旧○ 都及び区市町村等の行う応急対策に関し、要請があれば技術的支援を実施

(2) 復旧対策

- 河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。
- 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。
 - ① 堤防、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
 - ② 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
 - ③ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
 - ④ 河川の埋そくで流水の疎通及び船舶の航行を著しく阻害するもの
 - ⑤ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの
 - ⑥ 防災船着場本体、堤内地から防災船着場本体までのアクセス路、斜路

第2節 鉄道施設

1 運行基準

- 各鉄道事業者の運行基準に従い、速度規制又は運転中止を行う。

2 災害時の応急措置

- 各鉄道事業者は、旅客等の安全確保及び緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。
- 各鉄道事業者は、列車及び旅客の安全確認のため、徐行等の運転規制を実施する。
- 各鉄道事業者は、駅での混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、必要に応じて、速やかに避難誘導を実施する。
- 各鉄道事業者は、駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行う。

3 事故発生時の救護活動

- 各鉄道事業者は、災害対策本部と協力し、負傷者の救護を優先的に行い、必要に応じ、警察及び消防署に出動要請する。

4 浸水時等の対応

機関名	対策内容
東急電鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時、駅の出入口から浸水のおそれがあるときは、浸水防止板を使用して防護に当たる。 ○ 浸水により列車運転に支障があると予想された場合は、直ちに運輸司令所長に報告するとともに、旅客を安全な場所に避難させる等の措置を取り、その状況を把握し、駅長に報告する。
京王電鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の予想される地点には、排水ポンプ、水位警報装置等を設置、状況に応じて係員を巡回させ、被害の未然防止を図る。 ○ 浸水防止対策は次による。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 浸水防止の土のう配備 (2) 排水ポンプによる浸水箇所への排水 (3) 止水板による浸水の防止
小田急電鉄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地下区間に設置してある排水ポンプにより排水する。必要に応じて係員による点検を実施する。

5 復旧対策

- 鉄道施設は、都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
- 各鉄道事業者は、被害状況を調査し、必要に応じ、迅速かつ適切に復旧作業を行う。
- 各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

第3節 社会公共施設等

1 各医療機関

- 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

2 社会福祉施設等

- 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- 施設独自での復旧が困難である場合は、区市町村が組織した「要支援者支援班」等関係機関に連絡し援助を要請する。
- 風水害の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

3 公園・運動施設

- 国土交通省京浜河川事務所などと協議し、河川敷内の陥没箇所の整備や河川敷沿いのスポーツ施設のあり方について検討する。

4 学校施設

(1) 応急対策

- 校（園）長は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に園児・児童・生徒等の安全確保に万全を期する。
- 自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。
- 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- 学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防について十分な措置をとる。
- 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

(2) 応急復旧対策

- 区立学校の施設が台風等で教育活動ができない状態にあると判断した場合には、区教育委員会は、緊急に校（園）長及び都教育庁と連絡を密にして、応急教育計画などを作成する。
- 園児、児童、生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。
- 被害を受けた施設のうち緊急に復旧を必要とするものについては、計画をたて速やかに復旧を行う。

5 文化財施設

(1) 応急対策

- 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁・消防署等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、区指定の文化財にあつては区教育委員会、都、国指定の文化財にあつては、都教育委員会を経由して、その結果を文化庁長官に報告する。
- 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

(2) 復旧対策

- 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、区教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

6 区立文化施設・社会教育施設

(1) 避難誘導

- 区立文化施設・社会教育施設の管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難先に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 災害状況に即した対応ができるよう区災対区民支援部及び区災対教育部は、関係機関との緊急連絡体制を確立する。

(2) 復旧計画

- 区災対区民支援部及び区災対教育部は、区立文化施設・社会教育施設については、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。
- 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

第11章 応急生活対策

- 被災者の生活の確保、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給を図る。
- 児童・生徒の生命及び安全並びに教育活動、区民生活の安定を図るための応急金融対策を図る。

第1節 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

震災編 第2部第12章第5節第2「1 被災住宅の応急危険度判定」、
「2 被災宅地の危険度判定」を準用する。

第2節 住家被害認定調査及び罹災証明書交付

震災編 第2部第12章第5節第2「3 家屋被害状況調査等」、
「4 罹災証明書の交付準備」を準用する。

第3節 被災住宅の応急修理

震災編 第2部第12章第5節第3「1 被災住宅の応急修理」を準用する。

第4節 応急仮設住宅の供給

震災編 第2部第12章第5節第3「2 応急仮設住宅の供給」を準用する。

第5節 被災者の生活確保

震災編 第2部第12章第5節第3「5 被災者の生活相談等の支援」、
「7 被災者の生活再建資金援助等」、「8 職業のあっせん」、
「9 租税等の徴収猶予及び減免等」、「10 その他の生活確保」を準用する。

第6節 義援金の取扱い

震災編 第2部第12章第5節第2「5 義援金の募集・受付」、
第3「6 義援金の募集・受付・配分」を準用する。

第12章 災害救助法の適用

- 災害が発生し、区の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第1節 災害救助法の適用

震災編 第2部第12章第5節第2「9 災害救助法等の適用」を準用する。

第2節 救助実施体制の整備

震災編 第2部第12章第5節第3「15 災害救助法の運用等」を準用する。

第3節 災害報告及び救助実施状況の報告

震災編 第2部第12章第5節第3「15 災害救助法の運用等」を準用する。

第13章 激甚災害の指定

- 大規模な被害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する必要がある。

第1節 激甚災害制度

震災編 第2部第12章第5節第2「10 激甚災害の指定」を準用する。

第2節 激甚災害に関する調査報告

震災編 第2部第12章第5節第2「10 激甚災害の指定」を準用する。

第3節 特別財政援助等の申請手続等

震災編 第2部第12章第5節第2「10 激甚災害の指定」を準用する。

【風水害編】

第4部

雪害対策

風水書編 第1部
総則

風水書編 第2部
災害予防計画

風水書編 第3部
災害応急・復旧対策計画

風水書編 第4部
災害対策

第4部 雪害対策

第1章 雪害予防対策

- 平成26年2月、関東甲信越地方は、2度にわたり広範囲かつ大量の積雪に見舞われ、最大積雪量が東京（大手町）にて27cm、横浜にて28cm、甲府では114cmとなるなど、記録的な積雪となった。また、交通機能のマヒ・住宅設備（カーポート）や農業施設の損壊・集落の孤立といった被害が各地で発生し、世田谷区においても道路上の車の立ち往生等の影響が出た。なお、平成26年の大雪を上回る積雪があった場合は、世田谷区においても交通機能のマヒや住家被害が発生する可能性がある。
- 世田谷区においても、大雪時の交通機能のマヒや住家被害等に迅速に対応できるよう体制を整えとともに、平時における区民に対する普及啓発に努めるものとする。
- 本内容は、世田谷区水防計画・除雪作業計画と整合を図る。

第1節 雪害に対する啓発及び備え

1 雪害に対する啓発

雪害が生じた場合、長時間にわたる停電、交通途絶、生鮮食料品等の配送遅れ、住宅及び住宅設備の損傷が生じる場合がある。本区を含む関東地方では、平年は積雪がほとんどないことから、少量の積雪でも事故等が多発し区民生活が混乱する。区民は普段から急な大雪への備えをすることが重要である。区は、区民等に対し、大雪に関する普及啓発や注意喚起等を行う。

2 機材・凍結防止剤等の備蓄

必要な除雪資機材等の整備等についてあらかじめ定めておく。

（1）資機材の整備及び維持管理

除雪・凍結防止活動等を速やかに行うため、車両運行のためのタイヤチェーン又はスノータイヤのほか、おおむね次の資機材等を整備しておく。

- ホイールローダー、融雪剤、除雪機、スコップ等の除雪資機材

（2）資機材の緊急調達

各部署は、資機材等の保管場所の確保や維持管理が困難な場合や数量の不足が生じた場合、あるいは、上記以外の資機材が緊急に必要な場合に備え、あらかじめ緊急調達先及び調達方法を定めておく。

第2章 雪害応急対策

- 世田谷区の区道上の凍雪害を防除し、交通の安全を確保するための必要な事項を定めるとともに、大規模な雪害への対応について定める。
- 区民と協力した除雪対応について定める。

第1節 組織及び態勢

1 水防本部に準じた態勢

(1) 気象庁から大雪警報（発表基準：12時間降雪の深さ10cm）が発表された場合、次の対策を実施する。

担当部	主な対策等
危機管理部 総合支所（※応援管理職を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集（※水防本部情報連絡態勢を敷き対応） ○ 情報発信（ホームページ、ツイッター等） ○ 関係機関との相互連絡（警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、消防団等）
政策経営部	<ul style="list-style-type: none"> ○ マスコミ対応

(2) 道路上の積雪が概ね15cm以上となり、積雪を除去する必要があるとき、次の対策を上記(1)に加え実施する。

なお、除雪作業は、気象状況等を踏まえ柔軟に対応する。

担当部	主な対策等
土木部 道路・交通計画部 みどり33推進担当部 協定団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 除雪作業 ○ 倒木の処理
区の施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。

2 (仮称) 応急対策本部

気象庁の予報から、道路上の積雪が 30cm 以上 50cm 未満となることが予想される場合、(仮称) 応急対策本部 (本部長：担当副区長) を設置する。

業務上必要な部署を中心に必要人数のみ参集し、主に次の対策を実施する。

担当部	主な対策等
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報発信 (ホームページ、ツイッター等) ○ 情報収集 (区内全体の状況等) ○ 関係機関との相互連絡 (都への被害報告等)
政策経営部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報発信 (ホームページ、ツイッター、マスコミ対応等)
総合支所 (※応援管理職を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集 (各総合支所管内の状況等) ○ 関係機関との相互連絡 (警視庁・警察署、東京消防庁・消防署、消防団等) ○ 避難所の開設・運営 (地区会館等) ○ 帰宅困難者支援施設の開設・運営 ○ 停電した場合の在宅人工呼吸器使用者への対応
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ (時間帯により) 休校等の判断 (小・中学校、幼稚園)
土木部 道路・交通計画部 みどり33推進担当部 協定団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 除雪作業 ○ 倒木の処理
区の施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。

第2章 雪害応急対策

第1節 組織及び態勢

3 災害対策本部

気象庁の予報から、道路上の積雪が50cm以上となることが予想される場合、世田谷区災害対策本部（本部長：区長）を設置する。

業務上必要な部のみ参集し、主に次の対策を実施する。

担当災対部		主な対策等
区	災対統括部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報発信（ホームページ、ツイッター等） ○ 情報収集（区内全体の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（都への被害報告等） ○ 避難誘導 ○ （都経由）自衛隊派遣要請準備
	災対財政・広報部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報発信（ホームページ、ツイッター、マスコミ対応等）
	災対地域本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集（各総合支所管内の状況等） ○ 関係機関との相互連絡（警察署、消防署、消防団等） ○ 避難所の運営（飲料水、食料等の提供） ○ 避難誘導等 ○ 避難行動要支援者対策（福祉サービス阻害時の対応、物流停滞時の対応）
	災対保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉避難所の開設準備・開設 ○ 保育園の休園等の判断
	災対教育部	<ul style="list-style-type: none"> ○ （時間帯により）休校等の判断（小・中学校、幼稚園）
	災対土木部 協定団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 除雪作業 ○ 倒木の処理
区の施設管理者		<ul style="list-style-type: none"> ○ 区の施設管理者等の指示に基づき、施設周辺の除雪を行う。
その他の部		<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて応援

4 積雪後

担当部	主な対策等
総合支所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 罹災（被災）証明の発行 ○ 自助・共助による除雪の呼びかけ
清掃・リサイクル部	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ収集の再開 ○ ごみ収集を中止した場合の対応に関する区民への周知と協力依頼
保健福祉政策部	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアの受入（除雪、避難所運営等）

第2節 情報収集・連絡体制

1 情報収集

雪害に関する予報及び観測情報等の収集は、第3部「第2章 情報の収集・伝達」を参照。
なお、気象注意報・警報等のうち、雪害に関するものは下記のとおりである。

【注意報・警報の発表基準】（令和元年5月29日現在 気象庁予報部）

府県予報区		東京都
一次細分区域		東京地方
市町村等をまとめた地域		23区西部
二次細分区域		世田谷区
注意報	風雪	13m/s以上 雪を伴う
	大雪	12時間降雪の深さ5cm以上
	融雪	
	なだれ	
	霜	4月10日～5月15日 最低気温2℃以下
警報	着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時
	暴風雪	25m/s以上 雪を伴う
警報	大雪	12時間降雪の深さ10cm以上

【特別警報の発表基準】（令和元5月29日現在 気象庁予報部）

暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

また、雪害に関する気象情報として、積雪情報にも留意する。

2 情報連絡体制

【雪害が予想される際の子防的対策】

- 区域に関する気象注意報・警報等の情報を受け、災害の発生が事前に予想される場合、区は、直ちに電話、FAX、防災行政無線等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び都、消防、警察、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。
- 活動の詳細については、第3部「第2章 情報の収集・伝達」に準じて対応する。
- 大雪により、交通機能のマヒ、住家被害、人的被害、道路閉塞に伴う孤立地域の発生、ライフライン被害等が発生することが考えられる。区は、このような被害に関する情報を収集し、第3部「第2章 情報の収集・伝達」の内容に準じて関係機関との情報共有を図るとともに、必要な対策を講じる。

3 区民広報・情報配信

区は、都及び関係機関から雪による区民生活への影響等に関する情報を収集し、東京消防庁・消防署、警視庁・警察署等の関係機関と協力し、安全情報の提供、その他必要な事項について区民等への広報活動を実施する。

また、大雪の際は、区の行政サービス実施等について、区民から代表電話への問合せが増加することを踏まえ、区各部は、代表電話への情報提供に努める。防災情報、道路除雪、ごみ収集、区施設利用案内等の情報については、不足の無いよう、特に留意する。

- 広報手段の例
 - ・ メール配信サービス
 - ・ 区ホームページ
 - ・ 代表電話
 - ・ 防災行政無線放送

(1) 避難行動要支援者の状況把握

区は、福祉関係団体・事業者等を通じて、区域の避難行動要支援者の状況について把握し、その孤立の防止と、支援の必要性の把握に努める。また、対象者によっては、区が直接連絡する等して、安否確認に努める。

(2) 農業施設被害等の把握

区は、積雪による農業施設への被害による農業従事者・事業者等からの相談があった場合、これに対応する。また、農業施設被害の区域での発生状況について、全容の把握に努める。

(3) 区内での物販・商品流通状況等の把握

区は、区内での商店・大規模店舗等の営業状況等から、区民への食料及び日用品等の供給状況について把握し、応援物資要請の必要性を判断するにあたっての参考情報とする。

第3節 除雪活動

1 除雪活動体制

区及び関係機関は上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、要員確保計画の策定など、雪害対策体制の構築に努める。

(1) 通行規制

降雪・積雪に除雪作業が追いつかない場合、道路管理者は警視庁・警察署との協議の上、必要に応じ通行規制の実施を要請する。また、通行規制等を実施した場合は、適切な広報周知を行う。

(2) 地域での除雪活動協力の呼びかけ

住宅及び私有地における除雪活動は、原則としてその所有者・管理者が行うが、町会自治会等の地域コミュニティでは、状況に応じて共助による雪下ろし等の活動を行う。特に避難行動要支援者のみの家庭等については、民生委員等地域関係者による状況把握と、協力呼びかけによる除雪体制の確立に努める。

区は、必要に応じて、町会・自治会を通じて近隣の通路等の除雪や屋根の雪下ろしを実施するよう督促して家屋の損壊による事故等の防止に努める。

2 除雪活動

区及び道路管理者等は、災害を防止するため、所管する施設の除雪を実施するものとする。なお、宅地に積もった雪は、所有者または管理者が対応することを原則とする。

(1) 所管施設等の除雪

① 区道の除雪

【実施主体】区災対土木部、区災対都市整備部

区は、区道上の積雪をすみやかに除去し、交通の円滑と安全を図る。

ア 除雪作業の実施

(ア) 除雪作業は道路上の積雪がおおむね15cmとなり、積雪を除去する必要性が生じたときに除雪作業本部を置き、土木部長（以下、本部長という。）の指示に基づき人力及び機動力により実施する。

(イ) 除雪作業は、勤務を要しない日、休日等（年末年始の休日を含む。）においても実施する。

イ 実施対象道路

区道のうち交通量の多い交差点、坂及び駅前広場等を中心に行う。

ウ 事前準備

気象状況を常時把握し、積雪がおおむね15cm以上となるおそれがあるときは、直ちに除雪作業が実施できるよう、事前に次の措置をとるものとする。

(ア) スコップの手持数及び除雪作業のために必要な数を常時把握し、実施当日、作業に支障のないよう所要機器材の確保をしておくこと。

- (イ) 職員には、実施命令が発動されたときは、直ちに除雪作業に出動するようあらかじめ命じておくほか、除雪作業実施にあたって必要な措置をとっておくこと。
- (ウ) 雪の投棄場所については、事前に場所を選定しておくこと。

エ 組織及び要員計画

水防組織図、水防要員計画に準ずるが、状況に応じて判断するものとする。

オ 除雪作業

(ア) 人力による除雪作業

- A 人力作業は、主として歩道、準歩道等を実施し、歩行者の通路を確保する。
- B 作業に際しては、水はけを良好にし、雪の融解促進を図る方法とする。

(イ) 機動力による除雪作業

- A 機動力による除雪作業は、車道を主として実施する。
- B 交通量の多い交差点及び坂等を重点的に行い、状況によっては砂等を散布して事故防止に留意する。
- C 雪は、すべて歩道よりにかき寄せ、横断歩道の通行、消火栓の使用に支障のないよう留意する。

(ウ) 搬雪作業

- A 搬雪自動車及び運搬
 - a 搬雪自動車は、庁有車及び雇い上げの車両とする。
 - b 運搬作業は、交差点等に集積された雪で、交通に支障のあるもののみを対象として実施する。
- B 運搬雪の処分及び積載量
運搬雪の処分は、予め選定した場所に積み上げ自然融解により処理するものとする。

(エ) 作業実施状況の報告

除雪作業を実施した場合、各除雪班長は、すみやかに別紙様式により本部長あて報告すること。

カ 倒木の処理

降雪等による街路樹等の倒木により、交通に支障を生じた場合は、道路管理者等により、速やかに倒木を撤去する。

② 区道以外の道路の除雪

【実施主体】道路管理者

- 道路管理者は、積雪、凍結、交通量等路線の諸条件を考慮し、雪氷対策路線の指定等の雪氷対策に努める。
- 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するほか、主要道路、バス路線などを重点に除雪の実施、障害物（チェーンの切れ端等のごみ）の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。
- 豪雪等にも対応できるよう除雪機械の整備、除雪要員の確保及び協定・業者委託等による除雪体制の強化に努める。

- 区各部局を挙げての除雪協力体制の展開方法について、実務的な検討を行う。
- 区及び都県道、国道、高速道路を所管する各関係機関は、相互協力の下、所管する道路における除雪体制を整備する。また、道路交通を確保するため、主要道路、バス路線などを重点に、除雪活動及び凍結防止活動を実施する。

③ 区施設周辺の除雪

- 区施設の管理者は、その管理する建物の周囲等において、利用者等の転倒防止、屋上からの落雪防止等のための除雪を行い、安全確保に努める。

【施設種別ごとの除雪対応等一覧表】

施設種別		対応	
庁舎	区庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物周辺への凍結防止剤散布及び除雪 ・ 落雪等の警戒及び危険排除 	
	その他庁舎施設	(同上)	
道路	駅周辺道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道等への凍結防止剤散布及び除雪 	
	幹線道路 (啓開道路)	都道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管道路への凍結防止剤散布及び除雪
		区道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該道路への凍結防止剤散布及び優先的な除雪
	非幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況に応じた除雪作業の実施 <ul style="list-style-type: none"> - 関係機関及び委託による除雪作業の手配 - ボランティアの協力に関する調整 	

(2) 区民による除雪

区は、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転落事故等）の防止に十分留意するよう、区民へ呼びかける広報活動を実施する。

【区民等による除雪援助体制】

- 降積雪時においては、区民一人ひとりが力を出し合い、区と一体となって除排雪活動を行うことが必要である。そのため、地域ぐるみの除排雪活動が円滑に実施されるよう日頃から自主的なコミュニティ活動の育成に努める。
- 避難行動要支援者のみの世帯では、豪雪時の除雪作業がうまく進まないおそれがある。区は、こうした避難行動要支援者のみの世帯に対する除雪援助のあり方等を検討する。

(3) 土木業者への協力要請

必要に応じて、区内業者に対して、積雪等の状況を判断し、除雪等の作業に従事するよう要請する。

3 除雪活動の留意点

- 除雪等の作業は、指定道路から実施する。
- 坂路、屈曲部等で交通上著しく危険のおそれがある道路には、スリップ注意や通行止め等の看板を設置し、事故防止を図る。

第2章 雪害応急対策

第4節 救助・避難

- 交通量の多い交差点、又は凍結のおそれがある坂路には、融雪剤や砂等を撒布し、事故防止に留意する。
- 除雪に際しては、水はけをよくし、雪の融解を促進する。
- 消火栓及び防火水槽の除雪に配慮し、その使用に支障のないよう十分留意する。
- 除雪は、雪を路端にかきよせ、歩道及び横断歩道の通行に支障がないような対策をとる。
- 狭い道路の除雪は、雪をかきよせた後、歩道及び横断歩道の通行に支障がないような対策をとる。
- 交通量が多い道路及び交差点、又は事故発生のおそれのある道路は搬出すること。

4 他機関への応援要請

雪害による被害状況が、区及び区内関係機関の対応のみでは対処しきれない場合、区は以下の機関への応援を要請する。

(1) 自衛隊

区は、自衛隊による災害派遣が必要と認められるとき、第3部第1章「第6節 応援協力・派遣要請」に定めた手順に従って、要請を行う。

【大規模な雪害への対応】

区長は、人命救助や除雪による速やかな孤立地域の解消等のため、必要があると認める場合には、第3部第1章「第6節 応援協力・派遣要請」の内容に準じ、都知事に対し、自衛隊の災害派遣に係る要求を行う。

(2) 都・他県自治体

区は、都からの応援・物資供給が必要と認められるとき、第3部第1章「第6節 応援協力・派遣要請」に定めた手順に従って、人員派遣及び物資供給等の要請を行う。

5 その他の応急対策活動

状況によりその他の応急対策活動が必要と認められる場合は、「第3部 災害応急・復旧対策計画」に準じて行う。

第4節 救助・避難

1 救助事象への対応

積雪により、以下のような事象により人命危険等が生じた場合、区及び各救助関係機関は連携して対応する。

(1) 家屋倒壊への対応

- 積雪による重みで家屋が倒壊し、救助が必要な場合、東京消防庁・消防署及び消防団は、人命救助を最優先とした救出・救助活動を展開する。
- 必要に応じて区は、協定締結機関による救助を要請する。ただし、人命危険の無い住宅関連設備の倒壊（倉庫・カーポート等の破損）で、人命危険のおそれの無いものにつ

いては、これら救出救助活動を必要とする事象として扱わない。

- 区内で家屋の倒壊が確認された場合、区は、当該家屋の居住者等に対し、当面の居所を確保するため、区有施設を一時的に提供する。また、当該家屋の居住者等に対する支援策として、第3部「第11章 応急生活対策」の内容に準じ、都等関係機関と適宜連携し、必要な対策を講じる。

(2) 車内への閉じ込めへの対応

積雪により動けなくなった車から人が出られなくなり、一酸化炭素中毒等のおそれから救助が必要となった場合、通報を受けた東京消防庁・消防署及び消防団は、当該車両周囲の除雪を行う等して救出・救助活動を展開するものとする。必要に応じ、道路管理者及び区が要請した協定締結機関の協力を得る。

2 避難対策

上記救出活動によって助け出された救助者や、積雪による家屋損壊等のため避難する区民、帰宅困難者等についての対策を検討する。

第5節 立ち往生車両の移動等

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要性がある場合には、必要に応じて、災害対策基本法第76条の6の規定等を活用して、迅速に立ち往生車両の移動等の措置を講じる。

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

【実施主体】区等の道路管理者

- 立ち往生車両が緊急通行車両の通行の妨害となることにより雪害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施する。
 - ・ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。
 - ・ 運転者の不在時等は、道路管理者自らが、ホイールローダー等により車両を移動する。その際、やむを得ない限度で当該車両を破損することもあるが、この場合、区は、災害対策基本法に基づき損失を補償するものとする。

2 土地の一時使用等

【実施主体】区等の道路管理者

- 上記1の措置に伴い、沿道での放置車両の保管場所の確保等のため、やむを得ない必要がある時、道路管理者は、その必要な限度において、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

【実施主体】都公安委員会

- 都公安委員会は、都・区等の道路管理者に対し、上記1の措置を要請することができる。

【実施主体】国土交通省（関東地方整備局）、都

- 国土交通大臣は、国道、都道、区道に関して、道路管理者（地方整備局、都、区等）に対し、上記1の措置について指示することができる。
- また、都知事は、区道に関して、道路管理者（区）に対し、上記1の措置について指示することができる。

【実施主体】首都高速道路

- 高速道路については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社が連携して、上記1、2の措置に対応する。

【富士山等噴火降灰対策編】

富士山等噴火降灰対策策編
第1章 富士山の現況等

富士山等噴火降灰対策策編
第2章 災害予防計画

富士山等噴火降灰対策策編
第3章 災害応急・復旧対策計画

第1章 富士山の現況等

計画方針

平成12年10月～12月、平成13年4月～5月に低周波地震が急増した富士山について、国の噴火予知連絡会は、地殻変動がみられないことから、ただちに噴火活動に結びつくものではないとの見解を示していた。しかし、東日本大震災を契機に富士山噴火に対する警戒が必要との報道も多数見られるようになった。

仮に富士山が噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがある。「東京都地域防災計画火山編」によれば、世田谷区においても降灰の被害が予想されているため、富士山降灰対策について対策を講じる必要がある。

また、富士山が近い自治体では、大規模な被害が発生することが予想される。過去の災害における広域連携による自治体の支援についても考慮する必要がある。

第1節 富士山の現況等

1 富士山の概要

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に、静岡県と山梨県の二県にまたがって位置しており、富士山火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。

日本に110存在する活火山の一つであり、活動度はランクB（100年活動度又は1万年活動度が高い火山）とされている。

標高は3,776mで日本最高峰であり、山体の体積は約400k m³で日本の陸域で最大の火山である。

山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。

都内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、都内各所に富士見坂などの地名が残っている。富士山山頂火口から都内までの距離は、最も近い檜原村の山梨県境まで約47km、新宿区の都庁まで約95km、最も遠い葛飾区の千葉県境まで約115kmとなっている。

2 富士山の活動史

富士山は今から70～20万年前に活動を開始し噴火を繰り返すことで、約1万年前に現在のよう美しい円錐形の火山となったと考えられている。

それ以降も活発な火山活動を繰り返しており過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかっており、古文書等の歴史資料にも富士山の噴火の記述がある。

(1) 富士山の成り立ち

富士山は、約10万年前から1万年前まで活動した「古富士火山」とそれ以降、現在まで活動を続ける「新富士火山」に区分されている。

古富士火山は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰

第1章 富士山の現況等

第1節 富士山の現状等

り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生した。

新富士火山は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流や火砕物（火山灰、大山礫等砕けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴づけられ噴火口の位置や噴出物の種類等から5つの活動期に分類できる。

<新富士火山の主な噴火活動期>

活動期	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
I	約 11,000 年前 ～約 8,000 年前	山頂と山腹等	多量の溶岩流の流出 噴出量は、新富士火山全体の8～9割に及ぶ
II	約 8,000 年前 ～約 4,500 年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんどなく、間欠的に比較的小規模な火砕物噴火
III	約 4,500 年前 ～約 3,200 年前	山頂と山腹等	小・中規模の大きい火砕物噴火や溶岩流噴火
IV	約 3,200 年前 ～約 2,200 年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
V	約 2,200 年前 以降	山腹等	火砕物噴火と溶岩流噴火

宮地（1988）に基づく

（2）歴史資料上の噴火

歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりである。1707年の宝永噴火を最後に、これまでの約300年間富士山は静かな状態が続いている。

年代	火山活動の状況	特に名前がついた噴火
781年（天応元年）	山麓に降灰、木の葉が枯れた	
800～802年（延暦19～20年）	大量の降灰、噴石	延暦（エンリヤク）噴火
864～866年（貞観6～7年）	溶岩流出（青木ヶ原溶岩。）溶岩により人家埋没。湖の魚被害	貞観（ジョウガン）噴火
937年（承平7年）	噴火	
999年（長保元年）	噴火	
1033年（長元5年）	溶岩流が山麓に達した	
1083年（永保3年）	爆発的な噴火	
1511年（永正8年）	噴火	
1560年（永録3年）	噴火	
1707年（宝永4年）	噴火前日から地震群発、12月16日から2週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰	宝永（ホウエイ）噴火

(3) 最近の活動

平成12年(2000年)10月から12月及び翌年4月から5月にかけて、富士山直下深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかった。

3 富士山における噴火の特徴

これまでに分かっている「新富士火山」の噴火の主な特徴は、次のとおり。

- ・ 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数ではあるが火砕流の発生も確認されている。
- ・ 山頂火口では、繰り返し同一の火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
- ・ 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2200年前以降で最大の火砕噴火は、宝永噴火であり最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- ・ 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確認されている。

4 富士山以外の火山

富士山以外の火山において、区に影響するような噴火等が発生した場合は、発生の規模に応じて、適正な対応をする。

*日本における過去噴火一覧〔資料編資料第122・P255〕

*火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山〔資料編資料第123・P256〕

第2節 国による検討

平成12年10月から12月及び平成13年4月～5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が観測され、改めて富士山が活火山であることが認識された。仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあるため、平成13年7月に国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（後に都も参加）され、火山防災対策の確立のため、平成16年6月に「富士山ハザードマップ」が作成された。

ハザードマップ作成においては、過去3,200年間の噴火活動の実績を踏まえ、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流といった各現象について数値シミュレーション等により到達範囲等が求められた。

富士山の噴火に伴う被害として想定されたものには、次のようなものがある。

火山活動に起因する現象	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震（地殻変動）、津波、空振、火山ガス
火山活動に起因しない現象	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ、落石

また、平成16年6月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、県、市町村が役割分担を明確にした上で互いに協働して行う広域的な防災対策、並びに富士山が日本でも有数な観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成17年9月に「富士山火山広域防災対策」としてとりまとめられ、中央防災会議に報告された。

第3節 噴火による被害想定

1 被害想定

都地域防災計画（火山編）では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎としている。

都では、富士山火口から距離があるため、溶岩流や火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定されている。なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等、様々な条件によって変化する。

<噴火の規模と被害の概要>

噴火の規模等	規 模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	(1) 梅雨期 (2) その他の時期
噴火の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	世田谷区 2～10cm程度 (八王子市及び町田市の一部 10cm程度、その他の地域 2～10cm程度)	
被害の概要	降灰によるもの	健康被害、建物被害、交通・ライフライン、農林水産業、商工業、観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流、土石流に伴う人的・物的被害

2 降灰予想図（降灰の影響が及ぶ可能性の高い範囲）



* 出典：富士山火山広域防災対策基本方針（平成18年2月、中央防災会議）

3 火山灰による被害

※ 出典：防災科学技術研究所「火山灰の健康被害 地域住民のためのしおり」より

（1）火山灰の特徴

- 火山灰とは火山岩が粉々になった細かい粒子（直径2mm以下のもの）のことである。
- 火山灰が生じるのは、火山が爆発するときや高温の岩なだれが火山の山腹を流れおちるとき、赤熱した液状の溶岩がしぶきになって飛び散るときなどである。
- 火山灰の外見は、火山のタイプや噴火の仕方によって異なり、明るい灰色から黒色のものまで様々である。
- 大きさも様々であり、小石のようなものから化粧用パウダーと同じくらい細かいものまでである。
- 空中を浮遊する火山灰は太陽光をさえぎり、視界を悪くする。そのため、昼間なのに真っ暗になるということもある。

（2）健康被害

① 呼吸器系の影響

噴火によっては、火山灰粒子が非常に細かく、呼吸によって肺の奥深くにまで入ることもある。

大量の火山灰にさらされると、健康な人でも咳の増加や炎症等を伴う胸の不快感を感じ

る。一般的な急性（短期間）の症状は次のとおり。

- 鼻の炎症と鼻水。
- のどの炎症と痛み。乾いた咳を伴うこともある。
- 呼吸器系の基礎疾患がある人は、火山灰を浴びた後、数日続く気管支のひどい炎症（空せき、たん、ぜーぜーとした呼吸、息切れ）を引き起こす可能性がある。
- ぜんそくまたは気管支炎の患者における気道の刺激
- 息苦しくなる。

② 目の症状

火山灰のかけらによって、目に痛みを伴う角膜のひっかき傷や結膜炎が生じる。コンタクトレンズ着用者は、特にこの問題が大きい。一般的な症状は以下のとおり。

- 目の異物感
- 目の痛み、かゆみ、充血
- ねばねばした目やに、涙

③ 皮膚への刺激

火山灰が酸性の被膜に覆われている場合、皮膚に炎症を起こす場合がある。その他、皮膚に痛みや腫れ、ひっかき傷からの二次感染等が起きる場合がある。

（3）交通被害

- 空中を浮遊する火山灰によって視界が悪くなり、交通事故が起きやすくなる。
- 火山灰が薄く積もった路面は、湿っていても乾いていても非常に滑りやすく、ブレーキが利きにくくなる。
- 火山灰が厚く積もると道路が通行不能になる。

（4）ライフライン被害

降灰によって停電が起きる可能性がある。また、湿った火山灰には導電性があるので、電源供給装置等を使用する場合等に、感電する可能性がある。

（5）建物被害

火山灰の重みによって屋根が崩落することがある。特に、屋根を清掃する際に人の重みが加わり、崩落する危険性が高い。

（6）給水被害

- 水の汚濁や給水装置の遮断・破損が起きる可能性がある。
- 小規模でふたのない給水施設は特に火山灰に弱く、少量の火山灰でも給水に支障をきたす。
- 火山灰が給水施設に入った場合、有毒である危険性は低いですが、酸性度が強くなったり、塩素による殺菌効果が弱くなる可能性がある。
- 清掃用の水需要が増加して、水不足になる可能性がある。

第2章 災害予防計画

第1節 予防計画の作成

富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きい。降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて災害予防計画を作成する。

予防計画の実行にあたっては、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の区民団体や自主防災組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体等の繋がりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それらを維持していくことも重要であり、都とともにこれらの進め方について検討する。

第2節 火山観測

1 国の火山観測体制

気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	国の他機関
・地震計 6	・地震計 8	・地震計 6	国土地理院及び海上保安庁が、地殻変動観測、水準測量等の観測を実施している。
・GNSS 3	・傾斜計 1	・傾斜計 6	
・空振計 2	・歪計 1	・雨量計 4	
・傾斜計 2	・体積温度計 1	・気圧計 4	
・監視カメラ 1	・全磁力 1	・GNSS 6	

2 気象庁の実施する火山観測

区分	内容
震動観測	地震計により、火山及びその周辺に発生する火山性地震、火山性微動を観測する。
地殻変動観測	GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域における膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。
表面現象の観測	監視カメラ等により、噴煙の状態や噴出物等の観測を行う。また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。
その他の観測	磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測する。

第3節 区民等の災害行動力の向上

震災編 第2部第2章第5節「第1 予防対策」に準じた方法により、下記の事項について普及啓発していく。

- 日頃から報道機関、都、区を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報や降灰予報等を理解しておく。
- 降灰に備え、マスクやゴーグル等を用意しておく。震災時と同様に水、食料等を最低3日分程度備蓄しておく。
- 降灰を屋内に侵入させないための対策や家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報を確認する。
- 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 事業所は、噴火から区への降灰までには一定の時間的猶予があることから、交通機関等に影響が及ぶ前に従業員等を早期帰宅させる。

第4節 訓練及び防災知識の普及

震災編 第2部第2章第5節「第1 予防対策」を準用する。

第3章 災害応急・復旧対策計画

第1節 応急活動態勢

震災編 第2部第5章第5節第2「1 初動態勢」を準用する。

第2節 情報の収集・伝達

降灰による被害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。

ここでは、降灰情報の伝達及び降灰による被害発生時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定める。

1 噴火警報等

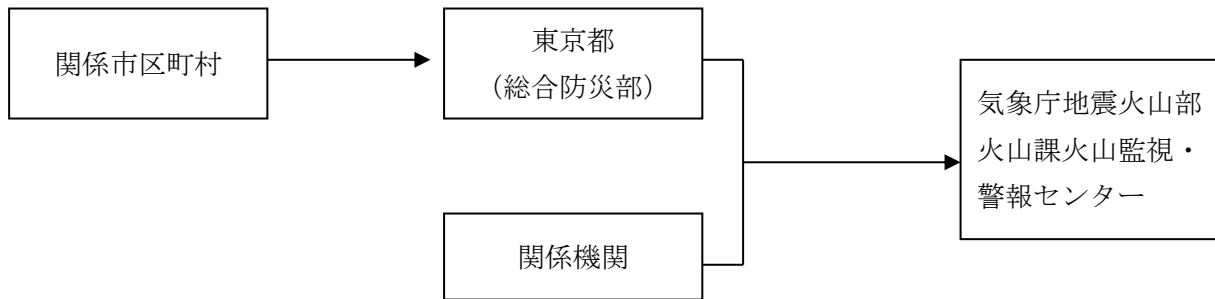
平成19年12月に気象業法が改正され、5段階の噴火警戒レベルが導入された。これにより、これまで防災上の注意事項であった火山観測情報、臨時火山情報、緊急火山情報に代わって法律上の警報にあたる噴火警報、火山周辺警報が発表されることとなった。発表される噴火警戒レベルは次のとおりである。

<火山の警報体系（噴火警戒レベル運用済み火山）>

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 （避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。
警報	噴火警報（火山周辺）又は火山周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口周辺	レベル2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 （活火山であることに留意）	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって火口内で火山灰の噴火等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

2 火山（降灰）情報

都内の降灰の状況は、下記の経路を通じて、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターに集約される。



降灰調査項目は、以下のとおりである。

① 降灰の有無・堆積の状況	⑤ 堆積物の採取
② 時刻・降灰の強さ	⑥ 写真撮影
③ 構成粒子の大きさ	⑦ 降灰量・降灰の厚さ※
④ 構成粒子の種類・特徴等	※可能な場合

<降灰量階級表（気象庁）>

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可

都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解説資料は、都、区市町村、関係防災機関に伝達される。

火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果ならびにこれに関する状況について、区は次により速やかに情報の伝達を行う。

機関名	対策内容
区	降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災区民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て住民に周知する。

3 降灰予報

気象庁は、平成20年3月31日から降灰予報の発表業務を開始した。平成27(2015)年3月24日からは、量の予測を含めた降灰予報を開始し、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を発表することとした。その種類等は次のとおりである。

<降灰予報>

種類	定時	内容	時期
			定時
速報	内容	噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表	噴火後5～10分程度
		噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表	
詳細	内容	18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供	噴火後20～30分程度
		(平成30年8月現在の発表対象火山は、浅間山、草津白根山(白根山(湯釜付近))、阿蘇山、桜島、口永良部島、諏訪之瀬島。火山活動の状況により、対象が変わります)	
		噴火が発生した火山に対して、直ちに発表	
		発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供	
時期	噴火後5～10分程度	噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表	噴火後20～30分程度
	噴火後20～30分程度	降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表	
時期	噴火後20～30分程度	噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供	

第3節 応援協力・派遣要請

降灰により被害を受けまたは受けるおそれがある場合、各防災機関及び住民は協力して災害の拡大を防止するとともに、被災者の救助・援護に努め、被害の発生を最小限に止める必要がある。

応援協力・派遣要請については、震災編 第2部第5章第2「3 応援協力・派遣要請」に定めるところによる。

第4節 警備・交通規制

降灰による被害発生時には、視界不良や衝突事故などが急増し、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、都と連携し、区民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。

警備・交通規制については、震災編 第2部第4章第2「1 道路・橋りょう」を準用する。

第5節 ライフライン等の応急・復旧対策

震災編 第2部第4章第5節第2「4 水道」、「5 下水道」、「6 電気・ガス・通信等」及び第3「4 水道」、「5 下水道」、「6 電気・ガス・通信等」を準用する。

第6節 避難

震災編 第2部第8章（帰宅困難者対策）第5節「第2 応急対策」及び第9章第5節第2「1 避難誘導」を準用する。

第7節 火山降灰対策用物資の備蓄

火山降灰対策用として、区では必要な物資の備蓄、配備等を検討する。

第8節 救援・救護

降灰による被害発生後の被災者に対する救援・医療救護は、震災編 第2部第5章第5節第2「2 消火・救助・救急活動」、「第7章 医療救護等対策」を準用する。

第9節 交通機関の応急・復旧対策

震災編 第2部第4章第5節第2「1 道路・橋りょう」、「2 鉄道施設」及び第3「1 道路・橋りょう」、「2 鉄道施設」を準用する。

第10節 宅地の降灰対策

火山噴火によって降灰が長時間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うこととなる。このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

そのため、各関係機関は、平時から緊密な情報交換を行う必要がある。宅地に降った火山灰は所有者又は管理者が対応することが原則である。しかし、一般の区民では対応が困難な対策については、区が対応する。

各関係機関の対応は次のとおりである。

機関名		対策内容
区	◎災対統括部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降灰予報やその他火山情報の把握 ○ 測定機器の設置・測定 ○ 被害額の算定・報告 ○ 収集した降灰の処分の都との調整
	災対清掃・環境部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宅地から出された降灰の収集・運搬 ○ 収集した降灰の処分の清掃組合との調整
	災対地域本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降灰情報やその他火山情報の把握 ○ 測定機器の設置・測定 ○ 被害額の算定・報告
	災対財政・広報部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民等への注意喚起 ○ マスコミ対応
	災対土木部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路除灰作業
	災対都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山灰の仮置き場の調整
	災対教育部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒及び保護者への注意喚起
	災対保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者への注意喚起
	災対医療衛生部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民等への健康に関する注意喚起・情報収集 ○ 医療衛生関連情報を関係団体等に情報提供
都都市整備局	降灰予報及びその他火山情報の把握、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況、被害額等の報告・進達を行う。	
国土交通省 都市・地域整備局	都及び区市町村からの降灰による宅地・公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。	

第11節 火山灰の収集及び運搬

1 火山灰の収集・運搬

火山灰の収集・運搬は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとする。

火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。

宅地等に降った火山灰の運搬については、区が民間事業者等の協力を得ながら行うものとする。

宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行うものとする。

一時的な火山灰の集積は、災害時の応急仮設住宅用地などを活用して行うものとする。

2 火山灰の除去・処分

- 国が、平成25年(2013年)5月に公表した「大規模火山災害対策への提言」によると、「国は、都市に多量の火山灰が堆積する時に、降灰除去機材の確保、優先的に除灰する道路や施設の選定、除灰作業への機材や人員の投入などを施設管理者や関係機関と速やかに調整する仕組みを構築すべきである。」とされている。
- また、「国、地方公共団体は、大規模な降灰に備えて火山灰処分場の確保や降灰除去機材の調達などを検討する火山防災協議会を超えるより広域な枠組みを検討すべきである。」とされている。
- 都は、国に対し、富士山等の大規模噴火による大量の降灰に備え、火山灰の除去・処分方法について明確な指針を示すとともに、降灰による都市基盤への影響について、的確な調査研究の実施及び具体的な対策の検討を行うことを引き続き要望していくことから、区はこの方針に従うものとする。

【大規模事故対策編】

第1章 応急活動体制

計画方針

区の地域に大規模な火災又は不測の事故等の局地的な災害が発生した場合においては、区及び防災機関は相互に協力体制をとり、災害対策本部を設置するなど、災害地周辺への拡大防止及び救援活動が的確かつ迅速に実施できるような態勢を確立する必要がある。

第1節 区の活動態勢

世田谷区のような大都市においては、大火災、危険物漏えい又は爆発といった大規模事故等による災害の発生する可能性もある。

このような局地的な災害が区の地域で発生した場合、区は、関係機関からの通報や区機関による情報収集活動を行い、その災害の状況に応じて、災害対策本部の設置や医療救護活動の支援、住民への避難勧告・指示及び避難所の開設等の災害活動を実施する。

また、記載項目の無いものは「震災編」の計画を準用する。

第2節 合同調整所の設置

大規模事故により、死傷者が生じた場合、災害現場では、被害を最小限にするため、区や関係機関、地域住民等が、お互いの役割を認識した上で、相互に連携して応急対策活動を実施する必要がある。そのため、災害現場における各機関の情報の共有化、活動の調整等を行い、被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させることを目的として、必要に応じて被災現場近くに合同調整所を設置する。

1 合同調整所の設置

都は、大規模事故発生時、現地活動機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため、必要であると判断した場合、合同調整所を設置する。

なお、区内に大規模事故が発生し、合同調整所が設置される場合には、区の施設を提供するとともに、合同調整所に職員を派遣し、都と連携して連絡調整等を実施する。

2 合同調整所の組織

災害現場における関係各機関は、合同調整所に連絡員を派遣する。関係機関には、以下のものが考えられる。

- ・国土交通省（緊急災害対策派遣隊〔TEC-FORCE〕等）
- ・都 ・事故発生地区市町村 ・警視庁・警察署 ・東京消防庁・消防署
- ・自衛隊 ・医師会 ・日本赤十字社
- ・事故当事者機関（鉄道事業者等） ・消防団 等

3 連絡調整事項

合同調整所では、主として以下のような連絡調整等を実施する。

- ・被害状況の把握
- ・警戒区域の確認
- ・各機関の部隊派遣状況及び見込み
- ・被災者が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整
- ・軽症者の臨時的な移送や医療救護に関する調整
- ・重傷者の医療機関への移送に関する調整（ヘリ搬送含む）
- ・遺体の搬送及び安置場所等の調整
- ・各機関が発表する広報内容の確認等
- ・民間施設等の使用に関する確認
- ・臨時ヘリポートの設置・運用に関する調整
- ・その他各機関が必要とする事項

※TEC-FORCE等は、二次災害防止施策、施設・設備の応急復旧活動等に関して、被災地方公共団体等が行う活動に対数支援を実施する。（被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策等）

4 合同調整要員

大規模事故により多数の死傷者が生じ、都が合同調整所を設置した場合、区は合同調整所に職員を派遣し、都と連携・協力して連絡調整等を実施する。

第2章 大規模事故時の応急対策計画

大規模事故が発生した場合、人命救助や被害の軽減を図るため応急対策が重要となってくる。

第1節 鉄道事故

機関名	対策内容
東急電鉄(株)	<p>運転事故が発生したとき人命の救助を第一とし、かつ、敏速適切な処置をとることにより、事故による支障の除去に努め、その影響を最小限にとどめるため、事故の早期復旧に努める。</p>
小田急電鉄(株)	<p>大規模鉄道事故が発生した場合は、人命財産の安全を第一として、負傷者の救助、併発事故防止等の応急措置をとるとともに、社内規定に基づき速やかに対策本部を設置して情報収集・共有、復旧活動、代替輸送手配等にあたり早期復旧に努める。</p>
京王電鉄(株)	<p>大規模事故が発生した場合は、速やかに事故対策本部を設置するとともに、あらかじめ定められている事故連絡体制、動員体制に基づき、人命を第一に、被害を最小限に食い止めるよう努める。</p> <p>速やかに状況を把握し最も安全な方法によって、旅客の避難誘導を行い、死傷者がある場合は迅速に救出するとともに、輸送（代替、振替を含む。）の確立を図る。</p> <p>なお、事故発生時に復旧の迅速を期するため、平素から応急資機材の整備及び緊急自動車、衛星電話機の配備を行っている。</p>

第2節 ガス事業者

機関名	対策内容
東京ガス(株)	<p>1 通報連絡等</p> <p>ガス導管等の事故が発生した場合、当該工事現場の現場責任者は通報の責任者として、直ちにガスライト 24、警察、消防、道路管理者並びに沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。</p> <p>2 非常災害対策組織</p> <p>ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた組織による。なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、24 時間緊急出動体制を確立しているガスライト 24 が、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処する。</p>

第2章 大規模事故時の応急対策計画
第3節 道路・橋りょう・トンネル事故

大規模事故対策編
第1章 応急活動体制

大規模事故対策編
第2章 大規模事故時の応急対策計画

機関名	対策内容
	<p>3 事故時の応急措置</p> <p>(1) 東京消防庁・消防署又は、警視庁・警察署と密接な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。</p> <p>ア 人身事故が発生したときは、直ちに医師又は東京消防庁・消防署に連絡し、適切な措置をとる。</p> <p>イ ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないようにする。</p> <p>ウ 状況に応じ、メーターガス栓、遮断装置等によりガスの供給を遮断する。</p> <p>エ 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。</p> <p>オ 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により付近住民等に対する広報活動を行う。</p> <p>(2) 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。</p> <p>(3) 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。</p>
東京消防庁・消防署	<p>事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMA Tと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の勧告又は指示を行う。災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。関係機関との間に必要な情報連絡を行う。</p>

第3節 道路・橋りょう・トンネル事故

機関名	対策内容
区	<p>区が所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。また、事故状況に応じ、都に対して合同調整所の設置を要請する。</p> <p>事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼等、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁・警察署、東京消防庁・消防署と連携し、避難先の確保や避難者の誘導を行う。</p>
国土交通省関東地方整備局	<p>関東地方整備局が所管する道路に関する大規模事故が発生した場合、又は発生が予想される場合、被害を最小限にし、輸送の確保を図るため、次の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関への連絡 2 応急措置・復旧体制の確保 3 応急・復旧措置の実施

機関名	対策内容
	また、事故状況に応じ、都に対して合同調整所の設置を要請する。
首都高速道路(株)	大規模事故が発生した場合又は発生が予想される場合、防災業務計画に基づき災害応急対策を実施するとともに、関係機関と情報交換を行うものとする。
東京消防庁・消防署	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて、東京DMA Tと提携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

第4節 危険物施設

区内にある石油等の危険物の貯蔵所・取扱所、高压ガス製造所等の危険物施設については、関係法令等に基づき安全化対策がとられているが、万一、大規模な事故が発生した場合、従業員はもとより、周辺の住民等に対しても大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、被災者の救助や災害拡大防止等の応急措置を迅速かつ的確に実施し、被害を最小限に止めることが必要である。

1 石油类等危険物施設

機関名	対策内容
警視庁 ・警察署	(1) 災害の発生が予想される場合は、特に危険と認められる施設に職員を派遣して、施設の責任者に対して防災措置の実施について指導する。 (2) 災害が発生した場合は、直ちに現場へ警察官を派遣して施設の管理責任者並びに防災責任者と密接な連絡をとり、警戒区域の設定、被災者の救出救助、周辺住民等の避難誘導その他必要とする防災措置を講じる。
東京消防庁 ・消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、危険物施設の実態に応じて、次の措置を実施させる。 (1) 危険物の流出、爆発のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火及びタンク破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 (3) 災害発生時の自主防災組織の活動 (4) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺住民等に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の徹底 (5) 消火薬剤、中和剤の準備の徹底

2 火薬類施設

機関名	対策内容
警視庁 ・警察署	(1) 火薬類取り扱い場所付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがあるときは、当該施設の責任者その他関係者に対し、必要な警告を発し、危害防止のため通常必要と認められる措置を講じることを命じ、又は

第2章 大規模事故時の応急対策計画

第4節 危険物施設

大規模事故対策編
第1章 応急活動体制

大規模事故対策編
第2章 大規模事故時の応急対策計画

機関名	対策内容
	<p>自らその措置をとる。</p> <p>(2) 必要と認められる措置を講じる余裕がない場合は、爆発により危害を受けるおそれのある地域に対して立入禁止の措置をとるとともに、危険区域内にいる区民を避難させる。</p>
<p>東京消防庁 ・消防署</p>	<p>火災が発生し、火薬類等に引火爆発の危険のおそれがある場合は、関係機関と連携し、次の措置を実施する。</p> <p>(1) 延焼防止、火薬類の搬出及び関係者以外の立入禁止措置</p> <p>(2) 前記措置の余裕がない場合は、危険区域を設定し、立入禁止区域内からの緊急避難措置</p>

3 高圧ガス施設

機関名	対策内容
<p>警視庁 ・警察署</p>	<p>(1) ガス漏れ等事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。</p> <p>(2) 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めた時又は区市町村長から要請があった時は、避難の指示を行う。</p> <p>(3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。</p> <p>(4) 避難路の確保及び避難誘導を行う</p>
<p>東京消防庁 ・消防署</p>	<p>高圧ガス施設等からガス漏れが発生し、引火、爆発の危険がある場合は、関係機関と連携し、施設責任者に対し次の措置を実施させる。</p> <p>(1) ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関への通報</p> <p>(2) 関係機関との必要な情報連絡</p> <p>(3) 消火薬剤、中和剤の準備</p> <p>(4) 危険区域を設定し、立入禁止区域内からの緊急避難措置</p>

4 毒物・劇物施設等

機関名	対策内容
<p>東京消防庁 ・消防署</p>	<p>毒物・劇物施設等から有毒物質が拡散し、又は拡散するおそれがある場合は、関係機関と連携し、施設責任者に対し次の措置を行うよう徹底させる。</p> <p>(1) 有毒物質等の拡散が急務で、人命の危険が著しく切迫しているときは、避難の勧告又は指示</p> <p>(2) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制</p> <p>(3) 関係機関との必要な情報連絡</p> <p>(4) 消火薬剤、中和剤の準備</p>

5 危険物等輸送車両

機関名	対策内容
<p>警視庁</p>	<p>(1) 施設管理者に対し、保安施設、応急資器材等を整備充実させるための効果的</p>

機関名	対策内容
・警察署	<p>な活動を推進する。</p> <p>(2) 移動可能なものは、周囲の状況により安全な場所へ移動させる。</p> <p>(3) 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる</p>
東京消防庁 ・消防署	<p>高圧ガス等輸送車両からのガス漏れ又は、引火爆発のおそれがある場合、関係機関と連携し、施設責任者に対し、次の措置を実施させる。</p> <p>(1) 災害実態の把握及び原因物質の把握</p> <p>(2) 危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置</p> <p>(3) 高圧ガス等輸送車両からのガス漏れを防ぐための緊急措置</p> <p>(4) 消火薬剤、中和剤の準備</p>

第5節 大規模停電

大規模停電に対する区の体制及び対応については、大規模事故対策編「第1章 応急活動体制」を準用する。

